

平成24年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

平成24年6月4日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月 4日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	6月 5日	火		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	6月 6日	水		○休 会
4	6月 7日	木		○休 会
5	6月 8日	金		○休 会
6	6月 9日	土		○休 会
7	6月10日	日		○休 会
8	6月11日	月	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
9	6月12日	火	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
10	6月13日	水	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問 ○委員会 （総務産業、社会文教）
11	6月14日	木		○休 会
12	6月15日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

6月4日上程

議案第28号	平成24年度学校施設環境改善交付金事業村上小学校改修工事請負契約の締結について	6月4日	可決
議案第29号	坂城町暴力団排除条例の制定について	6月15日	可決
議案第30号	外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について	6月15日	可決
議案第31号	坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について	6月15日	可決
議案第32号	平成24年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について	6月15日	可決
議案第33号	平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について	6月15日	可決
議案第34号	平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	6月15日	可決

6月15日上程

	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6月15日	適任
	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6月15日	適任
発委第4号	消費税増税法案の撤回を求める意見書について	6月15日	可決
発議第1号	「大飯原発」の再稼働を行わないことを求める意見書について	6月15日	可決

平成24年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日 6月4日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○町長招集あいさつ	3
○議案第28号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	9
○議案第29号～議案第34号の上程、提案理由の説明	18

第2日 6月11日(月)

○議事日程	22
○一般質問 山崎 正志 議員	22
塩野入 猛 議員	35
塚田 忠 議員	46
中嶋 登 議員	56

第3日 6月12日(火)

○議事日程	68
○一般質問 塩入 弘文 議員	68
西沢 悦子 議員	83
塚田 正平 議員	96
・川まゆみ 議員	107

第4日 6月13日(水)

○議事日程	122
○一般質問 大森 茂彦 議員	122
入日 時子 議員	136
窪田 英子 議員	148

第5日 6月15日(金)

○議事日程	162
-------	-----

○請願・陳情採決	162
○議案第29号～議案第34号の質疑、討論、採決	163
○追加議案上程、提案理由の説明	173
○人権擁護委員の推薦、発委第4号、発議第1号の質疑、採決	176
○町長閉会あいさつ	177

平成24年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成24年6月4日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月4日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	塩 入 弘 文 君	8 番議員	入 日 時 子 君
2 〃	・ 川 まゆみ 君	9 〃	大 森 茂 彦 君
3 〃	西 沢 悦 子 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	塩野入 猛 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	窪 田 英 子 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塚 田 正 平 君	13 〃	柳 澤 澄 君
7 〃	山 崎 正 志 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	青 木 知 之 君
住 民 環 境 課 長	小 奈 千 秋 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 昌 也 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	中 村 淳 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第28号 平成24年度学校施設環境改善交付金事業 村上小学校改修工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第29号 坂城町暴力団排除条例の制定について
- 第 7 議案第30号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 8 議案第31号 坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第32号 平成24年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第33号 平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について
- 第11 議案第34号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされております。これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（宮島君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議規則第120条の規定により、8番 入日時子さん、9番 大森茂彦君、10番 中嶋登君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（宮島君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの12日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月15日までの12日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は明日5日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め一人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定してあります。

なお、一般質問の会議時刻は議会運営委員会の決定により、午前8時30分といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（宮島君） 日程第3「町長の招集あいさつ」、町長から招集のあいさつがあります。

町長（山村君） 皆様おはようございます。

本日ここに、平成24年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては全員のご出席を賜りまして、開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、なかなか安定しない国内政治です。本日、野田総理は内閣改造に踏み切るようですが、今後の消費税増税を柱とする税制改正法案の行方をめぐっては、ますます混迷をきわめることが予想されます。一刻も早い政局の安定を求めるものであります。

一方、世界に目を向けますと、世界中が注目していたフランスの大統領選挙では、現職のサルコジ氏を破り社会党のオランド氏が当選し、ギリシャの総選挙では、緊縮財政政策を進める与党が過半数割れをし、第1党から3党までの党首による組閣の試みや、大統領が政権発足に向けて行った調停も失敗に終わり、今月17日に再選挙が実施されることになりました。このため、一時安定するかに見えましたがヨーロッパの経済状況が、再び世界経済を揺さぶりだし目が離せない事態になっております。

日本国内の状況につきましては、内閣府による5月の「月例経済報告」によりますと「景気は依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある。」とされ、先行きについては、復興需要等を背景に、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されております。しかしながら、先ほども申し上げましたが、欧州政府債務危機をめぐる不確実性が再び高まっており、これらを背景とした金融資本市場の変動や海外景気の下振れ等により、我が国の景気が下押しされるリスクが存在しており、また電力供給の制約や原油高の影響、さらにはデフレの影響等にも注意が必要とされている状況であります。

また、日本銀行松本支店が5月に発表した「長野県の金融経済動向」によりますと、総論として「長野県経済は、足踏み状態となっている」とし、公共投資の減少、住宅投資の下げどま

り、輸出が弱めの動きの中で、生産も弱めの動きと見ております。

町内企業の動向につきましては、町内の重立った企業からの4月のアンケート結果から申し上げますと、生産量は1から3月の円高傾向を受けまして、自動車部門、工作機械部門とも「まだら模様」であります。全体として停滞している傾向にあります。

また、今後3カ月後の見込みといたしましては、生産量、売上げとも「プラス」と見込む企業が「マイナス」を見込む企業を上回っているものの、伸び率といたしましては、微増といった状況となっております。ただし、前年同期との比較では、生産量、売り上げとも増加の回答が多く、穏やかではありますが、堅調に推移しております。町内企業の皆さんの努力に敬意を表するものであります。

新聞発表等で皆様ご存じと思いますが、うれしいお知らせがございました。中沢前町長が旭日双光章を受賞され、先月31日、皇居におきましてご夫婦で天皇陛下と拝謁されました。

中沢前町長は平成3年から2期助役として、平成11年からは3期12年にわたり、町長として在職され坂城町の発展のためにご尽力をいただきました。

特に、「さかき千曲川バラ公園」を整備し、今年もこの2日から開催されております「ばら祭り」は、町内外から4万人を超えると予想される方が訪れる町の一大イベントとなる基を築かれ、さらに、今年10周年を迎える「鉄の展示館」「びんぐし湯さん館」など地域の拠点を整備されました。

また、中国の復旦大学との友好交流議定書の締結、信州大学及び長野大学、埼玉工業大学との連携協定の締結、さらに、町内で培われた高度な技術・技術の伝承と習得、子供たちへの「ものづくり教育」の支援のため、「坂城WAZAパワーアップ事業」を創設するなど、産学官連携にも積極的に取り組まれました。

今後におかれましてもご健勝で、益々のご活躍をご祈念申し上げます。

さて、町長に就任して1年が経過いたしました。就任と同時に新たな「まちづくり」として「チャレンジSAKAKI」に職員と一体となって取り組んでおります。例えば、役場玄関入口にある案内板のあり方も検討し、設置場所、画面の角度、高さ、明るさ等に工夫をこらし、わかりやすく、見やすい案内板とし、会議室の利用についても町民の皆さんによりわかりやすくご覧いただけるよう「カラー液晶による表示」といたしました。

また、お時間のない町民の方のために税金、下水道使用料の納入の機会を増やすコンビニ収納をスタートいたしました。5月1日納期限の固定資産税、5月31日納期限の軽自動車税の封筒、チラシにもコンビニ収納開始のお知らせをいたしました。町民の皆さんには、今後、町県民税、国民健康保険税の納付書がお手元に届きましたら、ご利用をいただきたいと思っております。

この4月に新たに職員として7名が採用されました。この7人からからも、「チャレンジSAKAKI」の提案をしてもらいました。内容は、小学校改修改築について、図書館のホーム

ページの開設等、具体的なものや、「しっかりあいさつ」をしたいとの初々しいものもありました。私も、新入職員の一所懸命に業務を行っている姿を見るにつけ、私自身がマンネリにならないよう、常に新たな気持ちで行政運営に携わってまいりたいと考えております。

次に、今年で7回目を迎えます「ばら祭り」が、「薔薇人の会」を中心とする実行委員会の皆さんにより、この2日から17日までの16日間の日程で開催されております。

開会式には、北陸地方整備局千曲川河川事務所長さんを初め、坂城町の千曲川の自然に関してご指導をいただいている、当町ご出身の信州大学名誉教授の中村浩志先生等をお迎えして、盛大にオープニングセレモニーが行われました。

また、この開会式には先月26日より鉄の展示館において展覧会を開催している、当町出身の「小松美羽」さんにも出席いただき、ご自身の活動を紹介するなど華を添えていただきました。

さらに今年は、毎年恒例の坂城小学校5年生の皆さんによる勇壮な和太鼓の演奏に加えて、「上五明長持ち会」による長持ち道中もご披露いただき、ばら祭りを大いに盛り上げていただきました。

今年も期間中、町内外から多くの皆さんにお越しいただけるものと思います。昨3日には1日で3千人のお客様においでいただきました。お客様にはこの「さかき千曲川バラ公園」にあわせ、坂城町の魅力を数多くご紹介し、楽しんでいただきたいと思います。

さて、これから夏場の電力需給が逼迫する時期を迎えることから、本年も中部電力より夏場の電力使用量削減の取組の要請がありました。エネルギー消費が大きい工業を主要産業としている当町といたしましては、電力の安定確保、いわゆるエネルギーセキュリティは大変重要なことですので、町全体で電力使用量削減やピーク電力低減に向け、広報紙等による啓発活動などを進めてまいりたいと考えております。

役場庁舎におきましても昨年度は、電力使用量を一昨年度より10%削減することができました。今年度は、新たに日射調整フィルムやグリーンカーテン等による節電を行い、中部電力から要請のありました5%の電力使用量の削減に取り組んでまいります。

昨年度調査を行いましたスマートコミュニティ構想事業につきましては、具体化に向け、短期的、あるいは中長期的な視点で、どんな時期にどんなことをやるのかという計画の作成を行ってまいります。

また、昨年度の町の取り組みを受けて、今年度信州大学地域共同研究センターから坂城町でスマートグリッドの共同研究に取り組みたいとお話がありました。スマートグリッドとは情報通信技術を活用して、電力の需給調整を行うシステムのことで、スマートコミュニティを実現する上で核となるものでありますので、ぜひ、実施できるよう調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、子ども達の安全と災害発生時の避難場所の確保を図るため、学校施設の早急な耐震化事業に取り組んでいるところであります。村上小学校の改修工事につきましては、請負事業者が決まりましたので、今議会の先議において工事請負契約の締結についてのご審議をお願いいたしたく議案の上程をいたしました。

また、村上小学校については、現在の校舎を耐震補強にあわせた大規模改修を実施することで、今後も施設を維持してまいります。

なお、今回の改修工事とあわせ環境学習の一環ともなる太陽光発電設備も設置してまいります。

また、南条小学校については、新校舎建設に向けて建設検討委員会を先月31日に開催いたしました。今後、新校舎の建設位置、校舎の規模、安全・安心な校舎レイアウト、防災拠点としての機能など、検討を進めていく予定となっております。

ワイナリー形成事業につきましては、ブドウの産地として、新たな産業への広がりを創造するため、醸造用ブドウの栽培と担い手の確保、育成を図り、将来的にはワイナリーの設置を目指し事業展開をしてまいります。

導入品種の選定に必要な試験圃場につきましては、土地所有者のご理解をいただく中で、四ツ屋区の上沖土地改良区受益地内に確保してまいります。

引き続き、検討会議の皆さまや日本で唯一のワイン科学研究センターのある山梨大学名誉教授で日本のワイン研究の第一人者であります横塚弘毅博士などの専門家にもご意見を伺いながら進めてまいります。さらに、担い手となる熱意ある生産者を公募する中で、町も農業支援センターを通じて支援をしてまいりたいと考えております。

地域づくりを地域の人々が担う「地域づくり活動支援事業」につきましては、8年目を迎え、12区から自律と協働のまちづくりに向け、各区の特性を生かした事業が申請され、4月13日に行われた審査の結果、全事業が採択されました。住民参加のまちづくりを推進し、コミュニティ活動の活性化を図るため、町として積極的に支援を進めてまいります。

次に、昨年7月から行われております商工会、さかきテクノセンター共催による「経営革新塾」には、次代を担う若手経営者や後継者が集まり、「町工場技術の復権」をテーマに、毎回、熱心に勉強されております。私もほとんど参加しておりますが、若い人たちの熱意を感じることができ、大変頼もしく思っております。今年度も新しいメンバーを加えてスタートしており、今後の若手経営者の活躍を大いに期待するところであります。

また、今年度事業として、中小企業能力開発学院では当町の名誉町民であり、セブン&アイ・ホールディングスCEOの鈴木敏文氏や日本を代表する経営学者の野中郁次郎氏による講演会のほか、流通界及び産業界の第一線で活躍する方を講師としてお招きし、商工業経営者や地域住民を対象とした講座を実施いたします。町としましても次代を担う人材育成事業を積極

的に支援してまいりたいと考えております。

「松くい虫」の防除につきましては、昨年度、これからの町の防除対策指針としての提言を「松くい虫防除対策会議」からいただきました。この提言を基本として、本年度は総合的な松くい虫防除対策を実施してまいります。その一環として、今月18日に急斜面で人の手による伐倒駆除や予防が困難な場所である自在山風致地区及び葛尾山風致地区の2カ所25haの空中散布を予定しております。散布に際しましては、長野県防除実施基準に基づき、薬剤もより人体に影響の少ない薬剤を使用し、これは非有機リン系ということになります、安全性に十分考慮して空中散布実施してまいりますので、町民の皆さまのご理解をお願いいたします。

さて、5月17日に任期満了になりました農業委員選挙につきましては、5月10日に告示され、定数11人に対し、同数の立候補者があり、無投票となりました。また、議会、農協等による選任委員も決定し、先月24日の臨時総会において朝倉國勝会長を選出し、新体制でスタートいたしました。今後のご活躍をご期待いたします。

次に、今月1日に、緑豊かな住みよい郷土づくりの推進と森林資源の育成を図ることを目的とした「平成24年度坂城町植樹祭」あわせて「長野地区もりと緑の祭典」が、びんぐしの里公園において盛大に開催されました。議員各位を初め、関係団体や多くの町民の皆さんの参加をいただいて除伐作業やヤマツツジなどの植樹作業が行われました。今後も森林に対する感謝の心を醸成するための活動に取り組んでまいりたいと思います。

鉄の展示館「開館10周年」記念として、坂城町出身の銅版画家、小松美羽さんによる、ふるさと坂城の民話を題材にした新作の展覧会が先月26日から7月16日まで行われております。2m、9m、11mといった巨大な作品から版画やペイント、立体作品など多数の作品が展示されておりますので、多くの皆さんにご観覧いただきたいと思います。

次に、福祉施策について申し上げます。

町では、町民の皆さんの健康づくりのために健康診査や各種がん検診、予防接種、また介護予防にもつながる運動教室など、さまざまな事業を展開しております。

特に、医療費増加の大きな要因になっている生活習慣病の予防・改善を図るため、平成20年度から各保険者に義務づけられました「特定健康診査」につきましては、徐々に受診率が向上し、昨年度は、およそ45%と一昨年度より5ポイント上昇いたしました。まだまだ多くの方に受診をしていただければというふうに思っております。受診率の向上は、何よりも医療費の増加に歯どめをかける、さらには医療費を減少させるという大きな目標につながります。一人一人が、自分の健康は自分自身で守るという気持ちで、まずは年に一度の健康診査を受けていただきたく、受診率65%を目標として取り組んでまいります。

医療費の増加が大きく影響する国民健康保険税につきましては、一般被保険者の23年度医療費は前年度比およそ5%増加し、初めて10億円を超える見込みであります。

今後も医療費の増加が見込まれる中、国民健康保険事業の運営は非常に厳しい状況が続くことが予想されますが、先月29日に開催されました「国民健康保険運営協議会」におきまして、今年度の税率を据え置くこととさせていただきました。引き続き、医療費の抑制、国保事業の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

新国道18号バイパスにつきましては、鼠橋から県道力石バイパスまでの3.8km間が事業化となり、昨年度中に地形の測量や地質の調査が実施され、現在、国土交通省長野国道事務所におきまして予備設計が実施されており、近いうちに提示がなされるものと思います。

この設計により、おおまかな道路の高さ等が示されてまいりますので、この計画内容に基づき、まずは役場内の関係各課において検討し、設計内容の精査をしていく予定であります。

また、計画線の沿線周辺におきましては、今年度、有線放送でお知らせしている動植物の生息・生育状況を調べる「環境調査」が実施される予定であります。

長野国道事務所といたしましては、事業認可から供用開始までおよそ10年を見込んでおりますが、5月15日に実施しました「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」の要望活動の際に、前倒しの事業実施により7年程度で供用開始ができるよう強くお願いをいたしました。

下水道事業につきましては、現在の坂城町の下水道普及率は67.5%で、約1万700人の町民の方々にご利用をいただけるインフラの整備が整いました。

現在、村上地区におきましては、村上小学校付近で3工区の工事、南条地区では町横尾、泉区での地元説明会を開催し、整備区域の拡大を図っております。

また、谷川以南の金井・新地・鼠の地域につきましては、認可区域として取り込んでいく作業を現在進めております。

県道坂城インター線から旧貞明保育園付近までの坂都1号線道路改良事業につきましては、現在、道路改良工事を実施しております。また、車道部等の舗装工事を実施するに当たり、交通規制が必要となり町民の皆さんにご不便をおかけいたしますが、この区間の円滑な交通のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

全国的に社会全体で暴力団を排除しようとする機運が高まりを見せる中、長野県におきましても平成23年9月に長野県暴力団排除条例が施行されました。町でも、住民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、坂城町暴力団排除条例を制定いたしたく、今議会に議案を上程いたしました。条例制定を一つの契機といたしまして、町民、事業者、関係機関の皆さんと協力し、安全・安心なまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

町消防団の拠点として昨年度整備いたしました第3分団詰所が完成し、昨日、関係者をお招きして完成披露を行いました。これで町内全ての消防団詰所が整備されました。なお、この第

3分団詰所は、南条・中之条の河川氾濫等災害に対応できるよう、資機材倉庫も備えた詰所があります。

また婦人消防隊のユニフォームにつきまして、長野県市町村振興協会の補助採択を得ましたので、日ごろの活動がしやすいようにジャンパー、キャップ、帽子ですね、の購入にかかわる補正予算を今議会に計上いたしました。婦人消防隊の日常での活動、機動力の向上、しいては防災意識の高揚つながればと考えております。

今議会に審議をお願いする案件は、請負契約の締結が1件、条例の制定が1件、条例の改正が2件、工業地域開発事業特別会計予算、24年度の一般会計補正予算、下水道事業特別会計補正予算の計7件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎日程第4「諸報告」

議長（宮島君） 日程第4「諸報告」について、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度坂城町一般会計及び平成23年度坂城町下水道事業特別会計に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条3第2項の規定により、坂城町土地開発公社及び財団法人さかきテクノセンターに係る平成24年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員からは例月の現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願及び陳情について申し上げます。本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

◎日程第5「議案第28号 平成24年度学校施設環境改善交付金事業村上小学校改修工事請負契約の締結について」

議長（宮島君） 日程第5「議案第28号 平成24年度学校施設環境改善交付金事業村上小学校改修工事請負契約の締結について」を議題とし、議決の運びまで行います。

職員に朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第28号「平成24年度学校施設環境改善交付金事業村上小学校改修工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本件は、村上小学校校舎の耐震補強及び大規模改修工事を実施するための工事請負契約でございます。また、あわせて屋上に太陽光発電装置を設置し、児童の環境学習に役立てるとともに、町が進めておりますスマートコミュニティ構想の一環として本工事を位置づけるものであります。

契約の内容でございますが、改修を行う延べ床面積は約3,900m²で、普通教室棟、特別教室棟の耐震補強工事と普通教室棟、特別教室棟、管理棟の大規模改修工事、太陽光発電装置設置工事などが主な工事となります。

契約金額は1億5,960万円、契約の相手方は飯島・住建建設共同企業体でございます。なお、工期につきましては議決をいただいた日から平成25年3月25日まででございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（宮島君） 提案理由の説明が終わりました。

議案調査のため10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時31分～再開 午前10時42分)

議長（宮島君） 再開いたします。

日程第5「議案第28号 平成24年度学校施設環境改善交付金事業村上小学校改修工事請負契約の締結について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

4番（塩野入君） 質問をいたします。まず、この改修工事であります。今、町長の議案説明の中では管理棟は改修ですと、それから普通棟とそれから特別棟は耐震と改修ですと、こういうことではありますが、それはそれでいいんですが、その耐震と改修をどういう感じで、参考に図面は来ていますけれども、ちょっとこの図面でどういうふうにするのかもうちょっと説明をいただきたいというのが1点です。

それから、耐震と改修がありますが、耐震と改修をどういう手順で進めていくのか、これは2点目。

3点目です。耐震と改修の金額、それぞれの金額はどのくらいになっているのか、耐震がどのくらいで、改修がどのくらいか、耐震がどのくらいか。

次に何社が加入していましたでしょうか。それから入札経過、これは1回で済んだのかどうなったのか、その入札経過。

それから、予算が3億600万円ありました。ほぼ2分の1であります。こんなに安く、どうしてこんなになったのかその状況ですね。とにかくその予定価格はどのくらいなんですか。そして最低制限価格を設けていないんですが、そういう基本的にそういうものはどういうふうに使っているのか。安かろう、悪かろうでは困るんですね。その辺のところをどういう手順でこの額になったのか、それをお聞きをしたいと。

それから、最後に太陽光の費用はこの中に含まれているはずですが、お幾らでしょうか。

以上、お願いします。

教育文化課長（柳澤君） 村上小学校の改修工事の契約に係る部分で順次ご説明をまいります。

まず、工事の概要という部分であります。この部分、概略の図面を申し上げたところでありますけれども、耐震補強と工事の部分につきまして、概略でご説明をします。耐震補強工事につきましては、普通教室棟と特別教室棟の耐震化率が満たされていないということで、その耐震化補強をして確実なものにするという部分であります。おおむねこの図面で下段が普通教室棟の部分になっております。この中で赤く色をつけてある部分でありますけれども、この部分、補強壁というようなところを普通教室棟と、それからトイレの部分に設置をします。また、会議室、廊下というようなところにも補強壁というところで、耐震の改修をしているところであります。それから特別教室棟の理科室のところにも赤い壁があるんですけども、この部分も耐震の補強壁というところで耐震化率を満たしていくという改修でございます。

それから大規模改修という部分でありますけれども、この部分につきましては普通教室棟、特別教室棟、それから管理棟のすべてにおきまして工事の施工を考えているところであります。普通教室棟につきましては、主な改修というところで左の欄の中に書いてある部分でありますけれども、普通教室におきましては廊下、階段というようなところにつきましては、床、壁、天井の改修というような状況を予定をしているところであります。それからトイレにつきましては配置というような状況のレイアウトの変更、それから洋式便器の設置というような改修を行うような予定をしております。

そのほか図書館におきましても、床の改修というようなところ、それから外壁、屋上、外壁につきましても全面的な塗装、屋上におきましても防水改修というようなところを計画しているところであります。特別教室棟におきましても、大規模改修というところでありますと、廊下、階段の床、壁、天井の改修というような部分、保健室におきます床の改修とエアコンの設置というような状況、それから音楽室、特別支援学級におきましても床、壁、天井というような改修を予定をしているところであります。それから職員室につきましては床、壁、天井、放送室におきましては、放送機器の更新というようなところを予定をしているところであります。特別教室棟のトイレにつきましては、耐震のスリットを一部入れまして便器等の改修を予定をしているところであります。それから特別教室棟におきましても、外壁、屋上につきましては全面塗装、防水改修というような状況を予定をしているところであります。

それから管理棟につきましては、耐震化の部分は耐震補強をしなくても済むというような状況でありますので、大規模改修の状況になっております。廊下の床、壁、天井の改修というようなところあります。昇降口におきましてげた箱の新設、扉の調整、それから外壁において

は全面塗装、屋上において防水の改修を行うような状況であります。

それから、どういう手順でというような状況でありますけれども、この部分につきましては校舎ごとに大規模改修と耐震工事を同時に進めていくような状況となっております。普通教室棟において、まず耐震改修と大規模改修を同時に施工しまして、まず普通教室棟を仕上げまして、次に特別教室棟の方で大規模改修と耐震化を進めまして、最後に管理棟の順で施工をしていく状況でございます。

それから、金額でございますけれども、申しわけありません。工事の部分の割合ということでちょっと申し上げたいところなんですけれども、耐震補強につきましてはこの金額のおおむね23%、それから大規模改修につきましてはおおむね62%、それから太陽光につきましてはおおむね12%、その他というようなところで3%というような金額というような状況となっております。

それから、続いて何社の入札かというところでございます。入札につきましては、指名業者の8の共同企業体で入札を行ったところであります。

それから、1回で落札かというような状況でございますけれども、入札につきましては1回での落札というような状況でありました。

あと、設計の価格ということで申し上げる状況でありますけれども、設計の価格でありますけれども、おおむね2億9,400万というような状況でございました。この部分、かなり安い、安価な状況で入札が行われたというような状況であります。そういう中で、どのような手順で決定したのかという部分でありますけれども、この中には落札率が低かったというような状況でございますので、一たん休憩をさせていただきました。業者から積算用の内訳書を提出していただきまして、設計事務所による審査を行ったところであります。その後、再度、再開をいたしまして全事業者がいる中で設計事務所から内容聴取を行いまして、その結果、施工可能という審査結果から落札業者という部分を決定した状況でございます。

それから、最低制限価格という部分は当町の場合、設けておりませんで、この価格でできるのかどうかというところを設計業者の中でできるという判断をしていただいた結果から、この落札業者と決定をさせていただいた状況となっております。

それから、太陽光につきましても先ほどパーセンテージで申し上げましたけれども、本工事に入っている状況であります。以上でございます。

4番（塩野入君） 大体わかりました。そしてまず心配なのはですね、設計価格2億9,400万、大体これは予算書で3億600万と当初予算にありますから、まあ3億、大体まあまあその辺はいいかなと、こういう感じがするんですが、これが今の半分以下ですよ、しかも太陽光の費用まで入って半分というところです。今、お聞きをすると休憩をしているいろいろお聞きをして、設計者が可能だと、こういうことでありますが、この辺のところ文化課長が見

てですね、私も実は村上の出身ですが、大変心配になるんですが、その辺のところは価格、経過をあわせてどんな感じでしょうか、そこをちょっともう一度お願いしたいということであります。

それから、これができ上がると、これは耐震、そしてこれはいずれにしても防災なんかの拠点なんですね、集まるところとか、そういうところに学校がなるという面もあるわけですが、改修後、これをやると大体あとどのくらい保障できるんでしょうね、あと何年ぐらいいは大丈夫ですよと、これだけ改修をして、これだけやると大体何年ぐらい大丈夫ですよと、その辺のところをお聞きをいたしたいと、このように思うわけであります。

教育文化課長（柳澤君） 2回目の質問にお答えしてまいります。

設計事務所の確認の中で、この金額で仕様書とは違う施工はないのかというようなところを確実に確認をして、この金額でおおむねできると、施工は必ずできるという部分があります。

それから、第2位で入札していた業者との大変な差があったというような状況ではございませんので、この金額で確実に施工ができるというふうに考えているところであります。

それから、改修後どれくらいの校舎の耐久性があるのかという部分でありますけれども、おおむね30年程度は改修でもつのではないかとこのように考えているところであります。以上です。

9番（大森君） 大改修等についてちょっとお尋ねするわけですが、学校からの要望などもお聞きされているかと思うんですが、その辺についてどのくらい生かされているかということについてお尋ねしたわけですがけれども、例えば校長室を私もこの間、ちょっと見せてもらいに行きましたけれども、その隣の職員室の通路になっているあそこはデッドスペースになっています。あそこには金庫があるわけですが、このデッドスペースをもう少し効率よく使えないかというふうに私は感じております。これについて、ここのところが改修がぜひ必要ではないかというふうに考えておりますが、それについてのご見解をいただきたいということと。

トイレですが、普通等のトイレの改修ですがけれども、この窓がどうも狭くなるのか、きちっととれないのかちょっと暗めになる心配があるということであるんですが、これについてはしっかりした明かりとりはできるのかどうか、それについてご答弁願います。

教育文化課長（柳澤君） 改修につきましてお答えしてまいります。

一つとしまして、昨年来、教育委員会とそれから村上小学校につきましては校長先生に窓口になっていただきまして、基本的な部分を設計の中で反映をさせた状況となっているところであります。

それから、校長室隣の通路というような状況であります。この部分につきましては職員室との連絡通路として活用した方がよいのではないかとこのように考えているところでありますので、デッドスペースということではなくて有効利用ということで、通路として生かしていきたいというところで

あります。

それから、普通教室等のトイレの窓という部分であります。耐震壁が入りますのでどうしてもスペース的には少なくなってしまう状況なんですけれども、窓の部分で最大限とる中で窓の開閉等、状況を検討しながら極力採光がとれるような設計を現在のところはしてある状況でございます。以上です。

9番（大森君） ですから、校長室との通路、横の通路ですけれども、実際にはこれ廊下として扱うのかどうかわかりませんが、いずれにしても、これはもうデッドスペースとしか考えられないと私は思っております。

それからトイレの件ですけれども、これ30年間使うわけで、子供たちが30年間、子供たちが利用するという事に一応なるわけですけれども、やはり特に子供たちがトイレを利用する、個室になるということで非常に明かりがきちっととれていないという、今よりも薄暗くなるという、昼間ですね。そういう状況がありますので、これもちょっと検討すべきではないかと考えますが、学校側ではどのような説明になっているのでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） 校長室裏の通路につきましては、今、ちょっと物が置いてあるような状況でありますので、それらを片づけるなどして通路として考えていきたいという構想でございます。

それから、窓に関しましては耐震補強をどうしてもやらなければいけないという状況で、補強壁がどうしても入るような状況であります。極力、一番いい採光ができるような格好で窓の方につきましては、設計業者の方でも対応しているところでありますし、学校とも協議を重ねる中で一番明かりがとれるような窓の改修をしていくところでございます。以上です。

8番（入日さん） これは坂城小学校も数年前に耐震補強をやったときに、北側の窓のところを全部筋交いを入れて、窓の幅というか、そこもかなり補強のを入れたと思うんですが、今回、村上小学校も同じくらいの年数に建てていて、そういう補強はなくてよいのか。

それから、この渡り廊下も非常に私は耐震的にどうかと思うんですが、そこを全然その補強をしていないんですが、そのことはいいのでしょうか。

それから、もう1点は今度トイレも全部便器を改修するとありますが、これでちゃんと水洗化の接続もこの工事に合わせてできるのか、その2点についてお伺いします。

教育文化課長（柳澤君） まず耐震の関係であります。坂城小学校のような部分と耐震の施工の方法がちよっと違っておまして、耐震診断の際に補強壁というような状況の中で耐震構造的にはクリアができるというような状況でありますので、ブレースを入れるというような施工にはなっておらず、耐震壁ということで対応ができるというような状況となっているところであります。

それから、渡り廊下につきましては主な改修点ということで、左の表をちよっとつくってあ

りますので、そこにはちょっと表記はないんですけども、塗装のふきかえ等は計画にしている状況となっております。

それから、トイレの水洗化という部分であります。現在の部分、合併浄化槽のところでは水洗化が対応になっておりますので、あとは下水との接続という部分が工事とすれば出てこようかなと思います。その水洗化の接続に関しましては、現在この工事の中では今の計画の中では入っておりません。下水の供用開始に合わせる中で組み入れていきたいというような考え方を持っているところであります。以上です。

8番（入日さん） ただいま補強壁でクリアできるということでしたが、それだと震度どのくらいまでの想定で耐えられるのか。今、この間の国の東海地震の場合、長野県のこの辺だと5強という数字が出ていますが、だから最終的には6ぐらいまで耐えられないと、ちょっと危ないのではないかと思うんですが、そのところまで耐えられるような設計になっているのかどうか、その点についてお伺いします。

教育文化課長（柳澤君） 震度の部分でありますけれども、耐震診断をしまして6強というところまでは耐えられるというような状況の中で、設計を組んでいるところでございます。

6番（塚田君） まず、私の勘違いか記憶がないのかわかりませんが、今、プール棟の工事が始まっているということですが、プール棟の工事の契約はいつされたのか。今回の中には入っていないはずなんですけれども、その点と、今回の耐震化工事については、南条小学校もそうですが、陸屋根なんですよ。この防水加工はどのような防水加工をされるのか。非常に雨漏りが多いということで、陸屋根の防水の関係です。

そして、私たちが社文の調査のときに、これは昨年8月です。この調査のときに21年度に体育館の改修をされておるんですが、時々雨漏りがすると、そういう訴えがありました。その点については、今回のその他の工事に入っているのかどうかと。

それとその他の関係で、学校周辺のフェンスについても大変多く要望が出されております。このフェンスと周辺の整備については、どのようにされるのか。

また、今トイレの改修について出されておりますけれども、低学年用のトイレは22年度に完了しておりますけれども、私たち昨年8月調査したときには、高学年のトイレ、3階ですかね、このトイレの洋式トイレの増設をしてほしいと、そういう要望がありました。そしてまた高学年用のトイレから体格的にも非常に大きくなってきていると、ドアが非常に狭くて、非常にスペースが狭いと、そういう要望もありました。その点についてはどんなふうに改善されるのでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） お尋ねの部分、順次お答えしてまいります。

プールの改修工事でありますけれども、この部分につきましては本契約とは別立てで既に発注をしてあるところでございます。5月の中旬に発注をしてあるような状況となっております。

それから屋根の防水の部分であります。現在の砂利というような部分を取り除きまして、防水工事を行いまして徹底したものに直していただくというような状況でございます。

それから、フェンスという部分でありますけれども、現在の計画の中ではちょっとフェンスの施工は入っていないというような状況となっております。

それから、トイレの部分でありますけれども、お手元に1階の平面図ということでお知らせをしてあるところなんですけれども、トイレの改修につきましては、普通教室棟1階、2階、3階とも全部同様な改修をいたします。様式トイレにつきましても、レイアウトを変更して設置をするというような状況の中での改修計画とさせていただきます。

それから、体育館の雨というような状況なんですけれども、通常の雨ではなくて場合によると大変横殴りの雨というような状況のときが想定されるのかないうところなんですけれども、本工事の中ではちょっと入っていない状況となっているところがございます。

6番（塚田君） 私は一番心配するのは、今回大改修の中で防水改修が一番心配なんです。先ほど町長の話にもありましたように、南条小学校の低学年棟を児童館にどうかというような話の中でも、私も発言しましたがけれども、最新の技術はたしか防水の技術も進んでおりますから、屋根をかけなくても今のまんまの陸屋根の防水をして大丈夫かと、その辺が非常に心配なんです。先ほどの30年もつというふうに話があるとするならば、本当に今まで南条小学校も村上小学校も漏水、雨漏りについては非常に大きな、長い歴史があるわけですよ。そこで30年というのは非常にもう自信を持った施工だと思うんですけれども、私は南条小学校がもし今の陸屋根を、児童館に変えるとなれば、やはり屋根をかけると、切り妻の屋根を上に乗せると、そういう方法が一番正しいと思うんです。その辺はどうでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） まず、防水という部分でございます。村上小学校につきましては、現在の設計のとおり、防水技術も進んでおりますので、その分、アスファルト防水等でしっかりやって防水事業を進めていくという考え方があります。

それから、先ほど30年という部分でありますけれども、当然、必要な手を入れなければいけないところは入れるという考え方のご答弁ということでご理解をいただきたいと思います。

それから今のお話、南条の低学年棟かと思えますけれども、その部分につきましては新しく屋根をかける方がいいのか、防水の方がいいのか、それぞれメリット、デメリットという部分もあるかと思えます。設計事務所と打ち合わせの中で、今後検討させていただきたいと思えます。

5番（窪田さん） 30年ということなんですけれども、その30年というのは普通は木造屋で30年ということですので、これはそんなに強くないような気がするんですけど、その点はどうでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） 鉄筋コンクリート構造でありますので、本来的にはもっと耐久してい

ただきたいと、耐久性を保ちたいという考え方であります。ただ、どれくらいが目途かということでもありますれば、おおむね30年というようなところの中で必要な工事等もまた入れていかなければいけないという考え方のもと、30年ということをご理解をいただきたいと思えます。以上です。

11番（塚田君） この平面図を見ると1階というように見えるんだけど、上の方は耐震は大丈夫ということですかね。同じことをやるんですか。

教育文化課長（柳澤君） 現在のお手元に配付してあります概略の平面図でありますけれども、おおむね1階平面図ということで代表的な部分で掲載をさせていただいたところでもあります。普通教室棟、特別教室棟につきましても、2階、3階はある状況なんですけれども、おおむね校舎配置としますと同様でございますので、代表的なものということで1階の平面図ということで出させていただきました。主な改修点というようなところで2階部分、普通教室棟、特別教室棟、左のところで主な改修点というようなところで掲載をさせていただいておるところなんですけれども、それぞれ補強壁というようなところ、図書室ですとか、パソコン教室というようなところで、2階での補強ですとか、耐震スリットと呼ばれるすき間の施工によりまして耐震工事をやっていく状況でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上です。

10番（中嶋君） 今、大勢の同僚議員からたくさんのご質問が出たわけではありますが、予算よりも言うなれば大幅に安くできると。これはまさにこの時代、やっぱり景気の悪い時代、税収の減っている時代、町のご努力に対しては敬意を表するものであります。ただ、逆に余りにも安すぎるんじゃないかなということでの心配の中で、議員各位、みんなご質問したということでもあります。当然、安くてうんと立派なものを建てていただけたということが、一番私はいいいことだと思っております。そのようなすべてのご答弁だったと私は認識をしておるわけあります。

ここでちょっと私も一つ心配があるんですが、実は、私、この場で何回も一般質問をさせていただいたんですが、石綿、アスベストであります。これは南条小学校のトイレ、それからそのトイレのときに私は坂城町全部大丈夫かと言ったら、全部、小学校、中学校大丈夫だというようなお話がありました。それであのときに私は安心をしたんですが、それから数年たってからですね、坂城小学校で発覚をいたしまして、私もその現場まで全部見てまいりました。これはたしか図書館の隣のボイラー室だったわけであります。そこに全然ないから大丈夫だという、あの当時、南条小学校のときに言われたら、後でそういう発覚をしたという、これは事実がありました。

それから、まだ私の記憶では、まあこれはいいんですけれども、前の給食センターのボイラー室であるとか、これはもうあそこは使わないからですね、今度改修のときに飛散をしないように、アスベストがですね、工事をしていただければよろしいかと思えます。

それから文化センターの体育館、それから文化センターのホール、これもアスベストはいまだに残っておるわけでありまして。ですから、私の今一番心配しているのは、これだけの大規模な今回工事をなされるので、村上の小学校をつくったのは昭和35年でしたかね、その近辺の南条小学校を建てた後でしたね、その後1年たってから建てたように、私の記憶ではありますが、ですから限りなく、今のアスベスト時代に建てられたというように思います。ですからその改修工事のときに、私の一番今心配しておるのはアスベストが使われていなければいいということが一番心配している部分なんです。ですから、その辺のところも把握をして、今回、こういう大改修工事をやるのかどうか、その辺のところをお尋ねを申し上げたいと思います。以上であります。

教育文化課長（柳澤君） 村上小学校のアスベストの状況でございます。現段階の調査ではアスベストはない状況ということで把握をしているところでありますので、そのようなところで施工してまいりたいと考えております。以上です。

10番（中嶋君） 今、課長のご答弁の中でアスベストはないということでありましたので、私は安心をいたしました。ただ、皆さんもご存じのとおり、あの当時は鉄骨がさびないということの中で、アスベストを全部吹きつけたということがあります。ですから、またもし内部を壊すときにですね、アスベストなどが出てこないことを祈るわけでありますが、もし出てきたなんていうようなときには、予算がとっても安く済んでいる中ではあります、そこへ少し予算オーバー、予算オーバーといえますか、今のプラスとしてアスベストをとるときにお金がかかりますので、その辺のところを工事をきちとなされることをお願いをしておきたいと思えます。今、課長からありませんというご答弁でありましたので、私のこの第2質問の答弁は要りません。以上であります。立派なものをつくっていただきたいと思えます。

2番（・川さん） 済みません、遅くなって。この概略平面図の中に管理棟は、先ほども説明がりましたが、耐震補強が必要ないというお話がありましたが、先日、見た時点ではひびが入ったり、いろいろしておりましたが、出入り口は防災のときには一番大事なところになるんですけれども、その必要ない意味をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

教育文化課長（柳澤君） 耐震強度をI s値という部分ではかれる、示される状況なんですけれども、管理棟につきましてはその耐震基準のI s値が基準より満たされているというような状況の中で耐震補強の工事は必要がないということで大規模改修を進めていることとでございます。以上でございます。

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（宮島君） 日程第6「議案第29号 坂城町暴力団排除条例の制定について」から日程第

11 「議案第34号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」までの6件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは議案第29号から34号まで一括してご説明申し上げます。

まず議案第29号「坂城町暴力団排除条例の制定について」ご説明申し上げます。本件は、全国的に社会全体で暴力団排除への機運が高まる中、平成23年9月に長野県暴力団排除条例が施行されたことから、県と連携を図り、暴力団を排除し町民の安全と平穏な生活の確保、健全な経済発展を図ることを目的として、暴力団排除に関する基本理念や施策等について定め、町として公共事業等からの排除や公の施設の利用制限などを想定し、町民、事業者、関係機関と協力して暴力団排除を進めていく内容を定めております。

次に、議案第30号「外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について」ご説明申し上げます。外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となる住民基本台帳法の一部改正が施行されることに伴い、外国人登録に関する規定を含む坂城町印鑑条例、坂城町手数料条例、坂城町下水道条例の外国人住民にかかわる規定について所定の改正をするものであります。

なお、本件の施行日は外国人登録法の廃止及び改正住民基本台帳法の施行日に合わせて平成24年7月9日でございます。

次に、議案第31号「坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。坂城町温泉施設湯さん館の経営強化を図るため、休館日を月1日とすること及び今年度の改修工事で増設する洋間のレストランの占有使用料金を設定するため本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、本条例第6条第2項で定めている休日について、現行毎月第2及び第4水曜日としているものを第4水曜日のみに変更し、営業日をふやすことにより、入館者増による経営の強化を目指します。

また、別表において定めている部屋の占有料につきまして、現在施工を進めております坂城町温泉施設改修工事において増築するテーブル席のレストランを貸し切りで使用する場合の使用料を2時間当たり3,000円と定めるものでございます。

続きまして、議案第32号「平成24年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。本件は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,858万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億2,358万6千円といたすものです。歳入の主なものにつ

きましては、地域発元気づくり支援金などの県支出金237万円、財政調整基金からの繰入金で1,223万1千円、地域活動助成金で300万円をそれぞれ増額でございます。

歳出の主な内容につきましては、地域営農推進事業で農業支援センター補助金130万円、地域が行う林道等の整備にかかわる原材料費など農業基盤整備町単事業で251万4千円、通学路等の防犯灯整備にかかわる工事費として157万5千円、婦人消防隊の活動服など非常備消防経費で406万6千円をそれぞれ増額いたすものです。また、あわせて人事異動等に伴う臨時職員賃金の調整等を行うものでございます。

次に、議案第33号「平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。本件は、工業地域整備として豊饒堂工業適地と主要地方道坂城インター線を結ぶアクセス道路、全長約66メートル、幅員8メートルの町道0663号線の新設に要する経費として歳入歳出それぞれ3千万円を予算計上するものでございます。歳入につきましては、町土地開発公社からの納付金3千万円でございます。

歳出の主な内容につきましては、測量設計にかかわる委託料130万円、道路新設工事費1千万円、土地取得費1,800万円でございます。

続きまして、議案第34号「平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。本件は、町が行った県道の下水道管渠工事に伴う舗装復旧工事について、道路管理者である県に復旧工事を委託するに当たり、既決予算の工事請負費から委託費に予算の組みかえを行うものであります。歳出予算のうち工事請負費3,600万円を減額し、委託費3,600万円を追加したものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（宮島君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日5日から6月10日までの6日間は、議案調査のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、よって、明日5日から6月10日までの6日間は議案調査等のため休会することに決定をいたしました。

次回は6月11日、午前8時30分より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時37分）

6月11日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	・川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	荒川正朋君
まちづくり推進室長	青木知之君
住民環境課長	小奈千秋君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木昌也君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	宮下和久君
総務課長補佐	大井裕君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	白井洋一君
財政係長	中村淳君
企画政策課長補佐	
企画調整係長	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 山村町政2年目の基本姿勢についてほか | 山崎 正志 議員 |
| (2) 防災対策についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (3) 里山対策についてほか | 塚田 忠 議員 |
| (4) 町道についてほか | 中嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に本日から13日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされております。これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 質問者はお手元に配付したとおりであります。11名であります。質問時間は答弁を含めて一人1時間以内であります。理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いをいたします。

なお、通告者もこれに格段のご協力をお願いをいたします。

それでは順番により、最初に7番 山崎正志君の質問を許します。

7番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず本会議のトップバッターとして、節電、省エネに取り組む方針に対してのご理解、ご協力をいただきました町当局及び関係各位には深く感謝いたします。

それでは一般質問に入ります。

1. 山村町政2年目の基本姿勢について

イ. 1年間での成果と課題は

官から民への期待の中、山村町政が誕生して1年1カ月が経過いたしました。精力的に行動され、多くの町民や企業等の意見を酌み取ろうという姿勢は高く評価するところであります。そこで町長は、町民の皆さん方の体感をどのように感じられ、1年の成果と今後の課題は何かお伺いいたします。

次に、チャレンジSAKAKIにおける成果と課題は何か質問いたします。山村町政の最初の改革として、町職員と一体となり取り組んだチャレンジSAKAKIが挙げられます。町民の利便性を図るため、役場庁舎内の改善、コンビニ収納等がありますが、成果として取り上げられる事柄をどのようにとらえているのか。また、今後取り組むべき改善点、あるいは課題は何かお伺いいたします。

次に、昨年度調査を行ったスマートコミュニティ構想事業についての成果と課題についてお伺いいたします。753万5千円の国庫補助を受け、総額801万6千円の補正予算で3月までの4カ月間、調査事業が行われました。スマートコミュニティ推進委員会は工業、農林業、商業、民生、議会より11名で構成され、各方面からさまざまな意見が出されました。そこで町内企業とのタイアップはどのようになっているのか。また、自然エネルギー、再生エネルギーの活用方法はどのように考えているのかお伺いいたします。そして、これからの課題として上げられる点は何かお伺いいたします。

続きまして、ワイナリー形成事業の成果と課題について質問いたします。山村町長は就任時に、国内でもトップレベルのブドウ生産のノウハウと風土に着眼され、坂城町でワイナリー形成事業を立ち上げました。時には左巻きになってしまう、左ききの私にとっては興味深く、関心のある事業であります。本年度、ブドウの試験育成が始まります。短期間で結果が出る問題ではありませんが、今後農家との協力体制をどのような協力体制をとっていくのか、そしてその他の課題として上げられる点は何かお伺いいたします。

以上、山村町政2年目の基本姿勢の1回目の質問といたします。

町長（山村君） おはようございます。今、山崎議員から幅広く私のこの1年と1カ月になりましたけれども、その内容と、それから今後の課題についてということでご質問をいただきました。

私の方からは全般的にこの1年と1カ月、どういう取り組みをしてきたかお話し申し上げまして、個々のテーマにつきましては担当課長の方からご説明申し上げたいというふうに思います。

まず、1年目での成果と課題は、というご質問をいただきましたけれども、町政運営1年余りで特に目標としておりましたハード事業など、成果に結びつくには時間のかかるものもございます。今後成果を出すべく取り組むこと自体が課題であるというふうに考えますが、私が町長になりまして、この1年で取り組み始めた事業について説明し、答弁とさせていただきます。

私は、昨年の選挙のときに四つの公約を掲げました。また、昨年4月からスタートしております。坂城町の第5次長期総合計画と文言は異なるものもありますが、方向性には大きな違いはないということで、そのときお約束いたしましたのは、3年ごとの実施計画を具体化する中で計画を推進していきましょうというお話をいたしました。また、先ほどもお話しがありましたけれども、「今日からスタート」という合い言葉に同じ方向を見据えて全職員からの

提言をチャレンジSAKAKIということでまとめて、各課の垣根を越えて職員がまとまって議論できる、このようなことを考えました。

それから、先ほど申し上げた3年ごとの実施計画、毎年変えていくわけですが、この策定につきましては今までのように町だけでつくるのではなくて、幅広くご意見を反映していただくということで、昨年11月に策定懇話会を開催しまして、計画立案にご尽力いただいた委員の皆様からご意見をお聞きできましたということは大変有意義であったと思います。

さて、公約の柱立てごとに申し上げますと、活力あふれた元気なまちづくりのための施策として、先ほども話がありました坂城ワイナリーの形成事業であります。これは事業者や専門家も含めて協議会を立ち上げる中で体制づくりや検討を進めてまいりましたが、本年度からは副町長をリーダーとする庁内プロジェクトを立ち上げまして、試験圃場による栽培研究に取り組んでまいります。将来的には生産、加工、そして新たな産業の創出を視野に入れた6次産業化を目指して展開してまいりたいと考えております。

それから、スマートコミュニティの構想事業。これは地域でエネルギーセキュリティーを図るスマートタウン坂城の構築を目標に昨年度の調査事業の結果を踏まえて、引き続き調査、研究を進めてまいります。工業集積により電力需要の多い坂城町では、生産性の維持拡大を図りながら、電力を融通し合う仕組みが重要であり、坂城の技術力の活用についても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、松くい虫防除対策事業。拡大傾向にある松くい虫の被害対策については、昨年度3回の松くい虫防除対策会議において、これからの町の防除対策指針としての提言を取りまとめていただきました。本年度からはこの提言を基本とする総合的な松くい虫防除対策に取り組むこととし、その一環として急斜面での人の手による伐倒や予防が困難な自在山風致地区及び葛尾山風致地区において安全性に十分配慮しながら空中散布も実施してまいります。

また、次に人の輝くまちづくりのための施策としては、まず村上小学校耐震化事業、南小学校改築事業等が挙げられます。今年度は去る6月4日の議会開会日に契約の議決をいただきましたとおり、村上小学校の耐震補強及び大規模改修に着手いたします。一方の南条小学校につきましては先月末に教育関係者、住民代表、有識者による検討委員会を立ち上げ、今年度中に立地、規模、構造や費用などを踏まえながら改築計画の立案を進めてまいります。

次に、小中学校英語力向上事業。グローバル社会における小中学生の英語力向上を図るためにネイティブスピーカーを交えた授業の充実や小学校の英語活動の支援充実をスタートしております。これも引き続き充実していこうと思っております。

次に、高度ICT人材育成事業です。昨年度学研と共同実施しました文部科学省の地域における子供たちを対象とした高度ICT事業では、37人の児童、生徒が岡山県真庭市の子供たちとインターネットによる意見交換や町特産品のウェブページ作成などを学習しました。今年

度以降も引き続き取り組みを行っていきたいと考えております。

次に、笑顔のまちづくりの施策として坂城駅エレベーター設置事業でございます。いわばセントラルステーションである町の中の坂城駅の駅前の活性化や交通弱者と言われる方、高齢者の支援の対象として平成24年度から国の補助金も同時に要望する中で設計作業を進めていきます。財源の確保はもちろん、国、県、鉄道事業者と提携を図りながら平成26年度を目標に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、循環バスの運行について。総合病院へのアクセス向上のため、本年4月から1日1往復を町循環バスによる上田市の信州上田医療センターへの乗り入れが始まりました。

次に、湯さん館の大規模改修工事です。湯さん館につきましては、現在開館10周年を契機とする。施設営繕と新たな魅力創出、リニューアルによる経営強化を図るため、大規模改修工事を実施中です。6月18日からは全面休館でご不便をおかけしますが、7月21日の新装オープンにご期待いただければと思います。

次に、福祉子育て支援では福祉医療給付を就学前から小学生までの拡大や5歳児を対象とする健診事業の実施、あるいは子育てパスポート事業の導入にも取り組みました。

それからコンビニ収納事業、納税者の皆さんの利便向上と収納推進を図るため、昨年10月からチャレンジSAKAKIの提案の一環としても内部検討を進め、本年度から町税及び下水道使用料のコンビニ収納が始まりました。

次に、誇れるまちづくりのための施策としましては、鉄の展示館企画展の事業もあります。本年度に開館10周年を迎えるに当たり、記念イベントとして町出身の銅版画家小松美羽さんの企画展や平成25年度には人間国宝宮入行平刀匠の生誕100周年などの特別展の開催を計画しています。また現在、さかき千曲川バラ公園では、ばら祭りを開催しております。昨日も私、バラ公園へ行ってきましたけれども、恐らく1万人ぐらいの方が昨日見えたのではないかとっております。公式の集計以外にそこらじゅうから入ってこられますので、まあ1万人ぐらいは確実に来られたということで、今回はばら祭りを見ていただくだけでなく、同時に鉄の展示館にもおいでいただくと、あるいは歴史館にも来ていただくということを行いましたので、かなりの方がバラ公園から町の中へ入ってきていただいているかなという実感を感じました。

このほか生活基盤の整備といたしましては、A01号線に係る道路改良事業がございます。町の主要幹線であります。A01号線についてはインター線から谷川間の早期完成と若草橋以南の整備に着手してまいります。国道18号バイパスの建設促進を初め、幹線道路の整備促進、下水道事業の促進、普及率の向上といった事業に加え、文字どおりライフラインの確保として、今年度から新たな上水道未普及の小網地区において県営水道及び消火栓の普及整備に取り組んでまいります。

以上、四つの柱立てを中心に申し上げましたが、構想や計画、あるいは少しずつ動きが見え始めたもの、今後の事業展開も含めて課題がまだまだたくさんあります。認識しております。1年と1カ月、町長になりましたけれども、絶えず初心でマンネリに陥ることのないよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、個別テーマにつきまして担当課長の方からご説明申し上げます。以上です。

総務課長（田中君） 私からはチャレンジSAKAKIにおける成果と課題についてお答えをいたします。

チャレンジSAKAKIは、山村町長が就任と同時に新たなまちづくりの取り組みとして、職員に提案を募集し、同時に「今日からスタート」をキーワードに昨年の8月からスタートし、各課・係の枠を超え目標の実現に向けた取り組み、検討が進められております。

成果といたしまして、例えば明るい職場づくり、わかりやすい案内板の設置、接遇の向上を提案した職員のグループの企画によって、全職員を対象に接遇研修会が開催されました。なお、この研修会は1回で終了させるのではなく、毎年繰り返し継続的に実施することが重要と提案グループでは考えております。

また、役場玄関入り口にある庁舎内の案内板のあり方についても、提案したグループが総合病院、大型商業施設などの案内板を調査研究し、設置場所や画面の角度、高さ、照明にはLEDを使用し、消費電力の削減を図る工夫をいたしました。また、庁舎内案内板と会議室の利用とを一体化するなど、坂城町独自、オリジナルの案内板を完成させました。

このほか、「今日からスタート」を合い言葉に、できるところから順次導入、実施しているもの、行っているものとして、職員へのメールアドレスの付与や投票所のバリアフリー化を図る簡易スロープの購入、ごみ指定袋の小売販売店の拡大、ながの子育てパスポート事業への参加などがあります。

また、本年度からはお時間のない、忙しい町民の方のために税金、下水道使用料の納入の機会を増やすコンビニ収納を導入し、4月2日からは循環バスの充実として上田市への乗り入れが新設されました。

チャレンジSAKAKIに取り組み、1年を迎えようとしております。今後の課題につきましては、完結した事業、現在取り組んでいる事業を含め、それぞれの評価を行い、改善や次へのチャレンジの足がかりにつなげていきたいと考えております。また、職員一人一人の提案が一つ一つ実現し、このことがさらなるチャレンジに生かされ、新たなまちづくりにつながればと考えております。

企画政策課長（荒川君） 私からはスマートコミュニティ事業の成果と課題についてご答弁申し上げます。

町長からも申し上げましたように、昨年度、国の補助事業として地域の実情に根差したス

スマートコミュニティの事業化可能性調査を実施しました。この結果につきましては、本年3月に議員の皆様へ報告書を配付させていただき、町ホームページにおいても全容を掲載、そして広報5月号では概要について町民の皆様へお知らせをしたところであります。調査の結果からは震災以降の省エネや再生可能エネルギーへの関心の高まりがうかがえ、少ないサンプルと限られた期間ではありましたが、家庭や企業での電力使用パターンを調査いたしました。

再生可能エネルギーの利用可能性調査では、太陽光エネルギーの利用が有望であるということとともに、バイオマスエネルギーの利用可能性が示されております。

スマートコミュニティ構想事業は取り組みが始まったばかりで運営体制や経済性の検討、事業費の確保など課題がまだまだ山積をしております。今後も関係する皆様のご協力をいただきながら、できるところから順次、電力の計測を行い、その状況を目に見える形、「見える化」という言葉を使っておりますが、によって最大使用料のピークを抑えるピークカットやお互いに融通し合うことによる削減、こういったことを総合的に取り組む総合的な管理運用に向けた仕組みづくりに鋭意取り組んでまいりたいと考えています。

まちづくり推進室長（青木君） 私からはワイナリー構想における農家との協力体制についてお答えいたします。

ワイナリー形成事業につきましては、昨今の課題でもあります耕作放棄地の解消や担い手の確保、育成、ブドウ産地の維持、将来的な産業としての広がりや今後の町の活性化を図る上で有効な施策誘導の一つに位置づけ事業の推進を図っているところでもございます。

その中で、今年度は四ツ屋、戊久保地籍に試験圃場を設置し、品種の選定や栽培技術の確立とあわせ、担い手の公募を図ってまいりたいと考えているところでもございます。

ご質問の農家との協力体制につきましては、今年度ブドウ栽培の集積地である四ツ屋、戊久保地籍の土地所有者や農家の皆様を対象に意向調査を実施する中で、醸造用ブドウの栽培の意向確認や農地の集積につきましてご意見を集約し、ご理解、ご協力を働きかけてまいりたいと考えているところでもございます。また、それに先立ちまして地元上沖土地改良区への協力要請や、町農業支援センターを通じた支援を踏まえた整備体制を現在進めているところでもございます。

将来的に各農家のご意向を踏まえて農地の集積と醸造用ブドウの産地化を図ってまいりたいと考えているところでもございます。

7番（山崎君） それぞれご答弁いただいたわけですが、町長、本当に精力的に昨年度1年間完走されているところを私も見ています。昨日も新地のマレットゴルフ大会においても試打式、あいさつ等、お顔を出されて、町民とふれあおうとされる姿を私たくさん見ております。これからもそうやっていろいろの部分で町民の意見を酌み取っていく場をつくっていただけたら、これから生かしていただきたいと思っております。

チャレンジSAKAKIにつきましても、まだこれから課題がたくさんあると思います。その部分でも町民の利便性を図って、ますますその部分で町民の利便性を図るように、心がけていただきたいと思います。

次に、スマートコミュニティですが、昨年度4カ月間かけてさまざまな方からご意見を伺った中でたくさんの意見が出てきていると思います。町内にはたくさんの企業があります。その企業の方々1社ずつではどうしてもそういう部分で省エネとか、スマートコミュニティ構想の中では難しいと思います。タイアップしていくに当たって、これからどのように取り組んでいくのか。そしてまた自然エネルギー、循環型再生エネルギーですね、そういう部分も坂城町にはたくさんの森林があって、バイオマスの部分でも生かせるところがあります。今、森林も手が行き届かなくて、もう木材として売れる箇所も少なくなっております。そういう部分でそういう木材もどうにかして再生して、そうやってバイオマスに持っていけるかという構想もあるのかどうなのか、その部分をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、ワイナリーですが、町長は先行きには6次産業として観光方面まで結びつけていく方針でいらっしゃいます。今年、試験圃場としてワイナリーのブドウ、ワインブドウを試験的に栽培するわけですが、私もこの間、機会がありまして丸子方面に行ったときですね、道の両側が結構広がったですね、5haか6haかそこらあったと思うんですが、ずっと線が引いてあって、ずっとそこにブドウの木が植わっていました。多分あれはワインのブドウだったと思いますけれども、そういうふうにもう大分広いところでやっておられるところもあります。まだブドウがなるかどうかというところは、ちょっと大きさに腰ぐらいの高さでしたからちょっとわかりませんが、そうやってやっているところを私、見ました。

ブドウの育成気候としては、坂城町はすぐれた気候にあると思います。坂城町で醸造する最終目的として町長は上げておりますが、そして6次産業に結びつけるという部分を上げています。あと逆にその圃場をたくさん広げて、ワインのブドウをほかに提供するような形まで持っていくにはたくさんの土地が要ると思いますけれども、そういう土地の確保に対してもどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

以上で2回目の質問といたします。

企画政策課長（荒川君） スマートコミュニティの中で先ほどもご答弁申し上げましたけれども、太陽光エネルギーのほかに、バイオマスエネルギーの利用の可能性ということが、調査の中で示されております。しかしながら、例えば坂城の町が森林、約7割ございますけれども、松くい虫の伐倒木の有効活用、そういったものでバイオマスを使って熱供給でありましたり、発電であったり利用ができないか。ただ、実際にはその林材を運び出して供給をするシステム、こういったものの仕組みからでありませんと、なかなか総体のエネルギー利用の形にはなっていない。そういった部分ではまだまだこれから検討の余地があるのかなと。ただ、長い将来を

見ていく中で、やはり化石燃料よりは再生可能エネルギーに向けて環境に優しい、そういったエネルギー活用の仕方が望むべき方向というふうに考えています。

以上、まだまだ取り組みの段階でございます。当面はそうは言っても、まず太陽光発電、天候等に左右はされますけれども、かなり有効な今まで活用されていないエネルギー源としてさらにそれを進めていきたいと思います。また加えて、現在化石エネルギーを使っているボイラー等についてもですね、バイオマス等の研究を進めながら導入の可能性について調査を進めていきたい、そのように考えています。

まちづくり推進室長（青木君） ワイナリー事業におけます土地の確保ということでございますが、土地の確保につきましては、ワイナリー事業を行う一つの大きな課題といたしまして耕作放棄地の解消というものが一つ大きなものがございます。そこで土地を確保する中で、今年度、先ほどもご答弁申し上げましたが、四ツ屋、戌久保地籍、土地所有者の方に意向調査を実施する中で今後の栽培に対する考え方、方向性を調査する中で土地の集約化を図ってまいりたいということでございます。最終的にどの程度というのは、今後また検討していく中でございます。今年度につきましては、試験栽培というような中で試験圃場の確保ということに進めてまいりたいと考えているところでございます。

7番（山崎君） スマートコミュニティですが、これからたくさん課題があると思います。その点については、これから各方面との連携をとりながら、この町にどのようなものが合っているのか、見据えて進めていっていただきたいと思います。

また、ワイナリー事業に対して、圃場はこれから試験ということですが、たくさんの荒廃農地、あるいは遊休農地がありますので、その分に植えていくという部分をもう少し考えていっていただいて、担い手も大変確保するのは難しいと思いますけれども、そういうところを確保しながら幅広くやっていただいて、先に進めていくのがいいと思いますから、遊休農地の活用方法も含めて、これから考えていっていただきたいと思います。

それから次に、2の教育についての方に移りたいと思います。この4月の町の人事において、宮崎教育長が誕生いたしました。教育現場上がりではない新教育長に対しては、新しい風を吹き込んでいただけると期待しております。

イ. 教育長としての所信は

私も父親が教師だった関係も含めて、歴代の教育長とお話する機会がたくさんありました。そこでいつも感じたことは、子供を守り、教師を守る立場であるということでした。また、教育を受ける機会は皆平等であるということです。人的支援、物的支援も大切だということでした。まだまだ取り上げていくと切りがありませんが、新教育長の教育活動に対する考えをお伺いしたいと思います。

教育長（宮崎君） 私からは教育長としての所信についてご答弁させていただきます。

3月に皆様のご同意をいただきまして、また教育委員会で教育長に選任されて2カ月がたちました。この間、実際は目の前にある毎日の職務を慌ただしく遂行しているという状況でございますけれども、お会いする諸先輩方からは温かいお言葉もいただき、逆に一層身が引き締まる思いであります。このような皆様のお気持ちを大切に頑張ってまいりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと存じます。

さて、ご質問の教育活動における所信ということでございますけれども、年齢に関係なく、町民の皆さんの学ぼうとする意欲にこたえられる生涯学習の展開が求められています。現在、学びの玉手箱で情報を提供させていただき、さまざまな講座やグループ等のご案内はさせていただいておりますけれども、総合的なすそ野の広がりという面では課題もあるように感じています。より多くの方に学びの楽しさを知っていただき、人生の豊かさと申しますか、張り合いや生きがいも取り入れていただけるような、そんな学習活動の展開をもう一度みんなで知恵を出し合って進めていかなければというふうに考えております。さらに、ここで学んでいただいた成果を社会に生かしていただけるような、そうなればもっと豊かなまちづくりにつながっていくように考えてもおります。

また、学校教育におきましては文科省も県教委も児童、生徒に生きる力、生き抜く力を身につける教育が推進されています。町教育委員会においても、この方針に基づいて新しい学習指導要領に沿って教育活動を展開してまいります。

グローバル化が進み、世界が小さくなる中で産業の空洞化や社会生産年齢人口がますます減少していく中ですね、残念ながら今の学童たちはこれからますます厳しい社会環境の中で生き抜いていかなければなりません。子供にとって学校はこの厳しい社会に出るための基礎、基本、社会性を身につける場でありまして、夢を持ち自分のよさや無限の可能性を發揮し、自己実現を図る場でなければならないと考えております。

そのためには学習、生活の基礎、基本をしっかり身につけさせ、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力のバランスのとれた力を向上させ課題を持ってみずから考え、解決していく力、みずからを律する心やみずからの健康、安全を管理していく態度等を育成していくことが学校教育の使命であると考えております。これは実際はその学校現場において進めていただいていることでございますけれども、教育委員会としても基本的には校長会等を通じ指示をしていきたいというふうに考えております。

また、特に小学校においては子供一人一人の心と体の調和のとれた発達を促し、人格の完成の基礎を築くことが大切であります。自他への思いやりの指導を日常的に継続して行うことが重要でありますし、生きる力を持った子供を育てるには、生きる力を持った教師の育成が重要となります。学校職員会等を通じ、教職員の資質の向上についても取り組んでいきたいと考えております。

また、今日、学校に対しその閉鎖性、あるいは教職員の相次ぐ不祥事等、これまで以上に厳しい目が注がれており、特に県内で立て続けに起きた教員のわいせつ行為につきましては、町としても他人事ではなく対応するように、校長、教頭に指示をいたしました。また学校の閉鎖性について、地域の皆さんのご意見をお聞きする学校評価委員会などの今ある学校の機能などを十分活用しながら、学校と地域の連携を強化して地域の力を学校の教育活動に生かせるような取り組みを今以上に進めていければと考えるところであります。

教育に対する所信ということで、大きな枠組みの中でお話をさせていただきましたけれども、ある方のお話をお聞きしたときに、健全な社会ということを考えさせられる機会がありました。そんなときに例えば車いすマークのある駐車場に健常者が駐車していたり、空き缶のポイ捨て、あるいは割り込みなど町の中を見ている、その規範が乱れていると感じます。海外において東日本大震災のときの日本人の行動に高い評価をいただいたところですが、こういう日本の社会がいつまで継続していけるのか、そういう意味ではとても懸念をしております。これも教育かと思っています。

子供のしつけ、これがしっかりできるのか、家庭でしつけができるのか、親の規範はどうなのか、自分の利得にだけしか意識がいかなければ社会や地域が衰退してしまいます。一つの町の教育長がどうのこうのできる問題ではありませんけれども、とりあえず講座を開くとか、何か取り組みを進めていきたいと考えている次第であります。

ハード整備について申し上げますと、教育環境の整備は大変大切なことでございます。町のご理解をいただく中で整備を進めていきたいと考えているところですが、まず国庫補助のあるうちに学校の耐震工事を完了させたいと考えております。これについては開会日に契約をお認めいただいた村上小学校の耐震補強大規模改修工事につきまして、現場の工事管理に留意しながら、また学校とも連携を密にしながら施工していきたいと考えております。

また、今年度から本格的に検討を進める南条小学校の改築についても、大変大きな事業でありまして、学校や地域の皆さんのご意見をお伺いするために、先月末に建設検討委員会を発足させたところでございます。27年度には完成させるべく取り組みを進めていく所存であります。

次に、教師を守り子供を守る立場としてということでございますけれども、私は子供の教育をつかさどる責任者として子供たちはこの町の宝でありますので、学校と一体となって地域とも連携して教育していきたいと考えておりますし、お言葉をお借りすれば、当然守っていききたいと考えています。教員に対しては、この町の子供を教育していくという同志でありますので、同志を守っていくことは当然でございます。ただし仲間意識だけでそれを肯定するつもりもありません。坂城の子供たちのために頑張っていただければ、教育長としても頑張るといのは摂理であろうというふうに思います。

平等の教育に対する考え方ということに関しましては、憲法や教育基本法に教育を受ける権利、教育の機会均等が保障されておりました、これについては当然のことながら大切に考えております。また義務教育においては、場合によってはご家庭の事情等があるとすれば、公的支援も加味しながら対応していきたいと考えているところでございます。

人的・物的支援ということにつきましては、町から耐震化等で教育委員会事業に大変ご理解をいただく中で、ここ数年間に大変大きなご負担をいただくこととなります。そんなような中で人的支援について、例えば加配教員の配置については、県費負担が認めていただけるようならばいいんですけれども、単独事業としての配置となると十分中身を吟味し、対応せざるを得ないということになります。

また、地域との協力体制や外部サポーターといった活用といったことに関しましても、これについて大変有意義でありますので、これらについても動かすための人も必要になる。あるいはカリキュラムに組み入れられるかという時間的な、逆に調整も生じてまいりますので、それらを踏まえた取り組みが必要と考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。物的な面につきましては、小中学校の設備面ですとか、そんなものの整備でございますが、これについては町の予算の中で動いておりますので、必要なものについてはお願いしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

7番（山崎君） 教育長からご答弁をいただいたところですが、新教育長としてこれから町民の皆さんの、民間からという形で注目しております。また、新しい風を吹き込んでほしいという形でみんな見ております。確かに子供を育てていくというのは大変難しいことで、いろいろな面で難しい面があります。これからの物資面、あるいは人的な面でもいろいろやっていかなきゃいけない面もありますもので、その部分を踏まえながらまた教育長の所信を貫いて、一生懸命子供たちの育成、あるいは町民の生涯学習等に対して取り組んでいただきたいと思います。

3番目として、次に移りますけれども、歩行者をどう守るかであります。

イ．歩道整備に予算を

最近、児童、学童、生徒、お年寄り等の交通弱者である歩行者の交通事故が多発しております。当町においても、歩道の整備は大きな課題であります。歩行者の安全確保、歩道の整備に対してどのように考えているのかお伺いいたします。

特に、A01号線の部分とか、この後、まだ町ではないんですが、県道、あるいは国道でも歩道がない。その部分では一生懸命これから訴えてもらわなければならないところがたくさんあると思います。

ロ．歩行者と自転車の共用歩道の拡張を

町内にも産業道路の消防署の下から文化センター、グラウンドを經由してさかさぎ通りは自転車通行可の標識があります。ほかにも鼠橋通りや国道の一部、国道バイパス等にも設置され

ています。

本来、自転車は軽車両として車道を通行すべきであります。産業道路、消防署南の整備が終わっている区間の歩道に関して自転車の通行はできないか伺います。

建設課長（青木君） 私からは3. 歩行者をどう守るかのイ、ロの項目につきまして、順次ご答弁を申し上げます。

イの歩道整備に予算をについてお答え申し上げます。歩行者の安全な通行確保のためには車道と分離された歩道整備が有効となりますが、町道全体におきましてはなかなか整備が進まない現状であることは否めません。そのような中でドライバーに歩行者の通行帯を認識してもらうことにより、安全性の確保を図るため、歩道が整備されていない区間も通学路等で歩行者の通行が多い箇所につきましては、PTAの皆様や関係機関の協力を得まして路肩部に緑色にペイントし、グリーンベルトを設けることも図っております。

歩道整備につきましては、主要幹線道路の産業道路で歩道が未整備となっております南条小学校東側の区間におきまして、現在事業化をし、道路全体の改良事業を進めております。同じく産業道路で歩道が未整備となっております谷川の若草橋から南側約100メートルの間でございますが、通学路にもなっており、歩道の設置の要望も多いことから今まで早期の事業化に努めてまいりました。

当該区間は1級河川谷川にかかる若草橋の架けかえも含むため、事業認可を得るには関係機関との調整が必要となり、今年度概略設計を実施しているところでございます。これにより、具体的に事業認可を取り、道路改良整備を進めていくことが可能になっていくかと思っております。

続きまして、ロの歩行者と自転車の共用歩道の拡張をについてお答えを申し上げます。自転車は道路交通法上、軽車両と位置づけられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則となります。

なお、以前の規定で幅員が確保された歩道で自転車が車道を通行することが危険な場合は、公安委員会が自転車の歩道通行を許可しており、町内ではさかさぎ通り及び産業道路のさかさぎ通りからインター線までの区間において自転車で歩道を通行することができます。このほか国道、県道等にもございます。しかしながら、近年、市街地等で自転車事故が増加するとともに、自転車が歩道を無秩序に通行している実態も見られることから、自転車と歩行者を分離した通行環境の整備が進められており、自転車と歩行者の分離の観点から幅員3m未満の歩道につきましては自転車の歩道通行を許可しない方向での見直しが見直しが現在図られております。

ご質問いただきましたインター線南側の区間の産業道路につきましては、歩道の有効幅員は現在2.5mとなっております。したがって、見直し方針の歩道に該当するため、今回道路改良工事におきましても、自転車の歩道の通行は許可を得ることができないものと推測されます。したがって、自転車の通行環境の整備として幅の広い路肩を利用した自転車専用通

行帯の整備、車道内への通行帯の整備等が方法として考えられるわけですが、これらの方策につきましては、町の交通安全担当、また教育委員会等とも検討させていただきまして、自転車通行の安全性の確保を検討してまいりたいと思います。

それから、申しわけございません、イの項目で県道、あるいは国道での歩道の未整備区間についてのご質問をいただきました。これにつきましても町当局といたしまして、国、県に歩道が整備できますよう働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

7番（山崎君） それでは1点お伺いしますけれども、歩道に関してはこれから整備するところがたくさんまだ坂城町の中はなかなか難しい部分はあると思いますけれども、先ほど自転車との共用のところですが、国の方ではそういう、国の方というか公安委員会の方ではそういう方針で自転車と歩行者は分離するという形で持っていく方針であるようでありますね。それは都市部とやっぱり農村部というか、こういう田舎ではやっぱり違う部分が私はあると思うんですよ。東京都はこういう問題、やっぱり長野県、県警、県警というか、県の方の公安委員会も絡んでくると思うんですけれども、地方によってそういう特例はできないのかどうなのか、そういう部分を訴えていっても、特例が出るケースはあるのかちょっとその部分をお伺いしたいと思います。

建設課長（青木君） 先ほどの道路交通法の改正により、自転車の歩道での通行が難しくなってくるという中で、都市部と坂城町のような状況の中では状況が違うため、見直し等あるいは除外等ができないかというようなご質問をいただきました。今回の道路交通法の見直しの中でもありますね、例えば小学生であるとか、ご高齢の方、それから体のご不自由な方で自転車の運転がですね、安全に行えない状況が見られる場合は歩道を通ってもいいですよというような除外規定もございます。

したがいまして、この除外規定等とはちょっと違うかとは思いますが、町の実情といたしますか、交通の状況等も勘案しまして、そういった方法で町独自でいろいろできないかどうか、道路交通法という法体系の中でございますので、町でどうこうということではありませんが、地区の署の交通課でありますとか公安委員会等、こういった事情をお話しして坂城町内における自転車通行者の安全を確保してまいりたいというふうに考えております。以上です。

7番（山崎君） 私も自転車で行動する機会が多く、産業道路あるいは国道、県道、上田方面にも行きます。上田方面に行くと上田市に入ってから自転車と歩行者の専用の部分もあります。また上田市の国道の面の歩道も自転車通行可の標識が、常盤城あたりからずっと国分あたりまでついています。これが今後なくなってしまう可能性も今の話だとあるわけですが、車の交通量が多いところというのは本当に自転車を走らせていても危険を感じる部分であります。特に産業道路は中学生が学校へ通う自転車の子もいます。また、坂城高校へ行かれる自転車通学の子、あるいは上田方面に自転車で通っている子も通っているわけでありまして。自転車は軽車両

であります、私も交通弱者の一つだと思っております。その部分でもまた特例というか、そういう部分で訴えられるものだったら、そのまま残していただければと思います。あとは自転車を運転されるのは、一番はモラルだと思いますから、そういう部分をもっともっと自覚して自転車を運転するのが、本来自転車を運転するに当たっての心がけだと思いますから、そういう部分も自転車を運転される方がそういうところをしっかりと受けとめてほしいと思っております。

今回、一般質問に当たりまして、町当局の考え、あるいは私なりに分析しましたチャレンジ SAKAKI において本当に町長が取り組んで、坂城町を変えようという部分を私も見て受けとめております。これからもそうやって町民の声を受けとめてどんどん坂城町をよくしていく。そして教育長がおっしゃった子供たちは宝である、その子供たちがこの町が大好きである、この町に帰ってきたいという坂城町にしていだけるよう努めていただきたいと思っております。生涯学習においても、この町に住んでよかった、そういう部分でこれからも一層努力していただくことを望んで、私の一般質問といたします。

議長（宮島君） ここで5分間休憩をいたします。

(休憩 午前 9時28分～再開 午前 9時34分)

議長（宮島君） 再開いたします。

次に4番 塩野入猛君の質問を許します。

4番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

昨年3月11日には東日本大震災、そして翌12日未明には長野県北部地震が発生し、各地に甚大な被害をこうむりましたが、その後も日本各地で余震と見られる中規模地震が頻発し、また5月6日には国内最大級の竜巻がつくば市を初め関東地方を襲い、広範囲に大きな被害をもたらしました。災害は忘れたころにやってくるということわざがありますが、今は次々とやってきました。

1. 防災対策について

イ. 地域防災計画の改定について

平成23年4月28日付で坂城町防災会議名による全面改定された加除式の坂城町地域防災計画が送付されておりました。この町防災計画は、平成14年7月に策定され、以来7年が経過していることから、平成21年度見直しに取りかかり、2年がかりで昨年4月に全面改定、発行されたのものであります。震災対策、風水害対策を風水害対策編、震災対策編に構成の変更をし、震災対策編には被害想定が新規追加されるなど大幅な改定となっております。

改定版防災計画には、長野県北部地震や東北地方太平洋沖地震2011と記されてはおりますが、これらの地震からわずか1カ月足らずの間では、詳しい分析や解析をする時間的余裕は

なく、発行直前に起きた地震の教訓を生かし切れてはいないはずであります。発行直前の段階において、こうした未曾有の大震災への対応、対策が少しでも取り込めることができたのか、そのあたりの震災、地震発生直後からの策定経過をお聞きをいたします。

次に、この2月の長野県地域防災計画の改定を受けて、県内でも多くの市町村で本年度中にそれぞれ地域防災計画の改定を目指していることが県危機管理防災課の調べでわかりました。東京電力福島第一原発事故を踏まえて、長野県が原子力災害対策編を新たに盛り込んだことにより、県内市町村でも原子力災害対策編を設けて改定したり、改定を見込んでいるところが多いようであります。

新潟県には東電柏崎刈羽原発があります。原発事故で放射性物質が風の流れて広く拡散することはわかっております。次の本町地域防災計画改定には、原子力災害対策編を設けていただきたいが、町のお考えをお聞きをいたします。

また、災害対策基本法第42条第1項では、市町村防災会議は毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないとあります。この趣旨にのっとり本年度改定を見込んでいるかどうかもお聞きをいたします。

ロ．BCP（業務継続計画）について

大規模な地震災害が発生した際、地方公共団体は応急対策活動及び復旧・復興活動の重要な役割を担う一方で、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えております。大規模な地震発生時にあっても業務が適切に継続できる体制を、あらかじめ整えておくことが極めて重要であります。

県地域防災計画改定の中に、市町村もBCPをつくり業務継続性の確保を図ると、新たに盛り込まれました。今のところ県内でBCPを策定したところはまだないようですが、災害時に被災して業務遂行能力が低下した状況下でも必要な業務資源を確保し、非常時優先業務を継続することが必要であることにかんがみれば取り組んでいくことが大切と思います。BCPについてどのようなお考えをお持ちかお聞きをいたします。

ハ．消防活動対策について

消防団員の構成はかつての自営業、農業などからサラリーマンへと就業形態が変化したことによる遠隔地勤務や少子化による団員減少などにより、消防活動対策も喫緊の課題であります。今、各分団は消防団ポンプ操法大会に向けて勤務時間外の早朝、夕刻に猛練習をしており、私も若いころには毎日厳しい練習に励み大会に参加したことを思い出しながら、きびきびした動きを頼もしく見させていただいています。

しかし、団員の遠隔地勤務はもとより、町内勤務の団員でも、火災の知らせを受けて消防車の出動までどうしても一定の時間がかかってしまい、せつかくのポンプ操法による消火活動の習得技術が存分に発揮することができないケースも出てきます。そこに登場するのが第一線

をのいた我々団塊の世代などのシニア層の活用であります。多くは在宅者であり、家庭菜園やマレットゴルフなどで体力、健康の維持を図りながら、その地域で生活や活動をしています。私のように、その年代にその分団でポンプ操法を行い、大会に参加した者も少なからずいるはずでありますし、また、一度習得したポンプ操法は覚えているものであり、簡単には忘れません。消火に向かうスピード面は鈍くはなりますが、現役の補助役は十分にできます。消防署の消防車は出動していったが、分団の消防サイレンはなかなか聞こえず、やきもきしていたという声が聞こえます。そこで団塊の世代などシニア層の補助員的な役割が担えるような仕組みづくりが必要になるというふうに思われますが、そうした取り組みへのお考えをお聞きをいたします。

町長（山村君） 幅広い観点から防災対策についてご質問を賜りました。私も災害は忘れたところにやってくるということではなくて、もう今は災害は記憶の中にやってくるということで、次々と自然災害だけじゃなくて、原発に象徴されるような人的災害が次々と予想されるということで、大変厳しい時代になったと思います。

そこで、私の方からは地域防災計画の改定についてというご質問がありましたので、それについてお答えします。今、お話ありましたように、去年は東北太平洋沖を震源とした東日本大震災、長野県北部地震、松本地域地震が発生し、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能災害が起こり、これまで経験したことのない大規模な自然災害や事故災害が全国各地に甚大な被害を与えております。また、台風や温暖化を要因とされるゲリラ豪雨など風水害による災害も多様化しており、比較的安定した気候を有してきた坂城町においても、自然災害の発生は避けることのできないものと考えられます。

比較的安心だと言われていた坂城町をもう一度見回すと、まさに山に囲まれた地域であります。集中豪雨がいつあるとも限りません。松くい虫の伐倒処理したものが山積みになっていると、そういう状況もあります。

地域防災計画は、震災や風水害などの大規模な災害における即時安全体制の構築など、地域の安全・安心を確保するための基本的な考えや柱となるものであります。坂城町におきましても、従来以上に災害に強いまちづくりを推進するためにも、国や県の動向を踏まえながら、過去の経験を参考として新しい情報を取り入れるなど、防災計画を見直していくことが必要であると考えます。先ほど、お話ありましたように、平成21年策定、平成23年に実施したという経緯がございます。また、今年2月には長野県地域防災計画に原子力災害対策編が追加されており、今後も長野県地域防災計画は風水害対策編、震災対策編を含め随時修正される可能性があります。先ほどお話がありました、また私もそう考えておりますけれども、去年の経験を踏まえた形で坂城町といたしましても、国や長野県の修正に合わせ、なるべく早い段階で本年度に修正、改定していきたく存じております。以上でございます。

住民環境課長（小奈君） 私の方からは防災対策についての各項目、順次お答え申し上げます。

まず、地域防災計画の改定経過についてであります。坂城町地域防災計画は平成23年4月28日付で全面改定いたしました。この改定に至るまでの経過としましては、平成22年1月から坂城町地域防災計画見直し素案の作成に取りかかり、同年5月長野県危機管理部長あてに事前協議を申請しました。さらに同年10月には長野地方事務所長より事前協議結果による修正を指示されております。事前協議結果に基づき修正を行い、平成23年3月17日に坂城町地域防災会議を開催し、坂城町地域防災計画案をご検討いただき、長野県との本協議を経て、平成23年4月改定に至りました。

防災会議こそ東日本大震災、長野県北部地震の後に行っておりますが、震災前に事前協議を行い原案ができていたこと、震災から5日後と調査研究が進んでいなかったこと等、当時の状況から大震災への対応や対策は十分ではなかったと考えております。今年度、この震災が残したさまざまな教訓等を町防災計画の見直しに生かしていきたいと考えているところでございます。

次に、BCP（業務継続計画）についてお答えいたします。地方公共団体は大規模な災害が発生した場合、地域住民の安全で安心な生活を確保するために、災害復旧や復興作業等を行う必要と災害後においても災害前同様の行政住民サービスを提供する必要があります。前者においては、坂城町防災計画を基本として復興・復旧活動を行うこととなります。後者については災害において住民サービスの提供業務が機能しなくなった場合に、どこにいつまでに、どのような形態で、どの業務を再開させるかを定めていくことが必要となります。

これら詳細なマニュアルを定めた計画を業務継続計画、英語で *business continuity planning*、頭文字を取りましてBCPといい、コンピューターの2000年問題への救護対応策として注目され、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件、昨年の東日本大震災や大洪水、さまざまな災害時における企業の対応策として、企業が定めるものとして注目が今されているものでもございます。

被災後の住民サービスの提供は大変重要なものです。住民の皆様が不利益を受けることのないよう迅速な対応を行わなければならないものであります。このBCPは災害時の守るべきデータと、その保護、さらに移管の手续や再開までのタイムスケジュールなど、混乱の事前、さなか、事後に利用可能なマニュアルとして作成が求められています。あわせてデータの供給もとの喪失、またコンピューターシステムを含む重要なインフラの喪失や窃盗や破壊の結果等、あらゆる事態の想定のもと、作成していかなければならないものであります。

今後、坂城町全体の業務の中で被災地における各業務の優先性を研究し、それにより、どこに、いつまでに、どのような形態で、どの業務を再開させるか各課と連携をとり、研究、検討をしてまいりたいと存じます。

続きまして、消防活動対策についてであります。坂城町消防団は現在定数265名に対し同数の265名の消防団員が在籍しております。また職種や就業形態が多様化している中、サラリーマンである団員は208名で、全体の78%を占めております。火災時の消防団への連絡はオクレンジャーという一斉メール送信システムを使用しており、また勤務時間中の出動についてはお勤めの事業所等にご理解、ご協力をいただく中で坂城町消防団協力事業所制度の認定や出動証明の交付等により対応いただいているところでございます。

しかしながら、実際に火災が発生した場合、地域の方たちのご協力がなければ消防署や消防団だけで被害を最小限にとどめることは困難でございます。坂城町の自治体の中には自主防災会を組織したり、区会の中に防災担当を配置されたりといった対応をされている区がございます。お尋ねの消防団員OBの皆さんが率先して、これら地域活動を進めてくださっております。実際の火災や災害においては、地域の皆様と連携し相互に援助していくことが必要と考えます。地域住民の防災意識が高まっている中、消防団員OBの皆様には各地区の予防消防を含めた防災活動への参画により、消防団をバックアップしていただけるようお願いしてまいりたいと存じます。

4番（塩野入君） 毎年9月1日の防災の日近く日曜日に、町総合防災訓練が行われています。今年度は村上地区の開催のようです。村上地区には新潟県柏崎市の帝石パイプライン株式会社による高圧ガス管が埋設されています。また現在、網掛、上平地域は下水道工事も進んでいます。改定防災計画の震災対策編に、第16節ライフライン施設災害予防計画が新規追加され、都市ガス施設と下水道施設予防計画が盛り込まれました。

総合防災訓練のシナリオは、郵便局員が火災を発見して訓練がスタートするパターンですが、ここに地震対策を軸とした地下埋設施設の復旧なども訓練に組み入れることが必要であります。また、大規模地震が発生すると、町全体の対応が必要となり、町が一体となつての大きかりな訓練も考えなければならないと思います。こうした地震対策を強めた防災訓練へのお考えをお聞きをいたします。

BCPにつきましては、今から取り組みに向かう検討をしていただきたいというふうに存じます。

次に、消防活動対策について、シニア層の補助的な役割が担えるような仕組みづくりについてですが、口は達者でも体力的には追いついていかない世代であります。この仕組みを進めるには基本的にボランティアですので、障害保険をつけ、シニア層支援マニュアルをつくり、現役団員にも無理を強いることがないよう指導や周知徹底も図らなければなりません。そうした裏づけ対策についてはどのようにお考えかお聞きをいたします。

住民環境課長（小奈君） 再質問についてお答え申し上げます。

大規模地震に対応した防災訓練についてということでございます。防災訓練については坂城

町防災計画において、防災関係機関と連携した各種訓練を実施すると定め、消防本部等と詳細な内容等を協議して実施しているものでございます。この8月の26日の日曜日、村上地区での防災訓練ということで、現在計画を考えております。訓練内容等につきましては、今後関係機関と相談しながら定めてまいりたいと考えます。

また、シニア層の消防活動についての保障がありますが、坂城町消防団員等公務災害補償条例では現役の消防団員以外の有事等にかかわった救急業務協力者等についても、その保障の範囲と定めてはおります。しかし、消防団員OB等シニア層の方には地域の防災活動への参画という形の中でお願いをする中で、余り体に無理を強いることなく、また現役消防団員のサポートをしていただくことがまずは重要なことと考える次第でございます。

4番（塩野入君） 地震災害を初めとした自然災害は近ごろ頻繁に発生しています。こうした、いわゆる天災に向けた備えは幾ら対策を講じても限度、限界はありません。今、考えられる防災対策の手だてはすべて盛り込み、さらに防災への備えを強化することが肝心です。

一方で地域防災計画が町民全体にわかりやすく浸透し、計画に沿って日ごろの訓練を促す施策が大切です。防災に向けて安心・安全なまちづくりが推進されることを願い、次の質問に移ります。

2. 新教育長の教育運営に向けて

初めに、1期余の4年10カ月にわたり教育長としてご活躍され、ご退任された長谷川臣前教育長には心より敬意と感謝を表します。

さて、このたびその長谷川教育長の後任に、新進気鋭な宮崎義也新教育長が誕生いたしました。言うまでもなく、この教育委員会制度は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにより構成される教育委員会の委員の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するという、いわば教育長は教育委員会の事務執行責任者であります。

先ほど教育活動に関する考えの質問がありました。そこで私からは、イ. 新しく教育長になられ、坂城町の教育行政への抱負やら心境といった心構えをお聞きするものです。

教員長の任務について地教行法には教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、教育委員会のすべての会議に出席し事務について助言し、そして所属の職員を指揮監督するとあります。教育長は主席補助執行官、専門的助言者、あるいは事務局統括者として教育政策の実施のみならず、場合によってはその形成過程において重要な役割を果たします。そこで今現在の教育長の心境と地教行法などに基づき教育長のつかさどる任務についての心構えをまずお聞きをいたします。

ロ. 教育行政運営について

先ほども少し出ましたが、私が今年の12月議会定例会の一般質問で平成24年度の教育行

政主要事業をお聞きしましたところ、長谷川前教育長から次のようにお答えをいただきました。

第1番目は、23年度から始まった新しい学習指導要領での小中学校教育の実施と充実を上げられました。また、町としての主要事業として村上小学校の耐震化と大規模改修、南条小学校全面改築、中国実験小学校との相互交流、生涯学習分野ではさかきふれあい大学の充実と演奏会の開催等による生きがづくり、文化財では民俗資料の整理保存の継続、ふるさと歴史館の企画展、そして東京坂城会の協力で集団疎開していた皆さんとの交流といった事業を述べられました。

こうした事業は予算化がされ、着々と事業進行がされているところではありますが、ここに新たに宮崎シェフが盛り合わせを工夫したり、宮崎スパイスを振りかけたりと、事務執行責任者としての効率的かつ効果の上がる手だては幾らでもできるはずです。新教育長は平成24年度教育行政主要事業についてどのように進めていこうとしているのかをお聞きをいたします。

続いて、教育行政運営に関する教育長のお考えをお聞きします。ここが私が一番お聞きしたいところでもあります。その一つは、教育行政の一般行政からの独立の理念についてであります。本町に限らず、よくも悪くも教育長は首長と良好な関係にあることが、その前提にあり、人事や予算のいずれも首長が影響力を持つ中で、教育委員会の持つ独立性が希薄化していると感じるが、そのあたりのお考えをまずお聞きをいたします。

もう一つは、議会との関係であります。教育長は我々議員に対しても予算編成権を持たないにもかかわらず、教育予算を説明したりこのような一般質問にも神経を使わなければならない。しかし、一方で議会は住民の意思と直接向かい合う場であり、住民のチェック機能が働くところでもあります。今日も町長と相対する最前列の一番重要な席に居座る中で、議会あるいは議員に対する教育長の考え方をまずお聞きをいたします。

最後に、これは少し取ってつけた質問ではありますが、ハ、学校連絡網の整備についてお聞きいたします。村上小学校でインフルエンザによる多くの欠席児童があり、午前8時40分に学級閉鎖が決まりましたが、この時間は父兄の多くが勤めや仕事が佳境に入ったところで、そこに突然のお迎えの連絡ですから、既存の電話連絡網が機能しない事態になりました。全員の児童が帰宅するまでに2時間ほどかかったようであります。事あるときに使われる連絡網が、事あるときに使えなかったわけで、学校側やPTAでそれにかわるインターネット活用の連絡網体制を築こうということになりました。しかし、それは行政側で構築しましょうと山村町長のご決断により、早速、本補正予算に盛り込まれました。感謝を申し上げます。そこでこの学校連絡網がどのような内容で、どのようなシステムになるのかお聞きをいたします。

教育長（宮崎君） 新教育長の教育運営に向けてということで、まず新教育長の心構えというご質問から順次お答えしたいというふうに思います。

塩野入議員さんのお話のとおり、教育長の職務等については地方行政の組織及び運営に関す

る法律により定められております。教育委員会の指揮監督のもとという大前提はありますが、権限に属するすべての事務をつかさどる。また事務局の責任者ということで、大変責任の重い職務であると認識しているところであります。

そういう中での心境ということでございますが、言葉では大変言いあらわしにくいというのが本音でございますが、ご案内のとおり、私は今まで行政職として産業政策ですとか、企画立案部門に長年携わってまいりました。このような私が教育長という重責を担うわけで、議会の同意を得なければならないほどの教育長というのは大変な要職でもあります。しかも、教育委員会や校長会、教頭会では定められた報告や指示、伝達を求められてまいりますし、お招きいただく団体ではご祝辞、あるいは関係する会議では主催者としての考え方をあいさつとして申し上げるなど、この2カ月間、本当に勉強させていただいてきたところであります。

しかし、さきにも申し上げましたけれども、勉強だけでは教育長の職責を全うはできません。最終的には自分自身で解答を出す以外にないという厳しい立場であります。お引き受けした以上、ベストを尽くしていきたいと思っています。

任務についての心構えについては、さきの答弁と重複するものでありますけれども、大変幅広く専門的な事項もありますので、私一人ではすべてを行うのも、気持ちはあっても現実的ではないと思っています。私は就任時に職員にお願いしたのは、教育委員会の事務局、学校等、町教育行政を推進する一つのチームということを念頭に仕事を進めていくと。これは教育長としてすべきこと、事務局でできること、学校ですべきこと、これらを分担し合ってチームとして任務を遂行していきたいと考えております。そういう心構えでもございます。

次に、教育行政運営についてでございますが、まず24年度の主要事業について、どのように進めていこうとしているのかということについてお答えいたします。ご指摘のとおり、24年度予算は教育委員会事務局の意向を踏まえて策定済みでございます。現実的には私も前職が企画政策課長ということでございますので、実施計画に計上する事業については内容を承知していたというものでございますが、ご質問とするとどのような、議員さんの言われ方ですとスパイスをかけて、今年度の事業を進めていくかということでもありますけれども、前教育長が、そしてたゞいま議員さんにご紹介いただいた事業が、いわばスパイスをかけられる事業というふうに思います。

現時点においてすべての事業に着手しているわけではありませんので、具体的なそれぞれの事業ごとの答弁というのは、この場ではいかがかと思っておりますけれども、事業の執行の視点、期待する効果は例えば考え方の中で私からすれば、産業的な視点でとらえていくとか、それによってそれぞれ異なってくる、予算立案当初とはその範囲の中ではあっても異なってくるのはご容赦いただきたいと考えているところでございます。予算は確定しておりますので、経常的なものを除いて実施段階の中でもう一度十分点検させていただきながら進めていきたいと考えてお

ります。

次に、教育行政運営に関して教育行政の一般行政からの独立理念についてのご答弁を申し上げます。ご案内のとおり、予算編成権あるいは議案上程権は地方自治法により、首長の権限でありまして、教育委員会にはないわけであります。しかし、現実的にはこの町において予算の調整については町部局の編成において、私ども教育委員会事務局も予算を説明し、連携しながら予算を作成、町の上程により議決をいただくという流れでございます。

ここで何が言いたいかという、坂城町においては町も教育委員会も、そして議会もそれぞれの役割を担っていますが、行き着くところは町民益といいますか、町民にとってどうなのかということになるかというふうに思います。現在、それぞれの地方自治体において、教育委員会がよく見えないという声が出ているようです。そういう意味では教育委員会として、町民の皆さんにそれを発信できるような仕組みを考えていくことは、大変重要であると感じております。

本題に戻りますが、独立した組織である以上、それは保つことは大変重要なことといえますか、そのようにすることはもちろんでございます。しかし地方公共団体においても、それぞれの立場の中で教育に取り組んでいくことが求められている。例えば教育基本法においては、それぞれの正確な条文まで申し上げませんが、教育は不当な支配に属することなく行われるべきものである。あるいは地方公共団体は、その実情に応じた教育に関する施策を策定し実施しなければならない。こんな基本的な考え方があることでございます。教育が行政、あるいは議会の都合だけで教育委員会の意向を無視して行われる事態があるとすれば、それについてはいかがかというふうに思います。しかし、今私が考える範囲でそのような事態はあり得ないというふうに考えております。

次に、議会あるいは議員さんに対する考え方というご質問ですが、教育委員会事務局を統括する者として、教育関係のご質問に対しお答えするのは、教育行政にご理解をいただける大切な機会であるというふうに考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 私からは、ハ、学校連絡網の整備について答弁申し上げます。

坂城町内の小中学校におきましては、児童、生徒の在校中や登下校時に予期せぬことが起きた場合、あるいは急な連絡を要する場合など、保護者の方に早急に連絡をとれるよう学校連絡網で対応しているところでございます。ことしの4月13日の村上小学校では、登校した際にインフルエンザのため学級閉鎖になるという状況になり、すべての保護者の方へ連絡が済むまで約2時間近く要したということが課題となりました。

現在の連絡網は、クラス単位で作成し保護者全員の電話番号が記載されたものを配付しており、個人情報保護の観点からも検討を要する事項と考えられるところです。個人情報の保護や

よりよい連絡システムを整備するため、電子メールを配信するシステムの導入を計画し、このたびの補正予算に計上をいたしたところでございます。

この電子メール配信システムは、インターネット接続環境があれば、比較的容易に導入ができ、改めて機器の購入やソフトの購入も必要がないことが特徴となっております。配信者である学校や受信者である保護者ともパソコン、あるいは携帯電話でも利用できるというメリットがございます。

導入後の配信は、学校管理下のパソコンからの情報発信になりますが、緊急情報や災害時など、即時性を求められる場合は学校長、教頭が不在の場合でも学校長の携帯電話からの配信も可能になるなど、万が一の場合にも対応できるといったシステムとなっております。

今まで電話がなかなかつながらない、正確に連絡が伝わらないということもございましたが、電子メールによる配信になるため、一律に正確に情報も伝わるものと考えております。また、メール配信の仕方については、登録者に一斉にメール配信をすることもできますし、設定が必要にはなりますが、グループを分けて例えば学年ごと、学級ごとなどに配信することも可能となります。

このシステムが導入されますと緊急時の連絡のみならず、学校行事の雨天時など、実施の有無などの連絡にも利用でき、さらに有効な活用が図られるものと考えております。以上です。

4番（塩野入君） 教育行政運営についてももう少し深く再質問をいたします。

教育長がみずからの職務を遂行する上で、教育委員会を初めとした教育行政のほかには首長を初めとした一般行政、それに議員や議会とのかかわりがあります。本町では一般行政との乖離は余りないという、今のお話のようではありますが、本町に限らず一般行政とのかかわりでは、教育長の人事は首長が教育委員会として議会の同意を得て任命し、さらに教育委員会が教育長を任命するが、既に教育委員会任命段階で教育長候補が見え隠れしたり、職員人事も教育委員会の主体性は極めて薄い傾向の中で、教育委員会が独立の合議制執行機関であるという高い認識を持って職務を遂行していくことが肝心であります。

教育委員会が、一般行政機関の一部局として展開されつつあることがうかがわせるイメージを払拭し、地教行法に即した改革がもう少し必要というような感じもいたしますが、そのあたりについての教育長のご所見をお伺いをするところであります。

次に、議会や議員とのかかわりであります。教育長は、首長と同様に議員や議会への対応能力が極めて重要であります。議会は、チェック機能を持っていますから、ある意味一般行政よりもむしろ心理的に厳しいわけで、最後のところでは教育長が矢面に立ち議会対策にも神経を使います。議会は、教育長が公と正面から向き合う場であり、例えば学校問題が起きれば、議員の要求と学校の考えとが一致するよう、厳しい役割が課されます。議会は、教育や教育行政の論理と住民の意思とを調整する一つの場でもありますが、そうした観点から議会に対する教

育長のお考えをもう少しお聞きをしたいと、このように思います。

次に、学校連絡網の整備について。先般、村上小学校の教頭先生を訪ね、ネット活用について学校現場の意見をお聞きいたしました。運用は学校側が行う中で、学校間の歩調合わせが必要ではないか、学校として個人情報の扱いを含めた使い方を事前に検討しなければならないなどのご意見も伺ってまいりました。どうも予算計上に当たり、発信校である村上小学校とは打ち合わせをしたようでありますが、他の3小中学校を含めた学校現場の意見聴取などはなされていないようであります。使う側である学校現場の考えなどをしっかりと聞かずに、補正予算が出てくることは、少々荒っぽすぎないかというような気がするわけですが、その辺のお考えもお聞きをいたしたいと思います。

教育長（宮崎君） 幾つか再質問をいただきましたので、順次お答えをいたしたいと思います。

まず一般行政機関の一部のようなイメージを払拭し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に則した改革についての所見ということについて申し上げたいと思います。

さきにも少し触れさせていただきましたけれども、教育委員会が一般の皆さんに非常に見えにくいということについては、先ほども申し上げましたけれども、本当に課題だというふうに考えますし、自助努力というのは必要であろうと思います。

議員さん言われた法律も19年に改正されてですね、その目的や任務の明確化というようなものもされてきてはおります。そんなことで法もございまして、改革というよりは、それらの点検というか、そういうものをしていきたいというふうに考えるところであります。

次に、議会についてでございますが、議会は住民の代表ということでチェック機能を働かせていく機関ということでございますので、お立場の中で教育行政に対してですね、そのチェックを入れるというようなことについて、私は違和感を持っておりません。ご意見についても真摯に受けとめてですね、時としてはもちろん議論をさせていただきながら、対応させていただきたいと考えるところであります。

あとは課長の方から申し上げます。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 今回の緊急通報システムの導入に関してでございます。この部分につきましては、教育長からの指示を受けまして、4月24日の教頭会におきまして、ご相談をさせていただきました。各小中学校での取り組み方針等々を確認する中で導入を決めたというような状況となっております。学校現場のお考えを聞いたところでの予算計上となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

4番（塩野入君） 今の学校通信網の関係ですが、これは私は教頭会議はいいんですが、一番の現場の皆さんと会議をして事をやらないと、ちょっとよくわからないかなという趣旨の内容の再質問でありますので、もうちょっと深めに見ていただいて、小学校の教頭先生も3小学校の担当者が集まってやっているようなことはないんですよというようなことを聞きましたので、

もう少しその辺をしっかりと見ないといかんかなと、こういうことであります。まあ、それは大したことはありませんので、そんなふうにも見ていただきたいと、こういうことであります。

教育行政は、学校教育はもとより青少年教育、女性教育、公民館など社会教育、スポーツ、文化財、ユネスコ等々幅広い分野に及びます。事務局組織も教育文化課のほか、多くの出先機関、学校を初めとした教育機関とたくさんの施設を抱えています。宮崎新教育長は、町行政職員として、かつて私のもとで一生懸命頑張ってくれた一人であります。そんなかわりのあった中で、極めて激職である教育長職であります。その職を磨いていただくとともに、力いっぱい教育長を全うしていただきたい、そんな思いを込めて今回質問をいたしました。明日の教育行政を背負い、リーダーシップを発揮し教育行政を充実され、そして健康に留意してのご活躍を願って、これにて私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時23分～再開 午前10時34分)

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、11番 塚田忠君の質問を許します。

11番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問を行います。

1. 里山対策について

イ. 松くい虫対策について

空中防除を中止してから松枯れが至るところにひどく広がり、特に目につくところでは、びんぐし湯さん館付近が今年急激に増加しております。今年はようやく空中防除を今月18日に行うことになっており、期待しているところであります。しかしながら、枯れてしまった松は、伐倒、薫蒸処理をしなければならず、現在ではこの作業を大変なお金をかけて森林組合に委託しております。

先月半ばに、議会議員全員が町内9カ所で議会報告会を行い、懇談、意見交換をいたしました。ほとんどの地区で松くい虫に対する意見は出ました。その中で南日名で出た意見であります。地域の目につきやすいところに、松枯れが発生している。早い時期に処分をしてくれとのことでありました。自分たちでできることだが、伐倒駆除作業は地区へも委託してほしいとのことでもあります。

そこでお伺いいたします。伐倒駆除は森林組合に委託しなければならないのかお伺いいたします。委託するに当たり、随意契約なのか森林組合と他の業者の入札制度は行っていないのか。自治区等への委託はできないのかお伺いいたします。

ロ. 森林税について

平成20年から森林税が始まり、我々も毎年納税しているが、坂城町ではどのように森林税が活用されているかお伺いいたします。

例えば、県で一方的に場所と事業内容を決めて行うものか、それとも町から事業内容を申請して事業を実施しているのかお聞きいたします。もし地元からの申請方式であるならば、地元の森林防虫害対策にも森林税が活用されているような話を聞いたことがあります。坂城町の松くい虫駆除には活用できないかお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

産業振興課長（塚田君） 里山対策について、イの松くい虫対策についてご答弁申し上げます。

松くい虫の被害対策としての伐倒駆除につきましては、ここ3年の実績を見ますと平成21年度は1,301m³、決算額で2,419万円、22年度は1,097m³、決算額2,128万円、23年度は1,177m³、決算額2,169万円で行いました。今年度は1,583万円の予算によりまして、730m³の処理を発注したところでございます。

例年、伐倒駆除の委託業者につきましては、林業に熟知し森林整備の技術と実績のある業者を選定し、指名競争入札により決定をしております。

伐倒駆除は、県の森林病虫害等防除事業、それと保全松林健全化整備事業という二つの補助事業を活用しております。今年度もそれぞれの補助事業の入札を行い、千曲市の有限会社北信林研と長野森林組合が落札し、それぞれに契約を締結し事業を進めているところであります。

補助事業に係る伐倒駆除については、処理した被害木の場所、木の直径、木の高さ、材積、量ですね、立方メートルなど、すべての処理木1本ごとに記録した集計表や写真など、実績報告書の提出が必要となります。事業に精通した業者でなければ、事務的にも大変困難であると考えます。

自治区への伐倒駆除の委託はできないかのご質問につきましては、このようなことから町が自治区に委託することは難しいと考えるところでございます。

なお、小規模な本数の松くい虫被害木処理作業として若干ではありますが、14万円ほどでございますけれども、作業賃金を予算措置しております。これにつきましてはチェーンソー作業の資格を有する林業委員さんにピンポイントをお願いをしているところでございます。また、町では地域の皆さんが自発的に実施する里山景観整備に対して補助金を交付しております。里山景観整備の一環として松くい虫被害木を処理する地区もございます。ですので、この補助事業を有効に活用していただき、地域として松くい虫被害対策に一層のご協力をいただければ大変幸いと考えております。

次に、ロの森林税についてお答えいたします。長野県森林づくり県民税は、平成20年度から今年度、24年度までの5年間を区切りとし森林の多面的な機能を森林所有者のみではなく、県民全体で保全していくことを目的に、平成20年度に導入されました。この税の活用につき

ましては、主に里山における間伐等の森林整備を初め、森林所有者に呼びかけ協会の明確化や整備の同意を得る活動を支援する里山集約化事業、また間伐の中核的担い手となる人材育成を支援する高度間伐技術者育成事業、そして木育推進事業などがあります。

さらに森林税を財源として、市町村へ交付されるものの一つとして森林づくり推進支援金があります。この森林づくり推進支援金は、地域固有の課題に対応した森林整備の推進や間伐材の利用促進などを行うため、市町村の取り組みを支援するものでございます。市町村の人口や森林面積、間伐の実績などを勘案して配分され、坂城町では平成20年度は71万6千円、21年度は117万2千円、22年度は112万5千円、23年度は112万2千円が交付されております。今年度におきましても、前年度とほぼ同額の交付金が見込まれているところでございます。

町では、これまで森林づくり推進支援金と木育推進事業を活用して間伐事業の推進を初め、とりわけ課題となっております里山の森林整備が促進される事業を実施するとともに、次代を担う子供たちや地域住民が里山や地域の木材に目を向け、森林づくりへの理解と協力を得るために事業を行ってまいりました。

具体的な活用例といたしましては、上五明農山地籍における間伐事業へのかさ上げ補助、南条小学校、村上小学校における間伐材を利用した、いすづくり、オカリナ製作などの木工教室の開催や坂城小学校での森林整備体験と環境学習授業への支援、里山景観整備としてこんぴら山遊歩道の階段の整備、地域で行う松くい虫防除対策のための薫蒸シート等の資材提供などを行ってきております。また、役場1階ロビーに設置してあります木材テーブル、いすを購入いたしました。これは県産の間伐材の普及啓発を目的といたしたものであります。

森林づくり推進支援金事業は、地域の実情や住民からの要望に対応した事業を行うことができる柔軟性の高い交付金であります。したがって、地域で松くい虫防除事業の要望があれば活用できますので、その際はぜひご相談いただければと考えます。以上です。

11番（塚田君） はい、わかりました。最後の方だったんですが、松くい虫の駆除でなくてシートだけしか、私はもし14万やそこらの伐倒駆除、少ないものだからそれに足してもらえらるようなことができたらということで、お聞きしたわけなんです、伐倒駆除の方へは回すことはできないわけですね。はい、いいです。答えていただけますか。

産業振興課長（塚田君） 地域における松くい虫の伐倒作業ということで、今まで過去には日名沢地区、北日名地区で地域でどうしても松くい虫が、地域の里山が松くい虫で大変だということで、そちらにつきまして補助事業をということでやっております。金額的にはそれほどございませんけれども、それはあらかじめご相談いただければそういう若干の、小規模ではございますが、そういうこともできるということで、よろしく願いいたします。

11番（塚田君） はい、わかりました。自治区への発注は難しいということで、あとの処理と

かいろいろのことがあるらしいが、それだけの教育さえすれば、これできると思うんですが、チェーンソーの使い方についても、森林組合の職員に教えるぐらいな技術の持ち主が多かった地域での話ですので、また今後検討していただきたいと思いますが、ひとつお願いいたします。

2. 町内公園について

イ. 公園の利用状況は

先日、びんぐし山で行われた植樹祭に参加させていただきました。私の住んでいる地元でもあるので、未来に残る立派な木を植えようと思い、前日から地下足袋を新調し、ネバ切りを研いで、本支度で参加させていただきました。しかしながら、植樹したのはヤマツツジ、しかも植えた本数が植樹祭参加人員の半分程度、私には不本意ではありましたが、お祭り事であるので、これもよしと。いい運動になりました。

思い起こせば数年前、植樹祭に坂城高校近くのこんびら山でツツジを植えたことがあります。同時に木製の遊具を設置しました。今でも有効に使われているか心配するところでもあります。こんびら山の近くの地元の人に聞いてみましたが、余り遊んでいるところを見たことがないという返事です。同じような公園が南条新地にある吉野健康広場があります。両方とも町で維持管理をしていると思いますが、遊具のチェックはしているのか、お聞きいたします。

もし遊具が傷んでいたり、利用度も少ないようであれば廃止ということも検討できないか、お聞きいたします。

これとは別に中之条武道館近くにあるシンフォニックヤードは、本来の目的で利用されることは余り耳にしておりません。時々農産物直売で利用していることは知っております。広場の芝も余りいいものではありません。広場への車の乗り入れを認め、日常駐車場として利用することはできないか、お伺いいたします。

ロ. 新たに千曲川に自然公園を

昨年12月議会一般質問で取り上げさせていただきましたが、再度お伺いいたします。当時のお答えは公園の管理的に大変厳しいというお答えでありました。私の質問方法が下手だったのか、割と軽く流されてしまいました。場所は大望橋付近、野草園から下流、四ツ屋地籍、御堂川合流地点までの約5haであります。

目的は、広い千曲川の河川敷の中で、子供たちが自然と親しみ、思い切り遊べる場所と野草園の拡張であります。遊具や構造物はつくらず、手を加えることは堤外地に流れる中之条用水の兩岸を歩けるようにしたり、ニセアカシアを多少伐採して河川内の高水敷を多少不陸整正を行う程度の自然公園を考えております。管理に重荷になるようなことではありません。先ほどお聞きいたしました利用度の少ない公園管理費を廃止したならば、維持管理費を千曲川河川敷に回せるのではないかと思いますので、よろしくお伺いいたします。

以上2の1回目の質問を終わります。

建設課長（青木君） 私からは2の町内公園についてのイ、ロの項目につきまして順次ご答弁を申し上げます。

イの項目でご質問をいただきました吉野健康広場、文化センターシンフォニックヤード、及びこんぴら山公園の利用状況についてご答弁を申し上げます。

吉野健康広場は、平成2年ころに林務の林業構造改善事業により、地域住民に親しまれる新しい森林の形態を提供する場として、かねてより桜の名所として親しまれておりました南条記念公園に隣接して整備がなされ、現在は都市公園として利用がなされております。当該公園は他の公園と違い、静寂な森林環境を享受することを一番の目的としておりますので、常時大勢の来園者でにぎわうような状況ではございませんが、桜の時期を中心にグリーンシーズン中におきましては、木製遊具を楽しむ子供たちなどにご利用をいただいております。

シンフォニックヤードにつきましては、平成元年にさかきぎ通りの整備に伴い、文化センター周辺における公園緑地環境の充実を目的に整備がなされ、同じく現在都市公園となっております。この公園は広い芝生の広場が特徴となっており、ボール遊び等をする子供たちの人気の場となっているとともに、農産物直売者の会による金曜夕市の開催場所としても以前よりご利用いただいているところでございます。

用途廃止をして常設の駐車場として利用をする旨のご質問をいただきましたが、子供たちの多目的な遊び場であったり、定期的にご利用いただく団体がある中では現在考えておりません。シンフォニックヤードという名前に似合う利用は見受けられないわけですが、広い空間による多目的な利用が現在行われておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

このほかこんぴら山周辺につきましては、平成13年度、14年度に地域住民の皆さんに森林に関心を持っていただくことを目的に長野県産材を利用した木製遊具の整備を実施いたしました。年間の利用者につきましては、一般利用のほか坂城保育園での散歩コースの一つとして年間15回程度はご利用いただいているというふうにお聞きしております。また、地元小学校や幼稚園の遠足などにもご利用いただくなど、子供たちの里山にふれあう場として利用をされております。

遊具の点検につきましては、担当職員がこれら公園の付近に訪れた際に目視等により遊具を点検するとともに、このほかの他の都市公園の遊具も含めまして、年1回は社団法人日本公園施設業協会の認定業者による点検を実施し、安全の確保に努めているところでございます。

続きまして、ロの新たに千曲川自然公園をについてご答弁を申し上げます。現在、さかき千曲川バラ公園付近には堤防内に千曲川水辺公園があり、かつて千曲川で見かけた野草を植栽し、多くの皆さんに千曲川の原風景を楽しんでいただくとともに、この6月24日にも開催を予定しておりますさかきキッズクラブ・水辺編のように、子供たちの学習の場としても整備を図っているところです。

この公園の下流に自然公園の整備をについてご質問をいただいたところでございますが、内容的には同種の自然公園になろうかと思えます。したがって、まずは現在千曲川の河川事務所より占有の手續によりまして、正式にお借りをしております水辺公園野草園をもっと多くの皆様にご利用いただけるよう整備して、さかき千曲川バラ公園とあわせ千曲川の野草を中心とした千曲川の自然を楽しんでいただく公園として、この公園の整備活用をまず図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

11番(塚田君) お答えいただきました。そうすると現在使われている公園は、維持管理に相当な、利用価値は少ないように感じるんですが、かけているということになりますよね。それでこの話に持っていったのは、千曲川の方へももっと利用価値のありそうなところへ金をかけたらということ、今回質問に取り組ませていただいたんですが、その遊具や何か、点検を毎年やっているそうですが、直した経緯もあるんですかね。

それからもう1点、シンフォニックヤードは芝でなきゃいけないんですか。これにつきましても過去に私、交通整理や何かであそこへ行って、元旦マラソンとかいろいろで行くんですが、ただあけてあって、そのときぐらい車を入れられるようなふうに、芝なんなくたって子供たちは遊べるんじゃないかと思うが、これを廃止しろとは言っておりません。だから、車のとめられる融通をきかせてくれということをお願いしているわけです。

それで千曲川から整備して活用したいということのようですが、整備ということに、手をつけるわけですか、その野草園は、その辺をもう一度お願いします。できることだったら、その整備の段階で広げたらという、あれでございます。

建設課長(青木君) 再質問をいただきました。まず初めに、遊具の点検でございますが、先ほどご答弁申し上げましたように、点検の資格のある業者に点検をしていただき、報告書等もこちらの方に上げていただいて、その中で緊急を要するもの、それから利用度の高いもの、そういったものの遊具の修繕について年間の計画を立てて、予算の中で修繕に努めているところでございます。

それから、シンフォニックヤードの件でございますが、私の答弁の中では用途廃止をして常設、常に駐車場として使うのはどうかという観点でご答弁を申し上げたところではございますが、例えば町民運動会、交通安全町民大会のような大規模な行事が文化センター周辺でございまして、既設の駐車場を利用する中でも賄い切れないと、そして例えば車道に駐車車両があふれてしまうような状況で危険だというような場合は、緊急避難的にご利用いただくといいですか、中に入れるようなことは検討の中に入るかというふうに思っております。

それから、千曲川水辺公園についてでございますが、千曲川水辺公園につきましてはご案内のとおり、これまでの間ですね、洪水対策といたしまして河川事務所に盛土、高くしてもらうとかですね、信大の中村名誉教授の指導のもとで千曲川の懇話会の皆さんにもご協力いただい

て植栽をすとか、クリーンキャンペーンのときに中学校の生徒の皆さんにも一緒にナデシコの苗を植えていただくとかいろいろご協力をいただいております。したがって、ここで具体的にもっとどんな整備をだれがしていくのかという部分は、特段計画を持っていないわけですが、中学校の皆さんにおかれましては引き続きそういった野草を植栽していただけるといようなことはお聞きしております。

この公園の下流に整備するのであれば続けてということですが、現在、水辺公園となっているところは、当然のことながら野草も植栽してございますし、その周りには農業用水としての余水ばけといいますか、放流としての小川もございます。そういったものを活用してですね、まずここで千曲川の自然というものを皆さんに楽しんでいただくのが、今現在の中で最良な策ではないかというふうに考えるところでございます。以上です。

11番(塚田君) はい、ありがとうございました。

シンフォニックヤードについてですが、私の言っていることは常設の駐車場じゃないから、そこは勘違いしないでください。とまっても許される程度のものにしてくれということで再度お願いします。

それから、吉野運動公園も桜の時期にはと言うんだけど、使われているようですが、御堂川沿いの桜並木だって中之条地域で管理していると思うんですよ。常山堤の桜だってそうだから、もしあれだったら新地に払い下げて、済みません。ちょっと暴言かもしれませんが、公園の維持管理費をこっちへ回せないかということでは言わせていただきましたが。いずれにしろ検討をお願いします。

3. 新エネルギーについて

イ. スマートコミュニティ構想事業は

余りなじめない事業ではありますが、けさ、山崎議員から質問がありましたので、重複するかと思いますが、よろしく願いいたします。

成果報告書をいただき、ようやく理解できるようになりました。あの地域の皆さんも3・11以来、省エネ意識が高まり、特に電力については町の対応が遅いと不満の声が来ております。その一例に込山に住む70代の女性の方から、今年の5月ごろ、電話で、「坂城町では一時ソーラーパネルの話があったが、その後どうなったのか。パネルを設置するところは町内に幾らもある。町で所有している田町の広い工場跡地はいつまでも売れていないのなら、そこに設置したらどうか」ということであります。最後に「議員の皆さんも真剣に考えてもっとしっかりしてください」とハッパをかけられました。

成果報告書に基づき、どのような事業をいつごろ取り組むのか、また現在までの進捗状況をお聞きいたします。坂城町では太陽光発電と水力発電が有望のようですが、取り組んでいただけるのかも伺いいたします。

太陽光発電の設置に、町では補助金を出しているが、現在の申し込み状況をお伺いいたします。

飯田市では太陽光発電ゼロ円設置が、市がバックアップしているようですが、当町でも検討する必要があると感じますが、お考えをお伺いいたします。

以上、3の1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 私の方から新エネルギーについての中のイのスマートコミュニティの構想事業、構築事業、どんな状況かというお話を申し上げたいと思います。

種々いろいろな取り組みが必要です。単にソーラーパネルをつければいいというものではないし、風力をやればいいと、水力をやればいいということではなくて、やっぱり総合的に町全体としてエネルギーをどう効率的に使うかというのを考えないと、坂城町のように工業が多くて電力を大量に使う、町のみじゃできないということで、個別の電力開発、再生可能エネルギーの開発も必要ですけれども、去年から私に取り上げたのは、いわゆるスマートコミュニティ、スマートタウン坂城と言っていますけれども、町全体としてエネルギーをどう効率的に取り扱えるかと、その研究を去年から始めたということでございます。

昨年度、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の補助事業によりまして、地域の実情に根差したスマートコミュニティの構築を進めるための事業化可能性調査を実施いたしました。本年度は先ほどもお話がありましたけれども、この調査結果を踏まえながら短期的に、あるいは中長期的な視点で、いつ何をどのように具体化するかという計画づくりを検討して進めたいと思っております。

昨年度の調査では、一つ目は再生可能エネルギーの効率的利用に関する調査、二つ目は再生可能エネルギーに関する調査、三つ目は町民の省エネに関する意識調査を実施いたしました。この中で二つ目の再生可能エネルギーに関する調査では、さまざまなエネルギーの導入可能性について調査を行い、太陽光エネルギーの利用につきましては天候の状況に左右されるという不安定な面はあるものの、当町は全国的にも日射量が高いということから導入は有効であるという結果になっております。

引き続き住宅用の太陽光発電施設設置補助事業については推進し、公共施設への導入につきましても、大規模改修に合わせた村上小学校へ設置するなど、財源確保も考えながら順次整備を進めていきたいと考えております。

また林地残材、林の木材ですね、を活用したバイオマスエネルギーについてはエネルギー保安、環境保全、経済振興の実現への寄与度が高いエネルギーであり、今後のエネルギー源として有望であるという結果にもなっております。しかしながら、地域内の安定した材木確保が必要で、そのための地域住民が一体となった収集システムの構築など課題も少なくないということから費用対効果の検討も含め、中長期的な視点で慎重に検討していく必要があると考えてお

ります。

次に、再生可能エネルギーの効率的利用に関する調査では工業団地、町営住宅、公共施設等に分け、それぞれの箇所において最適なエネルギー利用に関して検討を行いました。その結果、テクノさかき工業団地においては、各企業のエネルギー利用パターンを把握し、省エネの取り組みを行うことやエネルギーの共同利用や融通をするなど、共同省エネルギー工業団地プロジェクトが提言されています。また、公共施設や町営住宅においては木質バイオマスによる熱電供給プロジェクトや熱供給プロジェクトが提言されました。

そして最終的な一つの理想形といたしまして、地域単位で最適なエネルギーの取り組みを行い、1カ所で集中管理をするエネルギーマネジメントセンターの設立を検討していくとされており、いずれの取り組みにおきましても、さらなる調査や実証実験及び経済性の評価をしていく必要があるため短期的、中長期的な視点に分けて順序立てた取り組みを検討しているところでもあります。

このような中で、以前から連絡をとっておりました信州大学から、工学部を中心に繊維学部、経済学部を含めたグループにより、坂城町をモデルとしてスマートグリッドの研究を行いたいという話がありました。スマートグリッドというのはエネルギー網ですね、網です、の研究を行いたいという話がありました。具体的な内容については事務レベルでの協議を進めており、大学内部においても協議中の段階ですが、坂城町を対象とするスマートコミュニティ実現プロジェクトとして取り組みたいとする、大変ある意味ではありがたい申し出で、大学連携はもとより新たなビジネスチャンスへの展開など、夢のある研究でもあります。

さらに本事業の窓口となる信州大学地域共同研究センターの天野センター長は、バイオマスのご専門で、坂城町をフィールドにさまざまなご教示がいただけるものと期待するところであります。

また、スマートタウン坂城の構築に当たっては、坂城町のものづくりの力を生かした新たな技術開発を促進し、企業の事業を後押しする取り組みも重要であり、この信州大学との提携の中でも詳細の中身はまだ発表する段階になっておりませんが、坂城町に適した新たなスマートメーターのプロトタイプを開発するという事で、町内の企業にも参加していただき、新しいビジネスモデルも製品開発も含めてできるものというふうに期待をしております。このように企業の事業を後押しするという事も念頭に置きながら、スマートタウン坂城を推進していきたいという事でございます。

産業の発展、持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、短期的、中長期的な観点からぜひとも進めていきたいと思っておりますので、何とぞご尽力、ご協力をお願いしたいと思っております。

企画政策課長（荒川君） 私からは太陽光発電に係る補助金の状況、太陽光発電ゼロ円システム、

そして小水力発電についてご答弁申し上げます。

まず、太陽光発電システム設置費補助金についてであります。平成22年度に制度を創設して以来、先月5月末までに90件の皆様にご利用をいただきました。補助金の総額は550万円で都合366kWの太陽光パネルが設置されたことになり、これは坂城町の一般家庭の年間電力使用量3万6千MWh（メガワットアワー）という単位になりますけれども、これに対してこの太陽光パネルが発電する量は476MWhで、総量の1.3%に相当する勘定となります。

次に、飯田で取り組まれておりますゼロ円システムについてであります。これは太陽光発電の普及促進を図るため、初期投資を株式会社おひさま進歩エネルギーという会社が負担をいたしまして、個人の住宅に太陽光発電システムを設置し、9年間かけて家主から回収、その後は無償譲渡されるという仕組みになっております。これを利用いたしますと初期投資がなく、太陽光発電を導入することができ、その後は発電した電気を使用したり、余った電力を売電しながら使用料を払っていきますので、月々数千円の自己負担で済むとの話でございます。このシステムの立ち上げにつきましては、事業者であります株式会社おひさま進歩エネルギーが全国から出資者を募り、地域の金融機関を初め飯田市の支援によるものと伺っております。

大変画期的なものとは思いますが、これまでの経過や運営にはかなりのご苦労もあったと伺っており、実はこれに関しましては今月末、行政協力員の皆様と視察研修を計画しておりますので、事務局も同行いたしましてお話を伺ってまいりたいと考えております。

次に、小水力発電についてであります。昨年度のスマートコミュニティ構想普及支援事業の報告書においては、現時点では小水力発電には適した環境とは言いがたいとされております。これは全国的にも降水量の少ない地域であること、また町の約7割が森林とはいえ、それほど山深い地域ではないことから落差が少ない。そして河川に関する法制度や水利権などの制約によるもので、当面は太陽光やバイオマスなどについて検討を進めてまいりたいと考えています。

11番（塚田君） はい、よくわかりました。

特に、ゼロ円設置のことであれなんです。飯田の株式会社おひさま何とかという、それを業者は坂城町の方まで来て一緒に坂城町でやってもらうことはできないものでしょうかね。上田にも何かそういう会社があるらしいですが。

このごろ、1月にカリフォルニアへ行ってきましたが、あのとき、山の中で発電というか、風力発電が何百という数があったんだけど、通訳さんの説明によると、あれはみんな事業主がスポンサーになって、サイドビジネスとしてやっているんだという話も聞いたんですが、坂城町でもそういうようなスポンサーを募集するとか、そういうようなことで坂城町を利用してのことを今後考えていくかどうか再度お聞きしたいんですが、よろしく願います。

企画政策課長（荒川君） 飯田市で行っております、おひさまゼロ円システム、もちろんこれ市

も全面的にバックアップを行っていますが、実際の事業主体は先ほど申しあげました株式会社おひさまエネルギーファンドというところになります。やはり全国から出資者を募るとするのは、ご自身が自分の代もそうですし、子供たちや孫のために地球環境に優しくなるような、こういった取り組みを支援をしていこうと、一口幾らという形で何口という形で出資をいたしまして、返りのリターンですね、出資に対する配当よりも、その投資をぜひ地域の還元に生かしていただきたいと、そんな趣旨で全国から出資者を募っている状況になります。

また、やはり年間に設置できる数、この企業者さんが設置、メンテを行える数も限られているということで、それぞれ出資の枠も定めて募集を行い、またそれに伴う設置の事業者、設置をしてほしいという方の募集も行って事業を進めている状況と伺っております。詳しくは今月末にまた勉強してまいりますけれども、現在、飯田市、そして一部もう少し北上いたしまして松本周辺まで事業の範囲を広げているようですが、やはり管理、事業化できる規模も限られている状況の中でなかなか坂城の方まで来れるかどうかというのは、まだまだこれからのお話になるかと思えます。以上です。

11番（塚田君） はい、わかりました。

これからの課題でありますので、前向きにいろいろと研究をしていただきたいと思えます。

それでは以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（宮島君） ここで5分間休憩をいたします。

（休憩 午前11時18分～再開 午前11時24分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に10番 中嶋 登君の質問を許します。

10番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、我が坂城町議会におきまして、議会改革の一環といたしまして議会報告会が5年目を迎えたのは、皆様ご周知のとおりでございます。今年度も去る5月12日、14日、15日の3日間にわたり、9会場で行われました。ことしも各地区の問題提言など、多くの質問が出されておりました。その中より町道に関する2件の質問を行います。

最近、全国で子供の登下校中の事故が相次ぎ、大きな社会問題となっております。県内では昨年歩いて登校中など、交通事故に遭った小中学生は85人であり、内訳は小学生64人、中学生21人、横断歩道を渡っているときに30人、横断歩道以外を渡っているときに25人など、横断中の事故が目立ったが、重症となった10人のうち8人は横断中の事故で、子供側の不注意も34人いたと県警より発表がありました。

1. 町道について

イ. 歩道の安全、安心確保は

戊久保地区より出されました案件であります。坂城小学校の最南端である戊久保地区より大勢の子供が坂城小学校に通っております。町道、産業道路であるA01号線の戊久保地区より坂城高校の下までの通学路である歩道は、整備はされているが、登下校の際に雨や雪の日には路面がでこぼこしており、水たまりができ、車にはねを飛ばされ、ぬれたまま登校をしている姿が時々見受けられると、そのような話が戊久保区の皆様より出ておりました。オーバーレイをしてでこぼこの解消、また歩道の整備など早急にできないかをお尋ねをいたします。

ロ．道路段差の解消を

同じく町道に関する問題であります。御所沢地区の下水道は整備はされましたが、工事後の路面に段差が大きく生じてきております。ここも通学路であり、雪かきのときなど地域の皆様が総出で雪をかくようではありますが、でこぼこといいますか、段差があるので雪かきのときにひっかかってしまい、とても苦慮をしていると、そのようなお話が御所沢区の皆様からお話がありました。交通面においても、また歩行者においても大変危険であるので、安全確保のためにも平らに全面舗装はできないかをお尋ねをして、第1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） 町道について、歩道の安全、安心確保はということで、特にA01号線について具体的なお話をいただきました。私の方から全般的な状況につきましてお話をさせていただいて、今、お話ありました具体的な不具合の部分だとか、段差の問題、それは担当課長の方から話をご説明させていただきます。

A01号線、産業道路の道路改良工事につきましては、坂城インターとの接続や旧産業道路の危険箇所の改善を目的にさかさぎ通り交差点から鼠橋通り交差点までの区間について、都市局所管の街路事業と道路局所管の道路事業で区間を区切って、2カ所から整備を進めております。これはご存じのとおりでございます。

街路事業ではさかさぎ通り交差点から坂城インター線までの区間を平成元年度から平成10年度に整備し、坂城インター線から谷川までの区間について、平成10年度から整備を進め、23年度からの繰り越しにより、今年度完了する予定でございます。

道路事業では鼠橋通り交差点から南条小学校、山金井交差点までの区間につきまして、平成6年度から平成18年度に整備し、山金井交差点から宇佐八幡宮上交差点までの区間について平成19年度から事業を進めてきておるという状況でございます。

また、歩道が未整備のため、早期整備の要望の多い若草橋南の区間につきましては、来年度事業認可申請ができるよう、今年度、若草橋付近の河川改修を含めた概略設計を予定しております。

以上、ご説明いたしました南条区間の事業が完了いたしますには、現在の道路整備事業の進捗状況からかんがみ、おおむねこの先七、八年はかかるかと思っております。町の最上位計画となります坂城町第5次長期総合計画の目標年次は平成32年となっておりますので、何はともあ

れ、まずはこの期間内のこの区間の早期完成に取り組んでまいりたいと考えております。

舗装等の改修等につきましては担当課長よりご答弁を申し上げます。以上でございます。

建設課長（青木君） 私からはイ、ロの項目につきまして、具体的な内容について順次ご答弁を申し上げます。

まず、イの歩道の安全、安心確保についてお答えいたします。ご質問のありましたA01号線の戌久保地区から坂城高校下までの区間は、産業道路として整備された町道の基幹道路で車両交通量も多く、大型車両も通行していることから舗装のわだち部が沈下して、一部の場所で雨水や雪解け水が水たまりをつくる状況も見られ、車を運転される皆様に自主的なマナー運転をお願いしているところでございます。

町内の広い範囲にわたる道路舗装の修繕につきましては、平成18年の例年のない低温状況が続いたことから凍上による災害、凍み上がりですね、凍上による災害として国の査定を受け、災害と認められました箇所については、翌年度に表層部のアスファルト舗装の災害復旧を実施した経過もでございます。

産業道路では新町から大宮区にかけての区間と旭ヶ丘から四ツ屋区にかけての区間について、この災害復旧による舗装の改修を実施いたしました。また、これとは別に戌久保地区から四ツ屋区にかけての区間では、平成19年度下水道工事の中で下水道工事による影響範囲について、舗装復旧工事を実施した状況もでございます。

平成23年度も冬季間の低温状況があり、標高の高い地域では凍上災害の対象となる区域も見受けられる状況でしたが、坂城町はこの区域に含まれなかったため、凍上災害による舗装復旧は見込めない状況となりました。先日、ニュースでも小海町の方で、この凍上災害について説明会等が行われたというようなニュースもございましたが、残念なことにと申しますか、坂城町はこの凍上災害による復旧は見込めない状況となりました。

さかさぎ通りから以北の区間につきましては、下水工事の範囲外は特に舗装が古くなっており、ひび割れの状況も見受けられるため、パトロール等により破損して穴になっている箇所については、補修材による修繕を実施しているところでございます。災害復旧による舗装改修が見込めないため、全面的な補修は困難な状況ですが、舗装の傷みがひどく、歩行者の皆さんにご不便をおかけする箇所につきましては、部分的な補修工事を実施することにより、歩道への水はねの状況を改善するなど、歩行者の皆さんの安全な通行の確保に努めてまいりたいというように考えております。

続きまして、ロの道路段差の解消についてお答えを申し上げます。坂城町内の公共下水道は、平成6年度から整備を開始し、現在全体計画面積612haのうち400haの整備が完了をし、整備面積率は65.4%となっております。また、ご質問をいただきました御所沢地区の下水道につきましては、平成11年度に実施して現在ご利用をいただいております。

通常、下水道管は上水道管の下に埋設を行いますので、掘削の深さは1.5mから3m程度となり、道路の掘削の復旧には工事の基準等に従い、埋め戻し各層ごとに転圧機械を使用して確実に締め固めを行い、その後、交通を開放することによる自然転圧期間を設けまして、舗装を復旧しております。自然転圧期間につきましては、できるだけ長い期間が望ましいわけですが、全面通行どめは地域の皆様の日常生活に多大な支障を及ぼしますとともに、工事期間の短縮、砂利敷き、仮復旧道路からの早期安全性の確保、工業製品や農産物の品質の確保などの観点から地元の住民の方々より強い要望をいただいておりますので、一定期間後は速やかに現在舗装復旧をしている実情でございます。

また、下水道工事は掘削の深さが深く、その後の地中の経年変化もございまして、随時状況を確認し、舗装修繕を行ってきております。舗装復旧の段差を解消するための全面復旧実施のご質問をいただきましたが、舗装の復旧工事につきましては国庫補助の事業を取り入れておりますので、補助金の交付要件に合う、掘削に伴う影響範囲までの復旧となっております。したがって、引き続き定期的にパトロールを行い、ふぐあいのある復旧箇所につきましては随時舗装修繕等を実施してまいりたいと考えております。ご質問いただきましたように、町道を雪かき等をしていただいて、ご協力いただいているについて不具合等があつて、苦情をいただいた点につきましては、また現場を見まして対処の方法を具体的にまた検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

10番(中嶋君) ただいまは町長、そして担当課長それぞれお答えをいただきました。先ほど町長からもお話がございましたようにですね、A01号、とにかく南条地区のところは今盛んに工事が行われておまして、私も前回若草橋のグリーン、何といったかな、グリーンベルトでしたね、グリーンベルトでちょっとあれじゃあ危険だよと、それでできればそれを早くと。その中でのご答弁がございましたが、やはり今財政も厳しい折、もう早ければ本当にそういう今の戌久保地区の部分のところなんかは、もう1年でも早くやっていただきたいと、そういうふうなことを私は思っておるわけでありますが、事情を聞けば、もう少し余計にかかってしまうのかなと。これを早めにやっていただくのが、私は行政の仕事だと思っております。できるだけ短縮を町長にはお願いをしておきたいと思っております。

それから課長よりは、優しいお言葉で優しくご答弁をいただきましたので、かっかする中嶋ではございますが、何かあれですね、いい雰囲気でのご答弁をいただいたのかなと、そんなふうにも思うものであります。そこで今、まさに青木課長よりですね、災害復旧のとき凍上災害というんですかね、さっきも言われましたように、霜がおりて路面が上へ浮き上がるというような、それは国からの補助金を坂城町はうんとたくさんいただいたときがあつて、逆に他の市町村が驚いちゃって、言うなれば坂城町さんはよく勉強しておったなど。ほかの地域の皆さんは勉強不足でありまして、坂城町よりもうんとしみ込むような場所でもその補助金をいただか

なかったと、そんなようなお話も私は聞いてもおりますし、そしてまたその被害のところが、きれいになった場所をたしか三、四年前、私も総産の委員長を今もやっておりますが、前回のときに委員全員でその場所を確認させていただいて、言うなれば坂城町の職員をそのときに、私は労をねぎらったこともあったと思います。本当によかったなど。

ただ、今、課長からのお話を承れば、今回は何かだめだったようなお話もあったわけですが、そうは言いましてもですね、いろいろ先ほどお話があったように、報道機関でお話があったように、各地区で逆に今になって慌てて勉強しているようなお話を聞いております。でありますね、そのお話を申し上げますと、まさに坂城町はもういち早くそういうことに取り組んだもので、もうあっちこっちで寒いところでそういうことが始まったから、もうおらちの方はだめだなんていうことを思わないで、またこれからやっぱり災害、100年に1回のようなことがあちらこちらで起こるような時代になっておりますので、またもしかしたらことしの冬もそれこそ軽井沢、また開田高原並みの寒さが坂城町に訪れるかもわかりません。そんなことを踏まえてですね、また国の方へいろいろ手続があるんでしょうけれども、それはきちっとやっていたらあればありがたいかな、そんなふうをお願いをしておきたいと思います。

そして課長からは、今いい答弁があったんですが、まさにそのとおりですね。私たちも地域に入ったときに思いました。地域の皆様との話し合いをよくするとともに、今申しあげました両道路問題、ともにこれは地元地区の皆様が切実な問題であるということで、我々が議会報告会に行ったときに要望されたり、お願いされたりという部分でございますので、課長の答弁のとおり、とにかく地元へ入ってですね、それで区長さんなり関係者とお話を聞く中できちっとした対応をとっていただければありがたいかなと、そんなふう思うものであります。

それでは、第2質問に入らせていただきます。私も長年少子化問題に取り組んでまいりましたが、最近、とっても気になる報道がなされておりました。女性一人が生涯に産む子供の推定人数を示す合計出生率が、2011年は前年と同じ1.39人だったことが厚生労働省の発表でわかりました。赤ちゃんの出生数は戦後に統計を取り組み始めた1947年以降、最少の105万698人で前年比2万606人もの減少であるという驚くような報道がなされておりました。

また我が長野県内の合計出生率は、前年比0.03ポイント減ってしまった。下がってですね、1.50ポイントで都道府県別では高い方から16番目であります。出生数は昨年より何と316人減って1万6,917人です。また死亡者の数は753人増えて2万3,886人で、これも最近、何年か前からそのような報道がなされておりますが、産まれた数よりも亡くなった人の方が今回は6,969人も上回ってしまったということでもあります。いよいよ少子高齢化が進むとともに、県内の人口が急速に減っていることがわかります。また最近の傾向といたしまして、晩婚化が進み、第1子を産んだときの母親の平均年齢が初めて

30歳を超えてしまったということでもあります。ちょっと難しいような言葉なんですけど、晩産化が進んでいる。遅く産むということだと思いますが、そういうこともこのたびの調査でわかりました。このようなことから少子化問題は、できることから早く取り組んでいかなければと思うのであります。

2. 少子化対策の根幹について

イ. 3ワクチンについて

少子化対策についての質問は、今回7回目になります。子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、3ワクチンの無料接種に町の対応が早かったことに対して敬意を表するものであります。今までの経過と接種実績をお尋ねをするとともに、3ワクチンが今後、国の方針で定期予防接種の方向になることをかんがみ、子宮頸がんワクチンの学校での集団接種は実施できないか。この2点をお尋ねをいたします。

ロ. 小中学生に性教育を

前長谷川教育長に子宮頸がんの怖さを教えるよう、小中学生の性教育に取り入れたらどうでしょうかと、一般質問をこの場所でいたしました。当時、まだ子宮頸がんワクチン接種が行われる前でありましたので、長谷川教育長のご答弁は、今はH I V、エイズの怖さを教えているとのことでありました。今後、子宮頸がんワクチンが接種されるようになれば、性教育に取り入れていくのご答弁をこの場所でされております。

先ほど同僚議員の質問の中で所信声明をいただきました。このたびご就任をなされました宮崎教育長にこの件はお尋ねをいたします。

以上であります。

福祉健康課長（塚田君） 私からは（イ）の3ワクチンについて。初めにこれまでの経過と接種状況についてご答弁を申し上げます。

子宮頸がん用ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、この3ワクチンにつきましては、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金によりまして、接種費用の2分の1の補助をいただく中で、全額公費負担で平成23年の2月、昨年2月ですね、から開始をいたしました。このうちのヒブと小児肺炎球菌につきましては、ともに生後2カ月から5歳未満児を対象としております。

子宮頸がんワクチンにつきましては、開始当初は高校1年生の女子を対象に実施をいたしました。その後、23年7月より中学1年生から中学3年生の女子も対象に加えまして、現在に至っております。また、23年3月から6月にかけて子宮頸がんの予防ワクチンの需要が増大をいたしました。それに伴って全国的にワクチンの供給不足ということで、当町でも対象者に接種を控えていただいた経過がございます。こんな経過からですね、平成23年度におきましては高校2年生も対象に含めまして実施をいたしました。また、今年度、24年度におきま

しても、23年度中に3回の接種のうち1回または2回接種している高校2年生、つまり高校1年生のときに1回でも2回でも接種をしてあれば、高校2年生であることしも対象にということを実施しております。

次に、接種状況でございますが、子宮頸がん予防ワクチン接種は、接種を開始しました平成23年2月からことしの3月までの対象者全体を見ますと、対象者総数355名のうち305名の方が接種をしております。接種率85.9%という状況です。また、この接種者305名のうち87.2%に当たります266名の方が3回の接種すべて実施をしております。終了されているということでもあります。未接種者、差し引き50名いらっしゃるわけですが、この内訳を見ますと該当当時の年齢が高校1年生で未接種の方が11名、それから中学1年生から中学3年生までで未接種の方が39名という状況でございます。

次に、ヒブと小児用肺炎球菌ワクチンの接種状況であります。これも接種を開始しました昨年の2月からことしの4月までの対象者全体を見ますと総数694名のうちヒブにつきましては、接種者数402名、接種率は57.9%、肺炎球菌は接種者数431名、接種率62.1%という状況になっております。

続きまして、学校での集団接種、子宮頸がんにつきましてですね、学校で集団接種と、これはできないかというご質問でございます。子宮頸がん、それからヒブ、小児用肺炎球菌、この3ワクチンにつきましては厚生労働省において、議員さんからのご質問にございましたように、来年度から定期予防接種の対象とする方針が固まりまして、予防接種法の改正に向けまして今国会での法案の提出を目指しているというふうに新聞等で報道されております。しかし現段階では国の予防接種法に基づく定期接種ではございません。このため希望により接種するということになります。この段階では学校において集団で実施するということは難しいかなというふうに考えます。

また今後ですね、市区町村の責任において実施する定期予防接種となった場合においてどうなのかということですが、国の定期の予防接種実施要領という中で、予防接種の適正かつ円滑な予防接種を施行するため原則個別接種ということが定められているところであります。さらに今回のワクチン接種緊急促進事業の実施要領の中におきましても、接種の際は原則保護者同伴とすることや子宮頸がん予防ワクチン接種は、筋肉内注射のために痛みも強く、湿疹があらわれることもあるということで、接種後30分ぐらいは座るなど安静にしていることが必要といった要件が盛り込まれております。この要件を考えますと、学校において授業の合間に行うこととなる集団接種で実施することは大変難しいかなというふうに思われます。

その点、日ごろから通院等で接種者に接している医師、かかりつけのお医者さんですね、これによりまず個別接種は接種者の体質等も医師に十分理解されており、接種についての判断も的確にできるものというふうに思います。接種者の体調に合わせた日に接種するということが

できるという点からも、より安全な予防接種形態でありますので、今後も個別接種により実施してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、実施に当たりましては今後も接種対象者の皆様に予防接種の効果や副反応などをしっかりとお知らせをし、安全面を十分考慮する中で実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 私からは口、小中学生に性教育をについて答弁申し上げます。

少子化の傾向や核家族化、あるいは情報網の発達、性に関する情報のはんらんなど、児童・生徒を取り巻く社会環境は大きく変化しております。このような状況のもとにあつて、性に関する知識の不足や適切な意思決定、行動選択ができないことなどにより、若者の性の逸脱行動が社会問題となっております。

こうしたことから、かけがえのない命への自覚、自己の心身の健全な発達、男女が互いの性を尊重し、そして豊かにかかわり合つて生きていくための生き方への取り組みを学ぶ性教育は、人間教育の重要な部分と考えております。一方で性教育は、デリケートな部分がございますので、慎重な教育が必要であります。

町内の小中学校で行う性教育は、長野県教育委員会がさまざまな性に関する課題をもとに児童・生徒の実態に合わせ作成した「性教育の手引き」をもとに各学校で授業をしております。小学校の性教育では主に誕生の喜び等の心の学習や男女の成長による体の変化などを授業で取り扱っております。性教育の手引きの中では小学生の段階では性交については取り上げておりませんが、これは小学生の実態や発達段階から考えても性交自体を十分に理解させることはなかなか難しいとの考え方によるものと思われまふ。

子宮頸がんの指導をしようとしまふと性交まで踏み込んで指導する必要がありますが、性交自体の理解が難しいことなどから、小学校における子宮頸がんの指導は困難ではないかと考えているところでございます。

中学校におきましては、性教育は主に人のかかわり、性とどう向き合うかなどを授業で取り扱っております。中学では性教育につきましては、外部の看護師などを講師とする講義や養護教諭、担任による授業を行つております。子宮頸がんワクチンは性交渉前の11歳から14歳の女子に接種することが最も効果的とされております。中学における性教育の中で子宮頸がんの怖さ、予防のための方法、ワクチン接種の大切さを指導することはある程度可能と考えられるところでありまして、本年度、1年生と3年生の性教育の中で子宮頸がんに関する学習をする予定となっております。以上です。

10番（中嶋君） それぞれ各課の課長よりご答弁をいただきました。

先ほども申し上げましたんですが、やはり少子化対策という中で、私はこの辺が速やかに取り組めることであると、このように私は確信をしておるものであります。でありますので、私

がお尋ねをしたかったのは、福祉健康課長がまさに、ドクターが患者に説明するような懇切丁寧なご説明をいただいて、私はよくわかったわけではありますが、この事業は平成23年の2月より開始をされたということでもあります。その経過で私もいろいろ中沢町政のときから何とかせにやいけないよということで、ましてや今度の山村町長も国がお金なんか出さなくてもやるよと、そんなご答弁をいただいて感動、感激をした場面もあったわけではありますが、ただ私に言わせると、せっかくですね、坂城町はまさに山村町長、教育関係を一生懸命ご熱心になされており、その中で特に子供たちを大切にしているということとはよくわかる。

ただですね、この接種率を見ると、何か残念であると思うわけでもあります。せっかく町が、ずばり言ってしまえば、ただでやるよと、お金4万円だとか、ヒブや赤ちゃんにやる肺炎球菌なんかにおいては、もう9万近くかかっちゃうよと、個人でやれば。これをこれからやはり箱物ではなくて、ソフト、人に一生懸命お金をかける時代になったという、私は山村町長のご認識だと思っておるわけでもあります。そんな中で、せっかくそういうことをしてもですね、やはりこのパーセンテージを見ると、これはいろいろ例えば子宮頸がんの問題におきましては、ただ1回やればいいというものじゃなくて3回という流れはございます。そういう部分ではあります、今までの累計で先ほど課長からご答弁がありましたが、何と50人の未接種者が出ているということでもあります。パーセンテージは85.9%ですか。合計としては355人、その中で50人やっていないと、これは私はおかしなもんだと思うわけですよ。せっかく町がこんなに本気になってですね、町民のために一生懸命努力をしてやっているのに、50人も受けてねえと、これはとんでもないことだと私は思っています。これはだれの責任でしょうか。ここが大事なんですよ。やっぱり私が一番言いたいのは、100%やるということでなければ、いけないと私は思っております。

それからですね、まあ今の子宮頸がんの根底にあるのは、将来お母さんになるための子供たちです。それこそ、そんな子宮頸がんぐらいのことで子宮を取ってしまったようなことがあったらとんでもない。少子化対策のことを思えば絶対それは許されない。そしてですね、ようやく例えば子供たちが大きくなって、お母さんとなって、赤ちゃんが産まれたと。それで今のヒブだとか小児用肺炎球菌なんていうものは、うんとおっかねえもんだと。これもですね、やはり町長の気持ちが十分入っていると私は思います。一生懸命やっただけの割合にヒブの対象者が694人と接種者が402と57.93、これはとんでもない低い数字です、私に言わせれば。それから肺炎球菌、これも694人の対象者に対して431人、これは多少増えても、それでも62.10%、これは町長、とんでもないことですよ。一生懸命、町長がご努力なされたって、やってないじゃないですか、これ。こんなことはだめですよ。100%に持っていかなければ。この分のところは町長にご答弁願いたいです。

町長（山村君） 今、ある意味では非常に力強いメッセージをいただいたと思っております。平

成23年2月からスタートしたということですがけれども、まだまだ徹底していないんだと思います。別の場でもお話ししましたがけれども、例えば国保の特定健診、まだ坂城町は40何%、これは何としてもトップクラスといっても65%ですがけれども、その目標に向かって今いろんな知恵を使っていこうというように思っています。それと同じ意味合いで、やっぱり住みやすい、楽しいまちづくり、生き生きと元気に暮らせるまちづくりには何よりも健康が第一です。ぜひともそれは進めていきたいと思っております。

それから、もう一つ申し上げますと、先ほど性教育の話がありましたけれども、私は個人的な考え方なんですけれども、性教育はHIVが怖いからとか、子宮頸がんが怖いから、そういうマイナス面で性教育をしちゃいけないと思っております。人類が営々とこれからも後世に生き延びていくためには、もっと前向きな性教育、人をつくり、育てていくというような観点も必要だと思っております。何も恐怖感を与えることはないと思っております。そういうことで、小学校でも今性教育をやっていますけれども、むしろ人がどうして生まれていくのかと、そういう前向きな教育だと思っております。そういうことも含めて、明るい楽しいまちづくり、健康なまちづくりを進めていく上でも、今、中嶋議員からご指摘がありましたことをみんなで一緒に頑張ってやっていきたいと思っておりますので、またご協力をお願いします。

10番（中嶋君） 町長にはいつも私は、この場所で教わるといいたいまいしょうか、なかなかいいお考え、発想、すばらしいと思います。

ただ、私の考えといたしましては、ちょっとこれは荒っぽい、今の怖がらせるようなことはいけないのかもしれませんが。ただ、私に言わせれば、ある意味そんなようなことを考えれば、子供たち自身もやはり怖いものだなと、それで今の言うなればワクチンを打つことによって、その怖さを解消できるというようなところへ持っていけるような、私は発想で申し上げた次第であります。最終的なところへは町長がおっしゃったとおりです。それがもう最高級のやっぱり人間教育だと私は思っております。その過程の中で私はそんなようなことをして、とにかく私は100%ということのをですね、やらせていただきたいと、皆様にね。そんな中での発想で、私は考えであったわけであります。

それから、先ほどちょっと教育長のことも指名をしたんですが、教育長のお答えは、教育文化課長がきちっとご丁寧にご説明をいたしました。その中に、これは私は、ああ、よかったと思ったことが一つあります。さすが前教育長、今の現、今度新しくなった宮崎教育長、うまく連携がとれていたなど、うまく引き継ぎが行われていたなどということで、とっても安心をいたしました。先ほど来より、教育長が新しくなったので、みんなこれは我が議員たちは心配をですね、叱咤をしたりエールを送ったりしていた部分だと思っていただければありがたいと思います。そんな中で私も安心したのは、うまく話ができたかなと、それですべて教育文化課長がお答えをいたしましたので、あえて教育長に私はここで答弁は求めません。なお、よかつ

たと思っております。とにかく一生懸命、教育長職をやっていただければありがたいと、私は思うものであります。

先ほども申し上げましたように、できましたら中学1年生、ちょっと教育文化課長の話の中にもありましたように、先ほども何度も申し上げます。とにかく、この3ワクチン、100%町民の皆様が受けることのご努力を町長を筆頭に各担当課長にくれぐれもお願いをしておきたいと思えます。もしかしたら、また何回目かこの後、私はこの場所でどういう数値であるかお尋ねすることもあろうかと思えます。そのことも踏まえて一生懸命努力されてですね、目標はとにかく100%ということをお願いをしておきます。

さて、私も少子化対策に取り組んで、先ほども申し上げましたが、7回目の一般質問をさせていただきます。私が議員になりたての10年前の坂城町の人口は、これは約であります、ちょっと私がお話するときに吹かしたような言い方をしておりましたので、坂城町の人口は何人だと言われると、1万7千人だよというようなことを言っておりました。それが10年たちましたら1万6千人を割り込んでしまったというのが実情でございます。10年後の未来予測の中では千人減ると、1万5千人をもしかしたら切るのではないかという予測が町でなされております。このような少子化問題の話をするとき、若いお母さん方にいつも私は算数の問題を出します。坂城町の人口は10年で千人減っております。さて、お母さん、150年後の坂城町の人口は何人になっているのでしょうか。今の若いお母さんです、えっ、うそ、なんていうお言葉が返ってきます。でも、私は一言、本当ですよと答えております。でも、その後、このようなことにならないようにするのが政治ですよと必ずつけ加えております。我々議員、そして町当局、町長におかれましても今後大きな課題として取り組んでいこうではありませんか。

最後に一句添えます。「赤ちゃんの泣き声未来を守ってる」、これで私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日12日は午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 0時13分)

6月12日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	・川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	荒川正朋君
まちづくり推進室長	青木知之君
住民環境課長	小奈千秋君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木昌也君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	宮下和久君
総務課長補佐	大井裕君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	白井洋一君
財政係長	中村淳君
企画政策課長補佐	
企画調整係長	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 坂城町の教育についてほか | 塩入 弘文 議員 |
| (2) 国民健康保険についてほか | 西沢 悦子 議員 |
| (3) 葛尾組合焼却施設について | 塚田 正平 議員 |
| (4) 通学路の安全対策についてほか | ・川まゆみ 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 日程第1「一般質問」を行います。

最初に1番 塩入弘文君の質問を許します。

1番（塩入君） おはようございます。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

今年度から教育長が変わり、町民もこれから教育行政はどう変わるか、一抹の不安と同時に期待感も持って見守っています。宮崎教育長の教育方針については、昨日の山崎、塩野入両議員からの質問で明らかになりました。私は坂城町の子供たちに行き届いた教育をするために、どのような教育環境をつくるかが重要だと思います。

まず第1の坂城町の教育について、今の教育の現状と対策について質問します。

今、子供たちの数が年々少なくなっています。このような中で、坂城町の将来を考えた場合、子供たちは地域の宝であり、地域の力で支えていく学校づくりを目指していく必要があります。地域に開かれた学校づくり、これを目指して地域の教育力をどのように発揮させるか、また坂城の子供は坂城で育てるという意気込みが求められているのではないのでしょうか。

では、今の学校の状況、子供たちの実情、私も町内の三つの小学校と坂城中学の先生方からいろいろお聞きしてきました。今年度から中学校も新学習指導要領の改訂に伴い、教科書が厚くなり、教育内容が増えました。小学校では、既に昨年度から高学年に英語が取り入れられております。また中学校では武道が必修となり、坂城中学校は剣道を取り入れました。

このように、教育内容が大変増えたため、小学校1年から授業時間が増えてきております。

子供たちや先生にとっても大きな負担になっています。先生たちは、休憩時間にお茶を飲んだり、子供と遊ぶ時間もなくなっているという学校もありました。また、明日の授業の教材研究のため、夜遅くまで学校に残って仕事をしている先生も何人もいます。このようなハードな毎日の生活の中で、健康に不安を感じている先生が全県で4割近くいるという統計があります。実際に疲労と睡眠不足で体調不良を起こしている先生、ストレスで精神疾患になっている先生方が増えています。町内にもおられます。子供たちも学力向上のため、テストが重視されてきています。屋代に中高一貫校ができました。入試問題が大変難しく、大きな問題になりました。受験のための学力でよいのか問われております。このような教育内容が増えたため、学校にゆとりがなくなり、楽しさが奪われ、いじめや不登校が増えるのではないかと心配しています。子供たちにとって、学校は楽しい場所であってほしいと思うんです。ところが、今度の学習指導要領の改訂では、先生や子供にゆとりがなくなっているところに、大きな問題を感じます。

例えば、中学校の例ですが、今年度から、ふるさとを象徴する大峯山登山をやめることにしました。ふるさとの山や川を体験することは、一生の思い出になります。理由は年間で何と35時間増えるため、総合の時間のどこかを削らなければ対応できなくなっている、こういうお話でした。詰め込み教育の弊害でないでしょうか。学校嫌いになる子供たちが増えないか心配しております。

昨日の教育長の答弁で、生きる力をつける、これは確かに学習指導要領で言っています。生きる力をつけるため、新学習指導要領を具体的に実践していくんだという答弁がありましたけれども、僕はちょっと違うんじゃないかと。かえって生きる力を奪うのではないかというおそれを持っています。詰め込み教育だけでなく、さまざまな体験を通して、生きる力、創造する力をつけていきたい思います。

坂城町出身の信大の名誉教授で、鳥の研究では世界的権威である中村浩志先生が、ばら祭りの折に、私が今日あるのは、子供のころ、ふるさとの山や川で遊びまくった原体験があるからだと強調されました。私もこの坂城町の恵まれた山や川での体験を大切にしてほしいと思います。ゆとりがなくなると、自然や人との交わる機会も少なくなります。今の子供たちは、人間関係づくりが苦手な子が増えています。友達との関係、担任の先生との関係がうまくいかず、いじめや不登校になったりします。不登校やいじめは、学校という居場所が、子供にとって本当に楽しいところであるかどうか決めるバロメーターになっていると私は考えます。

そこで、①の質問として、不登校やいじめの実態は一体どうなのか、またその対策についてお尋ねします。

②について質問します。現在、障害を持つ子が全国的に増えております。坂城町の小中学校の特別支援学級の現状と今後の課題について質問します。

③について質問します。学校側から出される主な要望とその対応についてお尋ねします。一つは、施設面で村上小学校の大規模改修です。議会初日の村上小学校改修工事請負契約の締結でも議論されましたが、当初予算の約半分ちょっとの1億5,960万円で締結しています。契約会社が余りにも、もうけを考えずぎりぎりのところで入札したとすれば、最低基準の入札価格を設ける必要があります。いずれにしろ、大改修ができるか心配しております。

学校は災害時の避難所になるところです。地域の人々にとっては、災害時に安心して避難できる場所ではなくてはなりません。10年、20年先を考え、学校側や地域の人たちの要望を十分酌み上げていく必要があると思います。学校側や地域の人たちの、どのような要望が出されているかお尋ねします。

また、坂城小学校や坂城中学校では、放送施設が古くなって、新しくしてもらいたいという要望が出されました。ぜひ、改善してもらえないでしょうか。

次に、先生の必要人数の確保についてお尋ねします。教育内容が増え、先生たちが休憩時間も十分休めず、夜遅くまで仕事をしている学校があります。健康を害されている先生もいます。このような状況の中で、改善する一つの方法として、先生の人数を確保することです。現在、県からも加配されておりますけれども、国の緊急雇用対策として、町から各校へ2人分ぐらい加配されています。しかし、国は今年だけでやめると、打ち切ると言っています。打ち切られたら、本当に大変になります。どこの学校の校長先生も、町から加配された先生のおかげで何とか学校が回り、先生方の負担が軽くなっていると、これからもぜひ続けてもらいたい、4校どの校長先生もおっしゃっておりました。

例えば、村上小学校、坂城小学校では、理科の専科に回しているわけですが、理科はご承知のように計画段階、準備、実験とかいろいろな時間がかかります。後始末もかかります。そういう意味で、理科の専科は本当に必要だと。それから南条小学校では、障害を抱えているクラスに支援に入ってもらって、担任が助かっていると、こういうお話も聞きました。坂城中学では、自分の学級へ行けずに子供の集まるフレンドリー学級を受け持ってもらっていると、本当に助かっていると、こういうお話でした。

このように、今、緊急雇用で加配されている先生方の果たしている役割は非常に大きいわけです。もし、国が打ち切った場合には町単独でも確保してもらいたいが、どうでしょうか。

次に、ロについて質問します。

大阪市の橋下市長を中心とする大阪維新の会は、提案した大阪府教育基本条例が、教職員や教育委員会の反対を押し切って強行採決されました。これは、3月の時点です。首長の知事や市長が教育基本計画をつくり、教育委員会や教職員に有無を言わずに従わせるというのものです。府職員基本条例も同じ性格を持っています。

時の権力を支配する者が、教育を支配することになります。戦前は教育勅語により軍国主義

教育が各学校に持ち込まれ、軍国少年をつくり上げていきました。戦後の教育基本法は、この悲惨な体験を二度と繰り返さないために、第10条で政治が教育を支配してはならないと決めております。私は、戦後の民主主義社会の基本原則を否定するものだと思いますが、どのように考えられておりますか。町長に答弁を求めます。

次に、ハの地域に開かれた学校づくりについて質問します。

第1に、地域の人や保護者が自由に参観できる学校自由参観日を一定期間、あるいは年間計画で、参観日のある日に参観できるようにできないかどうか。そして適当な時期には子供、先生、保護者、地域の代表の4者で話し合っ、学校運営に生かすことはできないでしょうか。特に、児童会や生徒会の代表と一緒に意見を出すことは、子供が輝く学校づくりには不可欠だと思いますが、どうでしょうか。

第2に、地域の人がボランティア活動を通して学校に協力していく、いわゆる地域の教育力をどのようにアップさせていくか、具体的には農業や森づくり、ものづくりの体験、山や川の自然体験などです。また、地域の人による特別授業、学校行事への協力などなど、現状と今後の課題について質問します。

以上で、第1回の質問を終わります。

町長（山村君） おはようございます。幅広い観点から教育についてのご質問を承りました。私は、今、ご質問の中の口の大阪府の教育基本条例をどう考えるかということについて、私の思うところを述べたいを思っております。

ご案内のように、本条例を制定するまでには、去年からいろんな議論もありました。それから中身もどんどん変わってきました。そんなことも踏まえながら申し上げたいと思っております。

まず、ちょっと整理しますと、大阪府において、昨年9月に提案されました大阪府教育基本条例案については、当初、第3章として教育行政に対する政治の関与が規定され、第6章として教員の懲戒、分限処分に関する細部にわたる運用などが定められる条例案でありました。この案に対して、大阪府教育委員からは、これが可決されれば、私たち教育委員会は総辞職するというような教育委員会からの意見も出されました。

結局のところ、この基本条例案は内容が一部改められ、本年3月に大阪府教育行政条例と区立学校条例として定められ、また教職員も対象となる職員基本条例として、再編されて定められました。3月に制定された教育行政条例では、従前の条例案から教育行政に関する政治の関与といった章が削除され、内容も変わりました。また、教員の懲戒や分限処分については、内容も変わっており、職員基本条例に移行して定められたところでございます。

この教育行政条例は、大阪府という府の条例であり、すぐに当町は影響を受けるということはありません。私としては、坂城町の伝統文化にはぐくまれた、人間性豊かな教育の推進と

いうのに力を、教育委員会と一緒に力を入れていきたいと思っているところでございます。

それから、私がおの大阪府並びに大阪市の首長さんと直接お話をしたこともありませんし、それから実際の、3月に制定されてからどのように運用されているかというのは、まだ時間もたっていないということで、つまびらかにわかりませんが、私の新聞報道ですとか、この条例を見たところの所感をちょっと述べたいと思っております。

まず、この大阪府の案を当初拝見したときにはですね、私、このような言葉を思い浮かべました。こういう言葉があるんです。「其の政悶悶たれば、其の民は淳淳たり。其の政察察たれば、其の民は缺缺たり」ということなんです。つまり、政府があるいは政治がおおらかであれば、人々は純朴で伸び伸びと豊かに暮らすことができると、しかしながら、政府あるいは政治が事細かにきっちりルールで、ルール第一で臨めば、人々は利を求めてぴりぴりするようになり、こせこせと法の裏をかくことばかり考えるようになるということでもあります。特に、教育の分野では、教員の評価ばかりを厳しくしても、優秀な教員が育つことは難しいと考えます。特に義務教育では生徒、児童を育てるのはもちろんですけども、長い時間をかけて、立派な先生を育てるということもまことに大切なことであろうと思っております。

今回の条例では教員の評価を、先ほど申し上げたように、ほかの職員と同様の評価基準に照らして、上位の第1区分から第5区分まで、これを比率で5%、20%、60%、10%、5%の相対評価をすることが義務づけられました。

私は、以前ある企業の中で働いているときに、いわゆる目標管理ですとか成果主義というのを、日本である意味、先駆的に取り組んだ経験があります。しかしながら、短期的な成果を求める企業と学校教育の現場では、いささか異なる面が多かろうと考えております。機械的な運用というのは、甚だ危険ではないかというように危惧をしております。

また、先ほどご指摘ありましたけれども、教育については、教育基本法において教育行政の地方公共団体の役割があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、教育委員会と、それから地方公共団体の長の職務権限が定められておりますので、これらを踏まえながら、教育振興を図ってまいりたいと思っております。

また、一口に教育振興と申しましても、子供から大人、もっと言えば、おなかにいる胎教から始まってですね、幼児教育、高齢者まで幅の広い世代にわたります。子供たちには、先ほど出ましたけれども、生きていく力をつけていただきたいところですし、大人の皆さんには、文化あるいは教養の向上、あるいは生きがい、健康対策なども踏まえながら町の教育委員会とともに、教育文化の振興を図ってまいりたいと考えているところであります。

今回の条例の中でですね、1点評価するところがあると言え、いわゆる、府費、大阪府の府費負担教員の任免権を市町村に移譲するという点を定められたという点であります。坂城町には三つの小学校、一つの中学校がいずれも町立学校として存在しておりますけれども、現

在のところ、長野県あるいは全国的もそうですけれども、いわゆるこのような公立学校に対して、財源並びに人事権は持っておりません。長野県の場合には、県がすべて財源、人事権を持っているわけでございます。

先ほど塩入議員がご指摘になりました、教員の採用あるいは配置については、町は財源も何もないわけです。したがって、私は一刻も早く教育の地方分権化をお願いしたいというふうに考えております。これによって、地元の教師は地元で育てると、これが何よりも大切なことであるかと思っております。いろんな場面で私が教育の地方分権化というのを、阿部知事とも話しておりますし、できれば、長野でも一刻も早く進めていきたいなと思っております。やっぱり地元の教師は地元で育てる。それでなければ、二、三年たっていなくなってしまうような先生にですね、地元の教育はなかなか難しいと思っております。そんなことも考えながら、大阪府の条例について思うところを述べました。以上でございます。

教育長（宮崎君） 私からは、ハの地域に開かれた学校づくりをめざしてという関係の質問にお答え申し上げます。

まず、地域の人々や保護者が自由に参観できる、学校自由参観日を1週間ぐらい開放して、その後、子供というか、児童会代表、保護者、地域の人々の代表で、話し合っ学校運営に生かさないかというご質問、ご提案をいただいたわけですが、これから御答弁させていただきますが、まず学校自由参観日ということでございます。現在のところ、どなたでも自由に参観できるという日は、各校それぞれ1日ということの中で設定させていただいております。ただし、保護者については、いつでも受け入れることができるという、そういう状況になっております。

単純にその自由参観ということだけになってしまうと、不特定多数の方がお見えになるということで、学校職員の数に、先ほどもご指摘いただきましたけれども、余り余裕がない中で、来校される参観者の皆さんへの万全な対応が、失礼がないような万全な対応ができないというような事情もございまして、その間、大勢の皆さんがお見えになる中で、また場合によっては、いつお見えになるのかわからない状況の中で、一つは、落ちついた授業ができるのかどうかということも懸念されております。13年に大阪教育大附属小学校の痛ましい事故もありまして、これらもちょっと頭の中にはよぎるところでございまして、1週間というのは、ちょっと長いかなというような考えでおります。

ただ、今、ご質問を伺うとですね、これについては学校運営に生かすために参観していただくということであるとすれば、その不特定多数ということじゃなくて、自由参観の設定もまた1週間という必要があるのかどうかという問題もありますので、いずれにしても、学校を理解していただく方法というものを、またいろんな部分でお知恵をお借りできるかとも思うわけでありまして。

いずれにせよ、地域の皆さんのお力を学校運営に生かしていくということは、大変ありがたいこととございますし、これからの教育にとって、大変重要であるというふうにも考えています。ただ、今の学校体制や教育指導要領等、学校としてどんな受け入れができていくのかと、そういうことも念頭に置いていかなければいけないということで、そんな現実的なこともありますので、これから少し研究をさせていただきたいと思っております。

次に、地域の方が学校に協力できることを増やしていく方策というようなことで、例を申し上げてご答弁申し上げますと、町内中学校の農業体験、森づくり、ものづくり体験では多くの地域の方にご協力いただいているということでございまして、各小学校の5年生は、農業体験として、田植えから稲刈り、脱穀まで米づくりを行っておりまして、田んぼの提供から田起こし、代かきなど、地元の方にお手伝いをいただきながら、収穫の喜びを体験しています。

森づくりににつきましては、坂城小学校では、学有林活動に取り組んでおりますし、学有林運営委員会が組織されておりまして、そのメンバーには、林業委員のご参画もいただく中で、春、秋の活動に大変なご協力をいただいております。

学有林以外でも、村上小学校も校舎の南側に子供の森を整備しておりますが、森の中の水路で、蛍の飼育に取り組む際に、地元の方を講師にお招きして、蛍が至るところで飛んでいたころのですね、様子をお伺いするなどして勉強しております。

ものづくりに関しましては、中学校を含め、町内全小中学校においても、総合的な学習の時間や、22年度から実践を始めたものづくり教育がありますが、ものづくりは工作だけではなくて、野菜や米、果樹や花卉の栽培、これもものづくりということで、それぞれの場面で地域の専門家をお招きして、知識や技術を教えていただいております。

次に、地域の人による特別授業につきましては、どの学校でも積極的に取り組んでいるところとございますが、例といたしまして、南条小学校、村上小学校とも、クラブ活動の時間において、講師の、地域の方を講師にお招きして、茶道や華道、陶芸やリズムダンス、和太鼓など多方面の分野でお願いをしております。また坂城小学校では、母校出身の宮入小左衛門行平刀匠によるナイフづくりを、毎年4年生で行っております。

中学につきましても、大峰祭において地域交流講座を行い、バラ栽培やボランティア活動、郷土料理実習など、昨年度は22の講座に地域の方を講師にお迎えし、生徒と地域の方が交流する取り組みを実施しています。

学校行事に地域の方のご協力をいただく場としましては、先ほど申し上げましたとおり、坂城小学校の学有林活動では、運営委員会のご協力をいただいておりますし、3小学校すべてが遠足の際には、さかき里山トレッキングクラブのですね、ご協力をいただいて、地元で代表する山のことを熟知したり、クラブの方に帯同をお願いして登山を実施しておりまして、地元の山を理解する貴重な体験になっております。今、時間との関係でですね、それぞれ時間組みが

大変だというお話もいただいたわけですが、こんなこともやってまいりました。

小学校の運動会、中学校の大峰祭は地域に開放された行事ですので、児童・生徒の努力や日ごろの練習の成果を見ていただける、よい機会であると考えております。

先ほど申し上げましたけれども、地域とのつながりを、どの学校もですね、大切に考えております。地域に支えられた学校という認識を日ごろから学習に取り組んでおりますので、今後も地元の方との連携を図ってまいりたいと考えております。

課題につきましては、余りないということですが、挙げるとすれば、地域の中の特定の方にご協力をいただいている部分がございますので、これもさらにすそ野を広げていくことが大切だなと考えております。今ご協力をいただいている方の知識や経験を引き継いでいる方のそんなご協力もいただけるようにしていくことも大事だなというふうに考えております。私からは、以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 私からは、イ、教育の現状と対策について順次答弁申し上げます。

町内では、小学生約840人、中学生約410人の児童・生徒がおりますが、さまざまな要因から不登校の子供たちもいる状況でございます。不登校の子供たちについてですが、23年度小中学校合わせて13名でした。24年度については、新学期が始まってからまだ2カ月という期間であります、9名となっております。

不登校児童・生徒の減少については、学校で継続的に保護者との懇談を行って、学校に来れるようになったことなどが挙げられます。

中学におきましては、フレンドリールームや大峰教室での支援により、少しずつでも不登校を減らすように取り組みをしているところでもあります。

また、わかる授業を目指して、学校といたしましても、生徒が意欲的に学習できるよう、各教科ごとで授業改善に取り組んでいる状況でございます。

次に、いじめの現状であります、23年度におきましては小学校で4件、中学校ではございませんでした。報告を受けましたいじめの様態といたしましては、冷やかしやからかい、嫌なことを言われるといった内容となっております。この件につきましては、担任だけではなく、学校長や教頭を初め、全教職員で情報を共有する中で、いじめられた児童はもとより、いじめた方の児童についても継続的にケアや指導を行った結果、現在はその問題は解消されているところでございます。いじめの実態をもとに、各学校では、職員間で情報を共有し合い、早期の発見、早期の対応に努めているところでございます。

次に、特別支援学級についてでございます。町内で特別支援学級に通う児童・生徒は、30名がおります。特別支援教育は、児童・生徒の多様性を尊重し、精神的、身体的な能力を可能な最大限度まで発達させることを目的としています。学校では、先生方の努力により、特別支援を受ける児童・生徒の、その年齢や能力に応じた一人一人その個性を踏まえた上で教育

が受けられるように、できる限り最大限に配慮していただいております。特別支援学級に通う児童・生徒も増加傾向でありますので、きめ細かな対応が大切と考えております。

次に、施設面についてでございます。施設面につきましては、本議会で議決をいただきましたとおり、村上小学校の改修工事を実施してまいります。村上小学校改修の実施設計につきましては、今年3月に完了したものでありますが、設計段階で学校の代表者であります校長、教頭との協議を重ねながら進めてまいりました。その設計により、工事の請負契約も締結しましたので、設計図や仕様書をもとに工事を進めてまいります。今後数十年使用する校舎でありますので、別の視点で、あるいは改修工事が進む段階で、よりよい学校施設整備に必要なもので可能なものは設計変更の検討は行いながら改修を進めてまいりたいと思います。

次に、坂城小学校等の要望ということでございますが、坂城小学校につきましては、平成21年度に耐震改修にあわせ、体育館南校舎、昇降口等の大規模改修を実施いたしました。また、北校舎につきましては、平成10年度に耐震改修工事が済んでおります。

ご質問にありました放送設備という部分であります。放送設備につきましては、校内放送、あるいは緊急放送の拠点となる設備でありますので、ふぐあいの際は早急に修繕の対応をしております。ただ、使用年数が大分経過しておることもあります。更新ということも考えていかなければなりません。更新につきましては、新規購入の方がよいのか、あるいは放送設備のリースという方法もございますので、今後これらを検討してまいりたいと考えております。

次に、教職員の人数の現状ということでございます。今年度、各学校につきましては、南条小学校が28名、坂城小学校が23名、村上小学校が19名、坂城中学校36名の教職員を配置しております。

教職員数につきましては、県の学級編制の基準の設定に伴い、学級数に応じて配置されておりますが、学習習慣形成あるいは通級指導、日本語教室指導などの特別加配の教員が各校に配置されております。町ではそのほか、町費で教員を配置いたしまして、図書館の司書、あるいは小学校低学年支援のための臨時職員も配置しているところでございます。

また、理科専科の配置のない坂城小学校、村上小学校、あるいは不登校対策などの中間教室でありますフレンドリールームを置く中学校につきましては、県の緊急雇用創出事業の補助金を活用して、支援員を配置しておるところでございます。

緊急雇用制度につきましては、3年間で終了ということでありましたが、要件はありますが、1年間延長されたところでございます。今後の動向を見ながら対応を考えていきたいと思っております。以上です。

1番（塩入君） 今、それぞれの担当から答弁していただきました。本当に前向きの意味で答弁していただいて、期待しているところです。時間の関係もありますので、第2回目の質問をします。

一つはですね、村上小学校の問題、今、出されました。設計段階では前の校長先生、教頭先生に十分出していただいたということで、今後もまた変更が必要だったら検討していきたいという答弁がありました。今の学校の要望、または地域についてもですね、ぜひ十分要望を聞いていただいて、前向きにやっていただきたいというふうに思います。

それから、町長の方の答弁に関係してですけれども、町長の答弁ではなくて、いわゆる教員の人数確保の問題について、ぜひ町長に答弁していただければありがたいと思います。今、坂城町では教育行政の面でおくれていたと、昨年の6月議会で町長ご自身が答弁されておりました。

今、教育内容が増えて障害を持つ子が増加している中で、先生方は本当に大変になってきています。先生方がゆとりを持ち、坂城町の子供に行き届いた教育をしていくためには、必要な先生の人数を確保することが最大の課題だと思います。多忙で苦しみながらも子供たちのために頑張っている先生方を応援するために、町独自でも加配していくようなことができないのか、町長の英断を求めたいと思います。もちろん市町村会を通して、国へも働きかけていただいて、ぜひ引き続きやっていただくよう、またお願いしたいと思います。

それから、地域の人との関係ですが、学校自由参観日については、先ほど教育長の答えた部分でいいと思います。ただ、私は一番言いたいのは、子供の代表ですね、本当に子供たちが輝く学校づくりを考えていくためには、学校の主人公は子供たちですから、その子供たちの代表がどんな学校にしたいか、自分たちの意見を述べて学校運営に生かされれば、すばらしい学校になると思うんです。

国連の子どもの権利条約でも子供の意見表明権が重視されてきております。この近くでは、私、調べた範囲で上田市の六中ですね、10年以上前から実践されて、学校が地域に開放され、風通しもよくなって、生徒代表も参加して学校目標とか決まり、運営についても積極的にかかわってきていると。どんな成果が生まれているかという、家庭で親子が学校の問題について話し合うようになったとか、地域の人たちで学校に協力してくれる人が増えてきたとか、学校への意見、要望が具体的に出されるようになった、また先生方も生徒、保護者の声を真剣に受けとめてくれるようになり、先生同士がお互いに協力し合えるようになったなどなど、幾つかの成果が生まれているというふうに聞きました。教育長もぜひこの辺を検討して、生徒・児童代表が参加できるような会を開いていただければと思います。以上です。

町長（山村君） 今の質問にお答えします。私が去年ですね、失礼ながらおくと申し上げたのは、全般的な意味、いろんな意味がありまして、まず学校の耐震工事、これが全くされていないということで、これは全くおくと申し上げたということで、それは1年間を通して議論させていただいたし、手を打ってきたつもりでございます。

それから、教員の加配についてはですね、今、先ほど申し上げたように、全面的に財源と人

事権が移管されないうちは、町費、町のお金でやってもですね、臨時職員ですとか、そういう形にならざるを得ないんです。ご存じのように、私もかつて東京で経験しましたがけれども、町独自の財源があって、フルタイムの教員を雇うといった場合には、これは全く別の話になります。しかし、そこまでは一挙にいかないと思います。

それからもう一つ、おこなっていると言って、失礼な言い方をしたもう一つはですね、坂城町の学校、小学校、中学校を見て、どこをとってもいわゆる校務システムというのが入っていないんです。学校業務のシステム化ですね。これは検討しなきゃいけないと思っています。今、議員ご指摘のあったように、先生は大変忙しいんです。忙しい中ですべてがマニュアル処理、これをいろいろ成績をつけるとか、そういうものがシステム化された教務システムというのがあります。それをぜひ検討できないかということ、教育委員会の方に、今年度中に検討してくれとお願いしております。どこまでいけるかわかりませんが、この前の一斉同報で送るメールで、ご案内、連絡網にかわるものですね、あれなんかも本当は校務システムに入れば、その中でできるものなんですね。そういうことも考えて、労働を少しでも少なくしていくということを考えていきたいと思っております。

教育長（宮崎君） 私からは、今の地域との連携の会議、学校運営委員会的な、そんな会議の中へ小学生をと、子供の代表というようなお話もいただいたわけでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、やっぱり地域の力を学校に生かしていくということは非常に大切なことでありまして、教員の職務が大変増えている中ではですね、どういう形でサポートをしていただくかということも、細部にわたってお願いしていけるものなら、そんなところでもお願いできるわけがございます。

ただ、現状の中でですね、子供への代表が発言できる、そういう部分のですね、下地もまだ全然できていない状況でございますので、それらを含めてですね、もう少しお時間をいただく中で検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

1 番（塩入君） 2. 介護保険事業のとりくみ状況について

イ. 包括支援センターの体制について

3月議会でも質問しましたがけれども、4月に改定された介護保険制度のキーワードは、地域包括ケアシステムです。今後、高齢者がますます増加する中で、地域で自立した生活ができるように医療、介護、予防、住まい、生活支援、サービスが切れ目なく提供できるシステムです。この地域包括システムの中核となり、ネットワークづくりの拠点としての役割を果たすのが、地域包括支援センターです。そのために専門性を発揮できる3職種を配置することにしていきます。看護師、主任ケアマネージャー、社会福祉士です。このスタッフの体制の現状と今後の課題について質問します。

口について質問します。4月から介護保険料が24%も値上げされました。野田政権は、社会保障と税の一体改革と言いながら、介護保険料の値上げ、年金の引き下げなど社会保障、国民負担を増やし、その上、消費税を今の2倍の10%にしようと、民主党、自民党、公明党まで含めて3党協議して、強行採決をねらっております。社会保障をどのように充実させるかという最も大切な部分を十分論議せず、まず消費税を10%にするという、増税先にありきです。介護保険料を24%も引き上げられたのに、介護サービスが削られ、利用料の負担が多くなっている。今回の改定で、ヘルパーによる生活支援、生活援助が60分から45分に減らされていますけれども、4月からの現状をどのように把握されておりますか、質問します。以上です。

福祉健康課長（塚田君） 介護保険事業の取り組み状況ということでご質問をいただきました。初めに、イの包括支援センターの体制について、これにつきましては、ただいまございましたように、3月議会でも塩入議員さんからご質問をいただきました。

今後、高齢者が増加することは明らかであります。高齢になっても健康であり続けるためには、特定健診を初めとした疾病予防、そして要介護状態にならないための介護予防が重要であります。この介護予防事業を中心的に担っているのが、地域包括支援センターでありますし、高齢社会の中で構築が必要とされる地域包括ケアシステムにおきまして、その中核に位置づけられる地域包括支援センターの役割は、ますます重要になってくるものと思われまます。

しかし、これらすべてを地域包括支援センターだけで担うのではなく、居宅介護支援事業所ですとか、社会福祉協議会、そういったさまざまな機関とのですね、ネットワーク、この連携によって担っていくということでもあります。

その拠点になるのが地域包括支援センターということで、その役割を果たしていくことになるわけですが、そのために、ただいまご質問にありましたように、専門職として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置することになっております。現在、一部兼務もごございますが、それぞれ配置するほか、事務職として所長及び臨時職員を配置し、その機能を果たすべく努めているところでございます。

3月議会でのご質問に対しまして、地域包括支援センターにつきましては、現体制を維持する中で、関係機関との連携を図っていく旨、ご答弁を申し上げます。

4月からの体制でございますが、社会福祉士及び事務職につきましては、現在臨時職でありますけれども、これまでパート勤務であったものをフルタイム勤務といたしまして、機能の充実に努めているところであります。今後の高齢化の状況を考えますと、現在の体制は決して十分とは言えないものかもしれませんが、3月議会でご答弁申し上げますように、現状を維持する中で、関係機関、関係の皆さんとの連携をさらに図ってまいりたいと考えております。

次に、口の生活援助の現状はということでございます。介護保険制度では、3年ごとに介護報酬の見直しが行われておりまして、この4月、4度目の介護報酬の改定が行われました。そ

して、ご質問にございましたように、今回の改定に伴いまして、介護報酬の時間区分の見直しが行われました。ご質問いただきました生活援助の時間区分については、サービス提供の実態を踏まえるとともに、限られた人材の効果的な活用を図り、より多くの利用者に対し、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、ニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から見直しが行われたものであります。

具体的には、生活援助の時間区分について、従来の30分以上60分未満と60分以上という区分から、20分以上45分未満と、45分以上の区分にそれぞれ改正がされました。この改正によりまして、これまでどおり60分以内ということで、60分近くのですね、サービスを受けますと、これからは45分以上という区分に上位の区分になりますので、料金も上がってしまうということになります。

つまり、利用者の負担を増やさないようにするには、これまで60分以内で提供をしておりました料理ですとか、洗濯、掃除などのサービスを45分以内で提供するということとなります。生活援助の区分の見直しが行われましてまだ2カ月ほど経過した段階ではございますが、サービスを利用されている方、またサービスを提供している事業者、ヘルパーさんなどからお話をお聞きいたしますと、サービス提供時間が短縮されたことによって、サービス内容が変わったりですとか、サービスの質が低下したりというような影響が出ているというようなお話はございません。

負担を増やさないためには、サービス内容の見直しやサービス低下につながるのではないかと、こういった不安の声もございますけれども、介護を要する方の状況ですとか、家族の方々がどんなことに困っているのかを理解し、必要な介護サービスを受けられるよう、ケアマネジャーの皆さんにケアプランを作成いただいておりますし、サービス提供事業者としても、サービスの内容が低下しないよう、時間内で工夫しながら効率的に必要なサービスの提供に努めていただいておりますので、利用者の皆さんからは特に苦情など寄せられていないものと、こういうふうに思います。

ただ、サービス時間の短縮の中で、サービス提供内容を変えることなく活動していただいておりますので、日常の会話など行う余裕があんまりないですとか、若干慌ただしく訪問してくるようなこともあるようでございます。

厚生労働省は時間区分がですね、45分になると、このメリットとして、1人の訪問ヘルパーがより多くの利用者サービスを提供できるようになることを挙げておりますが、このことによって、利用者が必要とするサービス内容が低下するようなことがないようにしなければなりません。今のところ、大きな混乱はないようでありましてけれども、今後も状況を注視してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1番（塩入君） 第2の質問に入ります。まず、スタッフの体制についてですが、介護の仕事は

高齢者を相手にするわけですから、経験や専門性が大切になります。その上、今後、坂城町全体の地域包括ケアシステムをどうつくり上げていくかというリーダーシップも問われています。そういう点から今後5年、10年先を見据えて、計画を具体化する力量が求められるのではないのでしょうか。そう考えると、現在のスタッフの体制には大きな問題を感じています。それは、中核となる3人のうち、2人が臨時で、正規職員ではありません。このような重要な役割をするポストを、なぜ正規採用者を配置しないかということです。

保育士の場合もそうでした。未来の子供を育てる保育士の半分が臨時職員という不安定雇用です。正規の安定雇用になってこそ、真剣に責任を持って仕事に打ち込めるのではないのでしょうか。小泉内閣のときから今の野田政権まで、行政改革の名のもとに正規職員を減らしてきました。そして臨時職員を増やしてきました。今年度も、公務員の賃金を7.8%も減らして正規職員を減らそうとしています。公務員に対するバッシングが、行政改革という名のもとに進められています。一番被害を受けるのは子供、高齢者初め住民です。

山村町長は、公約で人づくりによるまちづくりを目指し、リーダーを育てることを強調されております。職員にも意識改革を求めています。そうであるならば、介護行政のリーダーを育てるために今後、正規の職員を配置し、しかも一、二年ですぐかえる人事ではなくて、5年、10年先を見通して、介護行政のオーソリティーを育てることが、これからの超高齢化に向かう坂城町にとっては、最大の先行投資だと思います。町長の公約を実現するためにも、町長の英断を再度求めます。

次に、ロについてですが、今、課長から答弁がありました。しかし、非常に僕の聞いたのと現実とは違っている部分があります。私もヘルパーさんや利用者の声を聞いてきました。ヘルパーさんでは、食事の用意をする時間を少なくするために、冷凍食品を多く買うようになったとか、今まで利用者の不安を聞いてあげる時間があつたのに、今はもう最低の仕事を急いでやり帰るようになったとか、ヘルパーのペースで仕事をやり、利用者の要望を聞く時間がなくなってしまったなど意見が出されました。やはり、利用している立場からの改善ではないということがはっきりしています。利用者の一部からも、45分以上になれば利用料が上がるので、我慢しているという声もありました。事業者の方からも問題があると聞いております。時間延長になれば賃金を払わなくてはいけなくて、経営が苦しくなるという声が出ています。

このように、今度の改定で、利用者もヘルパーも事業者にとっても悪化しているのが現実ではないのでしょうか。私は高齢者のニーズに応じてさまざまな介護サービスが受けられるようにするため、地域包括支援センターはリーダーシップをとってもらわなければいけないと思います。介護保険の今年度出された第5期保険事業計画ですが、この65ページにも具体的な施策が載せられております。例えば、4月から地域ケア担当者会議が一体何回開かれているのか、高齢者のニーズをどのように把握されてきたのでしょうか。

また、関係者のネットワークづくりを促進するとありますけれども、どこまで進み、今の計画はどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

その上、地域包括ケアシステムがこれから中心になるわけですから、住民参加のシンポジウムも計画していただいて、住民からの要望も十分取り入れてもらえないかどうか質問します。以上2点です。

町長（山村君） 時間もちょっと押していますので、地域包括センターについての考え方を、私述べます。おっしゃるとおり、これはリーダーシップを持ってさばけるところじゃなきゃいけないと思っております。ただ、人的な反映については、いろいろ苦勞してやっておりますので、もう少しお時間いただきながら、相談していきたいと思っております。

私もですね、地域包括センターってどこにあるんだろうと、看板がどこにあるんだろうと、看板がないんですね。こういうこともやっぱり町の人から見て、見やすくすると、そこに行けば、ワンストップソリューションでいろんな話が聞けるような形にしていければと思っております。一度、ご相談しながらやっていきたいと思っております。

福祉健康課長（塚田君） お答えを申し上げます。本年度つくりました第5期ですね、計画の中に、二、三、ご質問ございましたような、今後の課題というようなことで、取り組みについても記載がございます。現在、地域包括センターが中心となっておりますね、地域のケアマネージャーさんの連絡会議というのをですね、2カ月に一度程度ということで開催をしております。そういった中で、地域の高齢者の皆さんの状況ですとか、そういったものを、情報交換ということでですね、実施をしている状況であります。

ただ、これでは十分ではないということは十分承知をしております。そのほかにですね、サービス提供事業者ですとか、そういった皆さんを含めた地域ケア会議、地域ケア担当者会議というのをですね、これも年に一、二度というようなことで、なかなか開けないような状況であります。今後、これからの高齢社会に向かってですね、この辺を充実をしていきたいということで、そういった事業所、それから民生委員さんですとか地域の訪問員さん、ボランティア的な活動をしていただいている皆さん、こういった皆さんも含めた地域ケア会議的なものをですね、開催をする中で、情報交換、あるいは今後どうしていこうかというようなことを地域の中で話をしていければなというふうに考えております。

シンポジウムというようなご提案もございました。そういった会議を開く中でですね、皆さんの総意の中で開くとすれば、これはもう成功させなければいけませんので、どんな形でというようなことも含めてですね、これからの検討をしまいたいということでいきたいというふうに思っております。以上です。

1番（塩入君） 町長と課長からそれぞれ答弁がありました。ぜひ、実現に向けて努力していただきたいと思っております。

最後に、私の今日の質問は坂城町の教育と介護について、坂城町の姿勢を質問しました。少子高齢化が予想以上に進む中、安心して子育てできる坂城町、高齢者が安心して住める坂城町にするためのキーワードは人づくりです。幼児教育で一人でも多くの正規の保育士を増やし、義務教育では一人でも多くの先生を確保する。介護では、専門的分野に精通した正規の職員を一人でも多く増やす。そうすることによって、町長が公約されている、人の輝くまち、人づくりによるまちづくりを実現することができると思います。ぜひ、町長の英断を求めて、一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで5分間休憩をいたします。

（休憩 午前9時31分～再開 午前9時37分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、3番 西沢悦子さんの質問を許します。

3番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 国民健康保険について

イ. 現状をどう捉えるか

健康を守るために何かしていますかという質問に、多くの人は、食事に気をつける、規則正しい生活、ストレスをためない、スポーツを楽しむなどと答えることと思います。健康にはだれも関心があるのです。だれもが健康で、今、生活をしているこの町で長生きをしたいと願っていますが、一生健康で過ごせる保証はどこにもありません。その最後のとりだが、けがや病気で医療を受けるときになくてはならない医療保険です。

この医療保険を含む社会保障全体が行き詰まっているとして、政府は税と社会保障の一体改革について2月17日に閣議決定し、その関連法案について、今、国会で審議がされています。この改革は、国民すべてに大きな影響が及ぶ内容で、賛否の分かれるところですが、この中で現在の医療保険の現状を放置すれば、医療費の増大により現行制度の矛盾が拡大、国民皆保険制度の維持は困難だとしています。

このような中、坂城町の国民健康保険も、加入者の高齢化や医療費の増大などにより、平成22年に国保税が値上げされました。その後の国保の運営状況はどうでしょうか。

今、全国の市町村国保は財政危機に陥り、医療費の増大と国保税の値上げを交互に繰り返す深刻な事態となっていると言われていています。私は坂城町の国保も同様の流れの中にあると思っています。国の制度による部分が多く、町独自の事業を展開するのも難しいところですが、先日の町長招集あいさつの中で、5月29日に開催された国民健康保険運営協議会において、今年度の国保税の税率を据え置くこととしたとのことでした。ひとまず、国保税の値上げに歯どめがかかったわけです。そして、その理由や背景について考えてみたいと思います。

まず、坂城町国民健康保険の状況についてお尋ねします。加入世帯数、被保険者数、被保険者1人当たりの税額、1人当たりの医療費について、ここ数年の状況をお尋ねします。そしてその傾向についてどのように分析されていますか。また、その結果、問題はどこにあるとお考えでしょうか。

ロ. 予防医療の充実と税の見直しを

国民健康保険が町民の命と健康を守り、健全に運営されるために一番大切なのは、加入者全員の納税に対する理解と病気にならない予防をする努力に尽きると思います。そこに町は最大限の力を注いでほしいのです。

町の健康づくり計画では、健康づくりのための8項目として、血管の健康、がん、栄養、食生活、運動、心の健康、歯の健康、アルコール、たばこを挙げています。その一つ一つに現状と課題が示され、目標値が設定されています。そして目標を達成させる対策の重要な手段の一つとして、健診指導を位置づけています。自分の健康の状態を知り、より健康的な生活を送るために、まず健診を受けることが第一歩です。

平成20年より特定健診、特定保健指導が医療保険者に義務づけられました。そして、この受診率が国からの交付金算定にも影響があるとなれば、とても気になるところです。特定健診の受診率の状況はどうでしょうか。この受診率についても、町長招集あいさつの中で、前年に比べ23年度は5ポイント以上アップして45%となった、これは何よりも医療費の増加に歯どめをかけると述べています。さらに目標の65%に向けて強力に進めてほしいと思います。そこで、受診されない方にどんな働きかけをしているのでしょうか。

次に、税についてです。国保税の悪化を招いた原因は、国保制度そのものが硬直化し、行き詰まっていることや後期高齢者医療、介護保険の導入に伴って、表面化した問題などたくさんありますが、加入者の立場で考えれば国保税は高いです。平成22年度決算で国保税の調定額、本来収入となるべき額ですが、4億6,799万4千円で、収入未済額、収入とならなかった額は1億190万9千円でした。どう見ても、収入未済額が多過ぎます。財政を圧迫する大きな要因です。23年度決算の見込みはどうでしょうか。今の段階ですので、見込みの数字でお答えいただきたいと思います。

この収入未済額の減少には担当課を初め、関係の皆さんがあらゆる手を尽くし努力を続けているとは承知をいたしております。ですが、未済額を減らすのは容易ではありません。税の公平性の面から、未済額の増加は納税意欲を著しくそいでしまいます。

私も国民健康保険の加入者になりました。送付された納税通知書をよくよく見ました。税額の算出の仕方は、大体わかっていたつもりでしたが、見るほどに重税感が沸き上がってきてまいります。そこでもう一度、税額の算出基礎から見直すことはできないでしょうか。

所得割は医療分5.9%、支援金分1.8%、介護分2%で、合計9.7%です。資産割は

固定資産額の固定資産税額の医療分、支援分、介護分合わせて28.9%、1人あたりは、医療分、支援分、介護分合わせて3万1,500円、1世帯あたりは3万1,500円となっています。以上の額が全部合計されて、国民健康保険税の税額になります。その中で、固定資産税を払ったのに、今度は国保税に資産割が課税されるのは、何となく割り切れない思いがあります。固定資産税額にかかる資産割が重税感を高めてしまっていると感じています。

平成22年度の税率の改定では資産割を4%下げっていますが、さらに資産割の税率を下げることはできないでしょうか。資産割の税率を変えても、必要な財源は国保税で確保しなければなりません。その分をほかの部分で補うことにはなりますが、重税感を軽くできれば変わってくるものがあると思っています。

多くの方は、税金は高いという認識に立って考えます。負担割合を変えることによって、税負担の重要性や医療費と税の関係など、納税に対する理解を深めるきっかけにしてほしいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 国民健康保険の維持というのは、非常に重要な問題だと思っております。今、ご質問になりました、イ、ロの全般的な状況と考え方について、私の方からご説明申し上げて、具体的な内容、あるいは数値などについては担当課長の方からご説明申し上げます。

国民健康保険制度は、ご案内のとおり国民皆保険体制の一部と位置づけられ、社会保険などに属さない方の医療を支える地域保険として、市町村が責任を持って運営をしていかなければならない重要な役割を担っております。

坂城町における国民健康保険の加入状況につきましては、平成23年度末、これは今年の3月末ですけれども、加入者数4,211名で、前年度比80名、1.8%の減、また加入世帯2,332世帯で、前年度比27世帯、1.1%の減となっております。若干ではありますが、減少傾向にあるものの、町全体の人口1万5,822名のおよそ27%、世帯5,868世帯のおよそ40%が加入されており、まあまあ比較的依然高い割合を占めておられると思います。

医療費につきましては、加入者の高齢化や医療の高度化ということも重なり、年々増加傾向にあり、招集あいさつでも申し上げましたとおり、23年度の一般被保険者の医療費は前年度比およそ5%増加し、ついに10億円の大台を超える見込みであります。

このような状況に対する対応策といたしましては、加入者の皆様の健康第一に生活習慣病の未然予防を図る目的で行う特定健診、特定保健指導のさらなる積極的実施の必要性について痛感しているところであります。

この特定健診事業につきましては、ご案内のとおり、20年度より国の後期高齢者医療制度のスタートと同時に、増え続ける医療費の抑制を図り、安定した医療保険制度の持続を目指し

て、国保加入者で40歳から74歳の方を対象に始まった制度でございます。特に、予防の重視という面で、それぞれの医療保険者に健診と保健指導が義務づけられており、町でも国保の保険者という立場で事業を実施しているところでございます。

今年度は特定健診が5年目を迎え、目標年度の最終年度の年、いわゆる評価の年となっております。以前にも申し上げましたけれども、健診受診率目標も65%以上とされております。現在、後期高齢者医療制度の廃止、あるいは存続とあわせこの目標値についても国において検討がなされているところでありますけれども、この特定健診受診率等につきましては、目標値に対する達成度に応じて後期高齢者医療制度への支援金が10%の加算、あるいは減算の措置がとられるとも言われております。

当町は、平成23年度の特定健診の受診率が先ほどもお話がありましたが、3月末現在の数値で45.1%でありますので、23年度の受診率にさらに20%アップ、65%の場合ですね、20%アップとなり、その目標の達成のため、今まで以上に受診勧奨に取り組んでいるところでございます。

未受診者の方の対策といたしましては、既に今までも区長会等各種団体の総会、あるいはあらゆる会議の場をお借りしまして、区ごとの受診率をお示ししながら、特定健診について受診勧奨をお願いしているところでもございます。

目標値65%の達成は、簡単なものでございませぬが、何よりも加入者の皆様の健康維持、そして医療費の抑制、さらには支援金の減額による支出の抑制から国保税負担の軽減にもつながりますことから、坂城町の国民健康保険の財政安定化のためにもぜひとも達成したいと考えております。

今年度1回目の5月の集団健診では、昨年368名の受診者でございましたが、これに対して今年は76名増、20.7%増の444名の方の受診をいただきました。さい先よいスタートを切ったと思います。今後もこの調子を持続させることができますよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、税の見直しについてお答えさせていただきます。国民健康保険税につきましては、主に医療費の支払いに充てるための医療給付費分、後期高齢者医療制度への拠出金に充てる後期高齢者支援金分、そして介護保険のサービス給付金に充てるための介護納付金分に区分され、さらにそれらの算定方式として、応能割と応益割により算出させていただいております。この算定方式の一部である応能割につきましては、加入者の方の前年の所得に対して課税する所得割と、所得割額を補完する役割として、加入者にかかわる土地及び家屋の部分に係る固定資産税額により算出される資産割がございませぬ。

算定方式につきましては、所得割、資産割、均等割、そして平等割による4方式のほか、資産割をなくした3方式などがございませぬ。坂城町国保で採用する4方式につきましては、町村

型とされ県内77保険者中、医療給付費分におきましては、長野市、松本市、そして軽井沢以外の74保険者において採用されております。

資産割につきまして引き下げはできないかというご質問でございましたが、当町におきましても、前回22年度に行った税額改定の際には、資産割以外の算定区分は引き上げを行いました。資産割については、あくまでも所得割を補完する役割といった性格に着目し、また近隣の状況を踏まえた上で、全体で4.0ポイントの引き下げを行った経過がございます。

坂城町の資産割率につきまして、23年度の県内における状況といたしましては、医療給付分、後期高齢者支援金分、そして介護納付金分を合わせた合計で、いずれも賦課していない3保険者を除いた74保険者中56位と、比較的下位に位置している状況でございます。

今後、医療費の増加や制度改正にあわせ、税額改定が必要となった際には、所得割、応益割、これは均等割、平等割の状況等さまざまな状況を踏まえた上でとなりますけれども、資産割については、引き下げの方向で検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、医療費が増加してまいりますと、国保税の負担もそれに比例し、増加してまいりますので、加入者の皆様の国保税に対するご理解と医療費の抑制につながる健康の維持、疾病予防につながる特定健診事業に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願いする次第でございます。

では、続きまして、担当課長の方からご説明申し上げます。

福祉健康課長（塚田君） 初めに、今の現状をどう捉えるのかにつきましてお答え申し上げます。

まず、国民健康保険の加入状況につきまして、加入世帯数の推移ということであります。21年度末で2,367世帯、22年度末で2,359世帯、23年度末では先ほど申し上げましたが、2,332世帯ということで、若干の減少傾向ということであります。加入者数につきましては、21年度末4,367名、22年度末4,291名、23年度末4,211名と世帯数と同様に、若干ではありますが、減少をしているという状況であります。

ここ数年の加入状況の特徴といたしましては、全体のおよそ9割近くを占める一般被保険者につきましては、減少傾向にあり、その要因といたしましては、社会保険等への加入によるものもありますが、後期高齢者医療制度への加入による国保資格の喪失が主なものになっており、被保険者の高齢化が見てとることができます。

一方で、社会保険、厚生年金等に一定以上の加入期間がある60歳から64歳の方と、その被扶養者が加入する退職国保の被保険者につきましては、21年度末432名が23年度末では515名と増加傾向を示しております。これは団塊の世代に当たる方々の加入ですとか、加入していた社会保険等の任意継続期間、これ最長2年ではありますが、これの終了による加入が増加していることが主な要因というふうに思います。

次に、1人当たりの国民健康保険税の調定額につきましては、県の国保連による賦課状況調

べでは、一般医療現年課税分について申し上げますと、21年度6万5,548円、全県で高い方から14位、22年度は5万8,168円、これは同様に18位、そして23年度については6万6,922円、20位という状況であります。税額改定を行わせていただいた22年度については、課税所得の落ち込みが大きかったこと、また軽減枠の拡大を図ったことなどにより、若干低くなっております。

次に、調定額と密接に関係する医療費につきましてご説明申し上げます。1人当たり医療費につきましては、21年度30万9,855円、全県でこれも高い方から16位、22年度30万3,720円、これは20位でした。23年度については、現在のところ全県の数値について集計がされておりませんが、町長からもあいさつがありましたとおり、一般被保険者の医療費について10億円を超え、さらに退職被保険者の医療費についても1億4,800万円ほどと、全体の額では11億5,880万円に達しまして、前年度比7.86%の増となることから、大きく順位を上げてしまうということが予想されております。

この医療費増加の主な要因といたしましては、22年度においては、比較的lowに推移しておりました高額医療費の増加によるものが上げられます。高額医療費のうち一般被保険者につきましては、決算見込額で前年度比2.9%の増、一方、退職被保険者につきましては、1,821万6千円と、前年度は861万8千円ほどでありましたので、倍以上という、異常とも言える伸びが見込まれています。この退職被保険者の医療費の伸びは、先ほど申し上げた加入者数の増加も一つの要因かなというふうに考えられます。

さらに、高額となった医療費につきまして、疾患別に見てみますと、循環器系の疾患、中でも心疾患にかかる医療費が増加しております。このような結果を踏まえ、次の予防医療の充実に関連いたしますが、特定健診、特定保健指導へのさらなる積極的な取り組みの重要性を感じております。

特定健診事業等が医療費の抑制へとつながるには、多少時間はかかると思いますが、加入者の皆さんの健康を第一に考えるとともに、ジェネリック医薬品の普及カードの配布、今年度から実施予定の差額通知の実施等、医療費抑制のためのさまざまな取り組みとあわせ、努めてまいりたいと考えております。

次に、(ロ) 予防医療の充実と税の見直しをとということでございます。特定健診、特定保健指導は、国において糖尿病等、生活習慣病有病者の減少と中長期的な医療費の伸びの適正化を図ることを目的として、平成20年度から医療保険者に義務づけられました。受診率の目標値も設定されており、24年度においては65%と定められております。

町といたしましても、医療費の分析等から糖尿病等の病気をお持ちの方の減少及び医療費の適正化に向けた取り組みが重要課題と考える中で、特定健診、特定保健指導を実施しております。特定健診は集団健診としては、日曜・夜間健診も含め、今年度は9日間実施し、また人間

ドッグや医療機関での個別健診についても対象者に受診を勧めているところであります。ご質問にあります特定健診の受診率についてでございますが、20年度が国の目標35%に対して44.3%、21年度が目標40%に対して39.2%、22年度は目標45%に対して40.0%となっております。23年度につきましては、最終確定値が11月ごろということになりますので、現状での数値でございますが、目標55%に対し45.1%ということになります。

目標値、毎年設定している中で、始まった20年度、この年度だけは目標値を上回りましたが、21年度以降は下回る状況となっております。また特定健診及び特定保健指導につきましては、その評価目標に対する達成度において、後期高齢者医療制度への支援金の部分で、10%の加算、あるいは減算措置がとられるというふうに言われております。22年度の後期高齢者の支援金が坂城町では、1億7,600万円ほどございました。これはゼロ歳から74歳まで、国保の被保険者1人当たりいたしますと、4万500円ほどになります。特定健診の受診者が65%に達した場合には、支援金は10%減額となり、マイナス1,769万、逆に受診率がさらに落ちて、目標値の半分である33.3%に達しない場合になりますと、逆に10%増額となり、プラス1,769万ほどということになります。

このため受診率向上を目指して、また24年度の目標値65%の達成に向け、受診されなかった方に再度通知を出し勧奨したり、電話による受診勧奨も実施したりしているところでございます。さらに、今年度、健診申し込みの取りまとめをさせていただいた際にですね、健診受診について病院、職場、町それぞれの場で実施される健診のいずれにも受診する予定のない方、いわゆる未回答の方に対しまして、繰り返し受診勧奨をする中で、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、国保税の収入未済額の状況についてお答えを申し上げます。国民健康保険税の平成23年度決算の見込みにつきましては、現年課税分で調定額3億7,501万7千円に対し、収入未済額1,933万5千円、前年度比マイナス10.35%、金額にして223万2千円の減、滞納繰越分で調定額1億117万8千円に対しまして、収入未済額8,144万1千円、前年度比プラス1.37%、金額にして109万9千円の増と、全体では調定額4億7,619万5千円に対して収入未済額1億77万6千円、前年度比マイナス1.1%、金額にして113万3千円ほどの減となる見込みであります。

国保税の収入未済の解消、減少に向けた取り組みとしては、通常の窓口業務において、国保加入、喪失、あるいは転入、転出などの届け出で来庁された際に、収納担当と連携を図る中で制度への理解を促し、随時、納税相談を行っているところであります。また保険証の更新時期である10月に合わせた取り組みとして、8月から9月にかけて、滞納のある世帯に対し納税相談を実施し、収入未済額の解消に努めているところでもございます。

いずれにいたしましても、国民皆保険制度の一つとして位置づけられる国民健康保険の健全な運営のためには、財源の柱である国保税に対する加入者の皆さんのご理解とご協力が必要不可欠であります。この貴重な財源の確保に向けまして、収入未済の減少、収納率の向上にさらに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

3番（西沢さん） それでは、2回目の質問をいたします。イトロをあわせて質問をいたします。

市町村単位で運営している国保は、その規模が小さいため、先ほどのご答弁の中でも、ここ数年4,200人前後という被保険者数ですが、その規模が小さいために医療費の増減の影響をもろに受けてしまいます。では、都道府県単位でとなると、市町村独自の努力や特性により国保税に大きな差があり過ぎて、一つにするには難しい状況です。それに後期高齢者医療制度も先行きがわからない。そんな中で、出てきた税と社会保障の一体改革です。長期的に持続可能な医療保険制度を目指していますが、まだ先は見えていません。

現在の坂城町の国民健康保険の1人当たりの税額、1人当たりの医療費もご答弁の中で先ほどの77団体中、県内のおよそ15位から20位ぐらいのところということですので、決して低い方ではありません。そこで、まずは医療費の増加を抑えるために、前年に比べアップしたという特定健診の受診率をさらに上げてほしいと思います。

未受診者のその傾向、またその理由についてどんなふうにお考えでしょうかということで、今の回答の中では、未回答という部分があったということで、そこに、その方については、またさらに勧めていただきたいと思いますが、ご答弁の中でお答えの中で、区長会や関係する会に、あらゆる会議に区ごとの受診率を示して呼びかけているということです。もう一歩進めて、各区にいらっしゃる保健指導員さんを区の中に、例えば健康づくり担当のような役職に位置づけてもらえるような働きかけはできないでしょうか。

それから収入未済額についてですが、23年度見込みは、ご答弁の中で22年度に比べ、約113万円ほど減少したとのこと。収入未済額も増加に歯どめがかかったと。これはすごいことだと思います。担当の皆さんの努力が大きかったことだと思いますが、さらに未済額の縮減を目指していただきたいと思います。これは要望です。

次に、資産割の税額についてです。町長答弁で今後税率の改定をするときがあれば、検討するというご答弁でした。そこで前回資産割を下げたときに、いろいろなケースを想定して算定したと思いますが、この4%下げた理由、また今回の国民健康保険運営協議会の中で、税率についてどんな意見が出されたでしょうか。

次に、納税についてです。税負担の重要性や医療費と税との関係について、町民の全員の理解がなければ、この制度は守れません。納税について理解をより求めるために、新しい試みについて検討をしているのでしょうか、お尋ねします。

以上で、2回目の質問といたします。

福祉健康課長（塚田君） 2回目の質問にお答えをいたします。

まず、未受診者の傾向、受診しない理由といたしますかね、であります。電話等で受診勧奨をする際に理解をお聞きいたしますと、大部分の方が病院等で治療中であるということで、受診者をしないというような答えが返ってまいります。病院で治療中の場合には、健診項目の中の血液検査ですとか尿検査、これは受診されておられる場合が多くございますので、このように治療中に健診項目を一通り受診されておられる方につきましては、病院での特定健診に相当する検査データを町に提出をいただくということで、受診をしたとみなす方法、ございますので、こんなことをお願いをしております。

そのほかに、特に40代、50代の男性でありますけれども、健康に対する意識の薄さというのが、一つ挙げられるのかなというふうに思います。直接、健診の重要性をお話しする中で、勧奨に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、時間的な面で受診できないという場合もあるんですが、現状でも夜間、休日も実施しておりますけれども、さらに受診しやすいような環境づくりに努めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

それから、保健補導員さんについてもお話ございました。現在226名の方に委嘱をしております。各地域にいらっしゃるということであります。保健補導員の皆様方には受け持ちの担当地区の皆様へ健診の申し込みの取りまとめですとか、配付された受診票の回収といったものをお願いをしておりますけれども、今年度、総会、4月にございましたが、その折にですね、受診率向上に向けまして保健補導員さんのもう一つの役割として、住民の皆様へ受診勧奨、もう一押しお願いをしたいということで、お願いをしまいたったわけでありまして、区の中に位置づけてというようなお話でございますが、自治組織の関係になりますし、行政とのかわり、どうなるのかなといった課題もあろうかと思っておりますので、なかなかお答えは難しいわけでありまして、検討させていただければというふうに思います。

それから、資産割の引き下げといった点についてであります。今年の協議会の中でもですね、やはり資産割の引き下げといったようなご意見は、委員さんの中でも出されました。今回、ただ税率の改定はございませんでしたので、現状維持の中でご理解をいただいた経過がございます。22年度改定をして、全体で4ポイント引き下げをいたしました。この際にもですね、必要な財源を確保するために幾つかの税率の案をお示しをして、委員さんのご意見をいただいて、検討をいただいたわけでありまして、やはり資産割を最も引き下げをした、そんなご意見の中で、そんな案を採用して、現状の税率に至っているという状況でございます。私からは、以上であります。

総務課長（田中君） 私からは、国民健康保険税の納税に理解をいただく取り組みについてお答えをいたします。

まず、現在のどのよう理解をいただいているということですが、納税通知の発送をあわせまして、国保制度への理解と重要性を記入したチラシを作成し、同封をしております。また、その内容につきましては、町のホームページへも掲載し、啓発に努めております。

次に、国保税を初め各税の納入期限や口座振替日等について、毎月の「広報さかき」のインフォメーションコーナーに掲載し、お知らせをしております。あわせまして、今年度からはお忙しく時間のない町民の方のために納付の機会を増やす、コンビニ収納を開始をいたしました。

今後の新しい試みといたしましては、9月末の保険証の発送に際しまして、加入者の皆さんに国保税の納付の理解をいただく内容を封筒に印刷するなど、加入者の皆さんのさらなる納税意識の高揚につながる方法を検討してまいりたいと考えております。

3番（西沢さん） 厚生労働省が初めて健康寿命、健康面に支障がなく暮らせる期間を公表しました。長野県は男性が全国6位で71.17歳、女性は17位で74歳でしたが、平均寿命との差が男性8.67年、女性は12.48年でした。この差の年数が問題です。この差は医療、介護を受けて暮らす年数と考えられます。この国保についての質問の中で、特定健診の受診率がアップしたこと、収入未済額が減ったこと、税率が据え置きになったことなど改善しつつある点が明らかになりました。国民健康保険が持続可能な医療保険として、健全に運営されるためにすべきことが見えてきたと思います。

2. キャリア教育について

イ. 町内小中学校の現状は

幼稚園、保育園、小中高の各発達段階において、必要な教育を体系的、系統的に進め、学校から社会生活への円滑な移行が大切だとして、県は平成23年11月に、キャリア教育ガイドラインをまとめました。そして、この5月15日、県キャリア教育支援センターの総会が開かれ、市町村単位の関係機関でつくる、キャリア教育支援協議会へ助言を行うなどと報道されました。

新学習指導要領が実施され、英語学習が必修化になり、学習内容が増えました。キャリア教育のもとになる生活学習を支えていた総合の時間も減ってしまいました。それなのに、今なぜキャリア教育なのか。

小学校では、群れて遊ぶ体験、伸び伸び活動する、役割貢献、人とかかわる、やり遂げる、地域とつながる体験を積み重ねていくことが重要だとしています。今までも大切にしてきた体験学習をさらに系統的に進めようというものでしょうか。

大人の世界の入り口にいる13歳の子供たちに向けて書かれた、「13歳のハローワーク」という本の終わりに、作者の村上龍さんが、リストラされた人、フリーターの若者たち、社会的引きこもりの人たち、犯罪に走る少年たち、ホームレスの人たち、彼らはだめになっているのではなく、何をすればいいのかわからないのでないだろうか、この何をすればというときの

何は、生きる意味や人生の目的といったあいまいなものではなく、どうやって充実感と報酬を得るかという仕事に結びつくものではないかと思うと書いています。

それともう一つ、わかりやすい事実として、すべての子供は大人になって何らかの仕事で生活の糧を得なければならないとすれば、好きで好きでしようがないことをして、生活の糧と充実感を得たいものだとも書いています。

学校から社会への出口で、迷うことなく自分の目指す方向に進むことができる子供たちを育てる、そのためにキャリア教育は大切だと改めて思いました。

そこで、町内の小学校で、今までキャリア教育としてどんな取り組みをしてきたでしょうか。また、これから取り組む予定のものはあるでしょうか。

中学校では、職場体験学習が取り組まれています。23年度の実績をお尋ねします。

ロ. キャリア教育支援協議会について

ガイドラインでは、市町村教育委員会ではキャリア教育の担当者を置いて、学校と連携しながらキャリア教育支援協議会を設置、運営するようになっていきます。市町村教育委員会の取り組みの内容を見ても、今までに取り組んできたと同じような内容が多く挙げられています。当町には、キャリア教育推進のための組織もありますし、坂城高校との連携もとっています。そこで求められているキャリア教育支援協議会の設置についてお考えをお聞きします。

以上で、1回目の質問を終わります。

教育文化課長（柳澤君） キャリア教育について、順次答弁申し上げます。

まず、町内小中学校のキャリア教育の現状についてでございます。長野県が昨年11月にまとめましたキャリア教育ガイドラインの中では、キャリア教育を一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育としています。この考え方から学校の集団生活はもとより、校外学習や社会科見学などすべての活動をキャリア教育の一環としてとらえることができるとしています。

当町における小学校での取り組みでございますが、特色がありキャリア教育に位置づけられるものは、ものづくり教育の実践が挙げられます。ものづくり教育は、町内小中学校全校で平成22年度より始めた事業で、サブテーマとして「ユーザー視点に立ったものづくり」を掲げて、相手意識を持ったものづくり教育を実践しようというものでございます。取り組みの内容でございますが、相手の意識という観点を大事にし、ものづくりのおもしろさ、楽しさを知ってもらい、将来の坂城町の産業の担い手としてつながってもらいたいという趣旨のもと、町のWAZAパワーアップ事業の一環として、中信地域でもものづくり教育をサポートしているコーディネートをお迎えして実施しております。

ものづくり教育については、新たに加える活動ではなく、これまで各学校で行ってきた活動に相手意識の観点をプラスして進めていくことをねらいとして行ったところがございます。具

体的には、昨年度でございますが、南条小学校では、5年生が「南条保育園の園児におもちゃを贈ろう」と題し、園児、すなわちユーザーの希望を調査いたしまして、どんなおもちゃが欲しいのか、園児との交流の機会に聞き取り、実際に設計図や構想図を作成してから、木材や段ボール、飾り用品等を用いまして製作したおもちゃを園児に手渡しました。

坂城小学校では、3年生が学有林にある枝や木材を利用し、コースターやキーホルダーをつくり、一つ目のものは自分用で製作し、その後改良点を探りながら家族へプレゼントするためにもう一つつくるという工程で学んでいきました。

村上小学校においては、3年生が地域の学習の中で、桑の木が多いことに着目し、どうして桑が多いのか調べた結果、以前は養蚕のお宅が多くあったことがわかり、養蚕について学ぶうちに自分たちでも蚕を飼育してみよう、そして育てた蚕のまゆでまゆ人形をつくろうということで取り組みが始まりました。まゆ人形づくりについても、まずは自分用として製作をした後に、家族にプレゼントするための改良を加えていく活動を行ったところでございます。

県のキャリア教育ガイドラインの中で、今ある活動を見直すことが大事だとされておりますので、こういった取り組みはものづくりの町である当町のキャリア教育として特化しているものととらえております。

また、ものづくり教育以外でも小学校では、社会科見学で企業など社会活動のある場所を見学したり、地域の歴史を勉強したり、農業の面でも米づくりや野菜づくりに行ったりと、将来の社会生活への自立につながる活動がありますので、キャリア教育としての取り組みとして位置づけができておると考えております。

次に、中学校の職場体験学習の実績ですが、坂城中学校では2年生が職場体験学習を行っております。平成23年度につきましては、43事業所に140名の生徒が経験をさせていただきました。生徒の受け入れを引き受けていただきました主な事業所は、町内にある事業所で製造業や販売業、飲食店、美容室などの民間企業と、千曲坂城消防本部や保育園、給食センターなどの公共機関においても職場体験が実施されております。

今後ということでございますが、ものづくり教育の推進、そして継続的な職場体験学習に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ロ、キャリア教育支援協議会についてでございます。県のキャリア教育ガイドラインでは、学校を支援する仕組みを市町村教育委員会が中心となり構築するとされております。支援する仕組みをガイドラインでは、プラットフォームという言い方で表現しておりますが、そのプラットフォームが市町村ごとのキャリア教育支援協議会を示しており、学校に加えまして商工会やJAなどの産業界、PTAや民生委員などの地域、社会福祉協議会やNPOなどの団体と、自治体の担当部局に教育委員会が構成することが望ましいとされております。

町内におきましては、組織としましては、坂城中学校がキャリア教育連携会議という仕組み

を平成21年度に立ち上げております。会議の構成としましては、テクノハート坂城協同組合、商工会、社会福祉協議会、PTA、町の産業振興課、教育委員会と学校で組織されております。この連携会議が組織された理由としまして、体験学習を通じて自分への理解を深めながら、これからの生き方を考えていこうという目的のもと、1学年は福祉ボランティア体験、2学年は職場体験を中心とした社会体験、3学年はふるさと体験学習というテーマを持ち、キャリア教育という体系づけをする上で、地域や企業のご支援をいただきながら進めていこうとしたことが発端となっております。

これまで中学のみで実施してまいりました職場体験学習やボランティア体験も、キャリア教育連携会議が持たれることで、職場体験の際の受け入れ事業所と学校の橋渡しとして、テクノハートや商工会の皆さんに入ってください、体験学習がスムーズに運ぶなどの成果も上がっております。既にこのような組織がございますので、当町では中学校の連携会議をプラットフォームという位置づけとして、キャリア教育の支援を実施してまいりたいと考えております。

長野県としても、キャリア教育支援センターを設置し、東北、中南信、地区ごとに地区コーディネーターを配置しております。先日も北信地区のキャリア教育コーディネーターが来庁されましたが、お聞きするところによると、現時点では北信地区でキャリア教育推進のための組織が設置されているのは、当町のみとのことでした。県のガイドラインでは、幼稚園、保育園から始まり、高校までのつながるキャリア教育が描かれております。現在は中学校のみで組織立てている連携会議ではありますが、スムーズに動いていることもありますので、この連携会議を坂城町のキャリア教育支援協議会としてとらえてまいりたいと考えております。

なお、坂城高校とも別立ての連携を図っておりますが、将来的に小学校、高校も含めた組織立てについて模索してまいりたいと考えております。以上です。

3番（西沢さん） 2回目の質問をいたします。

イとして、町内小中学校の現状についてですが、各小学校とも、ものづくり教育として、それを柱に進めていると、それをキャリア教育として位置づけをしているというご答弁でございました。ですが、県の方で今までやってきたことを位置づけするわけですが、新たに県ではまた新キャリア教育として進めてきているわけです。そのことについて、その今の状況の中で学校現場としての受けとめはどうでしょうか。

それから、ロとして、キャリア教育支援協議会についてですが、町では坂城中学校の連携会議をプラットフォームとして、キャリア教育支援協議会に位置づけたいということがございます。これは県でも先進的な取り組みということで、大変素晴らしいことだと思います。

そこで、ガイドラインの中でも特に家庭との連携、地域との連携というのを強く出しているんですが、今までよりももっと地域、家庭に理解、協力をいただくために、キャリア教育、このように進めていますというような広報が必要だと考えますが、積極的に支援を求めるため

の方法として、どのようにお考えでしょうか。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 1点目の部分でございます。キャリア教育という部分の中で、ガイドラインの中では、今ある活動を見直すことが大切というような状況があります。そういう部分、授業の中、あるいは校外活動に携わっていただいている方々に、この部分が広く大まかに子供たちのためにというような状況の中でご協力をいただいている部分があるかと思えます。そういう部分のところを、ご協力をいただいている皆様方、あるいは先生方についても社会の中で、この子供たちの自分の役割をどのように果たしていくのか、あるいは自分らしい生き方を育てていくのかという意識づけをお持ちいただく中で、授業の取り組みをしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから広報という部分、それから家庭という部分であります。今あります活動を見直して、キャリア教育の推進を進めていくことになろうかと思えます。ものづくり教育という柱もございますが、そういう中で、この行動がキャリア教育になっているんだよという部分の意識というのが、同じ体験学習をやっている、社会見学をやっているという中では、これがキャリア教育だという意識はそんなに高くないのかなというようなことは感じられるところでもあります。そういうところがございますので、それらの、この部分は子供たちの将来的な部分にかかわっていくんだよという部分の意識づけを高めるというようなところで、家庭内での教育力も高まっていくのではないかとこのところで考えております。

その広報という部分でありますけれども、そこは授業参観であったり、あるいはお便りであったり、もしくは町の広報紙を使ったりというようなところは、いろいろ考えるかと思えますので、今後いろいろな状況で検討してまいりたいと思えます。以上でございます。

3番（西沢さん） このガイドラインが出されたときに唐突感がありました。でも今の社会状況の中で、子供たちをどう導いていくのかを考えれば、やむにやまれぬ思いからだと思えます。学力向上、英才教育、飛び級など、教育にかかわる問題は山ほどです。その中で、子供たちが健やかにたくましく大人になってほしいと願っています。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時35分～再開 午前10時45分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、6番 塚田正平君の質問を許します。

6番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

国は、東日本大震災の復旧に8年、瓦れき処理に3年の復興目標を掲げました。瓦れきは岩手県に一般廃棄物の12年分に当たる525万t、宮城県の1,573万tで、そのうち石巻

市だけで、岩手県の総瓦れきを上回る616万tがあります。その石巻市に震災から1年2カ月経た5月13日、可燃物処理の焼却炉1基が完成しました。8月中には4基が完成の予定であり、5基の本格稼働で1日1,500tが処理できます。長野広域が建設予定のA施設の1日450tの3倍強の処理が進む予定であります。

瓦れき処理については、2月の千曲市議会の震災瓦れきの受け入れ決議と、3月には葛尾組合議会で、瓦れき受け入れを求める決議がありました。両決議に対して4月に葛尾組合焼却施設の地元である、中之条区と坂城町議会は地域住民の理解と合意を前提とし、瓦れき処理の不安が解消されない限り、受け入れない旨の要望が出されました。広域瓦れき処理の問題から、にわか焼却施設が注目されております。

1. 葛尾組合焼却施設について

イ. 焼却施設の管理運営は

再稼働か廃炉かの大飯原発の安全性評価のストレステスト耐性試験を原子炉製造メーカーが行っているとの報道がありました。客観的に行われるべき安全評価が、第三者機関でない製造メーカーに任せていた審査体制の欠陥とお手盛りが問われております。

原子炉と焼却炉はともに大手メーカーが独占しているところがよく似ています。かつて、ごみ焼却施設建設において、松本市の環境組合など各地で、談合により不当に高い落札価格で損害を受けたと訴えられ、工事請負額の5%から7%の金額で、最高30億円から5億円の返還命令が出されました。大手プラントメーカー5社の平均落札率は96.6%であり、5社以外の平均落札率は89.8%と、談合により平均で6.8%の差があり、税金のむだ遣いの実態が明らかにされました。

平成13年の葛尾組合の焼却炉大規模改修工事は、ダイオキシン対策工事であり、大手プラントメーカーの施工から既に10年が経過をし、23年度8千万円の補修工事をしたものの、1日80tの焼却能力を回復しておらず、24年度にはさらに1億7千万円の定期補修等の工事が予定され、今後、焼却炉の維持に毎年1億5千万円から2億円の補修工事が必要とされておりますが、現在の焼却能力65tは維持できるのか、耐用年数を迎え限界ではないか伺います。

また、建設計画や改修工事など管理運営は事務組合任せであります。施工工事の見積もり、検査体制と随意契約の経緯についてお尋ねします。

ロ. ごみ有料化の検証は

町は、平成22年にごみの有料化を実施しました。有料化によりごみの減量化、費用負担の公平性、ごみ処理経費の軽減を挙げていましたが、ごみの量は初年度こそ前年度比10%の減でしたが、23年度は4%の増となり、リバウンドしており、有料化によりどのような成果があったかお聞きします。

ハ. ごみ減量の状況は

現在、日本の一般廃棄物の焼却率は79%で、約8割のごみを焼却炉で燃やしています。OECDの資料ではドイツが25%、オランダが32%、フランスが34%、韓国においては14%の焼却率であり、日本のごみ焼却率は諸外国と比べて群を抜いております。国は従来からごみ処理を焼却で行う方針であり、特にダイオキシン対策の義務づけられた平成10年から大型焼却炉の建設を進め、燃やすごみが足りなくなった皮肉な現象も出たほどです。

町は、ごみ袋の導入と分別収集を始めた平成6年の3,500tから23年度の3,045t、17年間ごみの量は高どまりであります。また、どの自治体でも問題になっているのが、事業者の出す事業系ごみです。事業系ごみの分別状況とごみの量、ごみの総量に占める割合をお尋ねします。

二. 広域処理の意義は

国の補助金行政に乗った大型焼却炉の建設は、複数の自治体が集まって広域で大きな焼却炉をつくる誘導であります。広域における各自自治体の可燃ごみのデータがばらばらであり、正確な比較ができないことが問題であります。新たな焼却炉を建設するには、炉の規模を決める際、焼却ごみの実態の把握と見直しが不可欠であります。第1に、広域主導でごみ減量を前提としない過大予測に基づき過剰設備の建設計画になること。第2に、国は平成9年度のダイオキシン対策として、1日100t以上の焼却炉と広域での処理を補助金の条件としたことあります

以上から、広域処理はごみの減量と焼却施設の建設計画、維持管理における自治体の責任があいまいになった所存であります。長野広域全体のごみ排出量の7割以上は長野市であり、A施設は1日450tの処理能力を持つ焼却炉の建設費は、220億円を見込んでいます。更埴ブロックは圏域で2番目にごみの量が多いとされ、B施設は1日100t、建設費で65億円のごみ処理計画の根拠をお尋ねします。

また、一見公平に見える負担割合のごみ量90%、人口割10%について、かけ声だけのごみの分別、資源化により一向に減らないごみの排出量予測は適正か伺って、1回目の質問とします。

町長（山村君） 葛尾組合の焼却施設についての焼却施設の管理、運営についてと、2のイと、それから二の広域処理の意義について、私が全般的に話をしまして、あと具体的に担当課長からお話申し上げます。

まず、初めに今、お話ありましたけれども、焼却施設の話だけではなく今年の東日本大震災、原発問題等がいろいろありました。今、お話ありましたように2月29日に千曲市議会がいわば一方的に地元の坂城町にも相談なく、葛尾組合にも相談なく、瓦れきを広域で受け入れるべしという決議をしました。甚だ遺憾であると思っておりました。

なおかつ、その後、葛尾組合の中で多数決で千曲市議会から出ている議員が、瓦れき受け入

れを私たちの目の前で可決をしたということで、非常に私は違和感と憤りを感じております。その中で、もちろん坂城町出身の議員の皆さん4名の方は、堂々と反対の決議をしていただきました。

その後、今、お話がありましたように坂城町の議会の皆様方の要望ということも出まして、一刻も早く千曲市にB施設の建設を進めるということを決議していただきました。この点につきましては、私もたび重なる、何度にもわたりまして、鷺沢市長、広域連合長ですね、長野の、それから千曲市長にも申し上げております。千曲市の議会でも、新聞によれば、近藤市長がB施設建設を推進するということに言っておられます。しかしながら、なかなか予断は許さない、難しい状況だと思います。

さて、私の方から葛尾組合の焼却施設の現状と広域処理の意義についてお答え申し上げます。現在の葛尾組合焼却施設は、昭和54年に建設され、今年で33年が経過いたします。その間、平成12年度から13年度にかけて、先ほどもお話ありました、ダイオキシン類対策のため、約23億円をかけ焼却炉や排ガス処理設備などの大規模改修を行ってきております。その後も毎年継続して、定期的な補修工事、修繕等を実施し、施設の適切な維持管理と地域の環境保全に努めているところであります。

しかしながら、改修後10年が経過して、施設の老朽化が進む中、焼却炉のごみ焼却能力が年々低下し、本来の処理能力である1日80tが、平成22年度には1日58tまで低下いたしました。この状況を改善するために、昨年5月、約8千万円かけて、ガス減温器及び飛灰をろ過するバグフィルターろ布の大規模な補修工事を行い、処理能力が何とか20%ほど回復し、それでも現在1日65tのごみの焼却能力が可能となった段階であります。

現在、1日のごみの搬入量は70tから75tであります。焼却能力が65tになっても1日5tから10tのごみが滞っていく、たまっていくということとなり、これに対応して、休日に処理をしている状況でございます。2日の休日ができずに、1日休日を使っているということになります。

長野広域連合の基本計画に基づき、千曲市に建設予定の新施設が稼働するまでの間は、葛尾組合において、千曲市、坂城町のごみ処理を行っていかねばなりませんので、施設の延命化のためにもさらなる、一方ではごみの減量化を皆さんにも、住民の皆さん、あるいは事業所の皆さんにもご協力いただきますよう、引き続きお願いするところでございます。何としても、これは、私の組合長としての立場でも、新施設ができるまでは、死守しなきゃいけないので、それは頑張っていきたいと思っております。

それから、二の広域処理の意義についてということでお答えします。平成9年の厚生省のごみ処理にかかわるダイオキシン類発生防止等ガイドライン、あるいは県の長野県ごみ処理広域化計画が策定され、これを受けて、長野広域連合の前身である、長野広域行政組合で長野地域

ごみ処理広域化計画を策定し、長野広域連合管内にごみ焼却施設 2 施設、最終処分場 1 施設の整備を進めているところでございます。

なお、広域連合の焼却施設 2 施設の規模については、平成 26 年度のごみ量予測に加え、台風や豪雨等の水害、廃棄物等への対応も見込み、合計で 550 t の処理能力が必要と算定されております。このうち、千曲市に建設予定の B 焼却施設では、主に坂城町、千曲市及び長野市南部の一部地域の可燃ごみを処理する計画であり、県条例に基づき環境衛生評価を実施するとともに、より厳しい公害防止規制値が適用される施設規模を考慮し、100 t としているものであります。

焼却施設建設及び管理運営につきましては、公設公営の手法によるもののほか、建設から管理運営までを一体的に発注する方式や建設と管理運営を分離して発注する方式など、いろいろな公設民営という手法があります。どのような手法で施設をつくり、維持管理していくかは未定であります。広域連合では民間活力を導入し、各市町村の負担軽減や維持管理費の平準化を図ることを考え、検討を行っています。

施設建設、維持管理の最終的な責任は、広域連合にあるものと考えております。葛尾組合の焼却施設というのは、毎年多額の予算を使って、補修、改修を行っております。私は、葛尾組合を管理する立場から、長野広域連合が長野市にある A 施設、千曲市の B 施設が運用となるまでは、葛尾組合の焼却施設を命がけで守っていくということが大切であると考えております。

また坂城町といたしましては、新焼却施設の早期着工に向けて、環境アセスメントの手続きがスムーズに進み、具体的な建設計画の策定、用地買収等の作業にできるだけ早く移行されることを切に願うものでありますし、私も長野広域のメンバーの一人でありますので、訴え続けていきたいと思っております。何とぞ、皆様方のご協力、ご尽力もお願いしたいと思っております。

ほかの項目につきまして、担当課長の方からご説明させていただきます。

住民環境課長（小奈君） 私からイ、焼却施設の管理運営についてから各項目について順次お答え申し上げます。

まず、葛尾組合焼却施設の大規模改修した部分の耐用年数、また定期補修工事の契約、工事の検査体制についてお答えさせていただきます。ご質問の平成 12 年度から 13 年度にかけて、ダイオキシン類対策のため補修を行っている場所の耐用年数については、バグフィルター、これは集じん機と言われる、最後に出るときにちりを集める、その機械であります。その中にあります 468 本の筒の内部にある、ろ布と呼ばれる布についてのこの耐用年数がまずございます。これが 5 年でございます。

あと、ベルトコンベアーについては、10 年から 15 年ごとに部分修理が必要と言われております。さらに、れんがの補修、耐火コンクリートの補修、集じん機については、これは毎年

定期的に補修を繰り返しながら施設の機能の維持管理に努めているところであります。

この定期補修工事等につきましては、昭和54年度に建設された際の焼却炉、排ガス処理設備等の主要設備が株式会社タクマの製品であり、平成12年度、平成13年度にかけての大規模改修についても、株式会社タクマが実施したところでございます。

ダイオキシン類の国の排出基準は1ng以下になっておりますが、この大規模改修に当たり、国の基準よりさらに低い0.5ng以下という数値を株式会社タクマに保証させた経緯がございます。この業者は、この焼却炉メーカーとして特許技術を有しております。その有していることから、特許技術の必要な部分については、見積もり内容を精査し検討する中で、随意契約により補修工事を行ってきているところでございます。特許技術を必要としない部分のれんが補修、耐火コンクリート補修工事、ごみクレーン工事については、指名競争入札による契約を行っております。また補修工事の完了検査については、葛尾組合で専門知識を有する施設管理担当の係長が立ち会いのもと実施しています。

次に、ごみ有料化の検証について申し上げます。平成22年4月から実施しておりますごみ処理手数料の有料化につきましては、家庭から排出されるごみについて排出量に応じまして、ごみ処理費用の一部を負担していただくというものであり、1. 先ほどご質問にもございましたが、ごみの減量化とリサイクルの促進、2. 費用負担の公平化、及び3としてごみ処理経費の軽減の三つの目的を持って実施しているものでございます。

まず、ごみの減量化とリサイクルの促進であります。有料化の導入後、当町の可燃ごみ排出量は、先ほど葛尾組合に入られるもの全体のお話、少し質問の中にございましたが、これは町としての数字でございます。22年度は前年度比で5.68%の減量、23年度は0.08%の微増となっております。大幅な減量後であり、大きなリバウンドということも懸念されましたが、ほぼ変わらない状況で、町の方、推移しております。

また可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等収集されたごみ等の総量は、22年度は前年度比5.85%の減量、23年度はさらに前年度比2%の減と、有料化の導入後は累計7.85%の減量が図られたところでございます。ここから平成27年度を目標年次とする、坂城町一般廃棄物処理基本計画で定めておりますごみ減量化目標、こちらは平成21年度実績に対して、平成27年度実績で10%の削減としておりますが、この目標に近づいているものと考えおります。

また、費用負担の公平化につきましては、ごみを出す量に応じて費用を負担していただくということから、各自のごみ減量に対する努力が反映されている状況になっております。

また、ごみ処理費用の軽減でございますが、有料化によるごみの減量化やリサイクル化が進みますと、ごみ処理経費全体の節減が可能になります。財政負担の軽減にもつながるわけでございます。平成22年度のごみ、資源物の処理に要した経費は1億6,905万円で、前年度

と比較して約4%の減少となりました。また町民1人当たりでは、約320円減少し、1万744円になっています。平成23年度につきましては、現在、決算見込みというところでの推計でございますが、処理に要した経費は合計約1億4,622万円で、22年度と比較して約13.5%、町民1人当たりでは約1,354円減少し、9,390円になっております。ただし、大幅な減額につきましては、葛尾組合において、メンテナンス等維持経費のほか、施設改修費の償還、これが進む中で約2,400万円の減額を進めていただいたことも大きく反映しております。

続きまして、ハ、ごみの減量の状況についてお答えいたします。

現在、家庭ごみの分別につきましては、生ごみ、プラスチック、ビニール、木等の可燃ごみ、金属、ガラス、陶磁器等の不燃ごみ、乾電池、鏡、蛍光灯等の有害ごみ、家庭電気製品、自転車、タイヤ等の粗大ごみの四つに分類してお出しいただき、缶、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボール等の紙、布を資源物として回収しているところでございます。

このごみの分別、出し方につきましては、平成23年度に、ごみの出し方として保存用のガイドブックを作成し、各戸に配布するとともに、現在も町内に転入される方に配布しているところでございます。また、資源物の回収時には、各区等で環境衛生委員さんや当番を決めていただき、分別に努めていただいているところでもございます。

このような取り組みの結果として、資源物の分別排出が定着しているところでありますが、葛尾組合のごみ焼却施設や不燃ごみ等、処理施設に搬入されるごみの中には、まだ分別できる資源物の混入が、相当量見受けられるとのことでもあります。また千曲市と比べても、1人当たりの資源物排出量が少ない状況であり、今後一層分別を徹底することが重要とも考えております。

一方、事業系ごみの排出量は、平成19年度の2,022tをピークに、その後2年続けて減少し、平成22年度には増加に転じ、平成23年度は約5tの減量となり、ピーク時と比較して7.4%、約150tの減量になっています。

総排出量に対する事業系のごみの排出量の割合は、平成19年度33%、20年度30%、21年度30.1%、22年度33.1%、23年度33.4%と推移しております。この事業系の排出物のうちほとんどは、23年度で98.53%が可燃ごみであります。不燃ごみ、資源物としての排出もあり、各事業所での分別はしっかり実施していただいている状況であります。

坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、こちらの条例の第5条の3の規定で、事業者の責務を定めていますが、その条文は、「事業者は町の施策に積極的に協力するとともに、その事業活動に伴って発生する廃棄物の減量化及び資源化に努め、みずからの責任において適正に

処理しなければならない」と規定されております。今後につきましては、事業系ごみの排出責任は事業者であることを基本として、排出抑制や分別排出等について、一層の啓発を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、二、広域処理の意義はのうち、ごみの排出予測は適正かという部分につきまして、お答え申し上げます。平成23年2月に改定された長野広域連合のごみ処理広域化基本計画における将来のごみ量予測は、平成21年度から広域管内の市町村で相次いで始まったごみ処理の有料化による駆け込み的な排出や、有料化後のごみの激減等の不確実性を排除し、仮の予測を行った上に有料化の効果を見込んで、最終的な予測値を算定しております。広域管内全体の可燃ごみの量の実績は、有料化の効果が予想以上に大きく、予想よりも減少しているともお聞きします。坂城町でも21年度から23年度までほぼ同量であることから、今後ごみ量の推移について注視していく中で、また広域の方とお話をさせていただければと考えているところでございます。

6番（塚田君） 2回目の質問をします。

大規模焼却施設について伺いますが、先ほども言いましたように、ごみの焼却が国の指導の方針とはいえ、核兵器を使うような大げさな装置と言われた灰溶融やセメント固化など、非常に金食いの大型施設は今現在破綻しているんですね、それについてまだ長野広域では大型焼却灰溶融の施設を目指しているということでもあります。これに対して、ダイオキシン対策のごみ焼却であれば800度で済むのに、1,300度、1,500度の高温で溶かす灰溶融固化施設は、高カロリーで大量のごみを必要としております。また建設費も高額で、燃料費などランニングコストがかかり、自治体の財政難とごみの減量化に反するものと思いますが、いかがでしょうか。

また、焼却施設の建設、補修は事務組合に任せっきりであります。施設運営管理の、先ほど答弁がありました、専門職員と言いますけれども、専門職員が見積もりが、どういう見積もりが出されて、その見積もりの内容がわかるかと、そういうことは決して無理だと思うんですよ。要するに専門家じゃないんですよ。ですから、そういう体制を今後どうつくるかと、長野広域も含めてですよ、この点について、毎年、何億円もね、補修、修繕がかかるとすれば、この運営と管理体制をもう少し見直す必要があるじゃないかと。

特に、先ほどもお話がありました随意契約について、この契約については、先ほど大手プラントメーカーが建設しておりますから、免許の関係では、その大手メーカーに随意契約していると、そういうことではありますが、この性質や目的、また相手方の特定される場合等についての、競争入札をせずに随意契約をするということで認められておりますが、財務規則の中で、例えば23年度の改修工事は8千万円ですよ、その8千万円のうちの工事のうち、何件この工事あったか。そしてそのうち見積もりを取らない特命随意契約はそのうち何件であるか、そ

れもお答えください。

次に、ごみの減量化についてですが、先ほども課長から答弁ありましたように、非常に順調に有料化後も進んでいると言われましたけれども、上田市ではごみ有料化後、ごみの量が一たん減ったもののリバウンドして、生ごみ処理機と補助を、あり方を見直したり、事業系の紙のごみの受け入れを禁止したりと、こういう規制と指導を強め、再び減少に転じているということです。今、一、二年は、非常にリバウンドせずにきておりますけれども、この分別等を厳しくしないと、特に私が思うのは事業系のごみです。課長の答弁で、先ほど33.4%と言われましたけれども、全国平均より下回っています。これは非常に優秀な、優良な成績だと思えます。しかし、私は数字を見る限り、持ち込み業者のごみ、これは事業系ですよ、事業系の持ち込み業者のごみ、これがほかの地区から入ってくる分もあるんですよ。要するにまずそれをチェック、それと先ほどの事業系ごみのもっと厳しい分別、その体制がされていません。はっきり言って、もっと厳しくすれば、事業系ごみは確実に減るはずですよ。

家庭ごみの分別は非常に細かくされております。しかしそれに反して事業系のごみが、今、言われましたようにまだまだ甘いと、分別が、また、チェックが甘いということでもあります。それについて伺いたいと思います。

それともう1点、事業所の環境意識の高揚と取り組みについて。環境ISO14000が一時、大変、坂城の企業でも取得されたところが多いと思います。また、町でも補助を出していたと、そういう経過があります。今、補助がないということでもありますけれども、その理由。また、環境ISOは非常に高い、高額で、またその後の維持も大変だということで、エコアクション21、これも進めた経緯があると思うんです。この件数等をお聞きしたいと思います。

さて、広域処理についてですが、長野広域連合のごみ処理広域化基本計画は、10年前の平成14年3月に基本計画が策定されました。これまでの何か進展があったのか、私は非常に疑問に思います。失われた10年ではないかというふうに思いますがどうでしょうか。

長野広域のA施設候補の大豆島松岡地区の住民は、ごみ処理の必要性は理解できると、しかし今以上に、なぜほかの地区から私たちの地区へ、ほかのごみを引き受けなけりゃならないかと、そういうことが理解できないと、そういう説明がされていないと、そういうことで反発をしているんですよ。

また、千曲市でもB施設の1日100tの大型焼却施設が必要なのかと。21年度の更埴ブロックのごみ排出予測は1日68tであります。なぜ30tを超す長野市のごみをB施設である千曲市につくらなきゃならないかと、そのことも同じです。広域処理の意義と私は言いましたが、広域処理が非常にあいまいとするところでもあります。広域処理ではごみは減りません。残るのは高くつく借金だけと、ここは一たん広域から離れてみてはいかがでしょうか。町長の見解を伺います。

次に、平成12年に中之条区と交わした協定であります。長野広域の計画するB施設は、21年度稼働を目途とし、建設場所は中之条区以外に建設するとしていました。しかし、新たな建設地が決まらず、さらに5年が延ばされて、26年稼働、どこへ行っても26年、26年とオウム返しのように言われますが、町長に伺います。平成26年稼働、現施設からの移設、撤退の約束は守られるかどうか、明快な答弁をお聞きして、2回目の質問とします。

町長（山村君） 私からは2点、お答えします。

まず、広域から離脱せよということですが、私はですね、町単独で焼却施設を持つことは不可能だと思っております。これはやっぱり広域行政の中でやらなきゃいけない。

それから10年間、何やっていたんだと言われても、私は10年いませんでしたので、なかなか答えにくいんですが、しかしながら、長野広域で平成26年に施設をつくるということを約束しているわけですから、私がこの場で無理ということは、だめということは言えません。平成26年に完成目指して、私はひたすら現状努力すると、それまでの施設維持を私がするというのでございます。以上でございます。

住民環境課長（小奈君） 私の方からは、では再質問についてお答え申し上げます。

まず、灰溶融固化焼却炉につきまして、お話ございました。建設費または燃料費等のランニングコストがかかることのご指摘ではありますが、焼却灰を溶かす、かつ固める方法をとることで、焼却灰が大変少なくなるとのメリットもお聞きしております。長野広域連合では、灰溶融につきましては最終処分場の減量化、ダイオキシン類の無害化及び再資源化等に有効であり、焼却施設、最終処分場それぞれのリスク、建設費及び維持管理等について総合的に考慮し、灰の溶融を、これを行うものとしています。

さらに、長野市に建設予定のA焼却施設につきましては、環境に優しい施設、安全に配慮した施設、安定した稼働ができる施設の項目を重視して総合的な評価を行い、その結果、ストリーカ式焼却プラス灰溶融が安全性、安定性にすぐれ、その他の項目においても評価が高かったことから選定されたとお聞きしております。

次に、葛尾組合の施設補修費また運営管理の見直しという点でございますが、先ほど専門的な職員によるというお話をさせていただきました。その専門的な職員、施設開設以来の職員でもあり、施設については最も精通されている職員でもございます。こちらの職員によりましてチェックをさせていただく中で、現在の事業の方を進めているところでございます。改めましても、葛尾組合焼却施設の延命化といいますか、そのためには、施設の事務局も含め全員で懸命な努力を続けていただいているところでございます。最小の経費で最大の効果が得られるよう、頑張っているところでもございます。

あと、葛尾組合の随意契約の内容であります。平成23年度の改修工事は6件で、このうち先ほどの業者指定、特命随意契約、こちらの契約は1件であります。

それから、事業系のごみのチェックというお話でございます。排出そのものについては、先ほどお答えいたしました、事業系のごみの排出責任は事業者であることが基本であり、町としては排出抑制や分別排出等について啓発をしているところでもあります。

なお、事業所においても、先ほどご質問にありました、環境への配慮が取引先に求められることから、環境ISOと言われる国際規格であるISO14001の取得や環境省のガイドラインに基づいてのエコアクション21の取得に努めているところであり、当町ではISO14001の取得企業は16社、エコアクション21の取得企業は1社という状況でございます。

6番（塚田君） 先ほど町長に明快な答弁をと言いました。その中でもう1点、千曲市に建設予定のB施設、この100tという根拠は何かと、要するにB施設は本来ならば、千曲市と坂城町だけの施設というふうに普通考えますよね。広域になるから、ほかのごみまで受けなきゃならない。もしですよ、今度は建設地がまた何かあったときに、何で人のごみ分まで私たちが受けなきゃならないかと、そういう説明はどのようにされるのでしょうか。

それと事業系のごみについて、これは減量と含めて言いましたが、これが今どこもネックになっているんですよ。例えば、30%事業系も民間も減るならば、今言いましたように、B施設が、千曲・坂城の施設が50t以下で済むんですよ。要するに、小さな焼却施設で済むんですから、そういう取り組みも今、全国各地で行われております。それも最後にまとめる中でお話ししますが、環境ISO14001、それについて件数は聞きましたが、一時あつちの補助があつたんですよ。それがなぜ、いつなくなったのか、今、ありますか、あつたらその後のそういうISO、エコアクション21、これについて、今どのように企業に進めているのかお伺いします。以上です。

住民環境課長（小奈君） ISO、こちら国際規格、そちらの方の取得につきましては、現在も町の方で、要綱を持って要望に沿って予算化という形の中での実施を考えているところがございます。現在のところ、要望がない中で予算化はされておりませんが、要綱は現在も活用されております。金額につきましては、1件当たり、所要金額の2分の1、50万円を限度とするという形になっております。

町長（山村君） 最近、私はですね、生活する上で大事なごみ焼却炉、あちこちでこれは迷惑施設だと言って、おれのところへ来るなど。私は上田広域にも参加してますので、上田も今いろいろ大変でございます。

今、塚田議員さんのお話を延長しちゃうとですね、例えば、葛尾で何で千曲のごみを受け取るのかという議論にもなってしまうわけです。長野広域の場合には、あとご存じのように最終処理場、須坂市がでございます。私どもの最終処理場、千曲でB施設つくってもですね、それは須坂で処理するというので、長野広域全体で解決しようということで、10年以上ですか、

議論されてきたということだと思いますので、私はその計画に沿って推進するように今、努力しているというところでございます。

6番（塚田君） まとめに入ります。昨年の東日本大震災、また福島原発事故から危険なものの排除、むだをなくし、スリムな生活スタイルが見直されております。北海道のニセコ町はクローズド型一般廃棄物処分場とごみ有料化により、ごみの量を10年前の3分の1に減らし、リサイクル率は54.5%を達成し、生ごみの堆肥化による地域資源循環型の地域づくりを進めております。また、東京多摩のある市では、焼却施設の地元区との移転約束を守れず、約束期限の翌年、可燃ごみを5年で50%削減を決め、取り組んでおります。

03年、小諸市にあった浅麓環境施設組合は、地元との協定を遵守して、焼却炉の解体を終えております。長野広域による新しいごみ焼却施設は、中之条区との協定で当初21年までに中之条区以外に設置するとしておりました。5年延長されて26年稼働とする、現焼却施設を撤去する約束を遵守すべきであります。新しい焼却施設の建設もごみの減量化も長野広域を隠れみにしたり、あいまいにすることのないよう強く求めて、私の一般質問といたします。

議長（宮島君） ここで5分間休憩をいたします。

（休憩 午前11時32分～再開 午前11時39分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、2番・川まゆみさんの質問を許します。

2番（・川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに、景気の上昇が見込めない昨今、先日も町内の家内工業のお宅を訪問した折に、先が読めず不安定な経済状況だと伺い、また、そんな国民の痛みをよそに、国会はただ保身の駆け引きをしている、国民不在の政治を何とか変えてほしいとの悲痛な叫びを聞きました。本当にこれが今、だれもが抱いている政治不信の心情だと感じました。

さて、我が町は山村町政が誕生してから2年目を迎えました。これまで、チャレンジSAKAKIの中で多くのことに挑戦し、改革を遂行してまいりました。町長のモットーは「他者のために最善を尽くす」です。この思いと挑戦の行動は、多くの町民の皆様に理解していただけたでしょうか。

また、町長は今議会の招集あいさつの中で、新人職員の一生懸命に仕事をする姿にマンネリにならないよう、常に新たな気持ちで行政運営に携わってまいりたいと言われておりましたが、私も2年生議員として、さらに初心に戻り新たな心で町民の皆様に尽くしていこうと考えております。それでは、質問に入ります。

1. 通学路の安全対策について

イ. 町の考えと取り組みは

まず、今年の4月23日、京都府亀岡市で集団登校中の小学生の列に無免許の少年が運転する軽自動車が進み、児童及び保護者の2名が死亡、8名が重体、重軽傷を負うという痛ましい交通事故が発生をいたしました。また、その後も千葉県館山市及び愛知県岡崎市でも同様の通学途中の交通事故が立て続けに起きました。このような行き場のない不安と憤りの募る事故を受け、町内でも多くの保護者の方から坂城町の通学路への不安の声を聞きました。

そこで、町としての通学路の安全対策への考えと取り組みをお聞かせください。

ロ．総点検の状況と通学路での事故の現状は

毎年、3小学校また中学校では、保護者の皆さんにより、通学路の総点検を行っております。そして、その中から危険箇所が町P連に上げられ、教育委員会にまとめて上がってきますが、ここ最近の点検の状況と、注意喚起を必要とした事故などがありましたらお聞かせください。

ハ．改善を要する危険箇所への対応は

今回の事故が起きる前に、公明党坂城支部では防災の観点も踏まえ、通学路の危険箇所アンケートを実施いたしました。対象は町内に在住の小学生のいる保護者の皆さんにお願いいたしました。その結果、危険箇所は約30カ所以上にも上り、中には多くの皆さんから同じところが上げられてまいりました。早速、現地調査を行い、その中でいち早く改善を要する箇所を今回、町長に要望書として提出をいたしました。保護者の方からは、集まって危険箇所を上げても、一向に改善の方向性が見えてこないとの声も聞かれ、今回のような事故を想定すると、一刻も早く現状を打開して、保護者の皆さんに安心をしていただきたい、そう考えました。

そこで、2点についてお尋ねいたします。一つは、小中学校から上がってくる危険箇所への改善に向けての対応をお聞かせください。

そして二つ目として、多くの方から上げられました危険箇所であります坂高下の岡の原からの交差点の改善対策の状況をお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

教育文化課長（柳澤君） 通学路の安全対策について、順次答弁申し上げます。

まず、イ．町の考えと取り組みについてでございます。お話のございましたように、本年4月23日の朝、亀岡市におきまして集団登校中の児童9人とその保護者の女性1名の列に、無免許の少年が運転する車が突進し、3人が死亡した事故を初めまして、子供たちを巻き添えにした交通事故が相次いで発生しております。

文部科学省からは、学校の通学路の安全確保について、学校、警察、道路管理者、県及び市町村、そして教育委員会等、関係機関が共同して、通学路の安全点検や安全確保を図るよう依頼があり、これを受けまして町内小中学校において、登下校において児童・生徒等の安全が確保されるよう、通学路の点検等をお願いしております。

当町におきましては、これ以前から交通事故のみならず防犯の観点からも登下校時におきま

す、児童・生徒の安全確保につきましては、学校、保護者、警察、地域ボランティアの皆さん等の関係機関との連携を進めながら、安全の確保を徹底するように、安全教育の推進を図ってまいりました。

学校におきましては、千曲交通安全協会坂城支部や町交通指導員さんの協力をいただきながら、千曲警察の指導による交通安全教室を開催し、交通ルールや通学時の歩行の仕方から自転車の乗り方など具体的な内容を児童・生徒へ指導をしていただいております。

また、道徳、学級活動の授業で、交通安全について取り上げたり、教職員による下校指導を行っています。あわせて、地域の方にスクールボランティアを依頼し、通学路における交通事故等が発生しやすい箇所での交通指導をお願いしています。特に、スクールボランティアの皆さんにおかれましては、児童・生徒に直接関係するPTA組織のみならず、地域全体で安全を確保するよう地域社会を加えました、いわゆるPTCAの活動ができている部分でもございます。しかしながら、当町において、今まで重大な事故等の発生がないから安全であると言えるものではございません。事故等から得る教訓もございしますが、通学路の安全確保に努め、当町において通学路での痛ましい事故等を未然に防ぐように対応をしているところでございます。

次に、ロ．総点検の状況と通学路での事故の現状についてでございます。

通学路につきましては、交通安全の確保とともに、防犯上の観点からも安全に登校できる対策を講ずる必要があります。小学生につきましては、新1年生が入学してきますので、通学路の再点検とともに登校班の班編制や児童への指導も含めて、年度初めに行っているところであります。

また、中学生につきましては、多くの生徒が自転車通学になってきますので、部活動、社会体育後の帰宅時における生徒への対応を含めまして、通学路を再検討するなどきめ細やかな対応をする中で、安全確保等に努めているところでございます。

また、先ほど文部科学省の依頼を受けて、学校に通学路の点検等をお願いしたことを申し上げましたが、保護者方の目線からPTAの校外指導部を中心としまして、交通指導や危険箇所改善要望を、毎年提出いただいているところでもあります。

通学途中におきます事故でございますが、昨年、一昨年の2カ年ということで申し上げますと、3小学校からの報告はございませんでした。中学校におきまして、自動車との接触事故が2件あった状況であります。被害のありました生徒につきましては、幸いけが等はなかったようでありまして、保護者への連絡を学校側からも行い、警察への届け出をするなど、対応をいたしたところでございます。

次に、ハ．改善を要する危険箇所への対応はについてでございます。

先ほど、PTAからの改善要望というところがございましたが、それら要望箇所につきまし

では、各担当課におきまして現地で点検を行い、横断歩道の設置等につきましては、関係機関へ働きかけを行っているところです。また、ガードパイプの設置や学童横断あり等の看板、あるいは横断旗の設置、樹木の剪定など、直ちに対応できる箇所につきましては、改善を行っております。

なお、用地確保や道路構造等の改善が必要な箇所につきましては、年次計画により担当課で対応をしているところでもございます。

いずれにいたしましても、危険箇所につきましては、関係機関への働きかけを行い、学校、保護者、地域と連携しながら、児童・生徒が事故に巻き込まれないような対応をまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

建設課長（青木君） 続きます、ハの改善を要する危険箇所への対応は、改善対策の状況についてお答えを申し上げます。

坂城高校下、岡の原からの交差点につきましては、通学道路で産業道路の歩道が未整備の区間となっており、以前より改善要望がある箇所ですが、現道と都市計画道路の計画線のずれがあることなど、幾つか条件が整わない部分もあり、歩道の設置は現在困難な状況となっております。

昨日の答弁の中でも、ご説明をいたしましたが、このA01号線につきましては、まず現在事業を実施している区間及び最近のうちにですね、事業認可を取り、事業着手をする区間につきまして、早期完了に取り組んでまいりたいと考えております。したがって、当該箇所におきまして、新たに事業認可を取り車道部分を含めた全面的な道路改良を実施することは難しい状況ですので、この箇所につきましては、スポット的に道路改良整備を実施することがよろしいのかと思われまます。そのためには、幾つかの条件につきまして、一定のレベルまで整わなければ実施が難しいわけで、道路管理者といたしましては、交通安全担当や教育委員会とも連絡調整を行い、可能な安全対策を検討し、子供たちの安全を確保してまいりたいと考えております。

また、町PTA連合会から出されます要望の関係につきまして、現地調査等を実施しているかというご質問でございますが、7月ごろですか、毎年いただきます要望につきましては、担当者が現地調査を実施し、改善策を検討しております。これらの提出されます要望につきましては、スポット的に道路改良で対応できる箇所もございます。また、一定区間にわたるため継続的な、年次計画によって対応をすることが必要となる部分もございますが、緊急性を一番に考え、その改善対応を現在図っているところでございます。以上です。

2番（・川さん） では2回目の質問に入ります。

今、全国では通学路の、先ほどの事故を受けまして、国からも先ほどありましたとおり、通達が流れております。そして今、担当課長から詳しい説明をいただきました。本当に昨年1年

ですけれども、全国で交通事故で死傷した数は2,485人ということで、これは過去5年のうちで一番少なかったそうなんです、本当にこの多さに私自身もびっくりをしております。本当に何か起きてから対策を考えるということではなく、今も担当課長の方では本当に未然に防ぐように学校、また保護者と連携をとってやっておりますというお話がありましたが、現場からの声というのは、やはりその部署部署によって違うと思うんですが、上がってきた危険箇所に対して、その教育文化課から各部署に依頼をしますね、そこからその改善につなげる公安委員会とかに行くわけですけれども、それが上げてはあるんだけど、それがどうなっているのかわからないという声が聞かれるんですけれども、その後の流れというのは直接各学校に改善ができるのかできないのかという報告はされているのかどうかという、その点を一つお聞きしたいと思います。

教育文化課長（柳澤君） 改善の見込みのお答えという状況でございます。通常PTA連合会の方々からのご要望という格好で要望書が上がってまいります。それにつきまして、担当課で現地調査をいたしまして、すぐに対応できるところにつきましては、対応ができますよというようなお答えをしているところでありまして、なかなか困難、年次計画的で対応しなければならないという部分につきましては、それらの説明を申し上げましてご回答をしているような状況となっております。以上です。

2番（・川さん） はい、わかりました。ということは、学校の方には行っていますが、保護者の方には届いていないというふうに理解させていただきました。それで、私も学校に行きましたら、やはり学校長の方からもお聞きしたら、職員が週に2回ほどパトロールを、今、車で通学路を、下校の時間ですね、点検に回っていますというお話を聞きました。そういう意味でも、もっともっと強化をしていかなければいけないと思います。

そして、先ほどの建設課長からの答弁がございました。坂高下の岡の原の交差点の件でございますが、これは何年も前から上がってきている箇所だと思います。先ほども事業認可を取るというお話とか、スポット的というお話がありましたが、ここまで来るまでに、危険箇所として上がってくるということは、その状況ですね、それを現地調査をされたかどうか、その点をお尋ねします。

建設課長（青木君） ただいま、坂城高校下、岡の原からの交差点の部分につきまして、今回、以前にですね、要望があつて現地調査をしたかというご質問をいただきました。

当該区間につきましては、先ほども申しましたとおり、歩道が未整備であるという部分もございまして、ほかに、ちょうど歩道部の段差のところですね、集水をするための施設がございまして、ちょっとふぐあいがあるというようなご要望とございますか、ご指摘もいただいてきた経過がございますので、今回に限らず以前から現場には行きまして調査をし、それで改善策も実施したところでございます。この箇所につきましては、今回もご質問いただきましたよう

に、いろんな条件がちょっと整ってこないとですね、なかなか安全の道路構造というのは構築できない状況でございますが、その中でもできる範囲の中で、限られる中でですね、安全確保できるものをまた考えてまいりたいと思っております。以上です。

2番（・川さん） 今、あれですね、側溝のふたを直した件だと思うんですが、建設課長から答弁をいただきました。私はそういうことを言っているんじゃないくて、子供たちの通学の姿とか、それから道路状況とか、そういうものを調査されたのかということをお伺いしたかったわけなんですけれども、昨年、私が議員になったときに、ある方から本当に坂城小学校の通学路が危険だということと言われてまして、込山の産業道路から全員が渡っていくわけなんですけれども、その調査をいたしました。

そのときに、当時、赴任してみえました今の若林校長が、同じように保護者の方から岡の原を出た交差点がとても危険だということで、そこを、現場を見てもらいたいということで、カメラを片手に調査をしておりました。そして、去年も校長は、この場所を何としても変えたいということで、改善の箇所として出したそうです。

私も今回、本当に切実な保護者の訴えにびっくりしたんですけれども、それは、本当に2人の娘さんを持つお母さんからでした。本当に学校側から上げていただいて、何年かかってもあそこの危険箇所が変わらないと、犠牲者が出てからでは遅いので、私が車にぶつかってもいいですよと、そのくらいしないとわかってもらえないんですからっていうような、きつい言い方で言われました。

私も本当に、これは大変だと思ひまして、早速現場を調査いたしました。皆さんもご存じだと思いますが、あそこは本当に、朝8時まで仕事に行く方がみんな車で通ります。調べましたら、岡の原の方から来る車が200台以上いました。そして交差点を突っ切って、真っすぐ行く車、坂城大橋の方へ出るわけですね、それと産業道路を上の方に上っていく車があります。そしてまた、下から、銀行の方から上って来る車が120台、約、産業道路上に向かって行きます。その中を、子供たち6班が、70人でしたけれども、歩道のない、その道を歩いていくわけなんですけれども、時には、班に間に合わなくて、一人、二人と、後からばらばらと来る子もいました。現在は保護者の皆さんが、月、水、金と交代で立っていただいて、見守っていただいているそうです。朝は、それでいいんですけれども、交通量の多いこの場所は、下校時になればもっと心配です。この点について、町当局の見解をお伺いしたいと思います。

建設課長（青木君） 今、ご質問いただきました。当該箇所につきましては、議員さんおっしゃられますとおり、朝夕におきまして非常に交通量の多い場所であることは道路管理者としても十分承知をしております。また、子供たちの通学道路であることも承知はしております。

しかしながら、例えば歩道を設けるであるとか、ガードパイプを設けるであるとか、そういったハード面で整備をすることは、子供たちの安全を確保するという点ではとても有効的な

施策であると思いますが、そういったものが現実的にできない状況の中におきまして、議員さんのご質問の中にもございましたように、例えば、PTAの皆さんでありますとか、大勢の皆さんの交通安全に対するご協力の中で、子供たちの安全確保を、確保してまいりたいというふうに、道路管理者としては考えております。以上です。

2番（・川さん） 今の答弁では、ハード面はもうとても無理と、最初からそれはもうわかっております。そういう中で、歩道が設けられないから、だから事業化できないからというね、その、それをそのままにしておいていいのかという面で、私は改善策を求めているわけでありませう。ですので、今回の事故を受けて、今、最善を尽くすとしたらどんな方法があるのかという、その辺、考えがありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

教育文化課長（柳澤君） ただいま、建設課長からの方もお話がありました。1点とすると歩道なり、ガードパイプなりの設置という部分ができればいいんでしょうけれども、なかなかそういう部分が難しいという状況でございます。としましたときに、いわゆる安全確保というところで、どのようなことが考えられるのかといったときでございますけれども、地域の皆様方のもとによります安全指導という部分の拡充、あるいはそのほかの方策、別の通路があるのかというようなどころにつきましての研究は、今後進めていかなければいけないというふうに考えているところでございます。以上です。

2番（・川さん） 地域の皆さんと安全対策をとっていくという答弁でありましたが、本当に皆さん、行っていただいて見ていただくとわかると思うんですが、保護者の皆さんも信号をつけてもらいたいとか、本当にせっぱ詰まった思いでございます。私も、坂高の下のところから岡の原の方へ入る道がありますが、あれは山に向かって行く道なんですけれども、あそこを子供さん通したらどうかとかいろいろ考えましたが、本当に現状を考えますと、いつ事故が起きてもおかしくないという現状であります。

そういう中で、先ほどもスクールサポーターのお話がありましたが、坂城小学校には34名のスクールサポーターの皆さんがいらっしゃいます。ぜひ、ハード面が無理であれば、そういう部分ですぐに相談をしていただいて、保護者の皆さんが大変な中、朝立っていますので、ほかの日、あいている火曜日と木曜日ですか、この日をぜひサポーターの皆さんにお願いするか、そんな形で、私が立てば一番いいかもしれないんですけれども、ぜひ、子供たちの安全のために、この交差点の安全対策を早急に進めていただきたいと考えます。

それでは、次の質問に入ります。2点目として、親しみやすい行政に

イ. ひと目でわかる坂城町

昨年8月からスタートした「チャレンジSAKAKI」の取り組みの中、まず、庁舎入り口には、町をアピールするパネルが常設になり、現在は、ばら祭りと鉄の展示館のイベントパネルが迎えてくれております。そこを中に入ると、新設された大きな庁舎案内板がいらっしゃい

ませと光を放っております。この大きな改革に、町民の皆さんはもうお気づきでしょうか。

また、町のホームページを開くと一番新しい坂城町の出来事が手に取るようにわかります。これは日本じゅうのどこにいても、ふるさと坂城を見れるのですから、一昔前から考えるとすごいことです。

さて、一方で、家族の悩みをどこに相談したらいいのかと戸惑い、町からいただいた冊子を細かく探したとの声も聞かれ、便利な情報網になれ過ぎることが、逆に不便さを生み出しているのではと感じ、また町民の目線で明確、かつわかりやすい行政が親しみを持っていただけ町ではないかと感じました。そこで2点についてお尋ねをいたします。

一つとして、町では、平成20年度版のくらしの便利帳が保存版として発行されております。この冊子の配布状況と、発行から4年がたっておりますが、改訂版を作成する予定はあるのかお聞かせください。

そして二つ目ですが、ひと目でわかる坂城町ということで、これは上田市で配布しております子育て支援事業の一覧です。ここには、AからGの7項目に分かれて、情報、相談、またサービス、就労支援など相談窓口や連絡先、場所など一目で知りたいことがわかるように一覧に掲載されております。

これは、子育て支援のことだけなんですけれども、これを見たときに本当に高齢者の方も、今、特によく聞かれるんですが、細かい冊子を見るより、こんな形で壁に張っておいて見ていただくことができれば、不安が解消されるんじゃないかなって思いますが、こんなものの作成について検討いただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

ロ．みんなが読む広報に

今月、「広報さかき」は423号となりました。毎月、月の初めに町民の皆さんの手元に届くよう、一生懸命編集をしていただいております。私も議会だよりをつくっているのですが、でき上がるまでの苦労はよくわかります。

先日、議会報告会の折、2会場からですが、ある方から、〇〇についての結果を知りたいのですがという質問がありました。それは広報に1カ月前から掲載されているものでした。生活に余り支障がない、しかし知っていた方がいいことでした。このときに思いました。広報に載せているから町民の皆さんは皆知っているということでないということ。実際、私自身も振り返ってみると、仕事をして帰ってくるとすぐ家事をこなし、子供の世話をすると、なかなかこの広報、目を通す暇がなかったことを思い出します。でも、この広報は町と町民の皆さんをつなぐ大切なパイプです。

そこで、次の2点についてお尋ねをいたします。一つ目として、広報への関心度を高めるために活用していただいているのか、また要望などないのか、一度町民アンケートを実施してみたいかがでしょうか。

そして二つ目として、ボランティアグループおとわの会の皆さんが、毎月吹き込んでくださっているCDを町民の皆さんに幅広く活用していただけたら、広報ももっと多くの方に内容を周知できると考えますが、いかがでしょうか。このおとわの会の皆さんは、視覚障害者の方からいろんな情報を録音して、CDやテープで聞けるようにしてほしいとの要望を伺い、勉強すれば何とか力になれるのではないかと音訳講座を受講して、月末には「広報さかき」や議会だよりの原稿を読み込んで、みんなで吹き込みをしてくださっております。そして翌月の初めには、社協を通して、視覚障害者の皆さんのお手元にテープが届きます。こうして大変喜ばれております。

以上、この2点をお聞きして1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 広報活動というのは非常に重要だと思っております。それから今、お話いただきまして、町のホームページが随分変わってきたと思います。恐らく、こんなに頻繁に変わる町のホームページっていうのはないんじゃないかなと思うぐらい、担当者は頑張ってやっております。ですけれども、ホームページをご覧になる方ばかりじゃありませんので、やっぱり紙による、紙の媒体での広報というのも重要だと思っております。

今、イ、ロとご質問ありましたけれども、広報全般について、ちょっと私の考え、述べさせていただきます。

まず、町の役場の入り口の掲示についても話していただきました。あれもチャレンジSAKAKIでみんなで考えたことなんですけれども、私が皆さんに、スタッフに言っているのはですね、広報というの、何ていいますかね、役場が伝えたいことを伝えるんじゃなくて、町民の方が知りたいことを伝えると。これも顧客本位といいますかね、お客さんから見て何が必要かということを常に意識しなきゃいけないだろうと、そうすると見る見方が大分違ってくるんじゃないかと思っております。

行政機関として、いろんな重要な情報がありますので、それをいろんな形で、広報活動、これは紙でもホームページでもそうですけれども、重要な活動だと思っております。そういう意味で、今申し上げたように町民の皆さんと行政とのパイプ役を担っているんだということで、重要な役割が広報にありますので、常にお客様、町の方を、読み手を意識した紙面づくり、あるいはページづくりをやっつけていかなきゃいけないなというふうに思っております。よりよい、より親しみやすい広報を目指すということで、皆様方のご意見をお聞きして、なるべく読んでくださいということを進めていきたいと思っております。

できることはすぐやろうということで今までやってきましたので、この後、担当室長から回答しますけれども、多分できることはすぐやるという回答があるんじゃないかと思っておりますので、ご期待、よろしくお願ひします。

まちづくり推進室長（青木君） 私から親しみやすい行政に、イのひと目でわかる坂城町、

ロ。みんなが読む広報について、随時ご答弁申し上げます。

まず、イのひと目でわかる坂城町のうち、くらしの便利帳についてご質問にお答えいたします。まず、くらしの便利帳につきましては、平成20年度に作成し、全世帯に配布のほか、町ホームページへの掲載や転入手続をされた方には、住民環境課の窓口においてお渡ししております。内容的には、町の概要ですとか、各種申請手続、行政情報など、わかりやすく掲載しており、広く町民の皆様さまにさまざまな機会にご利用いただいているものと考えております。

その中で、現在の便利帳につきましては、作成から4年が経過し、情報の刷新や掲載事項の追加など改訂の必要性が出ている状況でございます。今後、わかりやすい内容表示や高齢世帯に対応した記載や、また常に見ていただけるような方法等を考えながら、手に取りやすい形態などについて、検討してまいりたいと考えているところでもございます。

また、ご提案のございました困った場合の連絡先を記載した早見表でございますが、これにつきましても、今ご提案があった内容等も含める中で、現在の便利帳との連携、すなわち便利帳のページ等も含めて、そういうことも載せながら、一覧表としての連絡先、便利帳に掲載してあるページなども記載することで、便利帳と一体となった利用ができるようなことなどをまた工夫していく中で、字の見やすさ、大きさなどを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、町民の皆さんが読んでいただける広報のあり方について、ご答弁申し上げます。「広報さかき」につきましては、毎月定期的に各戸に配布を行い、また役場、文化センター、図書館など、町出先機関においてもご覧いただけるように備えつけております。

このほか、町ホームページでは、過去7年分の広報が見ることができるようになっております。広報の発行に当たっては、より多くの方からご意見をちょうだいして紙面に反映させるとともに、大勢の方に町の情報を知っていただくことが必要と考えております。

まず、広報にかかわるアンケートの実施はどうかのご質問でございますが、全戸を対象として実施した場合の経費ですとか、効率化などということがございますが、また抽出となると、幅広く意見を聞くということができないなどの課題等があります。

こうした中におきまして、今後、住民の方からご意見を伺う方法といたしましては、町の広報紙ですとか、ホームページを活用する中で、随時、ご意見、ご要望をお聞きする機会を設けたり、また職員で構成する編集委員会を通しまして、職務の中で、住民の皆様から広報に対する意見をお寄せいただくなど、反映していきたいと考えているところでもございます。

次に、広報のCDによる吹き込みによる配布につきましては、現在の方法といたしましては、ボランティア活動を行っております、おとわの会の皆様方により実施されているものでございます。このおとわの会は平成19年に活動を開始した音訳ボランティア団体で、現在13名の会員で活動をしており、町広報、議会報、公民館報、社協だよりを音訳して、視覚障害がある方に提供をしているところでございます。

より多くの町民の皆様へ情報発信をするという観点から、高齢などにより広報を読むことが大変な方へのCDの配布につきましても、今後、おとわの会の皆様との協力をいただく中で、どのような方法がいいのかということも検討してまいりたいと考えております。

さらに、情報発信の媒体といたしまして、町のホームページにつきましても、さらに見やすく、わかりやすい画面づくりに心がけていくとともに、この紙面ではできない音声についても、ホームページの方に掲載できないか、サーバー等の容量等も検討してまいらなければいけません。その辺も含めまして、データの掲載についても今後検討してまいりたいと考えているところでもございます。以上でございます。

2番（・川さん） ありがとうございます。今、町長からも本当に読み手を意識した紙面づくりということでありましたが、本当に一人でも多くの方がこの広報を大事に見ていただける、また情報が全町民の皆さんが知っていただいて、運営していかれるといいと思います。

そして最初に今、室長からお話ありましたが、4年経過をしているので、内容の更新を考えておられるということで、また常に見ていただけるものにしていきたいという前向きな答弁をいただきました。本当、私も、ホームページで開くと見づらくてよくわからないんですけども、冊子で見ると、本当に詳しく、手に取るように書いてありまして、こんなにすばらしいものなんだということを改めて、最近感じております。ですので、ぜひ、これは各家庭に1冊は必要かと思っております。

提案しました、ひと目でわかる一覧なんですけれども、これは、特に老人福祉、相談によって窓口が違いますので、明確化をすることで、これは社協、これは包括センターということで、迷うことなく、担当の部署に連絡をとれますので、そういう意味も込めて、また子育て事業とか介護事業、また災害や緊急のときの手だての内容とか、すぐそれを見ると悩まないで連絡をとったり、手を打てるというような見やすいものを検討していただいて、余りお金のかからないところで事業化していただけたらと思っております。

そして、口の「広報さかき」の件ですけれども、最近気づいたんですけれども、チャレンジSAKAKIでできたものに対しては、広報にうっすらとワッペンのマークが印刷されておりました。済みません、最近気がつきました。それで2月の広報では、毎年生活習慣病健診カレンダーがカラー刷りで出ております。これも、先ほどの特定健診が始まった20年から印刷されておまして、取り外しをして、壁に張っておけるというような形で、本当に町の広報の編集の皆さんは努力をされ、また経費節減を一生懸命やってくださっているということが見てとれます。この努力を町民の皆さんが果たしてどこまで気づいておられるかという点が、一番感じるところなんですありますが、今、広報に対してのアンケートという点では、要望、ご意見を、寄せていただくコーナーをつくってみたいという意見でしたけれども、ぜひ、このすばらしい広報が一人でも多くの方に、新聞、雑誌の中に入らないで、しっかり目を通していただ

るような対策を期待したいと思います。

また、先ほどの、おとわの会の件ですけれども、今、音声でも、その広報をね、聞けるような形に持っていきたいというような前向きな意見をお聞きしました。13名の皆さんが先日も本番の吹き込みのところに立ち会いをいたしました。何回も何回も自宅で読んできまして、本番はもう本当に緊張の中で吹き込みをしているわけなんです。その努力している、それを今は10人ほどの希望者の方にしか届けておられないんですけれども、ぜひ、このおとわの会の皆さんのつくっているものを、皆さん、高齢になって読めないとか、そういう方にもお届けできたらいいなと思います。

もう1点、今の、おとわの会の皆さんでつくっていただいたCDなどを、庁舎の窓口に置くとか、夢の湯などに置くとか、そういうふうに活用できたらいいと思うんですが、その点は、室長、ご答弁お願いいたします。

まちづくり推進室長（青木君） おとわの会で作成したCDを町とか夢の湯とかに置いたらということではございますが、現在、おとわの会で作成しておりますCDにつきましては、特殊な方法で録音しております。MP3という圧縮をかけて録音しているという方法でございまして、これを再生するには、専用の再生する機械が必要であり、通常売られているものでは再生ができないということで、目の不自由な方々については、この専用の再生する機械をご購入いただいて、聞いていただいているという状況でございまして。

それをそのまま聞くという方法になりますと、それぞれ役場ですとか、夢の湯等にも設置していかなければいけないというようなことがございまして、これを圧縮している方法をまた解凍などをしていくと、CDの枚数が大分増えてしまうというようなこともございまして、その辺も含めてまたちょっと検討させていただくということもしていきたいと思っております。

また、先ほど申し上げましたけれども、町のホームページにもし、このデータ、音声データとして載せられるというようなことがございまして、パソコンから直接聞く場合には、この対応ができておりますので、町、または夢の湯等に来られなくても、パソコンがある方には直接ホームページから聞いていただけるというようなことも含めて、またそういうことができるようになりまして、またPRをしてまいりたいということで考えているところでもございます。

2番（・川さん） 今、お話を伺いました。圧縮されていて、普通のものでは聞けないということでした。町のホームページでも聞けるようにということで、本当にぜひ、そんな形で、パソコンがなければ無理なんですけれども、これから高齢化が進んでまいります。そういう中で、活字で追うことが困難だという方に対して、温かい手だてを要望したいと思います。

そして、やっぱり感じますことは、たくさんの方のことを行政が変えてきております。それに対して、行政がこんなことを変えましたというような、わかりやすいアピールですね、そういうものを、広報だけではなくて、有線でも流したりしていただいているとは思いますが、もっと

もっとやっていただけたらと思います。そして、町と町民の皆さんの温度差を少しでも解消していただいて、さらに親しみやすい行政になることを期待して、今回、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日13日は、午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

これにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 0時30分)

6月13日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	・川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	荒川正朋君
まちづくり推進室長	青木知之君
住民環境課長	小奈千秋君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木昌也君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	宮下和久君
総務課長補佐	大井裕君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	白井洋一君
財政係長	中村淳君
企画政策課長補佐	
企画調整係長	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 保育制度はどう変わるかほか | 大森 茂彦 議員 |
| (2) 婦人消防隊についてほか | 入日 時子 議員 |
| (3) いじめ虐待についてほか | 窪田 英子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 日程第1「一般質問」を行います。

最初に9番 大森茂彦君の質問を許します。

9番（大森君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

現在、国会では、民主、自民、公明などにより社会保障と税の一体改革と称して関連11法案の一括審議が行われる特別委員会が設置され、これらの審議が行われております。この特別委員会は、消費税関連法案、子ども・子育て新制度関連3法案、年金機能強化法案、マイナンバー法案など国民生活に極めて重大な影響を及ぼす計11本の重要法案を一括審議し、一挙成立を目指すというものであり、乱暴きわまりない行為と言わなければなりません。これらすべての法案について個々、一つ一つ徹底審議を行い、主権者である国民に法案の内容が広く示されるべきであります。開かれた国会運営が行わなければなりません。しかし、今の国会では、消費税の増税を国会の解散前に採決するか、それとも解散総選挙後の政権で決めるか、このような政争の具にしております。

また、社会保障関連の法案についても、民主、自民、公明の3党で、修正の話し合いで、何が何でも採決しようという構えでおります。私は、社会保障と税の一体改革の関連11法案のうち、子ども・子育て新システムについて、質問いたします。

1といたしまして、子ども・子育て新システムについて

私は、2010年、平成22年9月議会において、子ども・子育て新システムの要綱が発表されたときに、当時の中沢町長に、この考えを伺いました。今回、出されている法案は、この

要綱の内容が基本的な点では全く見直されておりません。今回は、法案が国会に上程されたこと、そして山村町長の新しい町政を担う上で、この法案についての見解を求めるため、2回目の質問としたわけであります。

1 といたしまして、子ども・子育て新システムについての町の見解は。

一つは、幼保一元化構想のとんざと企業の参入であります。幼保一元化は、民主党の最大の目玉でした。代表的なものの一つとして、学校教育と保育の両方を提供するという総合こども園があります。そこに企業の参入を認めたことで、なし崩し的に学校経営への参入を認めることとなります。また、こども園給付の原資は国民の税金であります。税金が収益とされ、株主の配当に回される仕組みになります。

二つに、指定制度の導入により、保育水準が低下するおそれがあると指摘されております。地域の実情に応じてつくられる、地域型保育事業の指定基準では、これまでの国基準が緩和され、自治体が低い基準を定めれば、すし詰め保育になることは目に見えてわかります。

三つ目に、都会で問題になっている待機児童問題が放置される心配があります。現在の児童福祉法24条にある、市町村の保育実施義務がなくなり、法的責任が大きく後退することになります。待機児童の把握もできず、問題が放置される心配があります。

四つ目の問題として、支給認定をめぐる問題であります。総合こども園などを利用するには、市町村の支給認定を受けなければなりません。利用申請から認定までの日数がかかり、手続は煩雑になる心配があります。そして認定の結果次第では、必要な保育が利用できない子供が出ることも心配されると言われております。また、認定ランクごとに、保育の利用時間が異なり、子供の集団生活にも精神的不安を招くことにもなります。

五つ目には、応諾義務と市町村の利用支援の問題であります。指定施設や事業者には、正当な理由がある場合を除いて利用申し込みを拒否できない義務、これを応諾義務というそうですが、これが課せられております。違反してもペナルティーもないため、実効性に疑問が残るわけであります。

六つ目には、保護者の負担が増加することが心配されます。介護保険のように、認定された保育必要量の超過分は公費補助がなく、全額が保護者の負担となります。しかも、保育が必要な状態であっても、親に支払う能力がなければ預けることができません。また、利用料の滞納があれば退園させられる心配があります。

このように、新しいシステムでは心配することが多々あるわけですが、この子ども・子育て新システムについて、町の見解をお尋ねいたします。

二つ目に、現行制度では、市町村は保育の実施義務を負っているわけですが、新システムでは、先ほど述べましたように、市町村の保育の実施義務がなくなるわけであります。これにより、どの子ども等しく保育を受ける権利が失われる心配があります。保育の実施義務がなくなる

ことについて、どのような認識をお持ちかお尋ねいたします。

三つ目に、保育園を利用する保護者は、今後どのような手続が必要となってくるのか、どのようにお考えになっているかをお尋ねいたします。

四つ目に、現在の町立3保育園、これへの影響はどのような影響になってくるのか、運営形態や職員の体制、給食など、どのような影響が出るか、お尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問をいたします。

子育て推進室長（天田君） 私からは、保育制度はどう変わるか、子ども・子育て新システムについてお答えをいたします。

子ども・子育て新システムの基本的な考え方といたしまして、出産前から小学校入学まで切れ目なく子供と子育て家庭を社会全体で支援する仕組みであるとし、本国会に提出がされておるところでございます。

子ども・子育て新システムについてのお尋ねですが、ご案内のように、今、まさに国会において審議、議論中であり、また、町として意見、見解を述べる立場でございませんので、動向を注視していきたいと考えております。

市町村の保育の実施義務がなくなることにより、どの子も等しく保育を受ける権利が失われるおそれがあるということでのご質問でございますが、新システムが導入された後も、市町村は引き続き、保育の保障に係る中心的な役割を果たすとしております。また、障害があるお子さんなど特別な支援が必要な場合には、利用のあっせんや要請を行うことで、利用の支援を行うこととなっております。

新システムの方針では、保育を必要とする子供のすべての子供に対して、保育を確保する措置を講じなくてはならないことも明確にされ、利用者本位を基本とし、すべての子供、子育て家庭に必要な良質なサービスを提供することとしておりますので、必要なサービスは当然受けられると考えおります。

次に、利用者はどんな手続が必要かでございますが、新システムにおいては、利用を希望される方は、まず市町村へ申し込み、保育の必要性の審査を受けていただき、認定証が交付されます。認定の内容に基づき、利用者がみずから施設を選択し、施設と契約を結び、利用に至る流れでございます。

3保育園の影響についてでございますが、新システムでは、市町村がニーズを踏まえ、地域の実情に応じた事業を組み合わせる計画的に提供していく仕組みを検討していくとし、学校教育、保育の質の確保は、子供が育つ環境を保障していく上で重要であり、人員配置や面積などにつきましては、全国的な最低基準を担保する仕組みとし、現行の水準を維持、向上する基準の設定を目指していくとしておりますので、現行の保育園から、幼保一体化施設である総合こども園への移行が考えられるところでございます。

また、多様な産業が参入した場合に対応できるよう、保育内容の充実に努め、魅力ある保育園の運営を目指してまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、今後の国政に注視しながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（大森君） 推進室長からのご答弁をいただきました。この法案についてですね、今、国会でかかっていて議論されているということで、動向を注視するというお立場でございますが、これについてですね、この法案についてどう感じるか、どう考えるか、もしこれが通ればどうなるか、あるいは、私はこの点についてはもっと強調した方がいいとか、あるいは、この点については問題があるから削除した方がいい、あるいは、この問題もっと追加した方がいいという、そういう意見があつて、それが国民的な議論になって国会でも反映されるわけです。それをただ注視でじっと見守るといふ、こういう人任せの町政ではならないとというふうに私は思います。

一つは、TPPの場合に、町長は真っ先に、あれはまだ国会でもかかっていません、ただアメリカと交渉しましょうと、その打ち合わせをするという段階で、もう既に、反対を、立場を表明されました。現在、現にかかって、これを通ればどうなるか、あるいはいろんな折衝の中で、今、行われておりますけれども、取り下げたり変更されたりしていくわけですが、そういう中でも町長はどう考えるかということは、やっぱり一言ご答弁願えればというふうに思うんです。それを何もなしということ、まず考えられませんので、その点についてご見解を求めたいと思います。

町長（山村君） 今、担当者の方から回答をさせていただきましたけれども、私はまさにですね、子育て、非常に日本にとって、今後の日本にとっても大事な事項をですね、事案を政争の具にしてはいけないというふうに思っております。

しかし、今、大森議員からお話ありましたけれども、手続面だとかどころか、その根幹が決まっています。その状況でですね、一つ一つについて、その案件についてですね、賛否、あるいはどうするというのは甚だ答えにくい。ですけれども、私はですね、これだけは約束します。どういう制度になろうが、町の子供の教育、あるいは育てるレベルが絶対に下がらないように手を打ちたいというふうに思っております。以上でございます。

9番（大森君） 町長の力強いご答弁をいただきました。この中で、新しいシステムでは、企業の参入、あるいは委託、あるいは業務委託ですか、そういう民間に丸投げするというのもできるようなわけです。こういう点について、やはり、そこも行わないということをやっぱり確認したいというふうに思うわけですが、その点については、町長、どのようなお考えでしょうか。

町長（山村君） 何度も何度もあれですけれども、基本的に、私、国会の議論は国会でやっていただきたいと思っております。

それから、企業が入る入らないについては、これは、それだけの議論をしてもいけないと思っております。今後、ある意味ではですね、私はほかの機会に申し上げてはいますが、あらゆる行政というのは、例えば、中央集権だったものが地方に、自治体に分権される。それから、行政がやっていたものが、ある意味では民間にも移していくと、いろんな工夫があると思います。その中で、全体のレベルが下がらないようにということで注目をしたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、国会の議論をここでやるのは、私はいかかなものかというふうに思っておりますので、それから先の見えないものについて、自分の意見を言って、それを国会にまで通せというご意見かとも伺いましたけれども、今はどうもですね、ちゃんとした議論ではなくて、政争の具になっているような気がします。コメントするに足りないというふうに思っております。

9番（大森君） 政争の具にしないということで、本当に私も残念な状態だというふうに感じております。やはり一つ一つの法案、11法案をですね、きちっと議論をしていくという姿勢に、国会にもなってもらいたいというふうに思うわけでありませう。

次に、先ほどの2番目のところで質問いたしました、良質なサービスを提供する、そして企業が参入するのは、これも中途半端なやり方をしていれば企業だってつぶれてしまうというようなことも当然あるわけでありませうけれども、これは外国語の学校、駅前留学とか、そういう学校がですね、急に破綻をして大騒ぎになったということがあります。そういうことから見てもですね、そこまできちっとチェックできるかどうかということがあります。特に、子供は毎日毎日が成長していく場でありませう。そういうところに巻き込まれないという点から見てもですね、公的機関が責任を持って子育てをしていくという立場をとる必要があるというふうに思います。このことを要望しておきます。

また、次に3番目の、利用者がどんな手続が必要かということであるんですが、やはり介護保険制度のような形でですね、実施されるというふうな感じだというふうに思うわけですね。そうしますと、子供たちは、介護料、この方は保育度が何度だから何時間の保育ですよ、この方は何度だから何度ですよというような、そういう度数で保育の時間が決められるというふうにも説明があります。そうしますと、子供集団の中で子供は育つわけでありませうから、それがですね、切り張りで一つの集団ができていながら途中から入って来たり、途中から出て行くと、こういう保育の現場での混乱というのが非常に感じられます。こういう点から見てもですね、こういう制度、保育度というような形でですね、保育の量をはかって保育していくということについて、非常に心配するところがあります。このことについてもですね、指摘しておきたいというふうに思います。

先ほど、町立3保育園の影響についてですけれども、保育をするべき、担保するということ

で、子供の保育を見ていくということと、今後、総合こども園という形になっていくということで、町の役割、町の保育園の役割も若干変わってくるというふうに思われます。これについて、もう少し運営形態でもですね、先ほど言いました、NPOへの委託とか、これはもう長野市も始めています。NPOへの委託だとか、社協への委託だとか、そういうのがもっと大っぴらに、どこでもやられるということになると、それから町の負担がそれだけ少なくなるということであれば、当然そちらの方へ流れていくという心配があります。

そういう点で、株式会社などの導入によってですね、配当をしなきゃいけない、株主に配当するということになれば、営利目的が中心になって、そうしますと、支出の分も抑えていくとなれば、それなりに保育内容も低下する可能性が心配されているわけですが、その点について、子育て推進室長の方は、どのようにお考えになっているか、ちょっとご答弁お願いしたいというふうに思います。

子育て推進室長（天田君） 企業やNPOの参入によって、どう変わっていくかということでございますけれども、新システムにおきましては、保育について児童福祉法としての位置づけをきちんと残すということにされております。また、質の確保のための基準を満たすことで、参入の要件とし、行政が定期的にチェックし、守らない事業所につきましては退場してもらうなど、継続的な質の担保をきちんと図った上で、多様な主体の参入による保育が提供されると考えております。

9番（大森君） 言葉は非常にきれいなんですが、児童福祉法の24条、これ削除されて自治体が保育をする義務を負わないということになるわけですから、この点、指摘してですね、次の問題に移りたいというふうに思います。

2といたしまして、障害者支援についてであります。

イ、障害者総合支援法についてお尋ねいたします。

06年4月から実施された障害者自立支援法の最大の問題である応益負担、この制度が障害者や家族の生活を苦しめてまいりました。以前の支援費制度では応能負担であったため、サービスを利用していたほとんどの方が非課税世帯であり、無料でサービスを受けることができました。しかし応益負担の導入により、福祉サービスを受けるほとんどの人が、原則1割の利用料負担と施設の食費等の実費負担が課せられるようになりました。

国は2010年1月、障害者自立支援法の違憲訴訟の訴訟団と、自立支援法廃止と新法制定を明記した2013年8月までに、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合福祉制度を実施すると、基本合意文書を交わし和解をしました。そして、その基本合意は自立支援法施行で障害者の尊厳を傷つけたことを反省し、その反省を踏まえて施策を立案、実施するとしています。

ところが、今回出された、民主党政権が出した障害者総合支援法は、基本合意を無視した内容で、自立支援法の廃止を明文化せずに、応益負担などの根幹を残した状態です。障害

の範囲の分野では、基本合意では社会の側に、障害があり継続的に日常生活が相当制限を受ける人すべての障害者が法の対象であるというふうに合意していたわけですが、総合支援法では、身体、精神、発達の各障害と政令で定める難病ということで、範囲が狭められております。また、利用者負担や障害程度区分でも、基本合意では廃止、あるいはなくすとなっていたわけですが、これも残されております。

このように、自立支援法の根幹を残す、今回出されております総合支援法について、町の見解を求めます。

ロといたしまして、町障害福祉計画についてであります。

「ともに生きる福祉と健康のまちづくりを目指して」と題して、町障害者計画は23年から32年の10年間計画が23年3月に制定され、その具体的取り組みとして、第3期町障害福祉計画が策定されました。そこでお尋ねするわけですが、身体、知的、精神の障害者の現状と課題は何かについてお尋ねします。

次に、平成18年度から26年までの目標値の設定と実現への方策について、どのようになっているか、答弁を求めます。

次に、精神障害者の居場所づくり、この取り組みの状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

以上で、障害者支援についての1回目の質問といたします。

町長（山村君） 今、大森議員からご質問ありました障害者総合支援法については、これも先ほどと同じなんですが、国会に今、上程中ということで、いろんな議論があります。なかなか答えにくい面があります。推測で言わなきゃいけないということがあります。それについては、言える範囲で、後ほど担当者の方から回答させていただきますけれども。

私の方からは、町でつくりました、ロの町障害者福祉計画についてのご質問ありましたので、それについてお答えいたします。まず全体的な、総体的な考えを申し上げまして、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

さて、障害福祉計画につきましては、障害者自立支援法により市町村及び都道府県に策定が義務づけられた計画で、法に定める障害福祉サービスの見込み量や、その確保のための方策等について定めるとされておまして、平成18年の障害者自立支援法の施行以来、3年を1期として、今般、第3期目となる計画を策定いたしました。これは平成24年から26年ということでございます。

全体的に申し上げれば、いわゆるノーマライゼーション、普通の生活ができるようにの理念と、それからバリアのない、バリアフリー化を推進して、障害が重くても地域で当たり前の生活ができる社会をつくり出すということを目指そうということでございます。

町では、障害者施策における総合計画とも言える10カ年の第2期障害者計画を昨年度から

スタートいたしました。その中であって、障害福祉サービスの給付は、障害者を支える最も重要かつ基本であると考えております。この障害福祉サービスを基盤として、保健、医療、教育、雇用、交通環境等、さまざまな施策をリンクさせながら、障害者福祉の充実を図ることが肝要ではないかと考えるところでございます。

先月、5月26日ですけれども、長野県全体の長野県障害者スポーツ大会というのが開催されました。私も参加いたしました。坂城からもたくさん、大勢の方が参加されましたけれども、ほかの自治体と比べると、余り多くはなかった感じがします。このようなところにもですね、胸を張って堂々と参加できるような町という、坂城町をつくっていきたいと思っております。

今回、策定しました障害福祉計画におきましては、策定委員の皆様にお諮りする中で、法で定められたサービス見込み量等の計画のみだけでなく、バリアフリーの象徴となる、これは皆さん方にも、議員の皆様にも、るる説明しておりますけれども、例えば、坂城駅へのエレベーターの設置の推進を初めとする物理的なバリアや、あるいは心のバリアの解消、障害者関係団体との連携による障害者理解の啓発など、障害者に対する施策における町としての取り組みについても、いろいろ加えさせていただきました。

今、申し上げた、例えば坂城駅のエレベーターをつけるというのは、これは単にエレベーターをつけるということではなくて、町全体がバリアフリー化になるという、その象徴として推進したいと思っております。エレベーターをつけても、そこに車いすで入っていけなければ、どうにもなりません。町全体がバリアフリーにならなきゃいけないというふうに思っております。

坂城町の現状を申し上げますと、私、1年間いろいろ歩いてみると、残念ながらバリアフリーではなくて、バリアフルの町のような気がいたします。それを、この障害福祉計画を推進するとともに、物理的にも心の中でもバリアフリーにしていきたいと思っております。

それから、今、ご質問の中に精神障害者の方の居場所づくりというお話もございました。これも、ハード面の充実、ソフト面の充実あるかと思っておりますけれども、いろいろ工夫が必要かと思っております。これも積極的に推進していきたいというふうに思っております。

障害者の方が安心して過ごせる場所の確保、提供というのは大変重要なことであります。これは町だけではなくて、県との共同による基盤整備の支援に努めていくとともに、千曲・坂城地域、あるいは長野圏域といったつながりの中での地域資源についても、有効な活用が図れるよう関係自治体との連携をとってまいりたいと考えております。

障害者の現状、それからこの障害福祉計画については、いわば、町でやっております実施計画と同じように、目標値が設定されております。この、今回平成24年から26年度、3カ年の数値目標を設定しました。この計画の達成状況というのを私もしっかりと見ながら、点検をしながら、評価をしていきたいというふうに思っております。この細かい数値目標等につきま

しては、担当課長より答弁いたしますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

福祉健康課長（塚田君） まず、イの障害者総合支援法についてということで、ただいま町長からもありましたが、若干述べさせていただきたいと思います。ご質問の繰り返しになってしまう部分もあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

障害者総合支援法ということですが、正式には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、これは地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案におきまして、現行の障害者自立支援法の一部を改正する法律として、現在、国会に上程されているものでございます。

この法律は、一部の規定を除きまして、来年4月からの施行を目途に、障害者の範囲に難病等を加えたり、重度訪問介護の対象拡大や、ケアホームとグループホームの一元化、サービス基盤の計画的整備に向けた方策など、基本的には現行の障害者自立支援法を拡充していく改正内容になっているということでございますが、先ほど申し上げましたように、現在、国会審議中の法案ということでございます。見解という部分については、ご理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、現行の障害者自立支援法におきましては、ご質問にございましたように、障害者の側からの制度上の問題点について違憲訴訟が提起されまして、平成22年1月7日に、国との間で新法制定等についての基本合意がなされたわけでございます。新法の制定、施行に当たりましては合意の趣旨を踏まえ、また障害者の皆さんの声が反映されるよう、十分な審議をお願いしたいと考えているところでございます。

次に、ロの町障害者福祉計画についてということで、障害者の現状と課題、それから障害福祉計画における目標の設定等についてお答えをしております。

初めに、障害者の現状ということで、身体、知的、精神の3障害における手帳の交付者についてでございますが、平成24年3月末現在、手帳の交付総数は1,019名となっております。障害別で申し上げますと、身体障害者手帳が全体の約79%に当たります802名、知的障害に係る療育手帳が133名で全体の約13%、精神保健福祉手帳が84名で全体の約8%となっており、年により増減がございますけれども、ここ数年の状況を見ますと増加の傾向にあるということでございます。これら障害者の方についての課題という点では、個々それぞれに課題はあるかと存じますが、総体的に申し上げますと、障害者の方の高齢化という点が、いろいろな面で課題となってくるのではないかと考えております。

特に顕著なのが、身体障害者の方で手帳交付者の802名のうち604名、およそ75%の方が65歳以上という状況になっております。療育手帳交付者においては約9%、精神保健福祉手帳交付者においては約20%が65歳以上ということでございますが、こちらも徐々にではありますが、増加をしているというところでございます。

加齢による障害の重症化に加えまして、核家族化が進む中、障害者を支える家族の高齢化や独居障害者、ひとり暮らしの障害者などの増加も考えられ、こうした方へのケアやサポート体制をどのように確保していくかは、今後の大きな課題ではなかろうかと考えているところでございます。

次に、障害福祉計画における、18年度から26年度までの目標値の設定と実現の方策についてお答えを申し上げます。障害福祉計画におきましては、国の指針により施設入所者の地域生活への移行、それから施設入所者の削減数、そして福祉施設から一般就労への移行と、この3項目について、それぞれ目標値の設定及びクリアすべき基準が示されております。

当町におきましては、各項目につきまして、これまでの実績、現在のサービス利用状況、サービス利用者の将来的な移行等を踏まえて、目標値の設定をしたところであります。いずれも国、県から求められた基準をクリアするというところでございます。

具体的な目標値といたしましては、18年度から26年度までの累計として、施設入所者の地域生活への移行が16人、施設入所者の削減数が6人といたしております。これにつきましては、施設に入所されている障害者が、家庭などに帰って自立した生活を営めるよう、居宅における訪問系サービスや日中の生活を支える日中活動系サービスなど、ご本人の意向に沿った有効な組み合わせや活用を提案しながら、実現を図ってまいりたいと考えております。

また、福祉施設から一般就労への移行につきましては、目標値を3人と設定してございますが、この目標を実現するには、雇用そのものに加え、障害に応じた雇用後の就労条件等、雇用主の理解が不可欠であります。坂城町と千曲市で設置しております千曲・坂城地域自立支援協議会でも、ハローワークと共同いたしまして、企業への障害者雇用の啓発や福祉施設への求人情報の提供を行っているところでございますが、今後も障害者の企業見学の実施など、さらなる啓発に努める中で、目標値の実現を図ってまいりたいと存じます。

次に、精神障害者の居場所づくりの現状と課題ということで、基本的な考え方につきましては、町長からご答弁を申し上げたとおりでございますが、現状等について若干の補足をさせていただきたいと存じます。

現在、町内において精神障害者を対象とする民間のサービス提供事業所は、日中活動系で3カ所、居住系で1カ所ございます。本年4月現在、こうした事業所の障害者福祉サービスを利用するために支給決定を受けている精神障害者の方は、13名という状況です。また町におきましても、社会福祉協議会に委託をして、開畝共同作業所に地域活動支援センターを設置しておりますが、現在、そちらに利用登録されている精神障害者の方は10名と、いずれにいたしましても、手帳の交付者数に比べ大変少ない状況になっているのが現状であります。障害の特性から、なかなか外に出ていけない、あるいは対人関係が苦手といったような課題が考えられるわけですが、保健センターで月2回実施しております精神障害者の方のデイケア、

心のリハビリ教室という名称で行っておりますが、今年度からこのリハビリ教室にですね、民生児童委員さんにもボランティアとして加わっていただきまして、少しずつではありますが、対人関係の幅を広げることで、精神障害者の方の社会参加につなげていく取り組みにも努めているところでございます。以上でございます。

9番（大森君） 障害者の総合支援法という法案についてもですね、やはり先ほどの子ども・子育て新システム、こういう国会でかかっている中でのことで、なかなか見解を述べるということはいかないということであるわけですが、その点については、当町についてどうするかということでの若干の町長からの大まかな、こんな町にしていくのかという構想のようなものがちょっと見えたかなというふうに思います。特に坂城駅のエレベーター、これを、ただ駅利用だけじゃなくて、町全体にバリアフリー化をしていくということで、今、現在のオールバリアオールですか、オールバリアという、こういうものを解消して町を本当にだれもが当たり前前に生活できるよな、こういう町をつくっていくと。そのためにもぜひ力を注いでいただきたいというふうに願うわけであります。

また、現在三つのいろんな障害のある各障害の方々、人口比から見ても、人口若干、年々少なくなっている中で、人口比も増えているということですね、やはりこの点についても、ちゃんときちっとした対応をとっていく必要があるというふうに思っております。そのための施策を今、ご答弁いただいたわけでありますが、特に、課題が、やはり高齢化が課題だということで、604人が65歳以上の方になってきているということで、やはり療育の方、そして精神の方等についても徐々に増えてきているという、こうこう状況についてですね、やはり早急な対応が必要ではないかというふうに考えます。

それについて具体的にですね、18年から26年までの目標値の設定が行われておりますが、施設入所者の地域生活への移行が16人、施設入所者の削減数が6人ということで、これを対応するいろんなサービスがきちっとしてなきゃいけないし、家庭での生活ができる対応もやはりきちっとしていかなければ、幾らこの目標を設定してもできないというふうに思うわけですね。それについて、この目標については、国や県からの目標ではクリアしているということですが、対処してきた、あるいは施設入所から出て来られた方、また地域へ移行した方、このような方々がそれなりの普通の生活ができる、こういう体制をどうとっていかということについてですね、そういう対応、もう少し必要ではないかというふうに思います。

というのは、先ほどの利用されている方々が特に、日常的な支援についても、まだまだ少ないわけであります。だから日中のサービスが3カ所と、それから居住で1カ所で、13の方が受けていただけるということと、ごめんなさい。精神障害の点ですね、これについて、施設利用が10名の方ということで、80名ほどいらっしゃる中でですね、やはりまだまだ少ないわけですから、これについてももう少し体制とっていかれないかというふうに思うわけですが、

これについていかがでしょう。もう少し地域のサポート、そしてNPOなどの立ち上げなど、こういう支援などできないものか、課長にちょっとご答弁願いたいと思いますが。

福祉健康課長（塚田君） 2回目の質問にお答えを申し上げます。

議員さんご質問のですね、点につきましては、非常に大きな問題の一つというふうに認識しております。先ほどの答弁の中でもちょっと触れました、千曲・坂城障害者自立支援協議会、坂城単独ではちょっと設けられませんが、千曲市と共同で設置しているわけですが、この中で定期的な運営委員会、それからそれぞれの障害に応じたり、あるいはその目的に応じた部会を設置して検討をしております。

精神障害につきましては、心支援部会というところですね、これは行政も一部入っているんですけども、実際にそのサービスを提供している事業者ですとか、あるいは実際にその家族会の方ですとか、そういった方も一緒になって協議をする場がございます。そういう中でも、坂城町だけでなく、千曲市においても、この千曲・坂城地域において、大変その精神障害の方のですね、日中の居場所でありますとか、あるいはその居住系サービスを提供するグループホームですとか、そういったものが大変不足しているということで、この辺の需要については、先ほど町長の答弁にありましたけれども、近隣ですね、そういったところへの協力といいますかね、そういった支援のもとに現在サービスを提供しているという状況であります。

この地域の中にぜひ、そういうものが欲しいということも、その会の中でも大変議論になっております。なかなか行政の立場として、こうすればできるよということは、なかなかないんですけども、家族会の皆さんも含めた中で真剣に議論をして、どうにかしていこうという、みずから、そういう立場に置かれた方々みずからですね、そういう意欲を持っていただいて、それを我々もサポートしながら、ぜひそういうものがこの地域の中に生まれてくるような、そういう形でですね、進められるように精いっぱい努力をしてみたいというふうに思います。以上であります。

9番（大森君） 一つだけ、ちょっと最後にお尋ねしたいんですが、福祉施設から一般就労への移行3人ということで、目標を決めているわけですが、町が一つの事業所として考えた場合に、町の何かそういう目標などはお持ちになっているのでしょうか。ご答弁願いたいと思います。

総務課長（田中君） 町におきましても、現在、障害者の方、2名採用してございます。

9番（大森君） 町は2名採用されているということですので、よしとするというふうになりたいと思います。

時間もちょっとありませんので、次の質問に移ります。

3. 通学路は安全か

イ. ソフト面での対策は

ロ. ハード面での対策は

まず、一つは、思い切った交通規制はできないかということでもあります。一つは、南条小学校体育館の東側というんですかね、あの通りについて、通行どめなり、あるいはスクールゾーンの規制なり、あるいは時間区切りの規制、こういう規制はできないかということでもあります。それは、特に上田に向かう通勤の車が、鼠橋通りの信号で結構渋滞するというので、あの道入ってきて、そして南条郵便局のあの細い道から18号へ出るという車が結構あるというふうに、地元の方からお聞きしております。そういう点でも、登校の時間帯だけでも、30分なり45分なり、規制はできないかという点であります。

もう一つの規制は、坂城小学校の上っていく、郵便局から上っていく水上線であります。これについては、今、一方通行になっているわけですが、これについてもスクールゾーンの規制なり、あるいは進入禁止、あるいは通行どめ、こういうものを行い、旭ヶ丘からは下ってこれない状態に、今はなっております。これを下れるようにして、学校の北側に企業もありますので、そういう通勤の方々の便宜も図ってですね、そのところを往来できるようにできないかというふうに考えております。その部分についても、グリーンベルトを敷いて、子供の安全を確保するという点にできないかということをご提案申し上げたいというふうに思います。

次に、いろんな看板ですけれども、通学路の看板など、結構、以前立ってたんですが、最近見えなくなってまいりました。それと、さびたり、あるいは色がはげたりということで、もうそのまま立っているというものがあります。こういうものについてもきちっと調査し、立てるべきところはきちっと立てるということをやっていただきたいというふうに思います。

それから、横断歩道が結構あるわけですが、そこに横断旗というね、黄色い旗を持って横断するという、これが今までもあったんですが、これはほとんど設置されていない状況であります。これも地元の皆さんで本当に利用するかどうかということもあるんですが、その辺のところも、地元の要望も聞きながら、横断旗の設置が必要であれば、それを設置していく必要があるというふうに思います。これは、ほとんどそういうものは用意されておられません。荻屋原の国道18号のお寺の前の方の横断歩道にはあるんですが、これも大分破れかけたりして、使いにくくなっております。その点についてもご検討願いたいというふうに思います。

それと、あとグリーンベルトをですね、今、坂城小学校と、それから若草橋のところの一部あるんですが、これはもっと長く、子供の安全のために、そして歩道のないところを、そういうところへもっと長く距離を引いてですね、子供の安全確保をぜひ進めていただきたいというふうに思うわけですが。

最後、県道の室賀線で、福沢あたりですかね、そのところの集合場所より上が、歩道がないです。県道でありますので、やはり県へ強く働きかけていただいて、ガードレールなり、子供の安全のための方策を考えていただくということを申し入れていただきたいと。

以上、雑駁な質問になりましたけれども、ご答弁の方をよろしく願います。

教育文化課長（柳澤君） 通学路は安全かについて

イ、ソフト面での対応はについて答弁申し上げます。

当町におきましては、これまでも登下校時におきます児童・生徒の安全確保につきまして、学校、保護者、警察、地域ボランティアの皆さん等との関係機関との連携を進めながら、安全管理を徹底するように、安全教育の推進を図ってまいりました。ご質問の具体的対策についてでございますが、南条小学校南側、大字坂城水上線について、短時間の通行どめなど、思い切った交通規制ができないということでもあります。

まず、南条小学校南側の道路規制につきましては、平成19年に学校関係者と地元区長さんなどを含めました皆さんから、町が要望を受けまして、朝の時間帯で一方通行をするように、千曲警察署と長野県公安委員会あてに要望書の提出をいたしました。反対がございまして、実現ができなかったというような経過がございます。

大字坂城の水上線につきましては、現在、時間帯での一方通行の規制がかかっておりますので、地元を含めた関係する沿線の皆さんとの調整や、道路規制を許可する警察等との協議が必要となります。地元の皆さんの同意がクリアできるのか、あるいは交通規制による影響、これは小学校の隣に保育園等もございまして、その送迎のための迂回路のあり方ということも含めまして研究をさせていただきたいと思っております。

グリーンベルトの設置につきましては、道路のわきに歩行者帯が設けられる、ある程度の幅員が必要となります。この部分につきましては、道幅との関係がございまして、歩行者帯の幅が確保できないと、警察としてはグリーンベルトの設定は困難とされるようなケースが多々ございまして、実施できていないところもございまして、グリーンベルトにつきましては、設置箇所の効果等も検証しまして必要に応じて拡大、延長につきましては検討してまいりたいと思っております。

それから通学路標識、あるいは横断旗というような状況であります。既に設置してある箇所もございまして、新たに設置して、最近設置したところもございまして、学校等からの要望によりまして、必要に応じまして設置を考えていきたいと思っております。

いずれにしても、交通規制にかかわる部分、地域の実情を考慮しながら、児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいというような状況でございます。以上でございます。

建設課長（青木君） 私からは、ロのハード面の対策は、についてお答えいたします。

村上小学校の通学路となっております県道上室賀坂城停車場線につきましては、道路管理者の長野県千曲建設事務所に歩道の整備を継続して要望しております。この上室賀坂城停車場線でございますが、ご案内のとおり、横町通りを通りまして、田町、坂城大橋、上五明、そして上平を抜けていく県道でございまして、田町区間につきましては、改良工事が終了し、現在は上

五明地区におきまして、町の要望に沿って改良工事を実施しております。

小野沢地区におきます歩道の整備についてでございますが、この上五明地区の整備にあわせ、この地区における歩道の整備についてもあわせて早期事業化が図れますよう要望してまいりたいと考えております。

毎年、6月末から7月の初めにかけて、県の皆様と現地に赴いて町の要望を調査していただく機会がございますので、そのような機会をとらえまして、この間の歩道の整備について要望してまいりたいと考えております。以上です。

9番（大森君） 交通規制をするということはね、やはり地元の方のご理解も必要になってきますけれども、特に沿線の住民の方々はね、当然その出入りはもう自由にしていただくということを、当然なと思うんです。生活していく上でも必要でありますので、それは、あるいは許可証を発行するとか、そういう対策をとれるのじゃないかというふうに思います。それについては、やはり検討していただきたいということと、水上線について、保育園、それから企業などありますので、これは研究していくということをご答弁いただきましたので、早急な研究をお願いしたいというふうに求めたいというふうに思います。

また、グリーンベルトの設置ですけれども、歩行者の歩道の幅、歩行者の幅がとれないとだめだということですが、やはりとれる場所についてはですね、やはり早急に広げていただきたいと思います。特に、坂城小学校でいえば、旭ヶ丘から学校までのところも結構広いので、あれも用意できると思います。そういうところについてですね、いち早く子供の安全、何かあればということではなくて、早めに手を打っていただきたいと思います。要望しておきたいというふうに思います。

今回の質問は、今、国会にかかっている問題について、町の考えをお聞きしたわけですが、やはりなかなか動いているものについて、明快なご答弁をいただけないということで、ちょっと残念だなというふうに感じております。

いずれにしても、この法案が通るのか、それとも廃案、あるいは継続審議になるのか、今のところまだわかりませんが、やはりこれについて、私は実施させないような方向ですね、ぜひやっていきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで5分間休憩をいたします。

（休憩 午前9時32分～再開 午前9時39分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、8番 入日時子さんの質問を許します。

8番（入日さん） 1. 婦人消防隊について

この問題は、昨年12月議会でも質問しました。その夜、元消防団の副団長さんから電話が

ありました。その方も任期中、ずっと婦人消防隊は必要ない、特に、この冬の寒い時期に早朝より出初式に参加させるのはかわいそうだと行ってきたが、聞いてもらえなかったとのことでした。また、ある地区の婦人からは、町から割り当ての人数を確保するために、高齢の人にも頼まなくてはならない、何もしなくてもよいから、名前だけ貸してくれと言って、人数合わせをしている。年1, 100円の手当が来るので届けたら、何もしないのにももらえないと言われた。届ける方も、受け取る方も困ってしまう。こういう実態を町は知っているのか。何もしない人にお金を払うほど町は財政は豊かなのか。区で要望してもお金がないと言って、町単工事もなかなか進まない。年間100万円をもっと有効に使った方がよい。婦人消防隊のあり方を変えるべきだという電話もありました。5月に行った議会報告会でも、高齢者が増えていて、助けが必要な人まで婦人消防隊をやらされている、おかしいという意見もありました。

町長は、昨年、男性の消防団に任せておけばよいという話ではないと答弁されましたが、消防団は女性の入団を禁止していません。以前には、女性の消防団員もいました。男女共同参画の時代です。女性が自発的に消防団活動することは自由ですし、規制もしていません。私が問題にしているのは、町が区に対して、要領に基づき何人という割り当てをしている点と、婦人消防が、火災を出さない、防火意識の向上、火災の連絡、初期消火など、婦人消防隊員でなくても、だれでも取り組むべき問題を任務にしている点です。

ある区で、町から人数が決められてくるので、10年以上も婦人消防隊員をやっている、寒い中、なぜ出初式に出なければいけないのかという婦人の声もありました。数合わせのために、名前だけの婦人消防隊員が何人ぐらいいるか、町は把握しているのでしょうか。

また、10年以上も婦人消防隊員として務めなければならない実態をどう考えているのか、答弁を求めます。

婦人消防隊員に、年1, 100円の補助金と出初式の出動交付金2千円が交付されていますが、算定根拠について答弁を求めます。

また、設置要領の5条に、消火栓1基につきおおむね3名という根拠についても答弁を求めます。

12月議会で町長は、婦人消防隊員が一層の活動意識を高めるように、機動性を重視したユニフォームをつくり、イメージアップを図りたいと答弁されました。そして、今議会にユニフォーム代として380万1千円が計上されました。300万円は、県の市町村振興協会の補助金で、町は80万1千円の支出で安く済むと思っているのではないのでしょうか。

女性の願いは、新しいユニフォームなどではないのです。新しいユニフォームで、町長の言うように防災意識の高揚が図れるのか、活動意識が高まるのか甚だ疑問です。ユニフォームをつくることよりも、もっとやることがあると思います。課長も婦人消防隊は自主防災組織に組み込まれていると答弁しています。だとするなら、町から各区に人数を割り当てるのではなく、

区の防災組織の中で婦人の役割を決め、人数も区が話し合っただけだと思いません。区の役員なら地域の現状も把握しているので、今のような無理な人数を割り当てることもないと思います。

地域の自主防災組織でも、防災訓練は毎年やっています。婦人消防隊の任務とされていることは、自主防災組織でもきちんとやっています。火災が起きたので婦人消防隊の人が行ったら、消火活動は消防団がやるので必要ないと言われ、炊き出しの手伝いに行ったら、コンビニのおにぎりを買うので炊き出しは必要ないと言われた。婦人消防隊は、実際行っても何もすることがないんだと感じたと言われました。このような婦人消防隊のあり方を、今こそ考えるときだと思います。町が統制する婦人消防隊でなく、地域の自主防災の一員としての活動なら、地震などの災害時にも即対応ができ、それぞれの力が十分に発揮できると思います。

婦人消防隊を自主防災組織の区の裁量にゆだねた組織にできないか、答弁を求め、1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 婦人消防隊について、今、入日議員から問題提起がされました。前回、申し上げましたけれども、前の議会で申し上げましたけれども、去年の大災害以降ですね、全国的に、この婦人消防隊のあり方について、もっとポジティブな意見が全国で起きています。今伺うと、ほとんどネガティブなお話ばかりを拾って話をされているように聞きます。

物の考え方はいろいろあるかと思います。地元の区で、例えば、月見区で自主的にやりたいんだと、そういうお考えもあるかもしれません。例えば、それで全区でですね、そういう形で結成されて、全員が賛同して、結果的には、今やっている婦人消防隊の方と同じようにですね、活動していただけるということは、僕、全区でできるかということ、甚だ今すぐには無理だと思います。

先ほど、それからユニフォームをつくったから、それでみんな喜んでやるもんでもないよというお話でしたけれども、これも全国の例をいろいろ聞きますと、日常的に活動するためには、はっぴではなくて、日常にお宅を回ったりですね、活動しやすい、たくさんあります、そういう例が。ちょっと、整理してちょっとお話し申し上げたいと思っております。

坂城町の婦人消防隊、ご案内のように、昭和42年に結成されまして、隊員数は660名です。現在の婦人消防隊は26分隊、総数628名で構成されております。昭和42年に660名ということでしたね。婦人消防隊結成当初から長い間、初期消火を含めた消火活動に従事していただいておりますけれども、昨今の就労形態の変化や高齢化の問題等、地域に住まわれる方たちの変化により、その役割、使命は変わってきていると考えます。

特に、昨年の東日本大震災や長野県北部地震を契機に、消防団、婦人消防隊におきましても、消防から消防防災へと考え方が大きく変わってきております。災害発生時におきましては特に、

高齢者、小さなお子さん、妊婦の方など、災害時の要支援護者と言われる方たちへの対応や配慮が不足してしまうことがあります。二次的な被害や負担が、声を上げにくいこのような弱い立場の方に集中してしまう危険性があります。そのようなことのないように、婦人消防隊の方々には幅広い層の支援や理解のもと、防災活動の一端を担っていただかねばならないものと考えております。

先般、町内で不幸にも1件の住宅火災が発生いたしました。平日の午前9時ごろの出火で、小雨の中、私も参りましたが、消防署、消防団の消火活動も思うように進まず、若干でございしますが、長期戦になってしまったと。そのときにも、地元の婦人消防隊の皆様には、消防団の休息所として、公民館をすぐあけていただいて、炊き出し等、火災後の警戒態勢まで支援していただきました。コンビニから弁当が来たからいいということじゃありません。

また、昨年の婦人消防隊分隊長の皆様には、7月に避難所設営訓練、HUG訓練、HUGの訓練行いました。このときに入日さん来られましたか。このときの訓練では、非常に皆さんがですね、物すごく前向きに取り組んでました。10月には消防団と合同で災害図上訓練、これはDIG、ディグを行いました。双方とも非常に活発に訓練され、特に、さっき申し上げましたHUGにおいては、女性ならではの視点を発揮して、その訓練というのは、最近のニュースでも、被災地のあったところでもう1回訓練やっているところ、増えています。大勢の人が避難所に行ったときに、やっぱりそれは女性の観点で、それから日ごろ訓練されている婦人消防隊の皆様アイデアで、その被災地の、あるいは避難所の設営をやるというような訓練をされました。私は、改めてその必要性を痛感したところであります。

また、日常活動におきましては、従来のはっぴ、さっき出ましたけれども、三角巾といった伝統的な服装だけでなく、より活動しやすく、また婦人消防隊の自覚とPRを兼ねたジャンパーとキャップを新調したく、今議会に補正予算を計上させていただいたところであります。

坂城町におきまして、火災、災害がなく、消防団、婦人消防隊の皆様の方々のお出動がないことは喜ばしいことではありますが、もし災害が発生した場合は、皆様のお力が必要になります。ご理解いただき、婦人消防隊の発展にお力添えをいただければと存じます。

それから、先ほど出初式の話ありました。私がお話ししているときに、真ん中でですね、婦人消防隊の方、一人、気分を悪くされました。あれはですね、そういう配慮もちょっと足りなかったと思っています。皆さん、男と同じようにずっと立って聞いておられました。いすがあるんですけども、皆さん立ったまま、ちょっとお疲れになって、貧血ぎみになられたと思います。そういう配慮は必要だと思えます。でも、やっぱり出初式に出て、規律を、一緒に行動していただくということも大事かなと思っています。そういう配慮も必要かと思っておりますが、それもあわせて、今後の運営を考えていきたいと思っております。

私から以上でございします。あとは、担当課長からご説明申し上げます。

住民環境課長（小奈君） 私からは、婦人消防隊についての細かいお問い合わせ、ご質問に対して、お答え申し上げます。

順番変わりますが、婦人消防隊の人員について、消火栓1基につき3名とする基準の根拠、こちらは初期消火態勢として、消火栓操作の必要性にかんがみて、1基の消火栓を操作する最小人員数をもとに、坂城町婦人消防隊設置要領第5条に、消火栓1基につき、おおむね3名の基準によって選任すると定めているところでございます。

全婦人消防隊の状況や各区の婦人消防隊訓練内容等、参加率を把握しているかということですが、消防本部が招集する規律訓練、出初式、防災訓練などについては、把握しております。各、全というところまでは把握はしていないところでございます。

また、各地区内で行われている活動については、消火栓の使用や消防署職員の講師派遣等、各地区実施の訓練を通じて、その訓練に地域婦人消防隊員を参加範囲としているかについては、把握しているところでございます。

また、補助金支給額の算定根拠や出初式の出動交付金の算定根拠はということですが、運営補助金については、予算の範囲内で行うものと、これも要領で決まる中でございますが、今年度は、各婦人消防隊の自主的活動を支援していくため、一人1,100円を隊員数に乗じて配分するものでございます。

また、出初式出動交付金であります。こちらは消防団と同額の一人2千円に出動人員を乗じたものとなっております。先ほどの町長の答弁とも重複いたしますが、婦人消防隊の皆さんには、家庭における火災の未然防止、初期消火による人命・財産の損失防止を初めとし、地区内での消火訓練、防災訓練においてもリーダー的役割を担っていただき、地域における防火防災の推進役として活動していただいております。東日本大震災等の災害の対応等から、ますます、その重要性は増していると考えているところでございます。

8番（入日さん） 今、ちょっと答弁漏れであったので、聞きたいんですが、10年以上もその役員をずっとやらなきゃならないということについてどう思っているのか、あるいはその名前だけのね、隊員まで登録しなければならないという、そういう状況についてどう思っているのか、その答弁が漏れていましたので、お願いします。

住民環境課長（小奈君） 失礼いたしました。先ほども答弁の中で申し上げましたが、全婦人消防隊員についての把握はしておりません。そういう中であります。ただ、各地区において、お話のあった高齢化に伴うもの、また輪番制に伴うものという中で、名前というだけのものとかそういうお話は、私も地域の方におりますので、そのようなところで聞くことはございますが、現実に、輪番制、婦人消防隊の皆様には、防災活動の初歩的などころとはいえ、知識と責任を有して防災活動を展開していただけるよう、町の総合防災訓練、規律訓練、出初式等の行事にも参加していただいているところであり、また、この輪番制、この役割の上では、これ、むし

ろこれも重要な要素という中で、そういう知識を得ていただく機会と考えるところでございます。

また、高齢化ということでのお名前ですが、これは各地区の中でのそれぞれの工夫の中であるということとともに、10年間、逆に言えば、責任を持ってお務めをいただいている、私の方からは、それについては心から感謝申し上げるものでございます。また、そのような事態にならないよう、また各地区の方に婦人消防隊についての当番といたしますか、隊員へのご理解をまたお願いしていきたいなと考えるところでございます。

8番（入日さん） 町長の方からは、もっとポジティブにとらえろと言われましたが、今までね、婦人消防ができた経過は、昔、常設に消防がなくて、消防団が火災の消火の主役で、その補助的に、だから、ここの1基3人というのもね、婦人がホースをつないで消火する。私も初期のころは実際に消火栓を使って初期訓練しました。そのときに、実際3人ぐらいで押さえないと、水圧が強いのでね、女性の力ではとてもそのホースが維持できないというので、3人という取り決めがあったのは、多分、そのことだろうと思って、それは承知しているんです。

だけど、今、今まで答弁にもありましたが、消火はほとんど女性はしてないし、婦人消防は消火してはいけないというふうに変ってきているんですよね。だとすれば、この3人というのにね、こだわらなければ、こんな高齢の人に役を回す必要もないですし、出ない人にお金をね、払うというような矛盾がなくなると思うんですよね。その辺を全然変えていない。

今、628人と言われましたが、昨年、22年度ですか、671人に支払っていますよね。そういうので、約、今も670人近くは婦人消防として登録しているわけですよね。やはり、地区によって非常に高齢化してしまっていて、婦人消防隊になっても何もできないよという人がかなり増えているんです。だから、例えば、先ほど災害時に女性の役割が非常に大きくなったと、それはみんな認識していると思うんです。だけど、その婦人消防としてではなくて、それだったら救助隊員としてね、新たに役割をとらえ直すべきだと思うんですよね。

実際に、その婦人消防でやっているのは、火事が起こったら知らせるだとか、初期消火の家庭にある消火器を持って消火するだとか、それはだれもがすることで、隣のうちが火事になっていて、ああ火事になっているなんて眺めている人はいないと思うんですよね。そういうことをね、任務にしている、それがさも婦人消防隊の一番大事なことだというふうに言っているなら、それはやっぱり違う、それはやっぱり自主防災の中でもきちっとやっていることだと思います。そういうことでね、私は何回も言っているので、もっと現場の女性の声を聞いていただきたいと思います。

例えば、災害、大規模災害が起こった場合に、月見区の人がほかの区まで行ってね、救助活動をするかといったら、それはあり得ないと思うんですよね。だからあくまで、その婦人消防隊だって地元の婦人消防隊なのに、町で云々ということはどうなのかと。確かに、規律訓練と

か、そういうことを言われましたが、区の中でも、年1回必ず防災訓練をしまして、初期消火だとか、AEDだとか、去年は震災があったということで、月見区ではね、簡易担架のつくりかただとか、あるいは救助者を運ぶ運び方、一人では無理なので二人で腕を組んで、その腕が抜けないように、消防署の人が来て指導したりとか、あるいは水害が、千曲川が近いので、水害が起こったときに、土のうですか、土のうのその詰め方、口のね、閉め方など非常に丁寧に教えていただきまして、そういうことはね、自主防災でも十分にできるんですよ。だから、そのことを言っているんで。例えば、山村町長は、坂城に来る前は東京に住んでいたんで、消防隊はなかったと思う、婦人消防隊はなかったと思うんですが、それによって不便を感じたり、不都合を感じたりしたことがあったのでしょうか。なぜ、坂城町は、今、ほとんどの市やなんかも婦人消防隊はなくしているんですが、あえて、どうしても必要だという、その根拠は何なのかをお伺いします。

住民環境課長（小奈君） 再質問についてお答えいたします。

まず、最初の消火活動についての考え方が変わっているのではないかと、これは変わっておりません。設立当初から現在まで、自主消防隊の皆様には、初期消火という初動段階とはいえ、それについてのお手伝いをいただく、この姿勢に町の方は変わっているものではございません。

また、各地区の自主防災活動、これが大変活発に今、行われております。そういう点では、町の方にもご相談をちょうだいし、先ほどお話をちょっとしましたが、消防署の方に講師の派遣等、また、さまざまご相談もちょうだいする中で、非常にいろんな活発な活動を展開していただいている、本当にこれは感謝申し上げるところでございます。

そこに関係して、やはり女性という部分、こちらがかかわっていただく婦人消防隊の皆さんが、この初期消火、その初期活動という部分をやはり担っていただく、これについて大変大事なことと、私どもの方は考えております。

町長（山村君） 何をお答えしていいやら、私は東京にいました。下町でございましてですね、火事があるとだれが出てくると、とびの親方が出てきたりしましてですね、婦人消防隊はありません。でも、おかみさんたちが機能していました。町内、町内といっても、自治区、区みたいなものですね、その中でやっていました。

それから、先ほどのお話の中でですね、既に、月見区では独自の自主防災会といいますかね、それをつくって、必要があれば区長さんが指示するんですか、その動くということなんですけれども、坂城町の婦人消防隊というのは、その区の中だけじゃないわけです。月見区で何かあっても隣の区から婦人消防隊も出動します。ですから、私の区だけとか、そういうことでできているわけじゃないわけです。ですから、そこがあくまでも私の区だけということになり得るかどうかというのが、私は疑問に思います。

それから、東京になくなってよかったでしょうということのように聞きましたけれども、坂城

に来て、こんな婦人消防隊があるのはすばらしいというように思っておりますので、ぜひとも、頑張ってくださいと思っています。

8番（入日さん） なぜね、名前だけの婦人消防隊が増えているのかとかね、出られない人まで、その婦人消防隊の役割をしなきゃいけないのかという、その疑問点が全然解決されていないですよ。そのことについて町側がどう思っているのか、今628人の登録だと言いましたけれども、実際22年度の決算を見ますと671人に払っているんですが、そういうずれというのは、どこからきているんでしょうかね。そのことについて答弁を求めます。

住民環境課長（小奈君） 済みません、お時間をちょうだいしました。

22年度につきましての数字、今ちょっと手元にありませんので、ちょっと推測になってまいります。当時、23年度、町の方に婦人消防隊としての活動人員ということで、私どもの方においでいただいた、届け出ていただいた数字、これが671人ということで、これについての活動交付金を、済みません。

議長（宮島君） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時06分～再開 午前10時07分）

住民環境課長（小奈君） 貴重なお時間ちょうだいし、申しわけございません。

24年4月1日、こちらについて、26分隊、総数628名ということでちゃんと届け出をいただいているところでございます。

8番（入日さん） 23年度より少なくしたということは、各地区の状況を見て、減らしたという、そういうことでしょうか。

住民環境課長（小奈君） 24年4月1日に届け出をいただいた数字でございます。

失礼いたしました。月見区のところが、一つ減っております。その分人数が減っております。

8番（入日さん） 先ほどのね、人数のことを全然考えていないという、いわゆる消火栓1基につき3名というね、基準が、これだけ時代が変わって、実際に今、婦人消防隊が消火栓を使って放水訓練もしない中で、全然、それが変更されていないと。それで実際消火栓もね、火事になったときに、さびてしまってすぐ回らないのがかなりあるということが、その副団長の方にも言われたんですが、それは今ね、前は年に1回消火栓の、あけて訓練をしてたんですが、近所の人が茶色い水が出るのでという苦情があったりして、なかなか消火栓をあけて訓練まで、今、できない状況があるんだということを言われたんですが、そういうことの方がね、やはり火事になったときにすぐ対応するというのでは大事ではないかと。そういうところの点検がね、月見区の第9分団の場合は、時々、年に1回まではいかないけれども、やっているんですが、実際にそのさびてしまっているの、閉めたときにね、よく閉まらなくて水がたらたら垂れているとかいうことがあるんですよ。やはり、そういうことも、そういうことの方がね、非常に大事ではないかと思うんです。

先ほど、婦人消防隊の任務云々で言われましたが、本当に初期消火だとかね、火事を知らせるだとか、そういうことはだれでもやるべきことですし、あえて婦人消防隊がやらなくても気づいた人は、それはだれでも、おれ、知らん顔しているよっていう人はいないと思うんですよ。そういう点が、何か、訓練をしなければやれないような、今、時代なのかなというふうにちょっと考えちゃうんですが、そうだと言われれば、それは仕方ないんですけれども、やはり自分の地域は自分で守ることが一番の根本ですし、先ほど、月見区が火事になったから、ほかの婦人消防の人は関係ないというふうではなくて、飛んで来ますよと言われましたが、実際に、その月見区が火事になって婦人消防隊の人が飛んで来るなんてことは、あり得ないと思うんですよ。消防団は飛んで来ますが、婦人消防隊員が飛んで来るということは、まずあり得ないと思うんです。

そういう意味では、やはりね、地域にゆだねるという、それがなぜできないのか、そのことが非常に、私、不思議なんですよね。地域にゆだねれば、区の状況がわかっていますから、この人とこの人、その救助活動にお願いしたいとかね、その任務についた人は、それなりの訓練を受けてやれば、より本当に地域に根差した救援活動ができると思うんですが、その辺が、なぜ、そういうふうにできないのか、先ほど、全町的に統一してその訓練をやることが大事だとおっしゃいましたけれども、大きなテントや何かの施設とかそういうのはね、確かにそうかもしれないませんが、でもそれは婦人じゃなくても、自主防災の組織でも十分それはできることですし、上平の火事の際に、公民館をあけてくれたというのも、普通なら自主防災組織の人がやる仕事だと思うんですよ。そういうことを考えると、非常にリンクしているというか、重複している面というのがあるし、そういう意味でね、やはり各地域に、その自主防災の中に、そういう婦人の任務を入れた方が、こういう無理な人員の人選を行わなくても済むという、そういうことはあると思うんですが、その辺について、しつこいですけれども、再度、答弁をお願いします。

住民環境課長（小奈君） 先ほど、消火栓がふぐあいではないかというようなお話ございましたが、消火栓につきましては、各消防団の方で定期的に検査をしております。ふぐあいを見つかり次第、そのときはそれを修理等しているところでもございます。

また、各区ごとでいいのではないかというようなお話だったかと思います。これについては、例えば大規模震災等について、小学校への避難、そういう場所を、その小学校への避難、そのようなときには各区の連絡の中で、当然婦人消防隊としての役割、仕事が出てくるものと考えられるものでございます。

8番（入日さん） 前ね、分団長やっていた人が、実際に、そういうことがあったと、さびていて使えなかったということがあったということを知らせてくれたので、そういうことをもっときちっと訓練できるようにしてほしいということを言われたので、言ったんですが、――

――今の答弁では感じましたので、ちょっと無理かなど。でも、もう時代に合ったやはり体制づくりをしていかなければいけないんじゃないかというふうに私は思いますので、今後もうちょっと、そのことについて真剣に考えて、新しい婦人消防のあり方というものを検討していただきたいと思います。

次の質問に入ります。

2. 専門職員の育成と検査態勢について

びんぐし湯さん館の改修工事が予定見積額の69%、村上小学校の耐震と大規模改修が54.3%と大幅に低い落札額でした。費用が安く済むのは町の財政面では助かりますが、一方、見積もりの算定方法に問題があるのではないかと、見積額が高く設定し過ぎではないかと、見積もりできる専門家が役場職員にいないことが問題ではないかという町民の声がありました。こんな低い額でちゃんと工事ができるのか、不安を抱く町民や、見積もりに不信感を持つ町民も多いと思います。

過去に、3保育園の引き渡し後、ふぐあい箇所が見つかり、修理をしています。設計料に工事の監督料も含んで委託しているにもかかわらずです。全く何を監督していたのかと言いたくなります。そして発注者の役場側にも施工管理技士等の専門家がいなかったため、チェックができなかったのだと思います。

山村町長になって、社会人採用もしています。施工管理技士は土木や建築など幅広い知識を持っています。今、有線放送でも来年度の役場職員の募集を放送しています。町の将来のためにも、施工管理技術士の採用ができないか、答弁を求めます。

また、建物の完成引き渡し後の検査体制はどうなっているのか、建物の保証期間が明記されているのか、欠陥があった場合の対応などの取り決めはあるのか、あわせて答弁を求めます。

企画政策課長（荒川君） 専門職員の育成と検査態勢について、ご答弁申し上げます。

町発注工事の設計監理及び竣工検査につきましては、町の財務規則に基づいて行い、平成19年度には、建設工事等に係る監督、検査業務実施手順というものを作成をいたしまして、検査態勢の強化を図っております。

なお、建築工事等、技術的な条件により職員による監督、検査が困難な場合につきましては、専門知識を持つ外部へ委託をして実施しております。

施工管理技士の採用についてのお尋ねであります。当町の規模で専門知識を持つ職員を確保し対応していくというよりも、今後も、これまでと同様に外部委託により施行管理、竣工検査などを行うのが妥当であると考えております。

検査につきましては、町財務規則や契約約款においても工事完成後、引き渡しを受ける前に実施することとされており、検査の際には竣工書類のほか、物件によっては保証書など徴して、

品質保持に努めています。

直近の事例といたしまして、平成21年度に竣工いたしました食育・学校給食センターでは、屋根工事、防水工事、エレベーター、厨房機器などにおいて、施工業者や納入のメーカーから保証書を徴してあります。

また、現在施工中の温泉施設改修工事におきましても、入札の際に要項書に主要部分の瑕疵担保を明記してございます。

引き渡し後の検査については、発注時に特別に定めている場合を除いて、行っておりません。町が発注をいたします土木・建築工事の契約書につきましては、国土交通省が設置をしております中央建設審議会というところで、公共工事標準請負契約約款というものが作成をされております。町ではこれを準用して契約を行い、この中で、瑕疵担保についても定めているところでもあります。そこには、工事目的物に瑕疵があるときの補修、または賠償を請求することができる期間は、通常引き渡しを受けた日から2年以内とされ、受注者の故意、または重大な過失により生じた場合には10年としています。公共施設の品質確保は、重要なことでもあります。監督業務、竣工検査業務につきましては、適正な履行と品質確保が図れるよう、現在も鋭意努めているところであります。以上です。

8番（入日さん） 現在は、外部委託で監査を、監査というか、検査を委託していると。それで瑕疵担保は2年以内でということですが、今まで、その瑕疵があつて2年以内に直しているというようなところがあつたのでしょうか。

企画政策課長（荒川君） 先ほど、契約約款で瑕疵担保のお話を申し上げましたが、これまで、その条項に基づいて瑕疵担保を求めた例はございません。

8番（入日さん） これまでね、瑕疵担保を求めた例はなかったと言ったんですが、坂城保育園もね、できて、開園してからトイレの配管がうまくなくて、水があふれてということがあつてすぐ直したんですが、そういうことは、じゃあ瑕疵の中に入らなくて、町がまた独自に再度費用を使って直したと、そういうことでしょうか。

企画政策課長（荒川君） 個々個別の公共工事についてのご答弁、ちょっと申し上げる立場にはございませんけれども、一般的に工事、竣工引き渡しを受けた後ですね、例えば道路であれば、下水の工事の後、少しして、若干なりとも陥没をしてしまうでございましたり、建築工事で建具のふぐあい、取っ手のふぐあい等のお話も出てこようかと思えます。そういった場合につきましても、施工をお願いいただいた施工業者さん、そして設計監理をお願いいただきました設計士さんのお立ち会いのもとに、アフターサービス、アフターケアという中で対応をいただいている、そのように認識をしております。

8番（入日さん） 瑕疵担保が2年以内だということで、特例に定めていない限りは、引き渡し後の検査をしていないというのはね、やはりちょっと問題ではないかと。今、個人住宅でも大

体10年保証というのがありまして、何かあった場合、何かあった場合というか、普通に住んでいてどこかふぐあいが出た場合は、その10年間のうちなら無償で修理するということところがかなり大手のメーカーでは増えているんですが、やはり1年後、2年後ぐらいはね、通常に使っていろいろ問題が出たら、それを直すということは当然のことだと思うんですね。建設業者とすれば。そういうことがきちっと、特例がなければそれが含まれていないということになると、どうなのかなど。もちろん、その設計の中で、監督の方の責任のあれも入れていますし、業者との信頼関係だと言われれば、それまでなんですが、実際今まで、かなりそういういろいろな工事がちょっとずさんではないかというようなところがあったわけで、そういうところでもね、やはりきちっと外部委託をして実施していて、役場の職員の中に、そういうね、専門家がないから、それは仕方ないかもしれませんが、そういう、やはり職員の中にも、そういう見れる人がいないと、引き渡しのときに、判こをつけて果たしていいものかどうか、担当者だって非常に迷ってしまうと思うんですね。本当にそれが仕様どおりになっているのかとか、そういうところが見れないわけですからね。そういうことについて、もっと明確な、いわゆる特例に定めない限りは、何も無いというのは、ちょっと問題ではないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

企画政策課長（荒川君） 建設工事のお尋ねでよろしいかと思うんですけれども、設計に基づいて現場施工をいただき、その設計図書どおりに、求めた品質どおりにできたかどうか、これを竣工時に町検査員、そして施工を行いました業者、施工管理をお願いした設計士と同時にですね、立ち会いをし、検査の上に完成を確認をし、引き渡しを受けている、そんな形になります。以上でございます。

8番（入日さん） その手順を聞いているのではなくて、その手順はわかっていますが、そのときに本当に、いわゆる材質も、その建て方とか、いろいろな基礎のやり方とか、そういうこともね、そのとおりにできているとか、そういうことのチェックだとか、あるいはこの部品、例えば屋根だったら10年ですよとか、壁だったら何年ですよという、その個々の取り決めがあると思うんですが、それがきちっとそうにされているか、なっているか、例えば、何も無いのに屋根が10年と保証されていたのに、それ以前にね、雨漏りがしたとか、あるいは、いろいろな瑕疵が出た場合、そういうことに関して、どのような対応をしているのかということをお前は聞きたかったんですけれど。

企画政策課長（荒川君） 先ほどの繰り返しにもなってしまいますけれども、竣工検査時に製品を確認いたしまして、求めた品質が確保できているということで、竣工引き渡しを受けて、ご精算申し上げて、もうそこから私どもの管理するものになります。ただ、主要な部分、ご答弁でも申し上げましたが、屋根工事でありましたり、防水であったりというものについては、また別途、一定の期間の保証が設けてございましたり、それについては保証書を徴してあると。

また、引き渡し後、例えば半年、1年たってですね、先ほども申し上げましたが、建具が若干ふぐあいになったり、排水の詰まりがあったり、こういったものについては都度、設計士さんにこれをちゃんと見ていただいて、施工業者さんにお立ち会いをいただいて維持、修繕、これは軽微なものということで、アフターケアという中でご対応いただいている、そのように認識をしております。

8番（入日さん） 今までも、-----

-----税金を払ってくださっている町民
に対して何と言いわけをするのでしょうか、という思いが私もあったわけです。

先ほども言いましたが、個人の住宅で欠陥が見つければ、業者責任で無償で直します。それが常識です。今まで町は、業者に瑕疵がある場合でも、往々にして修繕費を払っていたと聞いています。今度、山村町長になったので、そのようなことはないと思います。業者との信頼関係も大切ですが、やはり役場職員に建築の専門家がいて、内容をしっかりチェックできることが望ましいと思います。

建設コストの見積もりや、仕様、材質まで目が行き届けば、よりよい施設が適正な価格で建設できるのではないのでしょうか。検査後の手直しもなくなるはずです。今後も南条小学校の建設が予定されています。坂中のように莫大なお金をかけるのではなく、シンプルで中身の詰まった学校ができることを願って、質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。
(休憩 午前10時30分～再開 10時45分)

議長（宮島君） 再開をいたします。
暫時、休憩をいたします。
(休憩 午前10時46分～午前11時02分)

議長（宮島君） 再開をいたします。
8番 入日時子さんから、発言を求められております。

8番（入日さん） 大切なお時間をちょうだいいたしまして、申しわけございません。先ほど、私の一般質問の中で、-----が不適切だということで、2カ所の削除をお願いいたしたいと思います。以上です。

議長（宮島君） ただいまの入日時子さんの発言について、削除することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長（宮島君） ご異議なしと認め、決定をいたします。以上です。

議長（宮島君） 次に、5番 窪田英子さんの質問を許します。

5番（窪田さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

1. いじめ虐待について

全国の法務局が昨年1年間に救済手続を始めた人権侵害事案のうち、学校でのいじめが昨年比21.8%増の3,306件、18歳未満の児童に対する暴行・虐待が、12.2%増の865件で過去最多、法務省のまとめでわかった。東日本大震災の被災者の訴え、転校先の学校でのいじめ、避難先での嫌がらせ491件、人権侵害29件、2004年から人権侵害2万件、11年2万2,168件、長野県地方法務局人権侵害436件、前年比81件減、学校でのいじめ74件、前年比20件減、暴行・虐待9件、1件増。

大人の世界にもいじめはあります。でも、子供たちは登校拒否や仮病に変わって親を困らせ、悩みの種をつくったりします。

イ. 坂城町の学校では、いじめは、家庭での虐待は

ロ. いじめや虐待をどうやって見つけ、その子供たちをどうやって守ることができるのかこれで1回目の質問といたします。

教育文化課長（柳澤君） 私から、いじめ、虐待について順次答弁申し上げます。

イ. 状況でございますけれども、町内小中学校でのいじめにつきましては、平成23年度に学校で把握した案件について、小学校が4件、中学校はございませんでした。

いじめの形態としましては、冷やかしかからかい、嫌なことを言われたことなどがあります。いずれのケースも解決がされておりました、対応としましては、担任や養護教諭が当事者に状況を聞き、学校長や教頭も加わり、全教職員で情報を共有する中で、継続的なケアを行い、いじめの解消を図りました。家庭内の虐待につきましては、教育委員会、学校で把握しているケースはない状況でございます。

次にロ. 対策についてでございます。学校内のいじめについては、学級の集団生活の中にある担任を中心とした教職員の日ごろのケアが最も重要と考えております。ふだんと様子が違う子や学級の雰囲気や周囲をすぐに察知できるように、日ごろからアンテナを高くし、学級運営に当たることが必要となります。

当町では、昨年度から県の笑顔で登校支援事業の補助金を活用し、学級の人間関係や集団生活の状況を把握する資料となる、Q-Uというアンケート調査を実施しております。そのアンケート結果をもとに、教職員向けの研修会を行い、学級運営の意識の向上を図るとともに、いじめや不登校の防止に努めております。

学校職員以外にも、教育相談員やスクールカウンセラーの配置が当町にはありますので、児童・生徒だけでなく、保護者へのケアも対応しております。今後も継続していじめ防止への対策を図ってまいりたいと考えております。

一方、家庭内の虐待につきましては、担任教諭や養護教諭が児童・生徒の家庭内のプライベートな部分を把握することはなかなか困難ではありますが、いじめへの対策同様、児童・生徒の様子の変化に常に気を配り、虐待の兆候やシグナルを見逃さないことが大切となります。学級担任はふだんとは違う様子の児童・生徒には声をかけたり、毎日の日記や生活記録に書かれていることにも気を配っております。また、養護教諭などは、身体測定や健診の際に、暴力による虐待がないか気にとめております。

どう守っていくかということですが、万が一、家庭内の虐待が発見された場合につきましては、児童相談所、県福祉事務所、町福祉健康課とも連携をとりながら、児童・生徒の安全を確保するための必要な対応をとってまいりたいと考えております。以上です。

5番（窪田さん） 大人でのいじめは、班の班長とか常会の長を、85歳になっても、本人ができそうもないと医者や診断書を出すまで常会の人たちが納得せず、85歳の独居老人をいじめます。議会報告会で回ったときも、区長さんに、何歳ぐらいまでそのような役をするんですかと聞きましたら、死ぬまで、と平然と言い切っていました。自分がその立場にならないとわからない区長さんもいるのだと知りました。人間は、外見だけではわかりません。深く理由を聞き、その人の立場に立って考えてあげてください。身体的に弱っている85歳の老人に向かって、そのように、死ぬまでというような言葉ではなく、そうですか、では次の人に回しましょうと、優しくねぎらってもいいと思います。人数が少なかつたら、合併も考えましょう。子供たちが小さいと、社会に向かって話すこともできず、泣いて我慢するだけで、されるのみではいけない。地域の気づき、見守りが、虐待予防の第1歩だと思います。

役職を幾つになってもできる方はいらっしゃいます。しかし、個々の人の体力や年齢や寿命の違うように、できる方を標準にするのではなく、80歳以上になって、体力的、能力的に無理だと本人から申し出があった場合は、認めてやる決まりもつくってほしいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

では、これで2番目の質問に入ります。

住宅の耐震性は、首都直下地震で都防災会議で最大で死者9,600人想定、東京都防災会議の地震部会が東日本大震災を受けて首都直下地震などが起きた場合の被害想定等、6年ぶりに見直し、報告書を公表した。2006年の想定より3千人以上多い9,600人に上るとしている。都がまとめた被害想定、東京湾北部の地震の場合、最初の数字が今回の想定、後の数字が2006年の想定です。

最大震度7、2006年の場合は6強、死者は9,641人、6,413人。負傷者は14万7,611人、16万860人。建物被害全壊30万4,300棟、47万1,586棟。避難者338万5,489人、399万231人。帰宅困難者516万6,126人、447万6,259人。震災廃棄物4,289万t、4,183万t。条件は

冬の午後6時、同様冬の午後6時。風速は毎秒8m、毎秒15m。木造住宅密集地域を中心に、住宅の倒壊や火災が発生、各地で液状化や造成地の盛り土崩壊も相次いで、建物被害は30万棟を超える。古い木造住宅の建てかえも進んでおり、2006年の約47万棟からは減少する。47万棟が30万4,300棟、その差16万5,700棟。これらは震災に備え、耐震性の調査に関心を持ち、建物を補強しているからです。

坂城でも19年5月31日、告示第31号、坂城町木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱を出してから、

イ. 坂城町の耐震性の調査は

ロ. 耐震診断を受けた状況は

ハ. 補強工事への進展は

これで1回目の質問といたします。

町長（山村君） 窪田議員から、住宅の耐震性ということについてご質問をいただきました。私からは町として全体の取り組みを、それから担当課長からイの耐震性調査、ロの耐震診断、ハの補強工事はということで、お答えしたいと思います。

今、お話ありましたけれども、特に昨年の3月の東日本大震災や長野県北部地震を初め、地震災害、国内各地に甚大な被害をもたらしました。幾多の住民のとうとい生命や、財産が失われることになりました。心より哀悼の意を表するとともに、町といたしましても建築物の耐震化など、防災対策の推進に鋭意取り組んでいるところでございます。

ご案内のように、国では平成7年1月の阪神大震災の発生により、亡くなられた方の約9割が住宅や建築物の倒壊によるものであったことから、これを教訓として、同年12月、耐震改修促進法を制定し、国民の生命、身体、財産の保護を推進しているところでございます。

町におきましても、坂城町地域防災計画に建築物災害予防計画を位置づけ、公共並びに一般建築物の耐震対策の指針を定めております。公共施設の耐震化につきましては、子供たちの安全と災害発生時の避難場所の確保を図るため、現在、学校施設の早急な耐震化事業に取り組んでおり、村上小学校につきましては、施設の傷みも比較的少ないことなどから、現在の校舎の耐震補強工事と大規模改修工事を進めているところでございます。

ご質問の一般住宅の耐震化につきましては、昭和56年5月以前に建設された一般住宅につきまして、簡易の耐震診断により改修の有無を判断し、その後、精密診断を行い、住宅の内部構造等を詳細に調査し、改修工事を実施するものでありますが、改修費用が高額になるケースもあり、また個人的な諸事情などから、精密診断を行っても改修工事を控えられるご家庭も多いのが実情であります。

耐震診断、耐震改修ともに、国、県、町の補助制度があるわけでございますが、今後、制度の拡充について、国、県等に要望するとともに、町民の皆様にも耐震化の必要性や内容について、

普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、ほかの項目につきましては、担当課長から具体的に答弁させていただきます。以上でございます。

建設課長（青木君） 私からは、イ、ロ、ハの項目につきまして、順次ご答弁を申し上げます。

まず、イの耐震性能は、についてお答えいたします。耐震改修の必要性の有無の基準として、建築基準法の一部改正前の昭和56年5月以前の建物は、耐震性能が低い場合が多く、国の指針では、精密診断の結果により、必要に応じて耐震補強工事を行うこととされております。この耐震補強工事を実施いたしますと、震度6強から7程度の地震にも倒壊せずに耐えられるものと考えられております。壁等の破損はあるものの、人命等に被害が及ぶような倒壊は避けられるというような考え方でございます。

次に、ロの耐震診断は、についてお答えいたします。坂城町の一般住宅の耐震診断は、簡易診断、精密診断ともに、先ほどご質問の中にもございましたとおり、平成19年度に開始され、昨年度までの簡易診断は124件、精密診断は42件、それぞれ実施されております。この結果、簡易診断を実施した124件のうち、耐震改修の必要性がある住宅は116件、精密診断を実施した住宅につきましては、42件が、42件全件が改修対象となっております。

なお、木造戸建て住宅の耐震診断に当たり、簡易診断が6千円、精密診断が3万6千円の費用を必要といたしますが、これにつきましては補助制度を設けまして、全額が公費負担ということになっております。

続きまして、ハの補強工事は、についてお答えいたします。耐震補強工事は、平成20年度から昨年度までに、5軒の住宅で完了をしております。工事の内容につきましては、壁の部分の補強材を使用した改修、耐震壁を設けるというような壁の補強工事、それから屋根の軽量化、耐震サッシへの交換などが主な工事内容となっております。

なお、この耐震補強工事につきましては、町の補助金交付要綱により、工事費の2分の1、60万円を限度額、補助金の限度額として60万円を設けまして、補助制度により対応しているところでございます。

今後も町民の皆様にも、地震災害からご自身の生命と財産を守るためにも、一般住宅の耐震化の普及啓発を図り、防災対策の充実に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上です。

5番（窪田さん） 坂城町には、空き家がたくさんあるんですけども、それらの補助はどうなっていますか。それをお願いします。

建設課長（青木君） 現在、坂城町の木造住宅の耐震診断の事業につきましては、木造による一般住宅の耐震性の診断をして、それについての補強、耐震工事等対応することを考えております。したがって、空き家についてはですね、この現在実施している要綱の中では考えてお

りません。以上でございます。

5番（窪田さん） 今のご回答で、5軒完了ということなんですけれども、この軒数ぐらいで、坂城というのは大丈夫なんでしょうか。これからの計画とかがありましたら、教えていただきたいと思います。

建設課長（青木君） ただいま、改修、耐震工事について5軒というようなことで、ご質問をいただいたかと思えます。簡易診断を実施した後ですね、精密診断、それから耐震改修工事と進むケースが、件数では確かにわずかというふうになっております。といいますのは、この精密診断はですね、その後、耐震改修工事を希望される方を対象として精密診断を実施するということになっておりますし、耐震工事につきましては、個別のいろんな要素が大きいわけですが、これまでの実施された方の例を見ますと、低額といいますか、少ない方で150万円程度、多い方ですと300万円程度ですね、耐震改修が必要となった状況でございます。このほかにも設計士による建築工事の設計書の作成ですとか、補助を利用する場合は、その補助金の交付申請に関する図書等の作成等、さまざまな経費がかかります。

したがって、こういったものをそれぞれの方が考えます中でですね、ご自身の家計の運営のこともありますので、精密診断、それから耐震改修工事というのも実施率が伸びていない状況でございます。

これにつきまして、その後、何か計画があるかということでございますが、現在、このような要綱を設けてですね、補助も実施しておりますので、なるべく利用されて、耐震工事を実施されて、そして先ほど言いましたように、一定規模の地震には耐えられるようお願いするといいますが、進めていっていただきたいというふうに、広報等の活動を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

5番（窪田さん） 私も、この件を勉強しなかったら、本当に、そういうのがあるということを知りませんでした。ですから、多分、そういうのを知らない方もいらっしゃると思いますので、できましたら、広報などに、こんな面があるよということをちょっと宣伝していただけたらいいかなって思います。その広報のあれも、この木造住宅耐震補強事業補助金交付という、そういう題目を知らなかったわけで、そういう題目を入れて宣伝してほしいなと思いました。必ずやってくると言っているの、徐々に耐震に向けて個々に取り組み、地震に強い坂城町に変えていきたいと思えます。

これで、2番目の質問を終わります。

3. 徘徊高齢者は、家族も目が離すことができないので、眠りもままならなくなり大変、有線放送で尋ね人を探しているときもある。今、徘徊の高齢者に器具をつけておくと、外出しても居場所がわかるネットワーク体制を構築し、電波を利用して位置を検索できる端末機を貸し出し、早期発見を図ることもできる。そんな検討は。

また、孤立死ゼロへ始動、県社会福祉会（長野市）は、全国で相次ぐ孤立死の県内での発生を防ぐため、現状把握や具体的な防止策を検討する孤立死ゼロプロジェクトを始めた。坂城町でも、何日もわからず新聞がたまって気づき、中に入ったら何日もたっていてわからなかった。既に亡くなられていた。もう1件は、新聞がたまって近所に通報し、窓をこじあげ、本人に窓越しに声をかけ救急車の手配をし、すれすれで入院でき、治療ができよかったと思います。何日もたっていて起き上がることもできず、連絡もできずにいたとのこと。

孤立死の危険性がある世帯の個別支援に取り組むようにしないと、救う道はないと思います。どのように考えていますか。

イ．徘徊高齢者の家族への手助けの方法について

ロ．一人でだれにも気づかれず死亡しているケースが増えているが、その支援と対策はこれで、1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（塚田君） 徘徊高齢者とひとり暮らし老人の関係のご質問でございます。

まず、イのですね、徘徊高齢者とその家族支援についてということでございますが、認知症と言われている病気がございます。認知症の症状というのは多様で、複雑でございます。大きく分けてですね、中核症状とそれから周辺症状というふうに分類がされます。記憶障害ですとか判断力の低下、時間や場所が認識できなくなる見当識障害、これらは中核症状というふうに言われておりまして、認知症の方など、どなたにもあらわれる症状であります。この中核症状に並行して見られるのが周辺症状というものでございます。

ご質問の徘徊ですとか、暴言、暴力、意欲低下や、うつ、幻覚や妄想といった精神症状もこれに含まれますが、この周辺症状というのですね、人によって見られたり、見られなかったりということのようであります。この周辺症状は、周囲の接し方や環境の変化など、何かのきっかけで悪化したり、また改善したりという起伏があることが特徴と言われておりまして、徘徊は、認知症の方本人の何らかの身体的疾患、不適切なケアや環境、介護者の介護疲れなど、多彩な原因が絡み合っているために、環境の整備、対応の工夫、適切な薬による治療などで改善する可能性が十分あるというふうにも言われております。

徘徊といいますと、理由もなくうろうろ歩き回る、一見不可解な行動というふうにとられがちですが、実際には、最初はですね、目的を持って行動を開始いたします。しかし、途中で、今いる場所や時間が認識できなくなり、さらに、なぜ外出したかをも忘れ、不安と焦りからあちこち歩き回ってしまうため、徘徊というふうに言われているようであります。

大切なことは、認知症の方の気持ちを理解しようとすることで、異常と思える行動も、本人にとっては理由があることを理解することだと言われております。しかし、このような症状は、認知症という病気によるものと理解していても、なかなか受け入れることができず、介護する人の葛藤とつらさは想像を超えるものがあると思います。

これらのことから、家族だけで介護を背負うのではなく、適切な助言やアドバイスができる支援者が必要です。主治医や担当ケアマネージャー、介護サービスに携わるスタッフ等が、その役割を担う立場にあります。また、周囲の人たちには認知症を正しく理解し、ご本人や家族を温かく見守る役割があると思われま

す。町の認知症の方の状況であります。6月1日現在、要介護認定を受けている、およそ650人ほどの方のうち、64の方が日常生活に支障を来すような認定機能の障害により、常に介護が必要な状態にあるということです。

3月分の介護サービスの利用状況を見ますと、このうち、この64名の方のうちですね、53の方が特別養護老人ホームやグループホームなどの施設に入所されており、入院中の方3人を除きますと、11の方が在宅で生活されていると思われま

すが、全員が何らかの介護サービスを利用されております。町内の在宅介護支援事業所の情報によりま

すと、担当している利用者さんで、徘徊と思われる行動障害を起こしている方、また起こす可能性のある方は、十数名いらっしゃるようです。また、23年度中に地域包括支援センターが受けた徘徊に関する相談や情報は4件ございましたが、いずれもケアマネージャーが担当いたしまして、介護保険によるサービス利用や支援を受けております。

家族、介護者への手助けの方法ということではありますが、一番重要なのは、周囲の方の適切な対応により、徘徊が起こらないようにすることだと思います。しかし、もし起こってしまった場合、これは重大な事故に結びつくことにもなりますので、その前に安全に保護することが大切です。地域包括支援センターでは、徘徊探索機器の貸し出し、ご質問にもありましたけれども、これを実際に行っております。着用する衣服などに探索機を取りつけておき、パソコンなどからインターネットにより位置情報を取得できるもので、現在、所有しておる2台とも貸し出し中ということです。

徘徊の起こる原因に立ち戻って考えますと、まずは、介護者が疲れ切ってしまうことを防ぐことが重要であります。そのため、介護者のリフレッシュや介護者同士の交流の場を設ける事業といたしまして、社会福祉協議会に委託をし、介護者交流事業を実施しています。また、介護者への支援として、地域の皆さんに認知症を正しく理解していただくことが大切であり、平成23年度より認知症サポーター養成講座、これを開催しております。23年度は、さかきふれあい大学専門講座として開催いたしまして、15名の方の受講がございました。地区へ出向いての講座も実施いたしましたが、2地区50名ほどの受講がございました。

また、社会福祉協議会において、町内4地区で講座を開いたところ、合わせて120人余りの方、120名を超える方が受講されたということでもあります。町民の皆さんが認知症について関心を持っていることがうかがえます。今後もより大勢の皆さんに受講していただけるよう

計画していきたいと考えております。

地域包括支援センター及び地域包括支援センターのブランチ、窓口としての在宅介護支援センター、これは夢の湯の中にございますが、こちらでは随時、介護に係る相談をお受けしております。本年から社会福祉協議会では、月1回、夜間の介護相談ということで、夜8時までであります。設けて実施をしている状況であります。今後も、介護の負担をできるだけ軽減し、介護者の皆さんが適切な介護ができるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、口の独居老人、ひとり暮らし老人の方への支援ということですが、現在、町のひとり暮らし高齢者ということで登録されている方、216名であります。このところ、ほぼ横ばいか若干増加の傾向ですが、これはあくまで、登録をされている方の数ということです。また国勢調査の結果から見ますと、高齢者の単身世帯や高齢夫婦世帯は、ここ20年間で約3倍というふうに急増しております。平成22年度の調査では、22年度の国勢調査であります。この高齢者の単身世帯、あるいは高齢者のみの夫婦世帯629世帯ということで、全世帯数の約2割を占めているという状況です。

ひとり暮らし高齢者の登録は、民生委員の皆さんのご協力のもとに、担当地区内のお一人で生活されている65歳以上の方に声をかけていただいて、登録を勧めていただいておりますが、あくまでもご本人の意向を尊重しますので、登録は必要ないというふうにおっしゃる方ももちろんいらっしゃいます。登録をしていただきますと、訪問指導事業による看護師・保健師の定期訪問、安心電話の設置、訪問員制度など利用ができますので、できるだけ登録していただくようお願いをしているところです。

ひとり暮らし高齢者の見守り体制について、現在の状況を申し上げますと、まず民生委員さんには、ひとり暮らしの登録をしているかどうかにかかわらずですね、担当地区内のひとり暮らしと思われる高齢者宅には月1回程度訪問をいただき、様子を確認いただいております。216人、登録をいただいておりますが、このうち56人の方は、要介護あるいは要支援の認定を受けており、介護保険のサービスを利用されております。定期的に見守りの体制があるものというふうに思います。

また、9人の方が、元気高齢者のための生きがいデイサービス、これを利用してございまして、このデイサービスにおいでいただいたときにですね、健康状態の変化の確認をしております。

ご質問にありました、孤独死などの事故を防止するためには、日ごろの健康状態を把握しながら、適切な保健指導をする必要があるというふうに思います。健康相談に応じ、適切な医療、食事など、日常生活における保健指導を行うために、社会福祉協議会に委託をし、訪問指導事業を実施しております。これまでの中で、もし放置していたら倒れてしまったと思われる高度の高血圧の方の受診勧奨ですとか、ひとり暮らしで認知症を発症し、生活に支障があらわれ始めた方の介護保険利用への支援、あるいは家族への連絡や家族の指導など、さまざまな形

で効果を上げております。

ひとり暮らし高齢者は、日ごろからの変化に気づく方が身近にいないために、大事に至る危険性が高いと思われますので、この訪問指導事業は有効であるというふうに考えます。

ひとり暮らし訪問員さんには、日ごろの安否確認や連絡、介護等の援助、また緊急通報等があった際の出動の役割も担っていただいております。6月1日現在、101名の方に委嘱をしております。

次に、安心電話事業であります。利用者宅の電話あるいは有線電話に、緊急通報用の機器と熱探知の火災報知器を接続し、有事の際に利用者の方がスイッチを押して通報するシステムであります。この非常ボタンによる通報だけでなく、相談ボタンというものもございます。これによる相談もありますが、電話だけでなく、それによっても訪問による対応をしておるところでございます。

また、町では、安否確認を兼ねた配食サービスを提供しております。業者の方がお弁当を届ける際に、高齢者の変化に気づき、連絡により適切な対応ができた、こういった事例も何例かございます。ひとり暮らしの高齢者を常時見守ることは大変困難であります。町としても、これまで述べたようにですね、さまざまな取り組みをいたしておりますが、今後もさまざまな角度から、機会をとらえ見守る体制をとる工夫が必要であると思っております。

新聞などの報道で取り上げられる孤独死は、制度が十分機能していなかったという問題点のほかにはですね、地域での人間関係の問題点も挙げられております。ひとり暮らしの高齢者は、今後ますます増えることが予想されます。住みなれた地域で、最期まで、その方らしく年を重ねていくことができるよう、身近なご親族の方はもちろんであります。地域の皆さんのご協力なども得る中で、地域のネットワークづくりをしていく必要があるというふうに考えております。以上であります。

5番（窪田さん） ありがとうございます。取り組みとか、いろいろな工夫がなされていて、本当に安心しました。

民生委員の方にも聞いたんですけども、月に1回だと見逃すこともあるわよねということでしたので、できましたら、やっぱり近所がやはり、新聞がたまっているとか、そういうことに気づかなければならないということがあるので、お互いに近所同士で、独居老人のところを見守る、そういうことが大切だと思えました。それでは、これで3番目の質問を終わります。

4番目、10周年を迎える、びんぐし湯さん館の入浴人数を増やす一つの方策として、夜間の8ないし9時の入浴時間を、7ないし9時の同金額にすると、以前と比べると魅力はあると思います。今までだと、着たり、脱いだり、ほっと汗をとる時間も入れると、忙し過ぎて魅力がなく、増客をねらっても難しいと思います。でも、少しゆっくりできることにより、増客の見通しがつくと思います。思い切った増客策を。

イ. 現在の8ないし9時300円を、7ないし9時300円に

これで1回目の質問といたします。

企画政策課長（荒川君） 午後8時以降の入館料を300円としている時間枠を拡大についてのお尋ねというふうに理解いたしますが、結論から申し上げまして、料金体系については現行どおりと考えています。これは食事のオーダーストップがおおむね午後8時、飲食、飲み物等については、8時半というものを一つの目安としておりまして、実質的に飲食ができない時間帯での入浴を想定をして定めたものであります。

びんぐし湯さん館の設置目的は、心身の健康、コミュニティの増進、地域の活性化等を図ることが、温泉条例にも定めてございます。利用者の皆様には、ぜひ余裕を持ってご入館をいただき、入浴はもちろん、ゆっくりと飲食や、広間でご歓談をいただきながらご利用いただければと考えおります。以上です。

5番（窪田さん） わかりました。

室賀でも、朝5ないし8時で、15分前に上がるんだそうです。リニューアル前は、朝風呂が200円、入浴券は400円、料金は現在は300円。朝風呂の年間券が2万1千円、昼間のお風呂の年間券が3万5千円、朝風呂の入浴人数は約150名ぐらいで、男女とも、でも昼も各方面から500円で来る方が多いため、朝風呂の150名は関係ないとのことでした。そのうち採算が合うようになったら、夕風呂券にも年間券を考えていただきたいと思いました。以上です。

その質問、お願いします。

企画政策課長（荒川君） 午後8時以降300円としている入浴料についての、年間券というお尋ねでよろしかったのでしょうか。それにつきましては、現在、半年券、年間券がございますし、時間の制約なくごゆっくりとご利用いただけるかと思えます。日割りで計算をしていただくのですね、半年券、年間券で割っていただくと、大変お得な形でご利用がいただけるかと思えます。ぜひそのような形で、時間に制約なくゆっくりと、新装リニューアルになります湯さん館をご利用いただきたいというふうに考えます。以上です。

5番（窪田さん） では、それで了解しました。ありがとうございました。

議長（宮島君） 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は以上で終了であります。

お諮りいたします。

ただいまから14日までの2日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから14日までの2日間は、委員会審査等のため休会することに決定をいたしました。

次回は6月15日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時52分)

6月15日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	・川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	荒川正朋君
まちづくり推進室長	青木知之君
住民環境課長	小奈千秋君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木昌也君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	宮下和久君
総務課長補佐	大井裕君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	中村淳君
財政係長	
企画政策課長補佐	
企画調整係長	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
 - 第 2 議案第 29 号 坂城町暴力団排除条例の制定について
 - 第 3 議案第 30 号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
 - 第 4 議案第 31 号 坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について
 - 第 5 議案第 32 号 平成 24 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について
 - 第 6 議案第 33 号 平成 24 年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について
 - 第 7 議案第 34 号 平成 24 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- て
- 追加第 1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 追加第 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 追加第 3 発委第 4 号 消費税増税法案の撤回を求める意見書について
 - 追加第 4 発議第 1 号 「大飯原発」の再稼働を行わないことを求める意見書について
 - 追加第 5 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「請願、陳情について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第 2 号 消費税増税に反対する意見書の提出について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第 2 号 消費税増税に反対する意見書の提出について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（宮島君） 次に、日程に掲げた議案につきましては、去る 6 月 4 日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第29号 坂城町暴力団排除条例の制定について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

3番（西沢さん） 2点についてお伺いいたします。

この条例の中にあるような事例が今までに当町においてあったかどうかということと、それから第5条の3項に掲げられています町民及び事業者の責務ということなんですが、これについては、広報及び啓発のところで排除の機運が醸成されるよう広報及び啓発を行うものとするというように掲げてありますが、具体的にどのような方法でその広報、啓発を行っていくか。と言いますのは、3項において町民及び事業者は暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、町に当該情報を提供するよう努めなければならないということが責務として求められておりますので、その辺についてお伺いいたします。

住民環境課長（小奈君） ただいまの質問、まず1点目でございます。当町において、このような事例なり暴力団を排除しなければならないようなことがあったかということですが、このような事例は把握しておりません。

2点目でございます。広報等につきましては、この条例制定後、7月1日の広報において、まずこのような条例を制定させていただくということ。それと今のような具体的な事例ということと伺いますか、社会生活を営む上で暴力団に関するさまざまな情報、このようなこと、お聞きしたりしたこと等ありましたら、町または町を通じて警察という形で展開をしていくということを広報していきたいと考えております。

3番（西沢さん） 今、広報によってということございました。広報に載せていただくのはもちろんですが、なかなか広報に載せただけでは、この趣旨は伝わらないと思います。何か具体的にキャンペーンをしていくとか、そのような考えがありましたらお尋ねいたします。

住民環境課長（小奈君） キャンペーンと伺いますか、7月3日にこの町の防犯協会、この総会を開催する計画がございます。予定がございます。その中で防犯協会、こちらの方には各区の代表、または区長さんになっていただいております。そちらの席におきまして、千曲警察署の刑事課の方にもおいでいただき、講演等を実施していただく考えでございます。

9番（大森君） 今のところの町民及び事業者の責務のところ、3項の町民及び事業者は暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、町に当該情報を提供するということですね。これどういう、基準はどういう基準で、この方が暴力団という情報なんですよということの認定はだれが行うんですか、その点についてご答弁ください。

住民環境課長（小奈君） 町の方に寄せられた情報につきましては、警察の方に照会等をしてまいります。その中で警察の方でこの暴力行為、暴力団の行為に当たるという認定、または掌握していただく中での対処を進めたいと考えてございます。

9番（大森君） 町民の中にですね、私みたいに言動の悪い人、行動の悪い人ね、そういう人た

ちに対してですよ、よそからたまたま転居してきて、どうも新しい人でどうも生活態度がよくないという人がいますよという、そういう密告をしろという意味にもつながってくるというふうに思うわけですが、そういうところの排除といいますか、そういう判断を密告にならないような状況というのはどのように規制していくんですかね。

住民環境課長（小奈君） この条例の第2条定義のところがございます。暴力団、それから暴力団員、この暴力団排除条例、ここで暴力団として排除していくもの、これについてのしっかりした定義がございます。暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、俗に暴力団対策法、暴対法などと呼ばれておるものでございます。こちらの方の第2条第2号に規定する暴力団、それからあわせてその第2条第6号というところでの暴力団員についての排除ということで、この条例を展開してまいります。

9番（大森君） ですから町民はそういうことはわからないでしょう。だから密告しろということでしょう。あるいはそういうことを町へ報告しなさいということでしょう、そういう見たり、聞いたり、そういう情報があった場合は町の方へ届けなさい、そういう責任がありますよということですよ。この責務はそういう意味だというふうに私はとらえているんですが、これについては私は非常に問題があるのではないかと。市民生活をする上で、いろんな人が生活する中で隣の人、今度アパートに来た人、どういう人だということですね、じろじろ見ると、生活態度までチェックしていくという、こういう行き過ぎたものになる可能性がありますのでね、その点についての運用をどうするかということなんです。

住民環境課長（小奈君） ただいまのご質問についてご答弁申し上げます。

当然、そのような行き過ぎた行為にならないよう、町の方で先ほど申し上げました広報等、各種啓発活動の中で、この条例についての浸透を図っていきたいと考えておるところでございます。

10番（中嶋君） 関連でございます。今から30年ぐらい前のお話でございましたが、上山田で暴力団事務所があったり、ある意味、言葉は悪いかもしれませんが、暴力団華やかな時代がございまして、そのときに坂城町へ暴力団の営業所といいましょうか、出張所といいましょうか、そういうものをつくるという動きがありまして、それは未然に見事にですね、坂城町はそういうものを置かせないような当時動きをいたしまして、排除したという経過がございます。ですから、今回も今の課長のご答弁の中であったように、今のところは大丈夫なのかなと、そういうことで私は安心はしておりますが、ただこういうふうに法的に定まってきたその流れがありますので、今後ともきちっとした目で見ていただいて、絶対にと。

特に、それから町営住宅とか、そういうところへ入ったなんていうのはなかなか今、大森議員の方からもご質問があったわけでございますが、なかなか難しい、今の個人情報とかいろんな難しい情報になっております。ですから、そういう部分を考えてなかなか難しい。そうは

いいまでも、あれですか、暴力団とその暴力団でない境というものは難しい部分がありますので、気をつけてですね、やっていただければありがたいのかなと、そんなふうに私ちょっと今思いました。ですから質問ではありません。ただ、心していこうではないかということをお私に言いたかったんです。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第30号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第31号 坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

4番（塩野入君） まず部屋の占用料が設けられた場所が、運動浴室と、それから和室の18畳、それから和室の12畳、この三つがありますが、それぞれの年間の占用した率、占用率、どのくらいやっているか、それをまずお聞きをします。

それから、部屋占用料の、この洋室を3千円にいたしました、その3千円にした根拠をお聞きをいたします。

それから、この洋室は今自動販売機がある奥の厨房のわきのところへ、今、丸いテーブルが三つありますが、その奥のところへこのテーブルといす32席のスペースを増築すると、新しく増やすという理解でいいのかどうかということです。

それから、この6条2項で湯さん館の休日を毎月1回第4水曜日だけにすることですが、なぜこの条項だけが10月1日に施行するのかどうか。利用者側にとっては利用数が増えるんだからリニューアルオープンと一緒にするのが普通だと思いますが、なぜこれを延ばすのか、それをお聞きをしたい。

それから、今の男湯のある外に、外の洗い場があるんですが、これは私もちよくちよく行く中で冬場も使えるように覆いをつけてほしいという要望を大勢の皆さんから聞くんですが、多分何かあるかと思えます。その対策がとれないかどうか、あるいはこういう、どうなっているのか。その5点をお聞きします。

企画調整係長（中村君） まず、今現在利用料をお願いをしています部分の使用率ということですが、これにつきましてはまず運動浴室が、これは昨年度、昨年4月からこの3月末までということですが、152回、それから和室18畳これが190回、和室12畳が280回ということになっています。昨年度の営業日数が340日です。正確には1日数回ということもあり得るかもしれませんが、仮に1日1回としますと運動浴室が

45%、和室18畳が56%、和室12畳が82%ということになっております。

それから、今回増築をします洋室3千円の根拠でありますけれども、以前定めていました18畳と12畳の和室、この面積から割り出しますと3千円強、または弱というようなところになります。18畳という畳の数だけですと狭いんですが、周りの部分がありますので、そういったことから3千円ぐらいが適当であろうというふうにしております。

それから場所ですが、今、議員さんが言われたとおり、厨房の南側、あそこに厨房じゃないですね、大広間の前に自動販売機がありますけれども、この奥ということでございます。

それから、今回休館日を月1とするということなんですが、これにつきましては1回増やして、そこでなるだけお客さんに多く来ていただきたいという目的で増やすということでございます。今現在ですね、水曜日がほかの日に比べて100人ぐらい入館者が少ないという状況がございますので、これについては十分その水曜日、せっかくあけるんですから、多くの方に来ていただくように周知する期間を2カ月ちょっと設けていきたいということ。それから、この1日増やすことによって、湯さん館の方の振興公社の人手の対応等もありますので、そこら辺の検討等も含めまして、そういった期間を設けさせていただきました。

それから、男湯の外の洗い場なんですけれども、これについては今までも議論がありまして、現在何かできないかなということで検討しています。まだ具体的なことをちょっと正確には申し上げられませんが、今、閉鎖している期間を幾らかでも少なくできるように、簡単な覆いであるとか、場合によっては暖房的なことを考えると、そんなことを今検討している最中でございます。以上でございます。

4番（塩野入君） 今、三つ、今度洋室ができて四つになるんですが、運動浴室はその占用以外に結構いろいろな人が入ってやっているのを見るんですけど、ほかの和室の方は利用されていないのか、もしくはさせていない状況なのか、条例でいけば、占用以外は別に使っていない悪いということはないわけですから、たださせているかいらないか知りませんが、そのような状況になっている。そこに新たに今の洋室が加わりますから、特に洋室は足腰が弱くなった高齢者は畳の部屋より使いやすいし、便利な面があるわけでありまして、占用以外の時間帯の空き部屋利用を何か考えないと、ちょっともったいないかなという気がするんですが、その辺はどんなお考えでしょうかということをお聞きをしたいと思います。

それから、今、多く来る人たちを期待して、そして周知期間と、それから湯さん館の方の職員というか人手の対応の中で、10月1日ということではありますが、あれだけ大きい施設ですから、しかも温泉の湯によりますと配管などの施設や設備の劣化も早いというふうに見込まれるので、そういう月2回のお休みの中でそういうものの十分な点検やメンテナンスをして、そしてしっかりしたものを出すと、そういう中では月1回で大丈夫かなというのは、素人目でもちょっと不安な気がするんですが、そういう面での対応はどうでしょうか。以上、2点。

企画調整係長（中村君） まず、新しく設ける部屋の占有する以外のときということでありませうけれども、せっかくだからつくりませうので、おっしゃられたようにお昼であるとか、そういったとき、使っていないときは一般の方も使えるようにということを検討しています。ただ、大広間と全く同じようにしちゃって、そこに場所取りとか、そういう形にならないようにということと検討しているところとあります。

それから、温泉のメンテナンスの関係とありますけれども、現在月2回の水曜日の休みがありますが、そのうち1回を現在メンテナンスの日というふうにしてあります。したがって、月1回の休みがあればメンテナンスについては大丈夫ということとご理解願いたいと思います。以上とございます。

済みませう。ちょっと補足いたします。新しく増築する部分については、レストラン的な部屋ということと今後使っていく予定とあります。ですから、あそこに入っていくといただいて、食事を注文していただいて、そのテーブルで食べるということとできるようにということとあります。よろしく願いたいませう。

（進行の声あり）

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第32号 平成24年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

8番（入日さん） 歳出の5ページの総務費の中の企画費ですが、説明の08011講師等謝礼30万になっていますが、これ当初予算で10万円だったんですね。それでこの30万追加したわけと、どんな講師を呼ぶのか、テーマはどんなことなのかお聞きませう。

それから、同じ5ページで民生費の中の地域包括支援センター費の臨時職員29万4千円ですか、これは有資格者、例えば介護福祉士とかそういった相談できる体制の臨時職員を雇うのでしょうか。

それから、6ページの衛生費の中のやはり臨時職員ですが、これも保健師などの有資格者を臨時職員として雇うのでしょうか。

それから、その下の農林水産費の中の農業振興費で病虫害防除機50万、これは買ってどこへ、例えば農業支援センターか何かへ委託して使わせるようにするのにか。

それから、その下の農業支援センターの補助金が当初予算で20万で、大体今まで20万だったんですが、今回130万増やしたその根拠というのか、理由は何でしょうか。

それから、7ページの農地費の農道等基盤整備町単事業ですが、これはどこのところの農道をするのでしょうか。

それから、その下の商工費で中小企業能力開発学院補助金、当初予算80万円盛ってあって、

今度74万円増やした、その理由をお伺いいたします。

それから、8ページの道路新設改良費の通学路防犯灯整備、これはどんな箇所へ、これはLED化するのかどうか、その辺、お伺いします。

それから、消防費の中の非常備消防で消耗品380万1千円、これは町長がジャンパーと帽子を買うというのですが、大体1セット、ジャンパー幾らなのか、何着用意するのか、ジャンパーの材質はどんなものかお伺いします。

それから、一番最後のページ、10ページの文化財保護費でふるさと歴史館修繕費、これはどんなところを修理するのでしょうか。

それから、10の教育費の保健体育総務費の体育施設整備事業修繕費、これも20万4千円、どこを修理するのかお願いします。

議長（宮島君） 6人の担当課長からお答えを申し上げますので、最初に企画政策課長からお願いをします。

企画政策課長（荒川君） まず5ページ、企画政策費の講師等謝礼の関係でございますが、お話にもございましたが、当初予算に10万円の講師謝礼を盛ってございます。今回補正で実は産学官、大学連携でございましたり、ワイナリー形成構想、こういった形でさまざまな方々にいろいろなお支援をいただく研修会でございましたり、ご教示いただく、そういったことを想定をして講師謝礼というもので予算計上いたしました次第であります。

福祉健康課長（塚田君） まず5ページの一番下になりますが、地域包括支援センター一般経費の臨時職員であります。これは事務職の分でございます。事務職であります所長が4月から非常勤職員ということになりました。この所長の分が1年分と、それから事務補助ということで臨時職員1名採用しておりますが、パート勤務であったものが4月からフルタイムという形に変更したということで、その増額分でございます。

続きまして、6ページの中ほど衛生費の関係であります。保健衛生一般経費の臨時職員であります。これは保健師1名7月から産休育休に入ります。その関係の代替の保健師分が主なものでございます。以上です。

産業振興課長（塚田君） 6ページの農業振興費、農業振興一般経費の病虫害防除機ですが、こちらにつきましては、アメリカシロヒトリの防除機でございます。各地区と団体に貸し出しを行っている機械でございます。現在2台所有してございますが、2台は平成4年と平成16年に購入したのですが、平成4年購入のものが故障いたしまして修理に出したところ、部品がもう既につくられていないということで修理不能ということで新たに防除機を購入するものです。

続いて、その下の農業支援センター補助金についてでございますが、こちらは地域農業マスタープラン、別名、人・農地プランに基づきます担い手の支援、耕作放棄地の解消、農地集積

に向けた事業への支援ということで、ワイナリー形成事業に係る担い手農業者への支援ということでございます。

続いて、次の7ページですが、5の農地費、農道等基盤整備町単事業でございますが、こちらの方につきましては、地域発元気づくり支援金の対象ということで決定となりました。三つの農道等整備事業について重機借上料、補修用材料を補正するものでございます。内容につきましては込山区で行っております平沢線のアスファルトオーバーレイ、それと上五明区の籠岩線、南条地区の大久保線のコンクリート舗装についてでございます。

続いて、同じく7ページの商工総務費の商工総務一般経費の中小企業能力開発学院補助金でございますが、こちらの方につきましてはご存じのとおり、中小企業能力開発学院では町内事業者の経営者または従業員の専門知識、技能の習得を目的に新入社員研修会を初めさまざまな講座を開催しておりますが、昨年からは若手経営者を対象といたしました経営革新塾など、時代に即した内容の講座に取り組んでおります。本年も新しい新たな視点での講座を計画しているところでございます。

しかしながら、商業に関しまして受講生が少なく課題となっているというところでございます。そこで今年度は、町内の事業主さんなどが立ち上げました民間団体とともに、次世代につながる人材育成を目的といたしまして、当町の名誉町民でセブン&アイ・ホールディングスのCEO鈴木敏文氏や、日本を代表いたします経営学者の野中郁次郎氏による公開講座の開催や、流通界、産業界の第一線で活躍する経営者、有識者をお招きして、商工業経営者や地域住民を対象とした講座の開催等を計画しております。町といたしましても、次代を担う人材育成事業に積極的に支援していくということで74万円の補正を計上いたしました。以上であります。

建設課長（青木君） 私からは8ページ、道路新設改良費、通学路防犯灯整備に関してご答弁申し上げます。ご案内のとおり、昨年度、スマートコミュニティ構想の策定もなされまして、そのような中で通学路街路灯、防犯灯につきましても、エネルギーのスマート化ができないかということの中で、この事業について追加要望をしまいたしたところ、追加の内示をいただくことができましたので、今回補正をするものでございます。

内容といたしましては、現在、大望橋にございます18灯のナトリウム電球のLED化につきまして検討をしているところでございます。以上です。

住民環境課長（小奈君） 私の方からは婦人消防隊の活動服につきましてお答え申し上げます。

地域での防災活動への参加など、さまざまな活動をしていただきたいという中で、材質につきましてはアクティブジャンパーというちょっとナイロン系の丈夫なもの、こちらの方を用意していきたいと考えております。現在、用意する装備につきましてはそのアクティブジャンパー、またはその帽子、キャップとあわせてそれぞれ700を、予備を含めまして整備したいと考えています。なお、金額につきましては現在見積もり段階でございますが、お一人当

たり3,800円で整備をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 10ページになります文化財保護費の坂木宿ふるさと歴史館に係る修繕料でありますけれども、歴史館の表門の雨漏り修繕に要する費用となっております。

それから、同じく10ページ保健体育総務費であります体育施設整備事業の修繕でありますけれども、文化センター体育館の窓ガラスの修繕に要する費用となっております。以上です。

8番（入日さん） 再質問で2点だけお伺いします。

農業支援センターの補助金、ワイナリーの人材育成だと言いましたが、どんなことを内容的にやるのでしょうか。当初予算でワイナリーの木の種類の選定ですか、どんな種類にするとか、そういうことは載っていたと思うのですが、こういう人材的なことはこれからそういう組織づくりをとということで、町は余り関与しないようなことを最初は言っていたんですが、その辺についてお伺いします。

それから、婦人消防のジャンパーですが、アクティブジャンパーとしてナイロン製の薄手のものだと思うんですが、もし出初式や何かにこれを着るんでしたら、とても寒くて、これだけでは凍えてしまうというか、寒くて歩けないくらいになると思うんですが、そういうところまでは考えているのでしょうか。以上です。

産業振興課長（塚田君） お答えいたします。ワイナリー事業に係る担い手農業者の支援ということでございます。こちらの方につきましては、国からの給付金を県を通じて申請する予定でございますが、既に要望が多く、給付の対象にならないという可能性がございます。そういうこともありまして、今回補正でちょっと見ていただいたということでございます。

内容的には、こちらの方につきましては農業技術の研修中に給付金を給付するというものでございます。新たに農業をやり始めるというような方の若手の農業者のための資金でございますので、こちらの方について、できれば対象となつてほしいのでございますが、対象となれば、こちらの方はよろしいんですけれども、ちょっと大変、全国的には大変要望が多いというような事業で、大変ちょっとこちらの方としても苦慮しているというような状況でございます。以上です。

住民環境課長（小奈君） アクティブジャンパーといいましても、これ例えば防犯指導員さん、また元旦マラソンを警備していただく交通指導員さん、これらそのような厳寒期においてもこのアクティブジャンパーを上羽織る形の中で、より防寒性を高めているという中でございます。そういう中で出初式、この時期にもこれは活用できるものと考えております。

申しわけございません。これはあくまでも日ごろの地域での防災活動、こちらの方に活用していただくということの中での考えでございます。

12番（池田君） 今、産業振興課長の方から説明がありました農業支援センター補助金というところでございますけれども、これはあくまでも補助金がもらえないとできないというような

ことをございましたけれども、今、ワイナリーのことで、やっぱり坂城もやっていくんだという中で、家を借りて、補助金をもらいたいとお聞きしているんですね。それで両隣の市ですね、そこにはあると言うんですけれども、坂城町にはないというようなことを聞かれたものから、その辺はどうなっているかお聞きしたいと思います。家を借りて、家とかあれを借りて、すぐに補助金がよそにはあるけれども、坂城にはないという。

産業振興課長（塚田君） 確かに坂城町には家を借りてというような、そういう制度はございません。今、申しあげましたのはあくまでも農業を、新しく農業に従事されるという若手の農業者のための給付金でございます。ちょっとその制度が違うかと思しますので、よろしく願いいたします。

12番（池田君） この聞かれたというのは、やっぱり東北の方から来られた方が家を借りてやりたいという中で、それで借りたんですね。それでよそで聞いたら間違いなくあるのに、坂城だけはどうしてないのということを聞かれたわけですけれども、そのことで聞いているわけですけれども、ないということならしやうがないと思えますけれども、ぜひ、そういう制度も設けていただきたいと思えます。これから農業振興のために入ってくれるという人のためだと思う。またワイナリーについては本当に何というんですか、今、町長も招集あいさつの中で、上沖土地改良区の受益地内でやるというんだけど、その受益地内のどの辺でやっているなんていうことも全然わからない中で、またそのようなことも聞かれるんですね。だから、そういうことも順次説明を、この補正の中にはないものですが、ぜひお聞きしたいと思いますけれども、申しわけないけれども、町長のそうしたあいさつの中でもワイナリー事業についてということもありますものですから、ぜひお願いしたいと思います。

まちづくり推進室長（青木君） ワイナリー形成事業におきます試験圃場の位置につきましては、今回、町長の招集あいさつにもございましたように、上沖土地改良区の受益地内に2カ所設けてまいるという予定になっております。今後、その試験圃場の用地につきましては、またワイナリー形成事業の試験圃場地というような形の中で看板等を設置いたしまして、その試験圃場地というようなところを皆様におわかりいただけるような形をとっていくような予定になっているところがございます。よろしく願いいたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第6「議案第33号 平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

4番（塩野入君） 本予算、これ平成20年度以降4年ぶりの予算上程であります、全長約66m、幅員8mという道路の新設と、こういうことではあります、まずこの道路改良工事1千万円の工事内容をですね、どういうふうにするのか。

それから4ページですね、歳出の4ページであります。款3工業地域開発事業項1道路橋梁費目1道路新設改良費であります。そのまです道路改良工事が1千万円あります。この工事内容。それからその用地代1,800万円あります。この用地代は地権者何人で坪単価どのくらいか。それからその下の水道管移設等補償費70万円の内容をお聞きをいたします。

産業振興課長（塚田君） お答えいたします。道路改良工事1千万円の工事内容でございますが、道路改良工事に係る主な内容ですけれども、掘削、埋め戻し、取り壊し、廃材処理等にかかる土工、それと土留めV S施設に係る水路工、それに路面舗装に係る舗装工、それと馬入れ、交通誘導員等に係る附帯工を予定しております。

続いて1,800万円の用地代はということでございますが、用地取得につきましては地権者は一人でございます。

買収単価につきましては、交渉事でございますので、買収単価についてのお答えはちょっと控えさせていただきたいと思っております。

続いて、水道管移設等補償の70万円の内容でございますけれども、水道管移設等補償の内容は本管取り出しがえ、それと引き込み管の移設30m、それとメーター及びメーターボックスの移設、取り壊し等を予定しております。以上です。

4番（塩野入君） これ財源は土地開発公社納付金で賄うということですが、この工業地域開発事業特別会計で公社が全額負担して町は工事をすると、こういうことですが、その内容はどんなものか。それから、これ前回3月の議会定例会で町道認定で議決しているんですが、今回これから道路工事にかかるんですが、その経過をお聞きをしたいと思っております。

それから、昨日も私は現場を見てきましたけれども、今、工事用車両が出入りしているところにちょうどこの計画道路がぶつかるというか、取りつけられるようになっています。工業敷地に沿って、今、町道B040号線が敷地に沿ってずっとあるわけですが、既設の道路があるわけですが、これが入るところが直前で、新しくできるのとこれは交差するわけですね。工場が稼働すると大型トラックや運搬車両が頻りに往來することが予想されますので、生活道路としてこうした出入り口の交差部の対策、あるいは付近住民の交通安全対策というのがどんなふうになるのかということをお聞きをしたい。

それからもう1点は、これは完成し供用開始になるのはいつごろでしょうか。以上、お願いします。

産業振興課長（塚田君） 工業特会で公社が全額負担するということですが、町道0663号線は工業地域における産業振興、それと地域の交通安全対策等により、町道として道路を新設するわけでございます。そこで土地開発公社において、豊饒堂工業地域周辺整備といたしまして、KYB-Y S株式会社への売却時に道路整備費を留保していたということから、土地開発公社からの納付金を充てさせていただいたというような経過がございます。

それと、町道認定ということで、前回の3月議会で議決していただいたわけですが、これは公共事業によります用地取得において、税控除の適用について税務署との事前協議が必要となります。道路新設の場合、事業確認として町道認定が必要とされておりまして、準備を進める上で3月議会において町道認定と区域決定をいただいたところでございます。また、全体計画が整ったということから、本議会において予算計上をさせていただいたというような経過でございます。

あと、在来線との交差点における安全対策というご質問ですが、交差点の安全対策につきましては、公安委員会及び建設事務所との交差点協議をもって進めてまいります。その他交通安全施設については現況の状況と地元区長さんとも協議していく中で順次進めていきたいというふうに考えております。

あと、供用開始の予定はということでございますが、今年度内での道路完成を予定しております。供用開始は平成25年度当初を予定したいというふうに考えております。以上です。

11番（塚田君） 今の道路ですけれども、町道ということにすると維持管理は町でやることになりますよね。それでYS以外使えない道路なんだけど、これ使えるかもしれないけど、ほとんどYSに出入りするでかい車で、維持も大変だと思うんだけど、そこら町で全部やってやるのか、向こうから負担をさせて維持していくのか、それとも占用でもさせてもらって、工事費を生み出すような方法をとれないかお伺いいたします。

産業振興課長（塚田君） お答えいたします。こちらの道路につきましては中之条区での地元説明会におきまして、工場予定地の周辺道路は生活道路であるということから、狭いということからぜひ、交通安全面での対策を求められております。したがって、地元区の要望により、そういう道路をあえてつくったということでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第34号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（宮島君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時54分～再開 午前11時05分）

議長（宮島君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出されました議案を日程に追加いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（宮島君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定をいたしました。

追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から追加日程第4「発議第1号「大飯原発」の再稼働を行わないことを求める意見書について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたしたいと思います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

町長（山村君） では、私の方から追加日程第1と第2、続けてご説明させていただきます。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。まず、本年9月30日をもちまして3年間の任期が満了となります関口文昭さんに、人権擁護委員として引き続きご尽力をいただきたく、法務大臣へ推薦するに当たり、議会のご意見を求めるものであります。

関口さんは、信州大学教育学部を卒業後、昭和42年4月から長野県内の小中学校で教諭としてご活躍され、平成4年4月からは上伊那郡中川村の中川東小学校で教頭、平成7年4月からは旧木曾郡檜川村の檜川中学校で校長、以降千曲市の更級小学校、八幡小学校で校長を歴任されました。また、ご退職後は平成20年に地元月見区において区長としてご活躍され、昨年4月からは坂城児童館館長として職についておられます。経験豊富で人格、識見ともにすぐれ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方でございます。よろしくご審議の上、御賛同賜りたくお願い申し上げます。

続きまして、本年9月30日をもちまして3年間の任期が満了となります宮寄憲子さんにかわり、三橋玲子さんに人権擁護委員としてご協力いただきたく、法務大臣へ推薦するに当たり議会のご意見を求めるものであります。宮寄さんには、2期6年の長きにわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼申し上げます。

三橋氏は、金子会計事務所に勤務された後、現在は有限会社第一水処理取締役として同社に勤務されております。また、平成15年から平成23年まで坂城町生涯学習推進協議会委員、平成19年から現在まで坂城町国民健康保険運営協議会委員としてご尽力をいただいております。経験豊富で人格、識見ともにすぐれ、地域の信望も厚く職務を公正に行うにふさわしい方でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。以上でございます。

10番（中嶋君） 発委第4号「消費税増税法案の撤回を求める意見書について」、意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は消費税増税法案を「社会保障と税の一体改革」の一環として今国会で成立させようとしております。

これは消費税を2014年4月に8%、15年10月に10%に、2段階で引き上げるとしており、現在の5%を短期間に2倍にするという国民の死活に関わる大增税となる。消費税は中小・零細業者にとって転嫁できないという過酷な税金である。国税庁がまとめた2010年度の国税滞納額に占める消費税滞納額は3,398億円で全滞納額の49.7%となっております。

年収200万以下のサラリーマンが1,000万人を超え、顧客や仕事の減少を要因にした倒産・廃業が増加しているなか、国民の所得は大幅に減り、貧困と格差の進行で、孤立死などが広がっております。また、多くの中小零細業者が経営難に陥り、地域経済は深刻な疲弊のもとになっております。とりわけ、東日本大震災の被災者・被災地域は、復興の遅れなどからいまだに筆舌に尽くしがたい苦難を強いられております。こうしたなかでの大增税は、国民の暮らしにはかり知れない打撃を与えるとともに、日本経済を悪化させ、財政破綻を一層ひどくすることは明白であります。このことは、消費税を5%に引き上げた1997年の橋本内閣当時の経験で既に実証されておるところです。

こうした過去の苦い経験を生かして、国民の懐を豊かにし、社会保障を充実させるなど、内需振興策をまっさきに取り組むべき時期に、財界・大企業の求めに応じて消費税の大增税を行うことは、国民の生活を苦しめることになる。

今、やるべきことは、税制でいえば所得のある人ほど課税される応能負担にもとづく税制の確立であり、財政でいえば政党助成金の廃止や八ッ場ダムなどの大型公共事業の見直しで支出の無駄を削ることである。

民主党は前回の総選挙で、国民に「衆院議員の任期中は消費税を増税しない」と約束し、「政権合意」でもそのことを確認していた。にもかかわらず、消費税増税法案の今国会への提出は非常に残念と言わざるを得ない。

本議会は、国民の暮らしと中小・零細業者の経営や地域経済を守るため、消費税の増税は行わないよう強く要請する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますよう、お願いを申し上げまして趣旨説明いたします。

1番（塩入君） 発議第1号「大飯原発」の再稼働を行わないことを求める意見書について」、意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

野田首相は、6月8日、関西電力「大飯原子力発電所」3、4号機について、「再稼働すべ

きだというのが私の判断だ」と明言した。

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因究明が尽くされたわけではなく、安全対策や万一の場合の避難計画なども進んでおらず、新たな規制機関も設置されていない。前提条件も整わないのに再稼働を決断することは、許されるものではない。

政府は、先に原発再稼働に当たっての安全性について基準を示したが、その中身は昨年事故後、各原発に指示した非常用電源車の配置や机上で原発の耐震性などを検査するストレステストの実施などである。「大飯原発」の場合、事故の際に対策委員会が置かれる不可欠な免震事務棟の整備や「フィルター付きベント」の設置が3年先になること、防波堤のかさ上げが来年度まで完成しないことから、全て計画だけで済まされ、安全の名に値しないことは明らかである。

福島原発の事故でもわかるように、全国どこの原発でもいったん事故が起これば取り返しのつかない被害をもたらすことになる。各地の原発で新たな活断層の存在が指摘され、危険性の認識はいっそう高まっている。口先の説明だけで原発の再稼働は、原発の「安全神話」から抜けだしていないことを示している。

また、国会で原子力規制庁法案の審議が始まったことで、政府が再稼働を決断する理由とはならない。審議が始まっただけで、新しい規制機関が設置されたわけではない。ましてや再稼働のために法案の審議を急ぐことは本末転倒である。

国においては原発ゼロに向けたプログラムを選択し、自然エネルギー・再生可能エネルギーへシフトすることが、今こそ必要である。

よって、本議会は、「大飯原発」の再稼働を行わないことを強く求める。以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます趣旨説明といたします。

議長（宮島君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時20分～再開 午前11時21分）

議長（宮島君） 再開いたします。

◎追加日程第1「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎追加日程第2「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎追加日程第3「発委第4号 消費税増税法案の撤回を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発議第1号 「大飯原発」の再稼働を行わないことを求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5 閉会中の委員会継続審査申し出について

議長（宮島君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査・調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の委員会継続審査・調査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定をいたしました。

議長（宮島君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から発言を求められております。これを許可いたします。

町長（山村君） それでは平成24年第2回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

6月4日に開会されました本定例会は、本日までの12日間にわたりご審議をいただきました。また本議会は、議員の皆様の発案により夏場の節電の一環として、一般質問の開始時間を午前8時半からとされました。この新しい取り組みを行われました議員各位にまことに時流に合った対応であると、改めて敬意を表します。

さて、提案いたしました請負契約の締結、条例の制定、一部改正、工業団地開発事業特別会計、一般会計補正予算、下水道事業特別会計補正予算、さらに追加日程でお願いいたしました人事案件を含め、すべての議案に対して原案どおりご決定を賜り、まことにありがとうございました。

さて、平成24年度長野県知事表彰受賞のご報告がございます。既に新聞などで報道されておりますように、当町ご出身の二人の方が表彰されました。町議会議員として昭和62年4月より6期24年間にわたりご活躍されました柳沢昌雄さんが地方自治功労賞を、元社団法人県経営者協会理事として多方面にご活躍されました日置恒明さんが産業功労賞を、それぞれ受賞されました。

このたびの受賞は、町といたしましても大変喜ばしいことでもあります。今後におかれまして

も、ご健勝でご活躍されることを祈念申し上げます。

次に、当町も加入し、出資しておりました図書館ネットワークシステムなどを運営していた「株式会社テレコムユニー」が3月末で解散いたしました。現在、清算手続きが進められております。清算金につきましては、出資割合に応じてそれぞれの株主に配分される見込みであります。

なお、図書館ネットワークシステムにつきましては、財団法人上田市地域振興事業団に引き継がれます。現場での事務事業の遂行には全く支障はございません。

また、青空と千曲川の新緑に囲まれ、6月2日に開会式を行いました「第7回ばら祭り」につきましては、あさって17日をもって、16日間の開期に幕をおろします。

春先、開花の状況を心配いたしました。が、薔薇人（バラード）の会の皆さんや、オーナー企業の皆さんのバラに対する思いが見事に開花し、昨日までに県内外から3万人を超える皆さんに「さかき千曲川バラ公園」にお越しいただき、「ばらの町さかき」をご堪能いただきました。

テレビでの生放送後の週末は、大変大勢の来客となり、特に、この10日の日曜日には、天候にも恵まれ、朝夕にご来園いただいた皆さんも含め、1日で約1万人の方々が訪れられ、実行委員会の予想を上回る来園者に、うれしい悲鳴となりました。

今回のばら祭りにつきましては、さかき千曲川バラ公園のほかに、鉄の展示館における小松美羽さんの絵画展や、中心市街地コミュニティセンターでのマジックショー等を開催するなど、ばら祭りとのコラボレーションを実施し、大変ご好評をいただいております。

これからも、このばら祭りを交流や観光の拠点として位置づけ、さらなるまちづくりの活性化につなげてまいりたいと考えております。

今議会の招集あいさつで申し上げましたが、葛尾山及び自在山25haの松くい虫防除の空中散布につきましては、南信地方で週末に空中散布の日程が組まれている自治体が、予定どおり実施されますと、来週18日、月曜日に、当日の天候等の状況はありますが、予定どおり実施いたします。

実施に当たりましては、長野県防除実施基準に基づき、安全性に十分考慮し、住民の皆さんの健康に配慮する中で、地元区の皆さんを初め、町内の小中学校、高校、保育園、幼稚園、福祉施設及び関係団体へ前もっての情報提供や坂城駅、テクノさかき駅への告知板の掲示、体調や薬害などの心配される方への配慮等、リスクコミュニケーションの強化も図ってまいりました。

空中散布の実施に当たりまして、今月号の広報や町ホームページに掲載してあります「注意事項」をご覧ください、散布区域内に近づかない、どうしても外出しなければならないときは、「帽子・マスク」などの着用により自主的な防護を行うなどの諸注意をお守りくださるよう、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

来月1日、日曜日には、町のポンプ操法大会が開催されます。地域を守る消防団が、有事の際の機敏な対応や消防技術の向上を目指し、日ごろの訓練の成果を発表いたします。多くの皆さんの応援をお願いいたします。

また、この大会の優勝分団とラップ分団は、7月8日、日曜日に千曲市大西緑地公園で行われる、埴科ポンプ操法大会及びラップ吹奏大会に出場いたします。

なお、ラップ分団は、昨年から専門の講師の指導のもと、訓練を重ねてまいりました。訓練の成果を期待いたします。

さて、改修工事を進めております「びんぐし湯さん館」につきましては、現在の改修工事により、玄関の導入部から大広間までのバリアフリー化、授乳室の新設など、どなたにも優しく親しみやすい施設に改め、7月20日に竣工式を行い、翌21日、土曜日にリニューアルオープンとなります。また、開館日の拡大や、いす席のレストランの新設、そして拡充された厨房施設による飲食のメニューの充実など、魅力アップした湯さん館にご期待いただければと思います。

次に、7月27日から30日までの間、中国上海市交流団が中国を訪問いたします。南条小学校長の児玉校長を団長とし、引率教員4人、小学生13人の計17人で、そこに私も同行いたします。子供たちには、経済成長の著しい中国の様子をじかに感じて、国際感覚を養い、今後の心豊かな人間形成につなげてほしいと考えております。

私は、この教育交流に尽力をいただいている復旦大学を表敬訪問し、友好を深めてまいりたいと考えております。

夏を彩る町民まつり「坂城どんどん」を8月4日、土曜日に開催いたします。昨年に引き続き、東日本大震災により坂城町に避難されている方々をご招待するなど、東北地方、長野県栄村の被災地支援事業も計画しております。

またそのころはちょうど「ロンドンオリンピック」が開催されております。それにちなみまして、ちいちゃなお子さんを対象にした短距離走などで「どんどんオリンピック」を開催したいと考えております。さらに、今ではすっかり人気者となりました「ねずこん」との記念撮影会も予定しております。夜の部の踊り流しとともに、さまざまなイベントや催しを計画しておりますので、大勢の町民の皆さんのご参加をお願いいたします。

これから暑さが増してまいります。議員各位におかれましても、健康にご留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（宮島君） これにて平成24年第2回坂城町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時33分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 宮 島 祐 夫

坂城町議会議員 入 日 時 子

坂城町議会議員 大 森 茂 彦

坂城町議会議員 中 嶋 登

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 山村町政2年目の基本姿勢について イ. 1年間での成果と課題は 2. 教育について イ. 教育長としての所信は 3. 歩行者をどう守るか イ. 歩道整備に予算を ロ. 歩行者と自転車の共用歩道の拡張を	7 番 山崎正志	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 まちづくり 推 進 室 長 建 設 課 長
2	1. 防災対策について イ. 地域防災計画の改定について ロ. BCP（業務継続計画）について ハ. 消防活動対策について 2. 新教育長の教育運営に向けて イ. 新教育長の心構え ロ. 教育行政運営について ハ. 学校連絡網の整備について	4 番 塩野入 猛	町 長 教 育 長 住民環境課長 教育文化課長
3	1. 里山対策について イ. 松くい対策について ロ. 森林税について 2. 町内公園について イ. 公園の利用状況は ロ. 新たに千曲川自然公園を 3. 新エネルギーについて イ. スマートコミュニティ構想事業は	11番 塚田 忠	町 長 産業振興課長 建 設 課 長 企画政策課長
4	1. 町道について イ. 歩道の安全、安心確保は ロ. 道路段差の解消を 2. 少子化対策の根幹について イ. 3ワクチンについて ロ. 小中学生に性教育を	10番 中嶋 登	町 長 建 設 課 長 福祉健康課長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 坂城町の教育について イ. 教育の現状と対策について ロ. 大阪府の「教育基本条例」について、どう考えるか ハ. 地域に開かれた学校づくりをめざして 2. 介護保険事業のとりくみ状況について イ. 包括支援センターの体制について ロ. 生活援助の現状は	1 番 塩入弘文	町 長 教 育 長 教育文化課長 福祉健康課長
6	1. 国民健康保険について イ. 現状をどう捉えるか ロ. 予防医療の充実と税の見直しを 2. キャリア教育について イ. 町内小中学校の現状は ロ. キャリア教育支援協議会について	3 番 西沢悦子	町 長 福祉健康課長 総 務 課 長 教育文化課長
7	1. 葛尾組合焼却施設について イ. 焼却施設の管理運営について ロ. ごみ有料化の検証は ハ. ごみ減量の状況は ニ. 広域処理の意義は	6 番 塚田正平	町 長 住民環境課長
8	1. 通学路の安全対策について イ. 町の考えと取りくみは ロ. 総点検の状況と通学路での事故の現状は ハ. 改善を要する危険箇所への対応は 2. 親しみやすい行政に イ. ひと目でわかる坂城町 ロ. みんなが読む広報に	2 番 ・川まゆみ	町 長 教育文化課長 建 設 課 長 まちづくり 推 進 室 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
9	1. 保育制度はどう変わるか イ. 子ども・子育て新システムについて 2. 障害者支援について イ. 障害者総合支援法について ロ. 町障害者福祉計画について 3. 通学路は安全か イ. ソフト面での対策は ロ. ハード面の対策は	9 番 大森茂彦	町 長 子育て推進室長 福祉健康課長 総務課長 教育文化課長 建設課長
10	1. 婦人消防隊について イ. 婦人消防の今後の方向性 2. 専門職員の育成と検査態勢について イ. 専門職員の育成と検査態勢	8 番 入日時子	町 長 住民環境課長 企画政策課長
11	1. いじめ虐待について イ. いじめ虐待の状況は ロ. いじめ虐待の対策は 2. 住宅の耐震性は イ. 耐震性能は ロ. 耐震診断は ハ. 補強工事は 3. 徘徊高齢者と独居老人について イ. 徘徊高齢者とその家族支援について ロ. 独居老人の支援について 4. びんぐし湯さん館について イ. 入浴時間について	5 番 窪田英子	町 長 教育文化課長 建設課長 福祉健康課長 企画政策課長

消費税増税法案の撤回を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

消費税増税法案の撤回を求める意見書

政府は消費税増税法案を「社会保障と税の一体改革」の一環として今国会で成立させようとしている。

これは消費税を2014年4月に8%、15年10月に10%に、2段階で引き上げるとしており、現在の5%を短期間に2倍にするという国民の死活に関わる大增税となる。消費税は中小・零細業者にとって転嫁できないという過酷な税金である。国税庁がまとめた2010年度の国税滞納額に占める消費税滞納額は3398億円で全滞納額の49.7%となっている。

年収200万以下のサラリーマンが1000万人を超え、顧客や仕事の減少を要因にした倒産・廃業が増加しているなか、国民の所得は大幅に減り、貧困と格差の進行で、孤立死などが広がっている。また、多くの中小零細業者が経営難に陥り、地域経済は深刻な疲弊のもとにある。とりわけ、東日本大震災の被災者・被災地域は、復興の遅れなどからいまだに筆舌に尽くしがたい苦難を強いられている。こうしたなかでの大增税は、国民の暮らしにはかり知れない打撃を与えるとともに、日本経済を悪化させ、財政破綻を一層ひどくすることは明白である。このことは、消費税を5%に引き上げた1997年の橋本内閣当時の経験で既に実証されている。

こうした過去の苦い経験を生かして、国民の懐を豊かにし、社会保障を充実させるなど、内需振興策をまっさきに取り組むべき時期に、財界・大企業の求めに応じて消費税の大增税を行うことは、国民の生活を苦しめることになる。

今、やるべきことは、税制でいえば所得のある人ほど課税される応能負担にもとづく税制の確立であり、財政でいえば政党助成金の廃止や八ッ場ダムなどの大型公共事業の見直しで支出の無駄を削ることである。

民主党は前回の総選挙で、国民に「衆院議員の任期中は消費税を増税しない」と約束し、「政権合意」でもそのことを確認していた。にもかかわらず、消費税増税法案の今国会への提出は非常に残念と言わざるを得ない。

本議会は、国民の暮らしと中小・零細業者の経営や地域経済を守るため、消費税の増税は行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月 日

衆議院議長 横路孝弘

参議院議長 平田健二

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

財務大臣 安住 淳

厚生労働大臣 小宮山 洋子

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮島 祐夫

「大飯原発」の再稼働を行わないことを求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり坂城町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

(別紙)

「大飯原発」の再稼働を行わないことを求める意見書

野田首相は、6月8日、関西電力「大飯原子力発電所」3、4号機について、「再稼働すべきだというのが私の判断だ」と明言した。

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因究明が尽くされたわけではなく、安全対策や万一の場合の避難計画なども進んでおらず、新たな規制機関も設置されていない。前提条件も整わないのに再稼働を決断することは、許されるものではない。

政府は、先に原発再稼働に当たっての安全性について基準を示したが、その中身は昨年事故後、各原発に指示した非常用電源車の配置や机上で原発の耐震性などを検査するストレステストの実施などである。「大飯原発」の場合、事故の際に対策委員会が置かれる不可欠な免震事務棟の整備や「フィルター付きベント」の設置が3年先になること、防波堤のかさ上げが来年度まで完成しないことから、全て計画だけで済まされ、安全の名に値しないことは明らかである。

福島原発の事故でもわかるように、全国どこの原発でもいったん事故が起これば取り返しのつかない被害をもたらすことになる。各地の原発で新たな活断層の存在が指摘され、危険性の認識はいっそう高まっている。口先の説明だけで原発の再稼働は、原発の「安全神話」から抜けだしていないことを示している。

また、国会で原子力規制庁法案の審議が始まったことで、政府が再稼働を決断する理由とはならない。審議が始まっただけで、新しい規制機関が設置されたわけではない。ましてや再稼働のために法案の審議を急ぐことは本末転倒である。

国においては原発ゼロに向けたプログラムを選択し、自然エネルギー・再生可能エネルギーへシフトすることが、今こそ必要である。

よって、本議会は、「大飯原発」の再稼働を行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月 日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦
経済産業大臣 枝 野 幸 男 殿
環 境 大 臣 細 野 豪 志

長野県埴科郡
坂城町議会議長 宮 島 祐 夫